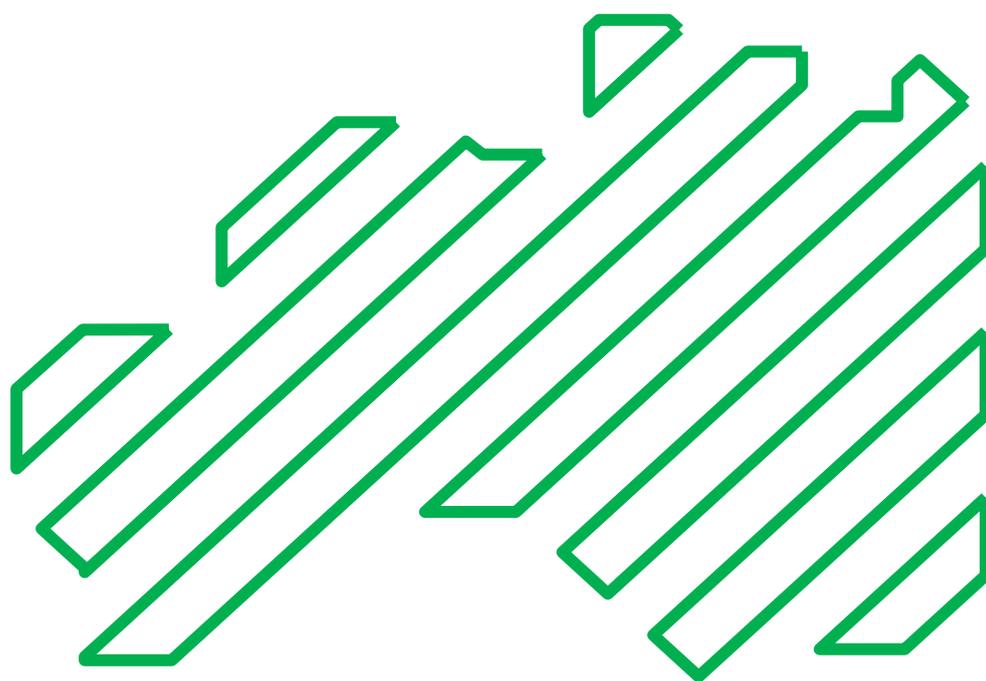


福島県国土強靱化地域計画

(令和8年度～令和12年度)



令和8年3月

福島県

目次

第1章	計画策定の趣旨・位置付け	2
1	計画策定の趣旨	3
2	計画の位置付け	5
3	計画期間	6
第2章	地域特性・過去の自然災害等	7
1	福島県の地域特性	8
2	福島県における過去の自然災害	10
3	災害検証等	17
第3章	基本的な考え方	24
1	社会状況等の変化への対応	25
2	基本目標	28
3	事前に備えるべき目標	28
4	施策の展開方向	29
第4章	脆弱性評価	30
1	評価の枠組み及び手順	31
2	評価結果	34
第5章	強靱化の推進方針	35
1	推進方針の策定	36
2	推進方針の具体的内容	36
第6章	計画の推進	118
1	推進体制	119
2	国土強靱化を進めるために取り組む事業	119
3	進捗管理及び見直し	119
4	市町村における計画の策定・推進	120
別紙		
≪別紙1≫	脆弱性評価の結果	121
≪別紙2≫	推進方針の施策分野対応表	193

第 1 章

計画策定の趣旨・位置付け

計画策定の趣旨

計画の位置付け

計画期間

1 計画策定の趣旨

(1) 東日本大震災及び原子力災害の発生

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震とそれに伴う大津波による災害（以下「東日本大震災」という。）は、多くの人的被害及び建物被害に加え、道路などの基幹的な交通基盤の分断、農業用ダムの決壊、堤防や港湾施設の壊滅的被害など、県内全域に甚大な被害をもたらした。また、東京電力福島第一原子力発電所事故による災害（以下「原子力災害」という。）の発生は、16万4千人以上の住民に他地域への避難を余儀なくさせるとともに、風評被害等により県内のあらゆる産業に大きな打撃を与え、県の基盤を根底から揺るがす事態を引き起こした。その影響は現在も継続している。

(2) これまでの経緯（国）

国は、東日本大震災等から得られた教訓を踏まえ、事前防災・減災及び迅速な復旧・復興に資する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）を公布・施行した。この基本法に基づき、平成26年6月には国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）を策定したところであるが、平成28年熊本地震や平成30年7月豪雨等で甚大な被害が発生したことを踏まえ、これらの災害の知見等をもとに、平成30年12月に基本計画が変更された。変更された基本計画のもと、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策（平成30年12月14日閣議決定）」や「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策（令和2年12月11日閣議決定）」に基づく取組を推進したところであるが、中長期的な見通しに基づき、引き続き計画的かつ着実に更なる国土強靱化を推進するため、基本法が令和5年6月に改正され、これに伴い基本計画も令和5年7月に変更された。さらに、令和7年6月には、基本計画の施策の実施に関する中期的な法定計画である第1次国土強靱化実施中期計画（以下「実施中期計画」という。）が決定され、国土の全域にわたる強靱な国づくりが推進されている。

(3) これまでの取組と本計画の策定（福島県）

県においても、平成30年1月に「福島県国土強靱化地域計画」（以下「本計画」という。）を策定し、令和3年4月には令和元年東日本台風等の検証等を踏まえた計画の全体的な見直しを行い、令和5年3月には、指標や施策等の一部見直しを行いながら、本計画に基づく強靱化施策を着実に推進することで、県土の強靱化を図ってきた。

本県は、東日本大震災以降も令和元年東日本台風、令和3年・4年に発生した福島県沖を震源とする地震、令和5年台風第13号、令和7年2月の大雪等、度重なる自然災害に見舞われてきた。切迫する日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震をはじめとした頻発・激甚化するあらゆる自然災害等から県民の生命、財産、地域社会を守るため、これまでの自然災害から得た教訓や社会情勢の変化等を踏まえ、切れ目ない県土の強靱化を推進することで、「致命的な被害を負わない強

さ」と「速やかに復旧・復興できるしなやかさ」を備えた強靱な県づくりを推進することを目指し、本計画を策定した。

【参考】これまでの国土強靱化に関する法律等の動向

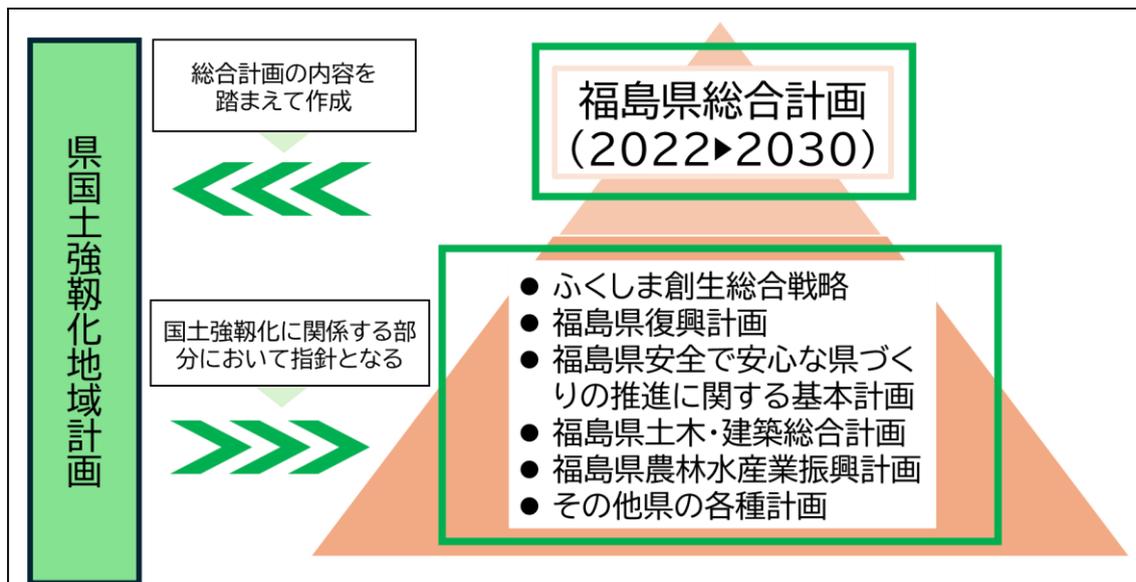
時期	主体	動向
平成25年12月	国	「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」公布・施行
平成26年6月	国	国土強靱化基本計画 閣議決定
平成30年1月	県	福島県国土強靱化地域計画 策定（計画期間：平成30年度～令和2年度）
平成30年12月	国	国土強靱化基本計画の変更 閣議決定 防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策 閣議決定
令和2年12月	国	防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策 閣議決定
令和3年4月	県	福島県国土強靱化地域計画改定（計画期間：令和3年度～令和7年度）
令和5年3月	県	福島県国土強靱化地域計画改定
令和5年6月	国	「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」の改正 公布・施行
令和5年7月	国	国土強靱化基本計画の変更 閣議決定
令和7年6月	国	第1次国土強靱化実施中期計画 閣議決定
令和8年3月	県	福島県国土強靱化地域計画策定（計画期間：令和8年度～令和12年度）

2 計画の位置付け

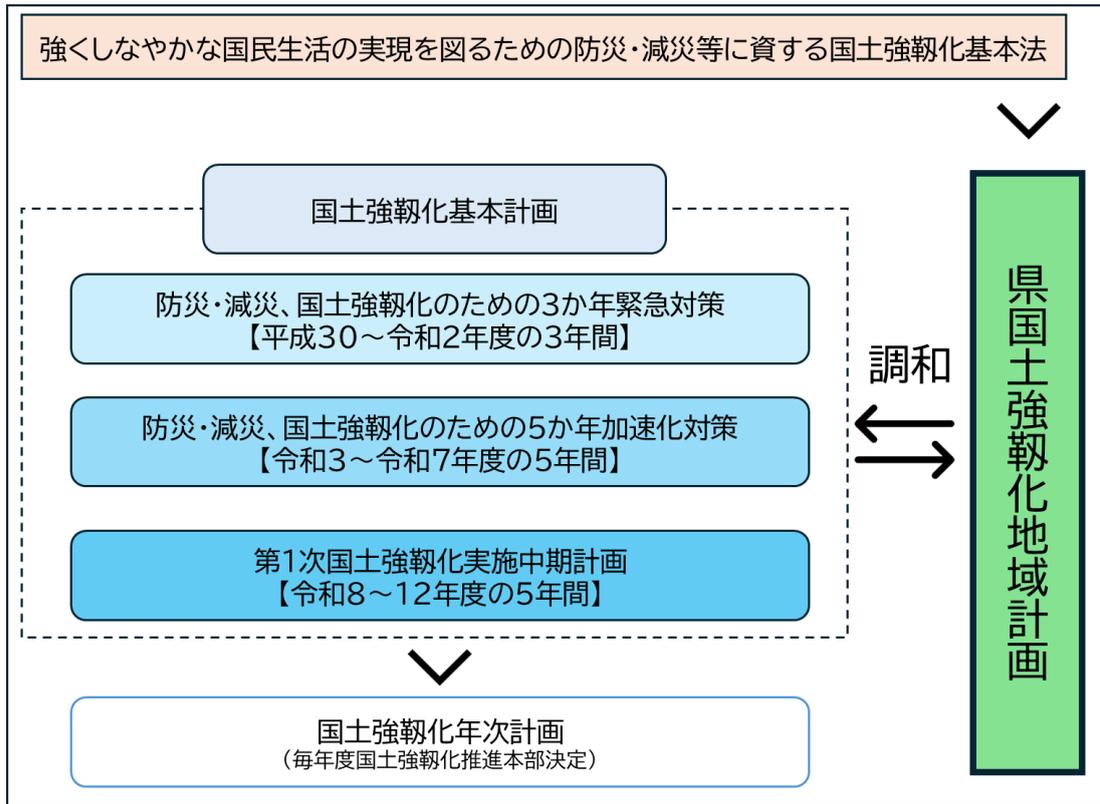
- 本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に進めるために策定するものであり、「福島県防災基本条例」及びその他の本計画に関連する県条例並びに「福島県総合計画」を踏まえつつ、「強くしなやかな県土づくり」のため国土強靱化の関連部分において各種計画等の指針となるものである。

【福島県防災基本条例第3条（基本理念）】

- ① 防災の取組は、県民の生命及び身体の安全確保を最優先に、災害による死者（災害関連死を含む。）を出さないことを目指し、自助・共助・公助の各主体が連携した取組を強化することにより、被害の最小化及びその迅速な回復を図る減災の考え方を基本として行われるものとする。
- ② 防災の取組は、災害に備えるための多様な取組を適切に組み合わせて一体的に講ずるものとする。
- ③ 防災の取組は、県民一人一人が主体となって行われ、多様性と包摂性（誰一人取り残さないこと）のある持続可能な地域社会の実現を目指して推進するものとする。
- ④ 防災の取組は、最新の科学的知見、過去の災害から得られた経験及び教訓を生かすとともに、デジタル技術の発達を踏まえつつ絶えず改善を図るものとする。



○ 本計画は、基本法14条の規定により基本計画と調和を図り、策定した。



3 計画期間

本計画が対象とする期間は、令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間とする。

なお、計画期間中においても、施策の進捗状況や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて柔軟に見直しを行うものとする。

第 2 章

地域特性・過去の自然災害等

福島県の地域特性

福島県における過去の自然災害

災害検証等

1 福島県の地域特性

(1) 位置・地勢・気候

本県は、東北地方の最南端にあり、東は太平洋に面し、南は茨城、栃木の両県、西は大部分を新潟県、西南の一部が群馬県に接しており、北は宮城、山形の両県に隣接している。

面積は北海道、岩手県に次いで全国3位の広さとなっており、阿武隈高地と奥羽山脈が県内を南北に走り、浜通り、中通り及び会津地方の3つに区分される。

浜通りは、阿武隈高地と太平洋に面し、太平洋側の気候によって比較的温暖で冬でも降雪が少ない地域である。

中通りは、阿武隈高地と奥羽山脈に挟まれた地域であり、南北に流れる阿武隈川沿いの平地を中心として大小の盆地が位置している。気候は日本海側と太平洋側の両気候の中間的な特徴を有している。

会津地方は、奥羽山脈と新潟県境に連なる越後山脈の間に位置し、寒暖の差が大きく、降雪量の多い地域であり、特に会津南西部は日本有数の豪雪地帯となっている。

(2) 県土構造（7つの生活圏）

本県は、中通り軸、会津軸、浜通り軸からなる縦軸と横断道軸、北部軸、南部軸からなる横軸を県土の骨格とし、その結節点を7つの生活圏と捉えている。

このため、災害に強い県土づくりを進める上で、それぞれの地域特性を活かし、7つの生活圏ごとに防災施設・機能の整備を図るなど、自立的な防災生活圏の形成を図る必要がある。

(3) 人口

本県の人口は、約171万人（令和8年2月1日現在の推計人口）である。

本県では、出生数の減少、死亡者数の増加による「自然減」及び進学・就職に伴う若者の県外転出による「社会減」により、平成10（1998）年をピークに減少に転じて以降、減少が続いている。

令和7年3月に策定した「ふくしま創生総合戦略」においては、令和22（2040）年に福島県総人口150万人程度の維持を目指すこととしている。

(4) 社会基盤

本県では、平成27年に常磐自動車道が全線開通、東北中央自動車道では、福島～米沢間が平成29年11月に、相馬～福島間が令和3年4月に開通する等、高規格道路網等が約523km（令和7年3月末時点）、一般国道（直轄）が約495km（令和5年3月31日時点）整備済みであり、これらが

県内の広域道路ネットワークを形成している。

海上運輸については、相馬港、小名浜港の2つの重要港湾が立地していることが挙げられる。小名浜港は、平成25年には全国初となる「特定貨物輸入拠点港湾（石炭）」に指定される等、東北地方の産業活動を支援する物流拠点として重要な役割を果たしている。また、相馬港でも新たに整備されたLNG基地が、平成30年3月に運転を開始し、産業・エネルギー拠点としての役割を担っている。

また、本県は、水力や火力などの発電所が多数立地する我が国有数の発電県であり、原子力災害の発生を契機として、「原子力に依存しない、安全・安心で持続的に発展可能な社会づくり」を復興計画の基本理念に掲げ、再生可能エネルギーの推進に重点的に取り組んでいる。

（5）原子力災害による避難地域等の設定

東日本大震災及びその後の津波により、東京電力福島第一原子力発電所では、核燃料を冷却する機能を喪失したことから、燃料の溶融や圧力容器の一部損傷などにより放射性物質が大量に放出される事態に至り、大規模自然災害に原子力災害が重なる未曾有の複合災害となった。これにより、発電所の周辺地域等では、放射性物質による被ばくを避けるため避難指示区域が設定され、16万4千人以上の住民が他地域への避難を余儀なくされた。

また、農産物や農地、水産物、資材等が汚染され、出荷や生産停止などの被害が発生したほか、県産物の価格低下や観光客の大幅な減少など県内全域に風評被害が及び、あらゆる産業が大きな打撃を受ける事態となった。

避難指示区域の見直しがなされ、避難指示の解除が進むとともに、役場機能や商業施設、医療機関などの整備が進み、避難者数は徐々に減少傾向にある。しかしながら、いまだ2万4千人の住民が県内外で避難生活を続けており（令和7年11月1日時点）、更なる帰還促進に向けて、住まいの確保を始め、医療・介護・福祉サービスの提供体制や教育環境の整備、雇用の創出、産業・生業の再生、風評の払拭、防犯・防災対策、地域コミュニティの維持・再生など、取り組むべき多くの課題を抱えているほか、原子力発電施設敷地周辺を含む避難地域等における災害の発生に備えた対策も求められる状況にある。

2 福島県における過去の自然災害

(1) 地震・津波災害

本県には、阿武隈高地東縁部、福島盆地西縁部、会津盆地西縁部に顕著な活断層が認められるほか、南会津地域には大内－倉村断層が存在する。栃木県北部には、活動度の高い関谷断層が福島県との県境まで延びていることが推定されており、内陸直下型地震が発生するリスクを抱えているほか、茨城県の常陸太田市から本県の棚倉町にかけて棚倉構造線が存在している。

また、本県沖は太平洋プレートの沈み込み部となっており、プレート活動に起因する海溝型地震の発生頻度が比較的高い地域であり、隣接する他県沖にもプレート境界が連続しているために、本県沖以外で地震が発生した場合でも被害を受ける可能性がある。

平成23年3月11日14時46分、三陸沖を震源としたモーメントマグニチュード9.0という国内観測史上最大の地震により、中通り及び浜通りの県内11市町村で震度6強が観測された。相馬港では9.3m以上の大津波が観測されるなど、浜通り沿岸全域が津波の被害に襲われ、死者4,000名を超え（関連死含む）、家屋や産業・交通・生活基盤の壊滅的被害など、甚大な被害が発生し、本県の歴史上類を見ない大災害となった。



須賀川市内



広野町内



相馬市内



いわき市内

【東日本大震災の規模】

発生日時	平成23年3月11日 14時46分
震源	三陸沖（震源の深さ24km）
規模	モーメントマグニチュード9.0
県内の観測震度	震度6強： 白河市、須賀川市、国見町、天栄村、富岡町、大熊町、浪江町、鏡石町、 檜葉町、双葉町、新地町 震度6弱： 福島市、二本松市、本宮市、郡山市、桑折町、川俣町、西郷村、矢吹町、 中島村、玉川村、小野町、棚倉町、伊達市、広野町、浅川町、田村市、 いわき市、川内村、飯舘村、相馬市、南相馬市、猪苗代町 震度5強： 大玉村、泉崎村、矢祭町、平田村、石川町、三春町、葛尾村、古殿町、 会津若松市、会津坂下町、喜多方市、湯川村、会津美里町、磐梯町
津波規模	計測値：相馬港9.3m以上※、小名浜港333cm ※観測施設が津波により被害を受けたため、データを入手できない期間があり、 後続の波でさらに高くなった可能性がある

【東日本大震災の被害概要】

（令和7年11月1日 現在）

人的被害	死者：4,181名（直接死1,605名、関連死2,350名、死亡届等226名） 重傷者：20名、 軽傷者：163名
建物被害	【住 家】住家全壊：16,084棟、住家半壊：87,310棟、住家一部破損：140,061棟、 住家床上浸水：1,061棟、住家床下浸水：351棟 【非住家】公共建物被害：1,010棟、その他建物被害：36,895棟

さらに、令和3年2月及び令和4年3月には、県内において震度6強を観測する福島県沖を震源とする地震災害が発生し、人的被害に加え、家屋やインフラ、生活基盤などに大きな被害が及んだ。また、令和3年の地震からの復旧が途上にある中で、再び令和4年の地震災害が発生したことにより、更なる甚大な被害がもたらされた。

また、令和7年7月にはカムチャツカ半島付近の地震に伴う津波警報が発表され、被害等は発生しなかったが、7市町107,917世帯に避難指示が発令されるなど、県民生活に大きな影響を及ぼした。

【令和3年2月に発生した福島県沖地震】

（令和4年3月8日 現在）

人的被害	死者：2名、重傷者：5名 軽傷者：95名
建物被害	【住 家】住家全壊137棟、住家半壊：2,785棟、住家一部破損：20,614棟 【非住家】公共建物被害：519棟、その他建物被害：1,768棟

【令和4年3月に発生した福島県沖地震】

(令和4年9月14日 現在)

人的被害	死者：1名、重傷者：9名 軽傷者：92名
建物被害	【住家】住家全壊165棟、住家半壊：4,024棟、住家一部破損：30,621棟 【非住家】公共建物被害：350棟、その他建物被害：4,081棟

(2) 風水害・土砂災害

本県の管理する河川には、阿武隈川水系、阿賀野川水系、久慈川水系、那珂川水系の一級河川及び太平洋に注ぐ新田川水系、夏井川水系などの二級河川がある。本県の河川は、他県に比べて急流河川が多いため、大雨による災害の発生リスクが比較的高く、特に都市部においては浸水被害が深刻化するおそれがある。

また、本県は、面積が広く地質的には多様な構造を有しており、第三紀の地層や火山噴出物等の脆弱部が多いため、県民の生命や財産に壊滅的な被害を与える土砂災害が発生するおそれのある箇所が多数存在している。これまで、本県では、台風や豪雨等の影響による風水害・土砂災害が発生した歴史があり、平成23年7月の新潟・福島豪雨や平成27年9月の関東・東北豪雨において、会津地方を中心に大きな被害が発生した。

【過去に県内で発生した主な風水害・土砂災害】

災害名・発生年月	被害の概要
昭和61年8月豪雨（台風10号）	死者：3名、住家全壊：14棟、住家半壊：33棟、 床上浸水：5,501棟、床下浸水：8,520棟
平成元年8月豪雨（台風13号）	死者：12名、行方不明者：2名、住家全壊：13棟、 住家半壊：58棟、床上浸水：1,612棟、床下浸水：2,931棟
平成10年8月豪雨	死者：11名、住家全壊：48棟、住家半壊：74棟、 床上浸水：1,106棟、床下浸水：2,645棟
平成23年7月新潟・福島豪雨	行方不明者：1名、住家全壊：33棟、住家半壊：195棟、 床上浸水：61棟、床下浸水：199棟
平成27年9月関東・東北豪雨	住家全壊：3棟、住家半壊：3棟、床上浸水：60棟、 床下浸水：330棟



平成23年7月新潟・福島豪雨（柳津町）



平成27年9月関東・東北豪雨（南会津町）

令和元年東日本台風では、県内で初めて大雨特別警報が発表され、広範囲に浸水被害が発生した。本県では、10月11日からの前線の影響で、雨が降り出し、12日には台風の接近により昼過ぎから激しい雨が降り、特に台風の接近・通過に伴い、12日夕方から13日未明にかけては非常に激しい雨となり、局地的には猛烈な雨となった。11日15時から13日6時までの総雨量は、福島県の広い範囲で200mm以上の大雨となり、10月1か月の平均値の2～3倍の雨量となった。この2週間後の10月25日から26日にかけても、低気圧の影響を受け、浜通りを中心に非常に激しい雨となった。これらにより、人的被害や、阿武隈川などの決壊による人家の床上・床下浸水、土砂崩れによる住家の全壊の発生など、甚大な被害となった。

【令和元年東日本台風及びその後の大雨の被害概要】

(令和4年10月11日 現在)

人的被害	死者：40名（直接死32名、関連死8名） 重傷者：1名 軽傷者：58名
建物被害	【住家】全壊：1,395棟、半壊：11,800棟、一部破損：6,933棟、床上浸水：157棟、床下浸水：284棟 【非住家】公共建物被害：63棟、その他建物被害：10,736棟
河川堤防の被害	国管理河川：決壊1箇所、越水19箇所、溢水計6箇所 県管理河川：決壊49箇所



夏井川（いわき市）



イチゴ生産施設被害（鏡石町）



谷田川（郡山市）



排水機場被害（相馬市）

また、令和4年8月3日から4日にかけて、東北南部から新潟県にかけて前線が停滞し、会津地方を中心に記録的な大雨となった。本県においては、3日5時から4日15時までの期間降水量が300mmを超える地点が観測されたほか、会津地方北部で記録的短時間大雨情報が発表され、1時間に約100mmの猛烈な雨が降り、浸水被害が発生した。このほか、土砂崩れ、道路損壊などの被害が生じ、特に、生活交通の主要路線である磐越西線において、橋梁の倒壊により、喜多方駅から山都駅間で長期間運休になるなど、地域の住民生活に大きな被害が生じた。

【令和4年8月3日からの大雨・洪水警報による被害概要】 (令和4年10月5日 現在)

人的被害	死者：0名 重傷者：0名 軽傷者：0名
建物被害	【住家】全壊：1棟、半壊：3棟、一部破損：8棟、床上浸水：14棟、 床下浸水：145棟 【非住家】公共建物被害：2棟、その他建物被害：111棟



JR磐越西線の橋梁倒壊（喜多方市）



奥川（西会津町）

さらに、令和5年台風第13号では、浜通りを中心に8日夜から9日朝にかけて断続的に激しい雨や非常に激しい雨が降り、局地的に猛烈な雨が降った。8日夜には浜通りで本県初の線状降水帯が発生し、いわき市山田では最大1時間降水量が観測史上最大の81mmを記録した。この大雨により土砂崩れや河川の氾濫等が発生し、多数の住家浸水等の被害が発生した。

【令和5年9月8日 台風第13号による被害概要】 (令和6年1月12日 現在)

人的被害	死者：1名 重傷者：0名 軽傷者：5名
建物被害	【住家】全壊：11棟、半壊：877棟、一部破損：116棟、 床上浸水：39棟、床下浸水：853棟 【非住家】公共建物被害：19棟、その他建物被害：231棟



藤原川（いわき市）



新川（いわき市）

（3）火山災害

本県には、吾妻山、安達太良山、磐梯山、燧ヶ岳、沼沢の5つの活火山があるほか、那須岳にも隣接しており、その自然環境は県民生活に限りない豊かさと安らぎをもたらしている。

その一方で、本県においても記録に残る火山災害が発生しており、吾妻山、安達太良山、磐梯山、那須岳について、気象庁及び仙台管区気象台の火山監視・情報センターにおいて火山活動の観測・監視を24時間体制で行っている。

【過去に県内で発生した火山災害】

火山名称	発生日月	火山災害の概要
吾妻山	明治26（1893）年5・6月	噴火 死者2名
安達太良山	明治33（1900）年7月	噴火 死者72名、負傷者10名
	平成9（1997）年9月	火山ガスによる死亡事故 死者4名
磐梯山	明治21（1888）年7月	噴火 死者461名（477名とも）

（4）雪害

本県は、会津地方の全域及び中通り地方の一部を含む県土面積の約半分を占める20市町村が豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）に基づく豪雪地帯に指定され、さらにそのうちの14市町村が特別豪雪地帯に指定されている。

会津地方では、年間降水量のほぼ半分が雪によるもので、特に奥会津では一晩に1メートル以上の降雪となることもあり、最深積雪が5～6メートルにも達する。平成26年2月の豪雪の際は、南岸低気圧が発達しながら三陸沖を北東に進んだ影響により中通りを中心に記録的な大雪となったことから交通障害など大きな混乱につながっている。また、直近では令和7年2月に東北地方の上空に氷点下42度以下の強い寒気が流れ込んだことにより会津地方を中心とした大雪に見舞われ、死者2名をはじめとする人的被害のほか、住家・非住家の半壊や一部損壊、農業施設へ

の被害など多数の被害が発生している。

【令和7年2月4日からの大雪】

(令和7年2月27日 現在)

人的被害	死者：2名 重傷者：14名 軽傷者：28名
建物被害	【住家】全壊：0棟、半壊：2棟、一部破損：63棟、床上浸水：0棟、 床下浸水：3棟 【非住家】公共建物被害：2棟、その他建物被害：107棟

【その他過去に県内で発生した主な雪害】

雪害の発生年月	被害の概要
平成13年大雪 (平成12年12月～平成13年2月)	死者3名、負傷者38名、住家一部破損10棟、床上浸水1棟、 床下浸水32棟
平成18年豪雪 (平成17年12月～平成18年3月)	死者3名、負傷者65名、住家半壊1棟、住家一部破損68棟、 床下浸水19棟
平成22年11月からの大雪 (平成22年11月～平成23年3月)	死者4名、負傷者21名、住家一部破損14棟、床下浸水12棟
平成26年豪雪(平成26年2月)	負傷者16名、住家全壊1棟、住家一部破損17棟、 床下浸水1棟、公共建物被害6棟 他

3 災害検証等

(1) 近年、福島県内で発生した災害の検証等

○ 令和元年台風第19号等に関する災害対応検証報告（令和2年9月公表）

阿武隈川の破堤等により広範囲で甚大な浸水被害が発生した令和元年台風第19号等について、有識者を交えた委員会にて約13,000世帯へのアンケート調査及び市町村防災担当職員への聞き取り調査等により検証され、以下の内容が県へ報告された。

- 命を守るための避難行動に係る取組

- ① 迅速な避難行動に向けた避難情報の発信

行政が住民避難情報を的確に発令することが大切である。また、市町村長は空振りを恐れずに避難情報を早期に発令することが極めて重要であり、今後も徹底する必要がある。さらに、情報発信に際しては、文字情報だけでなく、雨量や水位とも併せて、より切迫感のある形で避難情報を発信することが重要であり、引き続き検討する必要がある。

- ② 住民による迅速な避難行動に向けた取組

住民は、「自らの命は自らが守る」意識を持ち、自らの判断で避難行動をとることが必要であり、そのための防災知識を習得することが重要である。また、避難行動調査結果の分析から、事前により具体的な避難行動を考えていた人ほど水平避難をしていた傾向がみられる。このことから、平時から自分の避難行動を考える「マイ避難」の取組を推進することが非常に有効である。

- ③ 避難行動要支援者への支援強化

県が実施した市町村ヒアリングによると、避難行動要支援者支援に係る課題として、地域の支援者不足や市町村のマンパワー不足等が挙げられた。行政のみならず地域ぐるみで避難行動要支援者を支援する体制整備が必要である。加えて民間業者も協働して社会全体で避難行動要支援者を支援する体制構築が求められる。

- ④ 新型コロナウイルス感染症対策

新しい課題として、新型コロナウイルス感染症対策に配慮して住民避難を行うための取組がある。住民が感染を恐れることにより、本来は避難すべき状況にある人が避難しなくなるような問題は避けなければならない。そのため、行政には、感染症対策が求められる。避難所のレイアウトの検討や感染症対策に必要な物品を備えることはもとより、地域等と連携して避難場所を多く開設することや親戚・知人宅への「分散避難」を推進することが必要である。

⑤ 水害による死者をゼロにする災害文化の醸成

台風による水害はある程度被害を予想することができる災害であり、事前の備えが極めて重要である。今回の被災経験を踏まえ、「自助」の意識や地域において助け合う「共助」の意識を更に高め、災害から身を守る「災害文化」を醸成して今後も継続して水害による死者をゼロにすることを目指す社会を構築する必要がある。

● 県の災害対応の改善に係る取組

① 災害対策の事前準備

県及び市町村の受援体制が整っていなかった等の国の防災基本計画に定められている事項を含め、全体として発災前に準備しておくべき取組が不十分であったことが認められた。基本的な対応手順や体制を確立し業務負担の軽減と迅速な対応策の実施につなげていく取組が求められる。

② 災害時の情報収集

市町村の情報を即時に県の災害対策本部や地方本部と共有する体制を構築するとともに、将来的にはそれらを地理情報（GIS）を含めてクラウドシステムなどに集約し、県・市町村・関係機関で共有するシステムを検討する必要がある。

③ 災害対策本部事務局の組織と業務（ICSの理解と活用）

各種情報の整理と分析に混乱が見られたこと、担当職員が頻繁に入れ替わり業務の連続性が確保できなかったことなどへの対策として、災害対策の基本システムとして事実上の世界標準であるICS（Incident Command System）の考え方を参考に事務局のあり方を検討する必要がある。

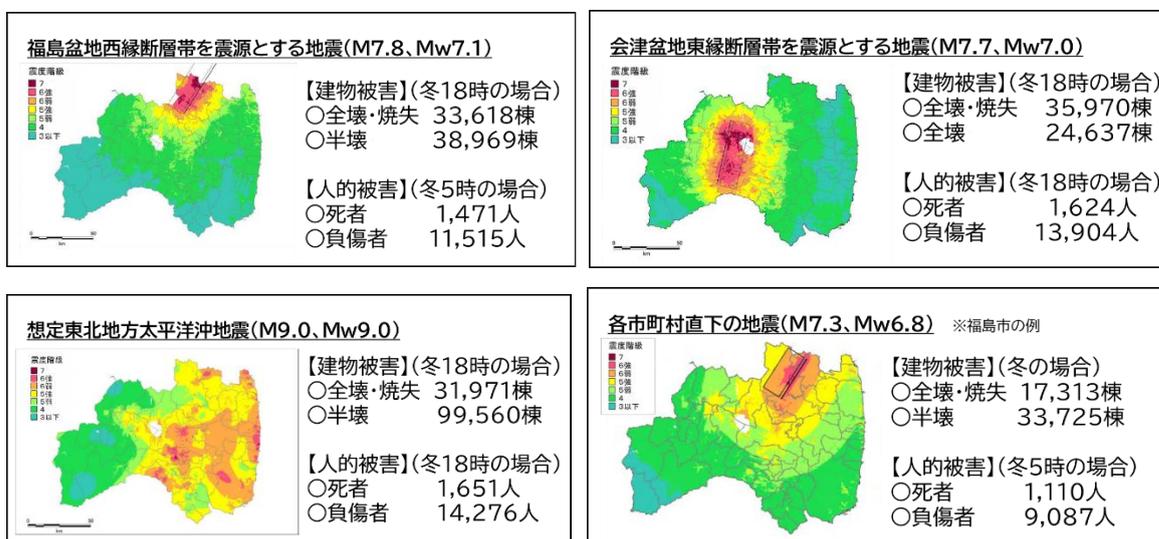
④ 将来に向けた人材の育成と確保

ICSでは、危機管理に係る専門人材の育成と確保が重視されており、内閣府の「地方公共団体における総合的な危機管理体制の整備に関する検討会」においても危機管理の専門担当者として、危機管理に重点的に取り組む職員を一定数確保し、長期的な観点から持続的に専門研修を実施することの必要性が指摘されている。また、同検討会では、一義的に危機管理を担当する部署でないとしても、出先機関を含め全ての部署が一定の危機管理意識を持ち、危機管理能力を向上させる必要性も指摘されており、県は、災害対応に係る人材育成と確保について、いっそう特段の留意を払うべきものとする。

○ 福島県地震・津波被害想定調査結果（令和4年11月公表）

本県では、効果的な防災対策を検討する際の基礎資料とするため、科学的知見や手法及び近年の地震における課題や教訓を反映した上で地震・津波被害想定調査を実施した。

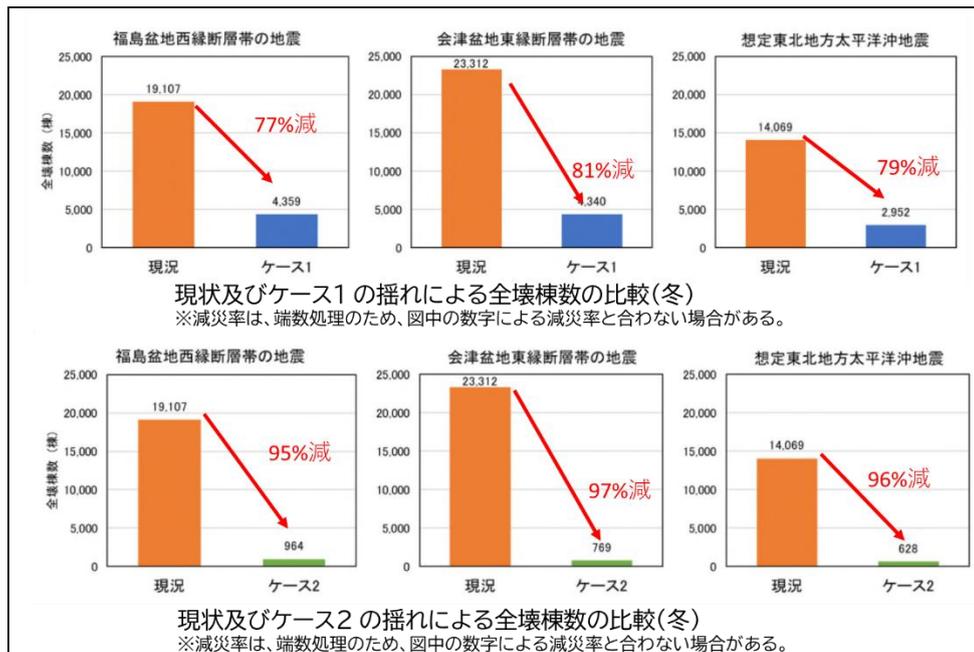
● 被害想定について



● 建物の耐震化による効果

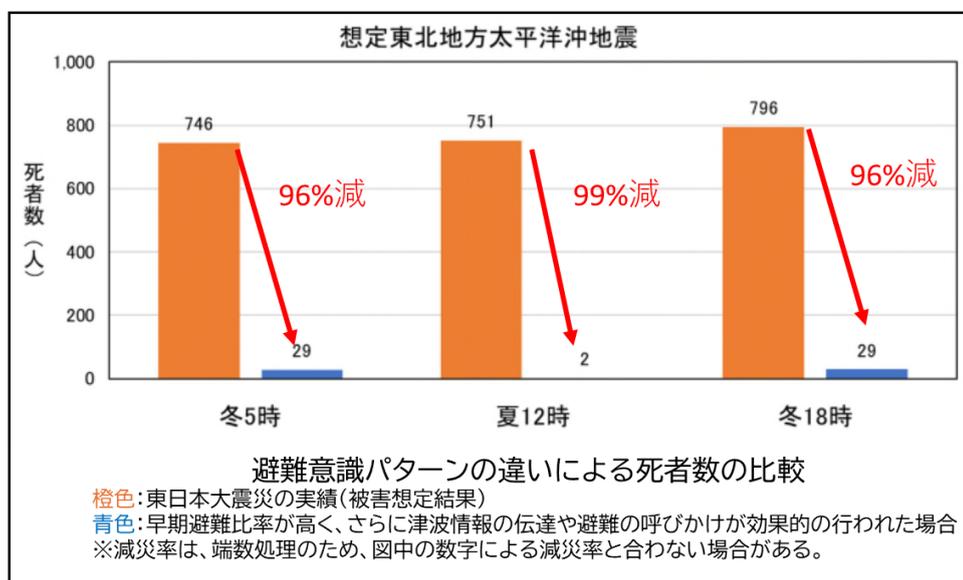
被害想定に活用した建物データに対し、旧耐震基準（1980年以前）の建物が全て新耐震基準相当の建物になった場合と木造の全てが2002年以降の建物に建て替わった場合における建物被害の減災効果を試算した。耐震化率を100%にすれば大きく被害が減少することが示された。

減災効果検討ケース	内容	
ケース 1	木造	建築年1980年以前（1962年以前、1963～71年、1972～80年）の建物を建築年1981～89年の建物相当とする。
	非木造	建築年1980年以前の建物を建築年1981年以降の建物相当とする。
ケース 2	木造	全ての建物を建築年2002年以降の建物とする。
	非木造	建築年1980年以前の建物を建築年1981年以降の建物相当とする。



- 津波の避難意識向上による効果

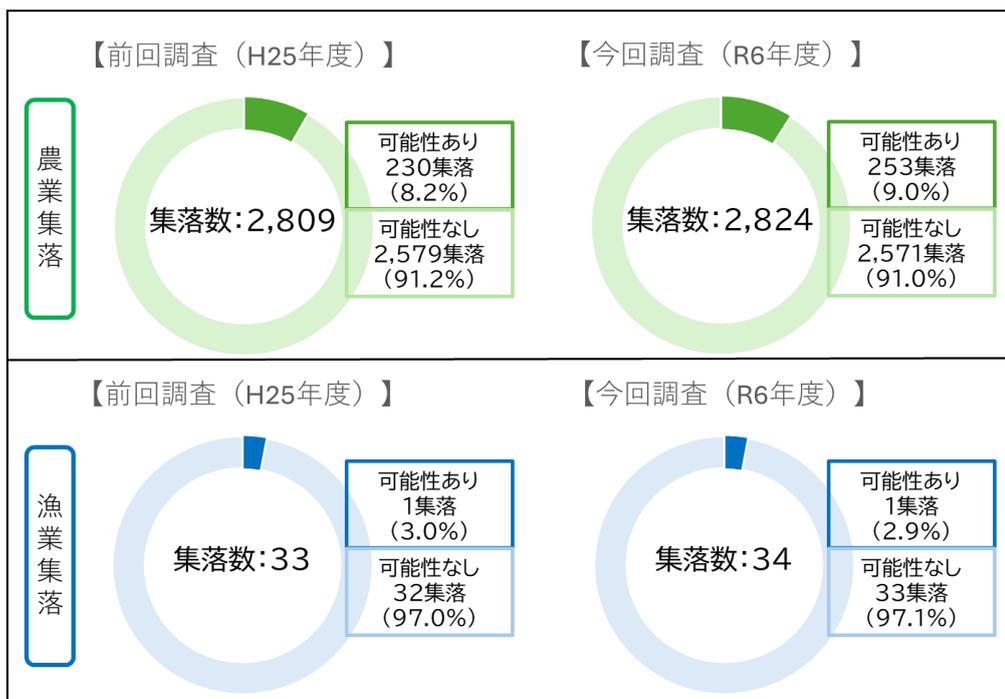
津波による死者数について、東日本大震災の実績を用いて計算した。津波避難比率が高く、さらに津波情報の伝達や避難の呼びかけが効果的に行われた場合、死者数は0に近づくという結果であった。



○ 福島県中山間地等の孤立集落発生の可能性に関する状況調査（令和7年2月公表）

令和6年能登半島地震において多数の孤立集落が発生したこと、また本県においても、東日本大震災や令和元年東日本台風等により孤立集落の発生とその対策が課題とされてきたことを踏まえ、平成25年度に国が実施した調査手法を参考に、本県において独自に調査を実施した。集落に通じる道路の本数等を参考条件として、自然災害により孤立する可能性の有無を判断した。判断対象とした「中山間地域」「沿岸地域」にある2,858集落のうち254集落において孤立可能性ありと判断された。

【本調査における孤立の定義】
 中山間地域、沿岸地域等の地区及び集落において、道路交通または海上交通による外部からのアクセスが、
 > 地震、風水害に伴う土砂災害や液状化等による道路構造物の損傷、道路への土砂堆積
 > 津波による浸水、道路構造物の損傷、流出物の堆積
 > 雪害(なだれ等)による道路構造物の損傷、雪等の堆積
 等の要因により人の移動・物資の流通の点で困難となり、住民生活が困難もしくは不可能となる状態になること



(2) 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の被害想定

発生が危惧されている日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震について国は、「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデル検討会」を設置し、最大クラスの震度分布・津波高等の推計結果を令和2年4月に公表した。また、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震対策検討ワーキンググループを設置し、都道府県別の被災想定を行い令和3年12月に公表した。本県においても最大で建物全壊800棟、死者数1,200人、避難者12,000人等が想定されており、対策を推進する必要がある。

福島県内の被害想定	日本海溝モデル	千島海溝モデル
全壊棟数(棟)	約800棟	約200棟
死者数(人)	約1,200人	約300人
避難者数(人) ※発災1日後	約12,000人	約4,100人
上水道の断水人口(人) ※被災直後	約700人	わずか
下水道の支障人口(人) ※被災直後	約35,000人	わずか
停電件数(軒) ※被災直後	約800軒	約200軒

- 数値は「内閣府 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震対策検討ワーキンググループ 被害想定について(令和3年12月21日発表)」より
- 各数値は被害が最大となる場合のケース

(3) 南海トラフ巨大地震における被害想定について

東海地方から九州地方において特に大きな被害が想定されている南海トラフ巨大地震について、国は、最新の被害想定を令和7年3月に公表した（下図参照）。これまでの被害想定では、本県への津波被害は想定されていなかったが最新の被害想定では最大4mの津波が予想されており、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震と併せて対策を進めていく必要がある。

また、本県は、特に被害が大きい地域へ支援を実施する役割も期待されている。応援職員の派遣を例に挙げると、国は発災後の迅速な応援体制の構築を目的として、重点受援県（応援派遣を受ける県）と即時応援道県等（応援派遣を行う道県）の組み合わせを「応急対策職員派遣制度に関する要綱」の特例としてあらかじめ定めている。本県は、愛知県の即時応援道県等に指定されており、平時から定期的な意見交換等を通じて「顔の見える関係」の構築を進めている。

全国的な被害想定

南海トラフ巨大地震の被害想定（R7 最大クラスの地震）

- 想定される最新のハザードを対象に、最新の知見に基づく推計手法の見直しや地形データの更新、建物の耐震化等の現在の状況等を踏まえて、被害想定を見直し
- これまでの対策の効果は一定程度あるものの、強い揺れや津波が広域で発生することにより、膨大な数の死者や建物被害、全国的な生産・サービス活動への影響等、甚大な被害が発生

	H26基本計画	R7被害想定
死者数	約21.9万人～ 約33.2万人 (早期避難意識70%) (早期避難意識20%)	約17.7万人～ 約29.8万人 (早期避難意識70%) (早期避難意識20%) ※地震動：陸側、津波ケース①、冬・深夜、風速8m/s
建物倒壊	約9.3万人	約7.3万人
津波	約11.6万人～約22.9万人 (早期避難意識70%) (早期避難意識20%)	約9.4万人～ 約21.5万人 (早期避難意識70%) (早期避難意識20%)
地震火災	約1.0万人	約0.9万人
全壊焼失棟数	約250.4万棟	約235.0万棟 ※地震動：陸側、津波ケース⑤、冬・夕方、風速8m/s
揺れ	約150.0万棟	約127.9万棟
津波	約14.6万棟	約18.8万棟
地震火災	約85.8万棟	約76.7万棟
電力（停電軒数）	最大 約2,710万軒	最大 約2,950万軒
情報通信（不通回線数）	最大 約930万回線	最大 約1,310万回線
避難者数	最大 約950万人	最大 約1,230万人
食糧不足（3日間）	最大 約3,200万食	最大 約1,990万食
資産等の被害	約169.5兆円	約224.9兆円
経済活動への影響	約44.7兆円	約45.4兆円

※災害関連死者については、過去災害（東日本大震災の岩手県及び宮城県）及び能登半島地震の実績に基づいて想定した場合、最大約2.6万人～5.2万人と推計（上記死者数には含まれない）
 （過去に類を見ない被害規模かつ超広域にわたって被害を生じると考えられる南海トラフ巨大地震では、過去災害でみられたような外部からの応援等が困難になることが考えられ、発災後の状況によっては、被災者が十分な支援等を受けられず、災害関連死の更なる増加につながるおそれがある。）

※ケース①：「駿河湾～紀伊半島沖」に「大すべり域+超大すべり域」を設定した場合、ケース⑤：「四国沖～九州沖」に「大すべり域+超大すべり域」を設定した場合

○超広域かつ甚大な被害が発生する中で、リソース不足等の困難な状況が想定され、あらゆる主体が総力をもちて災害に臨むことが必要 4

出典：南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ報告書説明資料より

第 3 章

基本的な考え方

社会状況等の変化への対応

基本目標

事前に備えるべき目標

施策の展開方向

1 社会状況等の変化への対応

国土強靱化の推進に当たっては、国際的な目標である持続可能な開発目標（SDGs）を踏まえつつ、資機材価格の高騰や人口減少・少子高齢化を背景としたコスト増大や工期延伸等の顕在化している課題への対応が求められるほか、「災害外力・耐力の変化」「人口減少等の社会状況の変化」「事業実施環境の変化」という、現在、当県が直面している3つの変化に対応する必要がある。

（1）災害外力・耐力の変化への対応

気候変動に伴い激甚化・頻発化する大雨や台風、大雪等によってもたらされる気象災害に備え、事前防災・減災対策を進めるとともに、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震等の巨大地震や火山噴火等に係る対策の加速化・深化を図る必要がある。

対策の実施に当たっては、施設ごとの耐災害性強化にとどまることなく、地域全体の強靱化にいかに関与し得るかとの観点から、組織の枠を越えて連携強化を図るなど、ハード・ソフト対策を一体的に推進し、ライフラインについては、地域の実情に応じた再構築を図り、次世代にわたり機能し続けることができるライフラインへの転換を図るとともに、気候変動対策の国際的な潮流やネイチャーポジティブの考え方を踏まえ、豊かな自然の恵みを生かし、平時の福祉にもつながっていくグリーンインフラの活用を積極的に推進する。この取組を通じ、災害リスクの低減にも寄与する生態系の機能を積極的に保全し、又は再生することにより、生態系ネットワークの形成に貢献する。近年、二酸化炭素排出量の削減に資する材料、燃料、建設機械などの開発・活用に向けた取組も広がりを見せている。こうした技術開発の動向を踏まえ、二酸化炭素排出抑制効果や導入コスト等を考慮しつつ、総合的な観点から活用に向けた取組を進める。

また、一人一人が災害に備え、自ら対策を講ずるよう普及啓発や防災教育に取り組むとともに、「誰一人取り残さない」との考えに立ち、障がい者や高齢者、子ども、女性、外国人等に配慮した取組を進める。また、避難所環境の改善や保健・医療・福祉等の改善・充実を図るとともに、避難施設の整備・機能強化を推進する。なお、近年の災害の激甚化・頻発化等への対応や県民保護の観点から、避難施設の整備等に当たっては、自然災害のみならず、自然災害以外の有事の際にも機能するよう配慮する。

一方、高度経済成長期に整備されたインフラの老朽化が加速度的に進行する中、著しい劣化や損傷が「災害耐力の低下」をもたらし、災害時に被害を拡大させることが懸念されている。令和7年1月に埼玉県八潮市で発生した道路陥没事故は、社会経済活動に大きな影響をもたらしており、来るべき大規模災害に備える上でも対策は急務である。目では見えないほどゆっくりとした速度で、着実に忍び寄るインフラの老朽化は、災害に対する脆弱性を高め、耐力の限界を超えたとき、突如としてリスクが顕在化する。このような「災

害耐力の低下」と「災害外力の増大」の併発による被害の発生を回避するため、既に災害耐力の低下が顕在化しつつある老朽インフラの修繕・更新を強力に推進し、予防保全型メンテナンスへの移行を図る。その際、防災・減災対策との一体的な推進により効率的・効果的に取組を進めるとともに、持続可能なインフラの維持管理体制の構築に向けた検討を進める。また、官民連携やデジタル等新技術の開発・活用によりメンテナンスの効率化・高度化を図る。

【平成30年以降の本県における災害救助法適用状況】			
適用年月日	災害名	適用条項	適用市町村
令和元年10月12日	台風第19号	4号適用	55市町村（北塩原村、西会津町、湯川村、昭和村以外）
令和3年2月13日	福島県沖を震源とする地震	4号適用	17市町（福島市、郡山市、白河市、須賀川市、相馬市、南相馬市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、鏡石町、会津美里町、広野町、檜葉町、富岡町、浪江町、新地町）
令和4年3月16日	福島県沖を震源とする地震	4号適用	59市町村
令和5年9月8日	台風第13号	4号適用	2市（いわき市、南相馬市）
令和7年2月7日	2月4日からの大雪	4号適用	16市町村（会津若松市、喜多方市、檜枝岐村、只見町、南会津町、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、会津美里町）
令和7年2月9日			2町村（天栄村、下郷町）
令和7年2月10日		計19市町村	1市（郡山市）
令和7年7月30日	令和7年カムチャツカ半島付近の地震に伴う津波	4号適用	3市町（いわき市、広野町、新地町）

（2）人口減少等の社会状況の変化への対応

本県では、震災・原発事故からの復興及び急激な人口減少の克服という、大きな課題に挑戦し、元気な福島、魅力ある福島を創り上げるため、地方創生関連施策に特化した実行計画である「ふくしま創生総合戦略」を令和7年3月に策定した。同戦略では、連携・共創による「「福島ならではの」県づくり-「復興・再生」と「地方創生」を両輪で推進-」を基本理念とし、令和22（2040）年に総人口150万人程度の維持を目指している。同戦略等による地方創生の取組と国土強靱化との連携を強化しながら、平時と有事の両面で一体的に推進していくことが必要である。

地域に根付いた農林水産資源や産業基盤、文化財、観光資源等を活用した地方創生の取組推進に当たっては、平時においても災害リスクが内在することを認識するとともに、災害時において迅速な体制移行が可能となるよう、平時・有事の両面に資する対策を積極的に導入する。また、発災後の生活や生業の継続・再建は、地域の存続に直結する場合もあることから、地域

コミュニティの強化や平時の福祉にもつながっていく活用も含め、ハード・ソフト両面からきめ細かな対策を講ずる。

さらに、安全・安心なまちづくり・地域づくりには相当程度の時間を要することを踏まえ、災害リスクを含む地域特性を踏まえた長期的な視点に立ち、県の総合計画等と本計画の連携強化を図るとともに、事前復興まちづくり等の防災まちづくりを強力に推進する。これら取組の推進に当たっては、地域特性や災害特性を踏まえ、複合災害の発生も含めたリスクシナリオを設定した上で国土強靱化地域計画の具体化を図る。会津地方を含めた積雪寒冷地では、積雪や凍結等により、避難や救助・救急活動、物資運搬等に時間を要するほか、施設・設備の作動に支障が生じるおそれや支援活動・避難時に低体温症を発症するおそれがあるなど、積雪寒冷地特有の課題が存在することから、これらに配慮した取組を進める。

また、陸海空の交通ネットワークの強化によるアクセス困難性への対応を図るほか、上下水道や電力、通信について、地域条件を踏まえつつ、運営基盤の強化と耐災害性強化の双方に対して工夫を講ずる。

(3) 事業実施環境の変化への対応

人口減少・少子高齢化を背景に、災害現場を担う地方公共団体、建設・医療等における人材確保・育成が課題となっている。また、人手不足に伴う人件費の高騰は、財政や経営の面からも対応が急務である。このため、年齢や性別にとらわれない幅広い人材活用に向けた取組を進めるとともに、限られた人材でも最大限の対応が可能となるよう、革新的なデジタル等新技術の活用により自動化・遠隔操作化・省人化を図るなど、国土強靱化分野における生産性向上の取組を推進する。

技術革新に伴って豪雨災害等の発生に関する予測精度も向上し、あらかじめ災害対応に必要な準備を行うことが可能となりつつある。災害リスクが顕在化するおそれのある地域からの早期避難はもとより、公共交通機関の計画運休や道路の早期通行止め、これに伴う社会経済活動の計画的抑制など、災害対応や被害を拡大させない観点から県全体が一丸となって取組を推進する。県民一人一人の防災意識の向上を図り、安全確保のための不便・不利益への社会受容性の向上に向けた取組を推進するとともに、それらを社会全体で機能させるため、平時から災害時への円滑な移行が可能となるよう、南海トラフ地震臨時情報の検証結果を踏まえた対応やSNS上に流通・拡散する偽情報への対策等を含めた仕組みづくりを推進する。

革新的技術の進展や防災・減災に対する意識の高まりを受け、民間の取組が大きく変化している。「自助・共助・公助」の適切な役割分担の下、大規模災害発生時においても、県民生活や経済活動を可能な限り支えていく必要があり、民間が提供するデータ・デジタル技術を用いた自然災害のリスク評価サービスなどを通じて、企業や個人がリスクとそれに対する必要な備えを適切に認識し、災害保険や防災・減災サービスなどを活用することができるよう、啓発活動をはじめとした一層の取組強化を図る。また、重要なインフラが大規模自然災害時にも確実に機能し、重要な物資・

役務を供給できるよう官民連携による取組を推進する。

さらに、自然災害の激甚化・頻発化に伴い、災害対応が長期に及ぶことも想定し、初動対応から復旧・復興に至る各災害対応フェーズにおいて、特定の地域・人材等に過度な負担が生じないよう、広域的な連携体制の強化を図るとともに、迅速・効率的な対応かつ持続可能な体制構築に向けた取組を推進する。

2 基本目標

基本計画及び「1 社会状況等の変化への対応」等を踏まえ、本県における強靱化を推進する上での基本目標として、次の4項目を設定する。

いかなる災害等が発生しようとも

- I 人命の保護が最大限図られること
- II 県及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- III 県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- IV 迅速な復旧復興

3 事前に備えるべき目標

本計画の基本目標を達成するため、事前に備えるべき目標として、次の7項目を設定する。

- 1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ
- 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ
- 3 必要不可欠な行政機能を確保する
- 4 経済活動を機能不全に陥らせない
- 5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる
- 6 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- 7 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

4 施策の展開方向

「事前に備えるべき目標」を達成するため、次の5つの展開方向に沿って施策に取り組む。

① 県民の生命財産を守る防災インフラの整備・管理

大規模な自然災害等の県土や地域の持続性を脅かす危機に備え、県民の生命と財産を守るため、防災インフラの整備・管理を戦略的に推進する。

② 経済発展の基盤となる交通・通信・エネルギー等ライフラインの強靱化

社会経済構造の変化に対応し、自然災害発生時においても、交通・通信・エネルギー等の機能が一体的に安定して発揮できるよう、相互関連性も踏まえつつ、ライフライン全体の強靱化を図る。

③ デジタル技術による国土強靱化政策の高度化

デジタル技術が持つ、地域社会の生産性や利便性を飛躍的に高め、産業や生活の質を大きく向上させる力を最大限活用し、県・地域が直面する災害への対応力を強化する。また、個人の価値観やライフスタイルの多様化、情報格差の拡大等を背景に複雑化する社会状況も踏まえ、デジタル技術になじみの薄い高齢者や障がい者など、デジタル化の恩恵を受けられない人を生まないように、きめ細かな取組を一体となって推進する。

④ 災害時における事業継続性確保をはじめとした官民連携強化

県民の多様化する価値観に即し、地域が直面する災害リスクに対応するため、国・県・市町村の適正な連携・補完関係を強化するとともに、県民の力を最大限発揮し、官民の多様な主体の連携・協働による取組を推進する。

⑤ 地域における防災力の一層の強化

人口減少や少子高齢化等の県土や地域の持続性を脅かす危機に対し、地域の資源を総動員して、地域の力を結集し、県土全体でつなぎ合わせ、高齢者・障がい者・子ども等のあらゆる人々が安心して暮らし続けることのできる地域づくりを推進し、地域における防災力の一層の強化を図る。

第 4 章

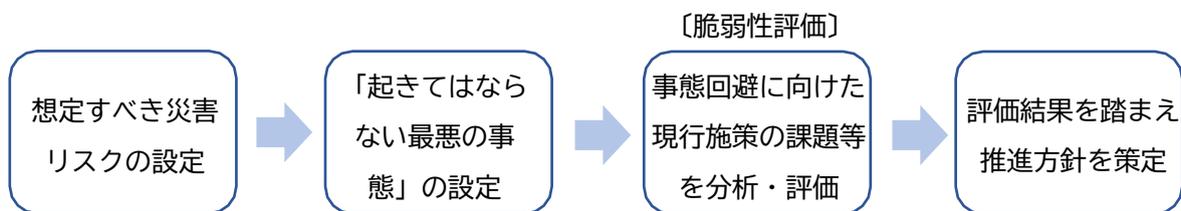
脆弱性評価

評価の枠組み及び手順

評価結果

1 評価の枠組み及び手順

脆弱性の評価は、本県を大規模自然災害等に対し強くしなやかな地域にするため、本県が抱える課題・弱点（脆弱性）を洗い出し、現行施策について分析・評価するものであり、本県の強靱化に必要な施策の推進方針を策定するために必要不可欠なプロセスとして、次の枠組みにより実施した。



（1）本計画の対象とする災害リスク

本県は、地勢や気候の面で特色あふれる県土構造となっており、様々な自然災害のリスクを抱えていることから、ひとたび発生すれば広範囲に甚大な被害をもたらす可能性がある大規模自然災害全般について、本計画において想定すべき災害リスクの対象とする。

(2) 「起きてはならない最悪の事態」の設定

設定した7つの「事前に備えるべき目標」を妨げる事態として、本県の地域特性を踏まえ、仮に起きたとすれば致命的な影響が生じるものと想定される30の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

事前に備えるべき目標 (7項目)		起きてはならない最悪の事態 (30項目)	
1	あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	大規模津波等による多数の死傷者の発生
		1-3	大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		1-4	突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）
		1-5	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
		1-6	火山噴火や火山噴出物の流出等による多数の死傷者の発生
		1-7	暴風雪及び豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-2	医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による救助・救急活動及び医療・福祉機能の麻痺
		2-3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状況の悪化による死者の発生
		2-4	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-5	多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生
		2-6	大規模な自然災害と感染症との同時発生
3	必要不可欠な行政機能を確保する	3-1	被災による警察機能の大幅な低下に伴う治安の悪化、社会の混乱
		3-2	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	経済活動を機能不全に陥らせない	4-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力・経営執行力の低下、経済活動の停滞
		4-2	食料等の安定供給の停滞に伴う、県民生活・地域経済活動への甚大な影響

事前に備えるべき目標 (7項目)		起きてはならない最悪の事態 (30項目)	
		4-3	異常渇水等により用水の供給の途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
5	情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	5-1	テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスや通信インフラが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
		5-2	電気供給ネットワーク（発電所、送配電設備）、ガス・石油等の燃料供給施設等の長期間にわたる供給機能の停止
		5-3	上下水道施設の長期間にわたる機能停止
		5-4	陸上・海上・航空の基幹交通インフラ及び地域交通ネットワークの分断による物流・人流への甚大な影響
6	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	6-1	有害物質の大規模拡散・流出
		6-2	原子力発電所等からの放射性物質の放出及びそれに伴う被ばく
		6-3	農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下
7	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	7-1	自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンの欠如及び災害対応・復旧復興を支える人材等の不足等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態
		7-2	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		7-3	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復旧・復興が大幅に遅れる事態
		7-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		7-5	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響

(3) 施策分野の設定

「起きてはならない最悪の事態」を回避するための強靱化施策分野として、12項目の施策分野を設定した。

強靱化施策分野（12項目）			
1	行政機能／ 警察・消防等	7	農林水産
2	住宅・都市	8	環境・気候変動
3	保健医療・福祉	9	県土保全・土地利用
4	エネルギー・情報通信	10	リスクコミュニケーション
5	経済・産業	11	長寿命化対策
6	交通・物流	12	デジタル活用

(4) 評価の実施手順

「起きてはならない最悪の事態」ごとに関連する現行施策の取組状況や課題等を各部局等において分析するとともに、「起きてはならない最悪の事態」を回避するための部局横断的な施策群をプログラムとして整理し、プログラムごとに脆弱性の総合的な分析・評価を実施した。

なお、各施策の達成度や進捗状況を定量的に分析・評価するため、できる限り具体的な数値指標の設定に努めた。

2 評価結果

評価結果は、別紙1のとおりである。

第 5 章

強靱化の推進方針

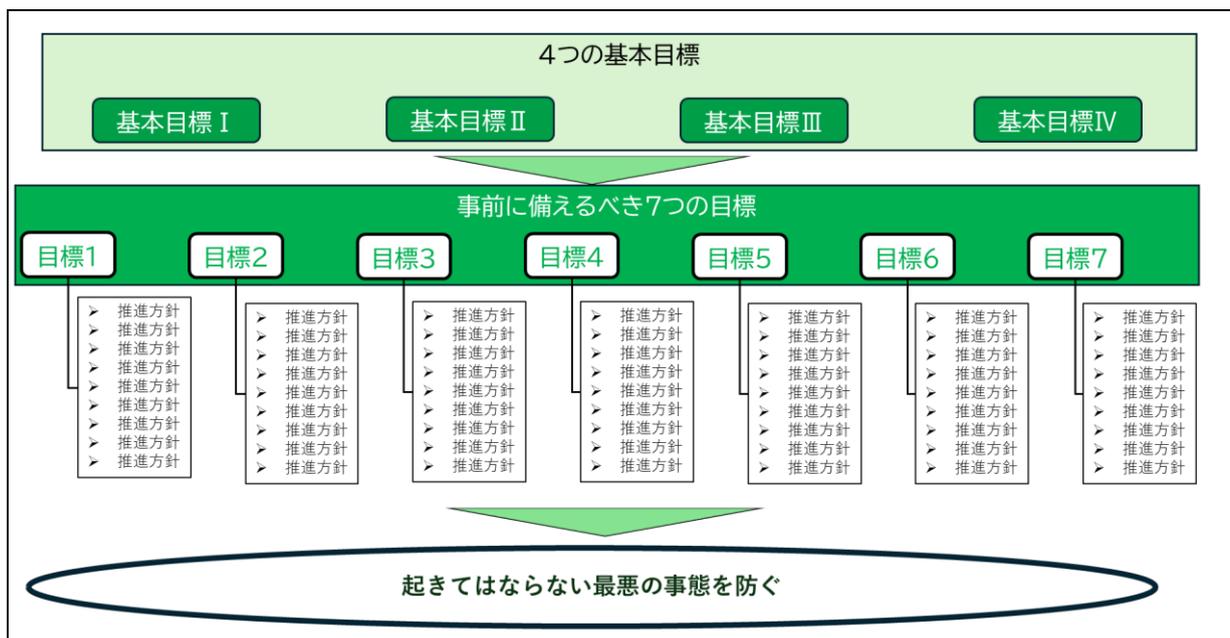
推進方針の策定

推進方針の具体的内容

1 推進方針の策定

第4章における脆弱性評価の結果を踏まえ、「起きてはならない最悪の事態」を回避するために取り組むべき強靱化施策の推進方針について、「起きてはならない最悪の事態」（プログラム）ごとに策定した。また、強靱化施策分野ごとに対応する推進方針を取りまとめた結果は、別紙2のとおりである。

なお、本計画で設定した30の「起きてはならない最悪の事態」は、いずれの事態が発生した場合でも、本県に致命的なダメージを与えるものであることから、プログラム単位での重点化や優先順位付けは行わず、全ての強靱化施策について推進を図るものとする。



2 推進方針の具体的内容

本県の強靱化施策の推進方針として策定した具体的内容は、次のとおりである。

事前に備えるべき目標1

あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

起きてはならない最悪の事態1-1

大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生

住宅・建築物の耐震化等

○本県では、大地震による被害を未然に防ぎ、安全で安心な生活を守るため、「福島県耐震改修促進計画」で住宅及び耐震診断義務付け対象建築物の耐震化率の目標を定め、耐震化を推進している。住宅及び耐震診断義務付け対象建築物の倒壊等による被害を最小限度に抑えるため、市町村及び関係団体との連携を一層強化しつつ、「福島県耐震改修促進計画」に基づき住宅・建築物の耐震化に係る取組を促進する。

○また、災害に強いまちづくりを進めるため、住宅・建築物安全ストック形成事業、狭あい道路整備等促進事業等を推進する。

○病院、診療所、庁舎など市町村の地域防災計画等に位置付けられた防災拠点建築物については、「福島県耐震改修促進計画」にその建築物を記載し、耐震化に係る取組を一層促進する。

施策に関連する数値指標	策定時	目標値
住宅の耐震化率	(令和5年10月)	(令和13年3月)
	90.4%	概ね解消
耐震診断義務付け対象建築物(大規模建築物)の耐震化率	(令和7年3月)	(令和13年3月)
	85.3%	概ね解消
耐震診断義務付け対象建築物(防災拠点建築物)の耐震化率	(令和7年3月)	(令和13年3月)
	79.7%	概ね解消

県営住宅の防災・減災対策等

○県営住宅は、地震等の災害発生時に入居者の安全を確保するとともに、一時提供住宅や応急仮設住宅として使用が想定される建物であることから、「福島県県営住宅等長寿命化計画」に基づき、公営住宅等ストック総合改善事業などにより、老朽化した施設の改修等を計画的に進める。

施策に関連する数値指標	策定時	目標値
老朽化した県営住宅の防災・減災対策のための改修棟数 外壁改修工事実施(棟) /長寿命化計画別冊において外壁改修をR12までに計画されている棟	(令和7年3月)	(令和13年3月)
	0棟	30棟

県庁舎の耐震化等

○大規模災害発生時においても、必要な行政機能を維持し、迅速かつ的確な災害対応を行うため、「福島県耐震改修促進計画」に基づき、防災拠点となる庁舎等の耐震性を確保するとともに、防災拠点施設として機能を発揮できるよう庁舎等の長寿命化対策に取り組む。

都市公園施設の減災対策等

○本県が管理する都市公園のうち、県営あづま総合体育館については、東日本大震災当時に大規模避難所として多くの避難住民を受け入れた施設であるが、非構造部材の落下・転倒が懸念されることから、減災化対策を計画的に進めるとともに、今後老朽化が進む都市公園施設について、長寿命化計画に基づく施設更新と適切な維持管理に継続して取り組み、都市公園の機能保全と公園利用者の安全確保を推進する。

空港施設の整備等

○福島空港については、東日本大震災の対応を踏まえて広域的防災機能の強化を図る空港として位置付け、災害時の緊急支援物資等の航空輸送や災害派遣医療チーム等の受入れを円滑に行う拠点施設となるとともに、隣県の空港が被災によって機能停止した場合、福島空港が代替機能を担うことも視野に入れ、継続的に空港地下道の耐震補強等による空港機能の確保に取り組む必要がある。今後も滑走路・誘導路改良や耐震対策等によって空港施設の機能強化を図るとともに、予防保全を重視した計画的な維持管理・更新等の実施により、空港の機能を適正に保持する。

港湾施設の整備等

○大規模災害が発生した場合であっても、本県の重要港湾である小名浜港及び相馬港において、災害対応及び産業活動に必要な幹線貨物輸送機能を維持するため、今後も災害時の防災拠点として機能すべき港湾施設の耐災害性（地震・津波・高潮・高波・走錨・埋塞）の強化に努めるとともに、港湾施設ごとに長寿命化計画に基づく計画的な点検・施設更新等に取り組む。

漁港施設の整備等

○県内の生産、流通、防災拠点漁港における主要陸揚げ岸壁とその前面防波堤に関して、津波・地震・波浪に対する耐性機能の安定性を確保するため、必要な施設整備を推進するとともに、県内

の各漁港施設に係る機能保全計画に基づく適切な維持管理及び計画的な施設の更新等に取り組む。

橋梁施設の耐震対策等

○避難対策や物流輸送に必要な防災拠点・市町村役場等を結ぶ緊急輸送路において、橋梁の耐震対策を計画的に実施し、緊急輸送ネットワークの強化を図るとともに、高度経済成長期以降に集中的に整備されて老朽化した橋梁等の道路施設について、予防保全を取り入れた長寿命化対策を進め、長期的な維持管理費用の縮減と安全性の確保を図る。

施策に関連する数値指標	策定時	目標値
災害発生時に緊急物資等を輸送する道路において、大規模地震後に速やかな機能回復ができる性能を確保した橋梁の整備率	(令和7年3月)	(令和13年3月)
	48%	100%
早期に対策を講ずべき橋梁・トンネルの修繕措置率2巡目法定点検(R1～R5)で判定区分Ⅲ	(令和7年3月)	(令和11年3月)
	24%	100%

無電柱化の推進

○災害発生に伴う電柱の倒壊等による被害の拡大やライフラインの供給停止のリスクを最小化するため、幹線道路や景観に優れた地域における無電柱化を推進し、都市災害に対する防災性の向上を図るとともに、安全で快適な歩行空間の確保や街並みの景観向上を図る。

施策に関連する数値指標	策定時	目標値
市街地等における無電柱化整備率	(令和7年3月)	(令和13年3月)
	50%	57%

空き家対策の推進

○適切な管理が行われていない空き家は、大規模地震時の倒壊や放火等による火災発生の危険性が高く、周辺環境における防災上の課題のほか、防犯、衛生、景観上の課題も有している。空き家の倒壊・火災等に伴う被害拡大や交通障害の発生を防止するため、国、県、市町村及び民間団体等が連携して総合的な空き家対策を推進する。

○地域の実情を踏まえ、市町村が主体となって行う空き家対策が計画的かつ円滑に実施されるよう、福島県空家等対策連絡調整会議において、情報提供や技術的助言に取り組む。

施策に関連する数値指標	策定時	目標値
空き家の活用等累計戸数	(令和7年3月)	(令和13年3月)
	780戸	1,000戸

教育施設の耐震化等

○学校等の教育施設は、地震等の災害発生時に児童・生徒の安全を確保するとともに、避難所等として使用が想定される建物であることから、公立の教育施設については、耐震化や学校再編等に伴う施設整備、老朽化した施設の改修や防災機能の強化等を計画的に進める。また、私立の学校施設については、学校法人が実施する学校の耐震化等を支援する。

病院施設・社会福祉施設の耐震化等

○病院施設や社会福祉施設については、自ら避難することが困難な者も多い入院患者・入所者の安全を確保するとともに、災害時にあっても医療・福祉の提供を継続し、被災した患者の受け入れや福祉避難所としての機能を確保する必要があることから、未耐震化施設について耐震化整備等の防災・減災対策を促進する。

児童福祉施設等の機能維持

○災害が発生した場合でも、児童福祉施設や児童相談所の児童等の安全を確保し、サービスの提供を継続するため、児童福祉施設等の機能を維持するための修繕や建替を含めた整備を推進する。

災害発生時における社会福祉施設等の施設機能の維持

○災害発生時における高齢者施設、障がい者施設等の施設機能の維持のため、非常用自家発電設備・給水設備の整備やブロック塀等の改修を促進し、施設の防災・減災対策を早急に進め、利用者の安全・安心を確保する。

保育所・認定こども園の整備等

○日常においても、災害時においても子どもが安全に過ごすことができるよう、市町村が実施する認定こども園等の施設整備や園舎の耐震化等を支援する。

交通安全施設の維持管理

○大規模地震等が発生した場合でも、交通安全施設等の倒壊を防ぐため、保守点検による不具合の早期把握のほか、信号柱や道路標識柱の更新整備を計画的に行い、交通安全施設の適正な維持管理に取り組む。

警察施設の耐災害性等

○大規模地震等の発生によって警察施設が被災し、警察機能が大きく停止・低下する事態を防ぐため、老朽化施設の建替えや非常用発電機などの設備改修を計画的に推進する。

起きてはならない最悪の事態 1 - 2 大規模津波等による多数の死傷者の発生

海岸保全施設の点検・更新等

○福島県沿岸海岸保全基本計画を踏まえた海岸保全施設の改良などの検討・整備とともに、今後老

朽化していく施設に係る長寿命化計画に基づく計画的かつ効率的な維持管理を進める。

防災緑地・海岸防災林の整備等

○海岸防災林は、飛砂・潮害、風害防備などの災害防止機能を備えていることに加え、東日本大震災において、海岸防災林が津波被害の軽減効果を発揮したことを踏まえ、津波発生時における津波の減衰、浸水被害の軽減、避難時間の確保を図るため、防災緑地や海岸防災林の整備を進めてきた。海岸堤防の高上げ、道路、土地利用の再編など、複数の手法を組み合わせた「多重防御」による総合的な防災力を確保していくため、適切な維持管理に継続的に取り組む。

施策に関連する数値指標	策定時	目標値
海岸防災林の完成地区数	(令和7年3月)	(令和13年3月)
	8箇所	9箇所

河川管理施設の整備等

○台風や集中豪雨などの治水対策として、河川改修等や河道掘削・伐木等に取り組むとともに、水門・樋門等の河川管理施設について、長寿命化計画に基づく計画的な補修・更新を行い、大規模自然災害が発生したとしても迅速かつ的確な初動対応を実現できるよう、河川管理施設の正常な状態を常時確保する。

○国、県、市町村が連携し、被害の軽減に向けた治水対策や、地域が連携した浸水被害軽減対策、減災に向けた更なる取組などを推進していく。

施策に関連する数値指標	策定時	目標値
過去の水害を踏まえた治水対策により浸水被害が解消する家屋数	(令和7年3月)	(令和13年3月)
	2,720戸	11,000戸

港湾施設の整備等〔再掲〕

○大規模災害が発生した場合であっても、本県の重要港湾である小名浜港及び相馬港において、災害対応及び産業活動に必要な幹線貨物輸送機能を維持するため、今後も災害時の防災拠点として機能すべき港湾施設の耐災害性（地震・津波・高潮・高波・走錨・埋塞）の強化に努めるとともに、港湾施設ごとに長寿命化計画に基づく計画的な点検・施設更新等に取り組む。

漁港施設の整備等〔再掲〕

○県内の生産、流通、防災拠点漁港における主要陸揚げ岸壁とその前面防波堤に関して、津波・地震・波浪に対する耐性機能の安定性を確保するため、必要な施設整備を推進するとともに、県内の各漁港施設に係る機能保全計画に基づく適切な維持管理及び計画的な施設の更新等に取り組む。

自動化・遠隔操作監視システムを有する防潮水門及び陸閘の点検・更新等

○東日本大震災の経験を踏まえ、津波・高潮に対する河川港湾施設の防災・減災対策として整備された防潮水門及び陸閘について、気象警報発表時に安全かつ確実にこれらの施設を閉鎖するための自動化・遠隔操作監視システムによる閉門操作が確実に行われるよう、計画的かつ適切な維持管理及び操作訓練を行う。

津波避難体制の整備・津波ハザードマップの作成支援

○全県的な個別避難計画の策定に向け、引き続き、県と市町村及び関係団体で連携して計画策定に努め、避難行動要支援者の避難体制整備を支援する。

○令和4年8月の津波浸水想定の見直しや令和7年3月に指定した津波災害警戒区域を踏まえ、引き続き沿岸10市町における津波ハザードマップの更新について技術的支援を行っていく。

訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化

○大規模災害が発生した場合であっても迅速かつ的確な災害対応を実現するため、引き続き、県総合防災訓練を始め、様々な避難訓練や情報伝達訓練、災害対策本部事務局の設置運営訓練等に取り組み、より適切な災害対応に向け、必要な見直しを進める。

○地域防災力の向上のため、引き続き、国、県、市町村のほか、警察、消防、自衛隊などの防災関係機関や地元消防団、自主防災組織等との連携体制の充実を図る。

○災害対応力の強化を図るため、災害の種別ごとに各防災関係機関の防災行動を時系列で整理した防災行動計画の策定を推進する。

○県警察本部においては、災害現場を想定した救出救助訓練や、大規模災害発生時における初動対応訓練等を実施し、警察職員の災害対処能力の向上を図るほか、他機関主催の訓練、会議等に参画し、関係機関との連携強化を推進する。

施策に関連する数値指標	策定時	目標値
県総合防災訓練の実施回数	(令和7年3月)	(令和13年3月)
	(毎年)1回	(毎年)1回

適切な避難行動の呼びかけ

○令和元年東日本台風等に係る災害対応の検証結果を踏まえ、市町村が空振りを恐れずに避難情報を早期発令するために、引き続き、気象防災ワークショップ等による市町村防災担当者の各種防災気象情報への理解度の向上を図る。

○広域的な情報発信のため、新たに、Lアラートや県防災アプリ、SNSといった多様な手段を確保し、避難行動の促進を図る。

起きてはならない最悪の事態 1 - 3 大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

空き家対策の推進〔再掲〕

- 適切な管理が行われていない空き家は、大規模地震時の倒壊や放火等による火災発生の危険性が高く、周辺環境における防災上の課題のほか、防犯、衛生、景観上の課題も有している。空き家の倒壊・火災等に伴う被害拡大や交通障害の発生を防止するため、国、県、市町村及び民間団体等が連携して総合的な空き家対策を推進する。
- 地域の実情を踏まえ、市町村が主体となって行う空き家対策が計画的かつ円滑に実施されるよう、福島県空家等対策連絡調整会議において、情報提供や技術的助言に取り組む。

施策に関連する数値指標	策定時	目標値
空き家の活用等累計戸数	(令和7年3月)	(令和13年3月)
	780戸	1,000戸

訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化〔再掲〕

- 大規模災害が発生した場合であっても迅速かつ的確な災害対応を実現するため、引き続き、県総合防災訓練を始め、様々な避難訓練や情報伝達訓練、災害対策本部事務局の設置運営訓練等に取り組み、より適切な災害対応に向け、必要な見直しを進める。
- 地域防災力の向上のため、引き続き、国、県、市町村のほか、警察、消防、自衛隊などの防災関係機関や地元消防団、自主防災組織等との連携体制の充実を図る。
- 災害対応力の強化を図るため、災害の種別ごとに各防災関係機関の防災行動を時系列で整理した防災行動計画の策定を推進する。
- 県警察本部においては、災害現場を想定した救出救助訓練や、大規模災害発生時における初動対応訓練等を実施し、警察職員の災害対処能力の向上を図るほか、他機関主催の訓練、会議等に参画し、関係機関との連携強化を推進する。

施策に関連する数値指標	策定時	目標値
県総合防災訓練の実施回数	(令和7年3月)	(令和13年3月)
	(毎年)1回	(毎年)1回

適切な避難行動の呼びかけ〔再掲〕

- 令和元年東日本台風等に係る災害対応の検証結果を踏まえ、市町村が空振りを恐れずに避難情報を早期発令するために、引き続き、気象防災ワークショップ等による市町村防災担当者の各種防災気象情報への理解度の向上を図る。

○広域的な情報発信のため、新たに、Lアラートや県防災アプリ、SNSといった多様な手段を確保し、避難行動の促進を図る。

起きてはならない最悪の事態 1 - 4

突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）

海岸保全施設の点検・更新等〔再掲〕

○福島県沿岸海岸保全基本計画を踏まえた海岸保全施設の改良などの検討・整備とともに、今後老朽化していく施設に係る長寿命化計画に基づく計画的かつ効率的な維持管理を進める。

防災緑地・海岸防災林の整備等〔再掲〕

○海岸防災林は、飛砂・潮害、風害防備などの災害防止機能を備えていることに加え、東日本大震災において、海岸防災林が津波被害の軽減効果を発揮したことを踏まえ、津波発生時における津波の減衰、浸水被害の軽減、避難時間の確保を図るため、防災緑地や海岸防災林の整備を進めてきた。海岸堤防の嵩上げ、道路、土地利用の再編など、複数の手法を組み合わせた「多重防御」による総合的な防災力を確保していくため、適切な維持管理に継続的に取り組む。

施策に関連する数値指標	策定時	目標値
海岸防災林の完成地区数	(令和7年3月)	(令和13年3月)
	8箇所	9箇所

河川管理施設の整備等〔再掲〕

○台風や集中豪雨などの治水対策として、河川改修等や河道掘削・伐木等に取り組むとともに、水門・樋門等の河川管理施設について、長寿命化計画に基づく計画的な補修・更新を行い、大規模自然災害が発生したとしても迅速かつ的確な初動対応を実現できるよう、河川管理施設の正常な状態を常時確保する。

○国、県、市町村が連携し、被害の軽減に向けた治水対策や、地域が連携した浸水被害軽減対策、減災に向けた更なる取組などを推進していく。

施策に関連する数値指標	策定時	目標値
過去の水害を踏まえた治水対策により浸水被害が解消する家屋数	(令和7年3月)	(令和13年3月)
	2,720戸	11,000戸

洪水及び高潮対策体制の整備・洪水及び高潮ハザードマップの作成支援

○洪水災害から県民等の命を守るため、引き続き、避難指示等の発令基準策定や空振りを恐れない

避難情報の早期発令、切迫感の伝わる情報発信等について、気象防災ワークショップ等によって市町村防災担当者の理解度の向上を図る。また、住民自らの早期避難を促すため、引き続き、地域防災サポーター等による「マイ避難推進講習会」を通じて、日頃から適切な避難行動を考え、備えておく「マイ避難」の定着を促進し、「自助」の取組の推進を図る。

○さらに、住民の避難に資する洪水・高潮ハザードマップ作成や、市町村における避難指示等の発令基準策定に係る支援を行うなど、市町村との連携強化による洪水対策体制の整備を進め、防災・減災対策の充実を図る。

水害・土砂災害からの「逃げ遅れゼロ」実現のための連携体制の構築

○洪水等からの「逃げ遅れゼロ」を実現するため、県内8方部の水災害対策協議会等の活動を通して、地域が連携した減災体制の充実・強化に向けた取組を推進するとともに、地域住民の防災意識の向上を図っていく。

○水害・土砂災害が発生するおそれがある場合において、浸水想定区域や土砂災害警戒区域、津波災害警戒区域内にある要配慮者利用施設の利用者等の円滑かつ迅速な避難を確保するため、施設管理者等に義務付けられた避難確保計画の作成及び避難訓練の実施など、市町村と連携して施設管理者等による主体的な取組の促進を図るとともに、水害・土砂災害からの避難体制の充実・強化を支援していく。

○「逃げ遅れゼロ」を実現するため、各種イベントや小中学校での出前講座で土砂災害についての理解を深め、地域住民の防災意識の向上を図り、地域全体の連携体制の構築に取り組んでいく。また、地域住民の早期避難促進に向け、土砂災害のおそれがある箇所への周知は必要であり、土砂災害警戒区域指定推進のため、土砂災害防止法に基づき、令和6年6月に公表した「新たな土砂災害の発生のおそれのある箇所」についても、基礎調査等を推進するとともに、現地に土砂災害警戒区域を示す標識を設置し、地域住民の早期避難を促していく。

施策に関連する数値指標	策定時	目標値
土砂災害警戒区域指定率	(令和7年3月)	(令和13年3月)
	95%	100%

都市部の内水による浸水対策への支援

○近年、集中豪雨が頻発し、都市部の内水による浸水リスクが高まっていることから、地域の被害軽減を図るために市町村が実施する雨水対策施設整備などハード対策に加え、地域住民や企業等が日頃から内水による浸水に備えるための内水ハザードマップ作成などソフト対策についても支援をしていく。

施策に関連する数値指標	策定時	目標値
下水道雨水計画を有する市町村のうち、 浸水時の住民避難を促す内水ハザード マップを作成した割合	(令和7年3月)	(令和13年3月)
	54%	100%

ソフト・ハードが一体となった総合的な土砂災害防止対策の整備

○土砂災害から県民の生命と財産を守るため、災害発生箇所の再度災害防止対策及び地域の社会・経済活動を支える基礎的インフラの保全対策等に係る砂防施設の整備をハード対策として重点的に推進するとともに、土砂災害防止法に基づく基礎調査の実施、土砂災害警戒区域等の指定推進及び市町村が行う土砂災害ハザードマップの作成や土砂災害を想定した避難訓練などの警戒避難体制の整備に対する支援をソフト対策として強化していく。

施策に関連する数値指標	策定時	目標値
土砂災害から保全される人家戸数	(令和7年3月)	(令和13年3月)
	15,735戸	17,501戸
土砂災害警戒区域指定率	(令和7年3月)	(令和13年3月)
	95%	100%

港湾の事業継続計画（BCP）の策定・推進

○港湾施設の復旧が、港湾を利用する企業の操業に大きく影響を与えたという東日本大震災の経験を踏まえ、災害発生時においても港湾機能の迅速な回復や企業活動の早期再開を実現するため、関係行政機関及び民間事業者が連携・協力して具体的な行動計画の整備を進め、事業継続のための訓練や計画見直しなど、港湾の事業継続計画（BCP）の実効性を高める取組を推進する。

漁業地域の事業継続計画（BCP）の策定・推進

○大規模災害が発生しても、漁業地域一体で水産物の生産・供給機能を継続的に維持・確保するため、関係行政機関、漁業者及び市場関係者が連携・協力して、事業継続計画（BCP）の策定を推進する。

施策に関連する数値指標	策定時	目標値
漁業地域における事業継続計画(BCP) 策定率	(令和7年3月)	(令和13年3月)
	50%	100%

自動化・遠隔操作監視システムを有する防潮水門及び陸閘の点検・更新等〔再掲〕

○東日本大震災の経験を踏まえ、津波・高潮に対する河川港湾施設の防災・減災対策として整備された防潮水門及び陸閘について、気象警報発表時に安全かつ確実にこれらの施設を閉鎖するための自動化・遠隔操作監視システムによる閉門操作が確実に行われるよう、計画的かつ適切な維持管理及び操作訓練を行う。

ダム管理設備の機能確保

○これまで整備したダム管理設備の経年劣化が進んでおり、今後、更新時期を迎えることから、長寿命化計画に基づく計画的な更新及び、ライフサイクルコストの縮減など効率的な維持管理に取り組み、いつ発生するかわからない災害に備え、ダム管理設備の機能を常時確保する。

ダムによる洪水調節機能の強化

○一級水系の阿武隈川・阿賀野川水系と二級水系の既存ダムにおいて、大雨が予想される場合、洪水調節容量を増量するため、事前に利水容量の一部を放流し、下流河川の氾濫や浸水被害の軽減を図る取組を推進する。

湛水防除施設の整備等

○東日本大震災により被災した湛水防除施設の復旧を進めてきたが、地盤沈下による立地条件の変化に伴い湛水被害が生じるおそれがある地域について、既存の湛水防除施設の機能強化を進めるとともに、令和元年東日本台風等により湛水被害が生じた農地がある地域について、必要な施設整備に取り組んでいく。あわせて、既存施設について機能実態を調査・把握し、適時適切な維持管理に取り組み、湛水被害の発生防止に向けた防災・減災対策を推進する。

農業水利施設の適正な保全管理

○農業水利施設の維持管理について、災害の発生に備え、農業水利施設の多面的機能が十分に発揮されるよう、各施設管理者による適正な施設診断の実施や施設管理体制の強化を進め、防災・減災に配慮したストックマネジメントの推進及び適正な維持管理に取り組む。また、治水協定締結済みの水系におけるダムと連動して操作する必要のある農業用の河川工作物（頭首工等）や農村集落の排水を担う排水設備（機場、排水路等）の整備を推進し、安全安心な農山漁村づくりを促進する。

施策に関連する数値指標	策定時	目標値
補修・更新により安定的な用水供給機能が維持される面積	(令和7年3月)	(令和13年3月)
	28,318ha	63,356ha

農業用ため池の改修及びハザードマップの作成支援

○東日本大震災及び令和元年東日本台風等では多くのため池で決壊等の被害が発生したという教訓を踏まえ、老朽化や豪雨等により決壊の恐れのある農業用ため池の改修を推進するとともに、農業用ため池ハザードマップの作成・公表に係る取組を支援・指導し、農業用ため池の防災・減災対策の推進を図る。

施策に関連する数値指標	策定時	目標値
防災重点農業用ため池整備着手数	(令和7年3月)	(令和13年3月)
	23箇所	124箇所

田んぼダムの取組の普及推進

○県が策定した田んぼダム技術マニュアルや解説動画の活用及び、モデルほ場において農業者向けの現地研修会を開催するなど、田んぼダムの取組を推進する。

自助・共助の取組促進

○地域防災力の向上により、災害被害を軽減するため、引き続き、防災教室等を実施し、地域の防災活動におけるリーダーとして活躍が期待される人材の養成などに取り組む。

○県民一人一人が災害を「自分事」として認識し、適切な「避難行動」等が取れるよう、引き続き、様々な「体験型」「参加型」の事業や県防災アプリの周知啓発を通じて、県民の更なる自助・共助に関する理解を促進していく。

施策に関連する数値指標	策定時	目標値
災害に備えて、自分(自宅)の避難計画を作成していると答えた県民の割合	(令和7年7月)	(令和13年3月)
	7.4%	30%

訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化〔再掲〕

○大規模災害が発生した場合であっても迅速かつ確な災害対応を実現するため、引き続き、県総合防災訓練を始め、様々な避難訓練や情報伝達訓練、災害対策本部事務局の設置運営訓練等に取り組み、より適切な災害対応に向け、必要な見直しを進める。

○地域防災力の向上のため、引き続き、国、県、市町村のほか、警察、消防、自衛隊などの防災関係機関や地元消防団、自主防災組織等との連携体制の充実を図る。

○災害対応力の強化を図るため、災害の種別ごとに各防災関係機関の防災行動を時系列で整理した防災行動計画の策定を推進する。

○県警察本部においては、災害現場を想定した救出救助訓練や、大規模災害発生時における初動対応訓練等を実施し、警察職員の災害対処能力の向上を図るほか、他機関主催の訓練、会議等に参画し、関係機関との連携強化を推進する。

施策に関連する数値指標	策定時	目標値
県総合防災訓練の実施回数	(令和7年3月)	(令和13年3月)
	(毎年)1回	(毎年)1回

適切な避難行動の呼びかけ〔再掲〕

- 令和元年東日本台風等に係る災害対応の検証結果を踏まえ、市町村が空振りを恐れずに避難情報を早期発令するために、引き続き、気象防災ワークショップ等による市町村防災担当者の各種防災気象情報への理解度の向上を図る。
- 広域的な情報発信のため、新たに、Lアラートや県防災アプリ、SNSといった多様な手段を確保し、避難行動の促進を図る。

避難行動要支援者対策の推進

- 避難行動要支援者名簿の作成や個別避難計画の策定を推進するため、引き続き、防災部局と福祉部局が連携し、市町村の取組を支援する。社会全体で避難行動要支援者を支える体制構築を推進するため、引き続き、関係機関及び地域住民の協力・連携による共助の取組を促進し、地域防災力の向上を図る。

施策に関連する数値指標	策定時	目標値
直近1年間において個別避難計画を作成している市町村数	(令和7年4月)	(令和13年3月)
	26市町村	59市町村

自主防災組織等の強化

- 地域ぐるみで避難行動要支援者を支えるなど、共助の取組を推進する体制構築を促すため、引き続き、県総合防災訓練や防災教室、地区防災計画策定に係るワークショップの実施をはじめ、自主防災組織のリーダーとして活躍が期待される方を対象とした研修会や防災士養成講座の開催、市町村が主体となって実施する自主防災組織の活動促進、資機材整備事業への費用補助を行うなど、自主防災組織の機能強化と地域防災力の向上を図る。

施策に関連する数値指標	策定時	目標値
自主防災組織活動カバー率	(令和6年4月)	(令和13年3月)
	73.6%	90%
本県における防災士認証登録者数	(令和7年12月)	(令和13年3月)
	5,569人	8,000人

マイ避難の促進

- 災害から大切な人の命を守るため、日頃から避難する場所や避難のタイミングなどの適切な避難行動について、あらかじめ家族や職場で考え、備えておく「マイ避難」の取組が重要であることから、引き続き、防災教室の実施や、新たに、県防災アプリの「マイ避難シート作成機能」等の活用促進により、「マイ避難」の周知啓発に取り組み、適切な避難行動に関する県民の意識の向上を図る。

施策に関連する数値指標	策定時	目標値
災害に備えて、自分(自宅)の避難計画を作成していると答えた県民の割合	(令和7年7月)	(令和13年3月)
	7.4%	30%

石油コンビナート防災体制の充実・強化

○石油コンビナート周辺の生活・経済活動に甚大な影響を及ぼす石油コンビナート災害の発生・拡大を防止するため、石油コンビナート等特別防災区域であるいわき地区及び広野地区において、関係機関、関係企業及び地域住民等が協力・連携して石油コンビナート総合防災訓練等に取り組み、石油コンビナート防災体制の充実・強化を推進する。

起きてはならない最悪の事態 1 - 5 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

水害・土砂災害からの「逃げ遅れゼロ」実現のための連携体制の構築〔再掲〕

○洪水等からの「逃げ遅れゼロ」を実現するため、県内8方部の水災害対策協議会等の活動を通して、地域が連携した減災体制の充実・強化に向けた取組を推進するとともに、地域住民の防災意識の向上を図っていく。

○水害・土砂災害が発生するおそれがある場合において、浸水想定区域や土砂災害警戒区域、津波災害警戒区域内にある要配慮者利用施設の利用者等の円滑かつ迅速な避難を確保するため、施設管理者等に義務付けられた避難確保計画の作成及び避難訓練の実施など、市町村と連携して施設管理者等による主体的な取組の促進を図るとともに、水害・土砂災害からの避難体制の充実・強化を支援していく。

○「逃げ遅れゼロ」を実現するため、各種イベントや小中学校での出前講座で土砂災害についての理解を深め、地域住民の防災意識の向上を図り、地域全体の連携体制の構築に取り組んでいく。また、地域住民の早期避難促進に向け、土砂災害のおそれがある箇所への周知は必要であり、土砂災害警戒区域指定推進のため、土砂災害防止法に基づき、令和6年6月に公表した「新たな土砂災害の発生のおそれのある箇所」についても、基礎調査等を推進するとともに、現地に土砂災害警戒区域を示す標識を設置し、地域住民の早期避難を促していく。

施策に関連する数値指標	策定時	目標値
土砂災害警戒区域指定率	(令和7年3月)	(令和13年3月)
	95%	100%

道路の法面・盛土の土砂災害防止対策

○山間部の道路については、地滑りや土砂崩れのおそれのある箇所のバイパスや道路拡幅の整備を行い、通行の安全・安心の確保を進める。

砂防関係施設の維持管理等

○砂防設備及び地すべり・急傾斜地崩壊・雪崩防止施設の機能不全による二次災害の発生を回避するため、砂防関係施設の長寿命化や技術革新等に対応した更新によるコスト縮減に配慮しつつ、既存施設の現状把握、機能・効果等の判定を行い、施設の維持管理等を計画的に進める。

ソフト・ハードが一体となった総合的な土砂災害防止対策の整備〔再掲〕

○土砂災害から県民の生命と財産を守るため、災害発生箇所の再度災害防止対策及び地域の社会・経済活動を支える基礎的インフラの保全対策等に係る砂防施設の整備をハード対策として重点的に推進するとともに、土砂災害防止法に基づく基礎調査の実施、土砂災害警戒区域等の指定推進及び市町村が行う土砂災害ハザードマップの作成や土砂災害を想定した避難訓練などの警戒避難体制の整備に対する支援をソフト対策として強化していく。

施策に関連する数値指標	策定時	目標値
土砂災害から保全される人家戸数	(令和7年3月)	(令和13年3月)
	15,735戸	17,501戸
土砂災害警戒区域指定率	(令和7年3月)	(令和13年3月)
	95%	100%

地すべり防止施設の整備等

○県内には、農地・森林の保全を図る「地すべり防止指定区域」が81か所3,161ha（うち農地41か所1,877ha、森林40か所1,284ha）あり、また、既存の地すべり防止施設において、老朽化や経年変化による機能低下が見受けられる状況にあることから、県内の地区ごとに定めた地すべり対策計画に基づき、地すべり防止施設の整備を着実に推進するとともに、既存施設について適切な維持管理に取り組む。

治山施設の整備等

○令和元年10月の令和元年東日本台風、令和4年8月の豪雨災害等などの度重なる豪雨・長雨や東日本大震災の余震等の発生により、法面崩壊等の山地災害が県内各地で発生しており、山地災害等による被害の防止及び保安林の機能を維持・強化するため、溪流や山腹斜面を安定させるための治山施設の整備や植栽、森林の造成等による荒廃地・荒廃危険地等の復旧整備を計画的に推進する。

施策に関連する数値指標	策定時	目標値
治山事業により保全される集落数	(令和7年3月)	(令和13年3月)
	1,129集落	1,179集落

訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化〔再掲〕

○大規模災害が発生した場合であっても迅速かつ確な災害対応を実現するため、引き続き、県総

合防災訓練を始め、様々な避難訓練や情報伝達訓練、災害対策本部事務局の設置運営訓練等に取り組み、より適切な災害対応に向け、必要な見直しを進める。

○地域防災力の向上のため、引き続き、国、県、市町村のほか、警察、消防、自衛隊などの防災関係機関や地元消防団、自主防災組織等との連携体制の充実を図る。

○災害対応力の強化を図るため、災害の種別ごとに各防災関係機関の防災行動を時系列で整理した防災行動計画の策定を推進する。

○県警察本部においては、災害現場を想定した救出救助訓練や、大規模災害発生時における初動対応訓練等を実施し、警察職員の災害対処能力の向上を図るほか、他機関主催の訓練、会議等に参画し、関係機関との連携強化を推進する。

施策に関連する数値指標	策定時	目標値
県総合防災訓練の実施回数	(令和7年3月)	(令和13年3月)
	(毎年)1回	(毎年)1回

適切な避難行動の呼びかけ〔再掲〕

○令和元年東日本台風等に係る災害対応の検証結果を踏まえ、市町村が空振りを恐れずに避難情報を早期発令するために、引き続き、気象防災ワークショップ等による市町村防災担当者の各種防災気象情報への理解度の向上を図る。

○広域的な情報発信のため、新たに、Lアラートや県防災アプリ、SNSといった多様な手段を確保し、避難行動の促進を図る。

火山噴火に対する警戒避難体制の整備

○火山災害から地域住民や登山者・観光客の安全を確保するため、引き続き、関係機関が一体となって、地域住民や登山者等への防災啓発、火山防災訓練の実施、避難促進施設における避難確保計画の策定支援等に取り組む。

○火口周辺における緊急退避施設や情報伝達手段を複数系統確保すること等について検討を進め、引き続き、火山噴火に対する警戒避難体制の整備を推進する。

起きてはならない最悪の事態 1 - 6

火山噴火や火山噴出物の流出等による多数の死傷者の発生

火山噴火に対する避難経路の整備

○火山災害から登山者・観光客の安全を確保することを目的に、活火山周辺（吾妻山、安達太良山、磐梯山、燧ヶ岳）の避難経路（登山道）の整備に取り組む。

避難小屋の噴石対策

○火山噴火による災害発生時に登山者・観光客の安全確保を推進するため、「火山活動が活発化した場合の避難計画(火口周辺区域)」に基づき、避難小屋の噴石対策化に取り組む。

施策に関連する数値指標	策定時	目標値
避難小屋の噴石対策化した棟数	(令和7年3月)	(令和13年3月)
	0棟	2棟

火山噴火に対する警戒避難体制の整備〔再掲〕

○火山災害から地域住民や登山者・観光客の安全を確保するため、引き続き、関係機関が一体となって、地域住民や登山者等への防災啓発、火山防災訓練の実施、避難促進施設における避難確保計画の策定支援等に取り組む。

○火口周辺における緊急退避施設や情報伝達手段を複数系統確保すること等について検討を進め、引き続き、火山噴火に対する警戒避難体制の整備を推進する。

訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化〔再掲〕

○大規模災害が発生した場合であっても迅速かつ確な災害対応を実現するため、引き続き、県総合防災訓練を始め、様々な避難訓練や情報伝達訓練、災害対策本部事務局の設置運営訓練等に取り組み、より適切な災害対応に向け、必要な見直しを進める。

○地域防災力の向上のため、引き続き、国、県、市町村のほか、警察、消防、自衛隊などの防災関係機関や地元消防団、自主防災組織等との連携体制の充実を図る。

○災害対応力の強化を図るため、災害の種別ごとに各防災関係機関の防災行動を時系列で整理した防災行動計画の策定を推進する。

○県警察本部においては、災害現場を想定した救出救助訓練や、大規模災害発生時における初動対応訓練等を実施し、警察職員の災害対処能力の向上を図るほか、他機関主催の訓練、会議等に参画し、関係機関との連携強化を推進する。

施策に関連する数値指標	策定時	目標値
県総合防災訓練の実施回数	(令和7年3月)	(令和13年3月)
	(毎年)1回	(毎年)1回

適切な避難行動の呼びかけ〔再掲〕

○令和元年東日本台風等に係る災害対応の検証結果を踏まえ、市町村が空振りを恐れずに避難情報を早期発令するために、引き続き、気象防災ワークショップ等による市町村防災担当者の各種防災気象情報への理解度の向上を図る。

○広域的な情報発信のため、新たに、Lアラートや県防災アプリ、SNSといった多様な手段を確保し、避難行動の促進を図る。

起きてはならない最悪の事態 1 - 7 暴風雪及び豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う死傷者の発生

道路の除雪体制等の確保

○暴風雪や豪雪の異常気象発生時においても安全で円滑な道路環境を整備するため、除雪体制等を充実・確保し、適時適切な道路除雪や凍結抑制剤の散布等に取り組む。また、除雪管理システム（GPS）などを活用し、除雪作業の効率化を図る。

雪崩対策の推進

○県内には314箇所、雪崩危険箇所があり、うち196箇所において5戸以上の人家又は官公署、学校、病院、要配慮者利用施設、駅などの重要な公共建物がある。県民の安全・安心な生活環境を確保するため、雪崩危険箇所において計画的な予防対策の検討を進めるとともに、地域住民やスキー場・観光施設の利用者、要配慮者利用施設の関係者等に対する雪崩被害防止に係る啓発活動、雪崩対策の推進に取り組む。

道路の防雪施設の整備

○人家が連続して排雪スペースが無く除雪作業が困難な区間、急勾配を有する峠部や中心市街地の歩道等において、路面凍結によるスリップ事故等を防止し、冬期交通における安全性の向上を図るため、消融雪施設や凍結抑制舗装の整備等を推進するとともに、トンネル坑口等における新しい融雪システムの採用を積極的に検討し、より効率的かつ信頼性の高い安全対策に取り組む。また、雪崩や地吹雪などの危険箇所について、雪崩防止柵などの防護施設を計画的に整備していく。さらに、老朽化により機能が低下している防雪施設の修繕を進めることで、冬期間における道路交通対策の推進を図る。

施策に関連する数値指標	策定時	目標値
雪崩や地吹雪のおそれのある危険箇所の解消率	(令和7年3月)	(令和13年3月)
	36.0%	37%

大雪時の車両滞留の対策

○大雪時の交通障害を防ぐため、急勾配の解消のための道路改良や、路肩の拡幅などの整備を進める。

豪雪対策関係機関との雪害防止対策に係る情報共有及び連携体制の強化

○安心して快適に暮らすことのできる、雪と共生する魅力ある地域づくりを推進するため、引き続き、県、市町村、関係団体及び地域住民が一体となって、雪害防止対策に係る情報共有及び連携

体制の強化に取り組む。

雪害及び雪下ろし事故防止等の注意喚起

- 大雪・暴風雪による被害や交通障害の発生時に迅速かつ的確に対応するため、引き続き、災害時
応援協定に基づく物資・燃料の提供等や避難所開設、自衛隊災害派遣要請等に係る関係機関との
連携強化に取り組む。
- 雪害及び雪下ろし事故防止のため、引き続き、降雪時期の除雪作業や交通事故の防止、雪害に対
する備えなどに関する住民向けの注意喚起や関係機関と連携した予防的通行止めなどを適切に行
う。

訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化〔再掲〕

- 大規模災害が発生した場合であっても迅速かつ確な災害対応を実現するため、引き続き、県総
合防災訓練を始め、様々な避難訓練や情報伝達訓練、災害対策本部事務局の設置運営訓練等に取り
組み、より適切な災害対応に向け、必要な見直しを進める。
- 地域防災力の向上のため、引き続き、国、県、市町村のほか、警察、消防、自衛隊などの防災関
係機関や地元消防団、自主防災組織等との連携体制の充実を図る。
- 災害対応力の強化を図るため、災害の種別ごとに各防災関係機関の防災行動を時系列で整理した
防災行動計画の策定を推進する。
- 県警察本部においては、災害現場を想定した救出救助訓練や、大規模災害発生時における初動対
応訓練等を実施し、警察職員の災害対処能力の向上を図るほか、他機関主催の訓練、会議等に参
画し、関係機関との連携強化を推進する。

施策に関連する数値指標	策定時	目標値
県総合防災訓練の実施回数	(令和7年3月)	(令和13年3月)
	(毎年)1回	(毎年)1回

事前に備えるべき目標2

救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防

起きてはならない最悪の事態2-1

自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

消防広域応援体制の強化

○近年頻発する林野火災を始めとした大規模災害や特殊災害の発生により、消防活動の広域的な応援が必要となる場合において、広域応援が迅速かつ円滑に行われるよう、県総合防災訓練等を通じ、広域消防相互応援協定等に基づく県内消防本部の一層の連携強化を進めるとともに、他都道府県の消防隊員で構成される緊急消防援助隊との連携を図るなど、消防広域応援体制の充実・強化や必要な資機材整備に取り組む。

消防団の充実・強化

○就業構造の変化や過疎化、地域の連帯意識の希薄化などの影響により、消防団員の減少及び高齢化が進んでいることから、高校生等を対象とした出前講座による消防団活動のPR等を通じ、消防団への加入を促進するとともに、消防団の活動に対する地域や雇用者側からの理解促進に向けた取組と支援の要請に加え、市町村に対して、特定の消防団活動を行う機能別団員制度の導入促進などを実施し、若者や女性を始め、消防団員の確保に取り組む。また、県と市町村が連携し、団員確保のための検討・協議等を行うほか、消防団が使用する車両、資機材の整備を支援するなどにより、消防団の充実・強化及び地域防災力の向上を図る。

施策に関連する数値指標	策定時	目標値
消防団員条例定数に対する充足の割合	(令和7年4月)	(令和13年3月)
	81%	88.4%

避難地域等における消防体制の再構築

○避難指示区域及び避難指示が解除された地域においては、消防体制が脆弱な市町村が多いことから、不足するマンパワーを確保するため、避難地域消防団再編支援会議等において国・県・市町村（消防本部を含む）それぞれの役割分担や連携方策を明確にしながら、地元常備消防や広域的応援体制の充実・強化に向けた取組を推進するとともに、今後の消防団員確保の見通しを踏まえ、避難地域等全体として消防体制の再構築を進めていく。

大規模災害時等における広域応援体制の充実・強化

○大規模災害時であっても相互に応援要請・職員派遣の円滑な対応を行うため、引き続き、各種会

議や訓練等の実施を通じて各相互応援協定の実効性を確保し、広域応援体制の充実・強化を図っていく。

自助・共助の取組促進〔再掲〕

○地域防災力の向上により、災害被害を軽減するため、引き続き、防災教室等を実施し、地域の防災活動におけるリーダーとして活躍が期待される人材の養成などに取り組む。

○県民一人一人が災害を「自分事」として認識し、適切な「避難行動」等が取れるよう、引き続き、様々な「体験型」「参加型」の事業や県防災アプリの周知啓発を通じて、県民の更なる自助・共助に関する理解を促進していく。

施策に関連する数値指標	策定時	目標値
災害に備えて、自分(自宅)の避難計画を作成していると答えた県民の割合	(令和7年7月)	(令和13年3月)
	7.4%	30%

消防防災ヘリによる救助活動等の推進

○孤立集落等に対する救助活動や支援物資投入を迅速かつ円滑に行うため、また、消防防災ヘリの安全かつ円滑な運航を確保するため、消防防災航空隊による自隊訓練や各消防本部との合同訓練などの各種訓練に取り組むとともに、関係機関との連携強化を図る。

○消防防災ヘリへの出動要請が多数発生した場合や機体の点検・整備及び燃料補給等の事情により、本県の消防防災ヘリのみでは対応できない事態に備え、自治体間の相互応援協定や広域航空消防応援実施要綱に基づく防災ヘリの応援・連携体制の充実に向けた取組を推進する。

救急業務の充実

○県内全ての救急隊において、除細動や気管挿管等の救急救命処置といった高度な救急業務を行うことのできる救急救命士が少なくとも1人は配置される体制の確保に向けて、引き続き、救急救命士養成研修の費用補助を行い、救急救命士の養成に係る取組を促進するとともに、救急搬送の更なる円滑化に向けて、マイナ救急のメリット等を県民に広く周知し、救急業務の充実・強化を推進する。

施策に関連する数値指標	策定時	目標値
救急隊員に占める救急救命士有資格者の比率	(令和6年4月)	(令和13年3月)
	38.9%	49.4%

自主防災組織等の強化〔再掲〕

○地域ぐるみで避難行動要支援者を支えるなど、共助の取組を推進する体制構築を促すため、引き続き、県総合防災訓練や防災教室、地区防災計画策定に係るワークショップの実施をはじめ、自主防災組織のリーダーとして活躍が期待される方を対象とした研修会や防災士養成講座の開催、

市町村が主体となって実施する自主防災組織の活動促進、資機材整備事業への費用補助を行うなど、自主防災組織の機能強化と地域防災力の向上を図る。

施策に関連する数値指標	策定時	目標値
自主防災組織活動カバー率	(令和6年4月)	(令和13年3月)
	73.6%	90%
本県における防災士認証登録者数	(令和7年12月)	(令和13年3月)
	5,569人	8,000人

訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化〔再掲〕

- 大規模災害が発生した場合であっても迅速かつ的確な災害対応を実現するため、引き続き、県総合防災訓練を始め、様々な避難訓練や情報伝達訓練、災害対策本部事務局の設置運営訓練等に取り組み、より適切な災害対応に向け、必要な見直しを進める。
- 地域防災力の向上のため、引き続き、国、県、市町村のほか、警察、消防、自衛隊などの防災関係機関や地元消防団、自主防災組織等との連携体制の充実を図る。
- 災害対応力の強化を図るため、災害の種別ごとに各防災関係機関の防災行動を時系列で整理した防災行動計画の策定を推進する。
- 県警察本部においては、災害現場を想定した救出救助訓練や、大規模災害発生時における初動対応訓練等を実施し、警察職員の災害対処能力の向上を図るほか、他機関主催の訓練、会議等に参画し、関係機関との連携強化を推進する。

施策に関連する数値指標	策定時	目標値
県総合防災訓練の実施回数	(令和7年3月)	(令和13年3月)
	(毎年)1回	(毎年)1回

警察の災害対応人員の確保及び災害用装備資機材の充実

- 大規模災害発生時において、住民の救出救助や避難誘導、交通規制など警察の災害対応を迅速かつ的確に行うため、初動措置に係る体制整備や業務継続計画による対処人員の確保を推進するとともに、必要な災害用装備資機材の充実を図る。

警察による災害対応のための連携体制の充実・強化

- 大規模災害発生時において、警察の災害対応を迅速かつ的確に行うため、重機による救出救助支援、緊急交通路の確保、物資等の調達、情報の発信等に関する相互支援協定を締結している協定締結団体等と、平素から連携内容等を相互に確認し、連携体制の更なる充実・強化を図る。

警察ネットワーク環境の充実

- 警察本部庁舎において危機管理対応や警察活動を最大限発揮できる環境を構築するため、県内の各警察署と警察本部庁舎間のネットワーク機器等の冗長化を図るなど、財政状況を考慮しながら県警察ネットワーク環境の充実及び機能強化を推進する。

警察施設の耐災害性等〔再掲〕

- 大規模地震等の発生によって警察施設が被災し、警察機能が大きく停止・低下する事態を防ぐため、老朽化施設の建替えや非常用発電機などの設備改修を計画的に推進する。

起きてはならない最悪の事態 2-2

医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による救助・救急活動及び医療・福祉機能の麻痺

災害拠点病院数等の拡充及び機能確保

- 発災時において、被災地内の傷病者の受入や災害派遣医療チーム（DMAT）の被災地への派遣などの医療救護活動の支援強化に向けて、災害拠点病院を県内の12消防本部管内に1病院以上設置するよう拡充に向けて取り組む。
- 災害時に多発する重篤救急患者の救命医療等を確保するため、福島県立医科大学附属病院を基幹災害拠点病院とし、7つの医療圏ごとに地域災害拠点病院を1病院以上指定している。災害に伴う停電等が発生した場合であっても、災害拠点病院における医療活動を維持するため、現況調査等により非常用発電機、燃料の備蓄、受水槽の確保等の状況を把握し、災害拠点病院の機能確保に取り組む。

施策に関連する数値指標	策定時	目標値
災害拠点病院数	(令和7年10月)	(令和13年3月)
	12拠点	14拠点

透析医療機関での非常時対応体制の整備

- 災害等に伴う停電・断水が発生した場合であっても透析医療の継続を確保するため、透析医会と連携し、迅速な支援体制を構築する。
- 災害時の透析医療機関に係る具体的な対応について福島県災害医療マニュアルに明記する。
- 県内の透析医療の関係者が災害時の透析医療の対応等について協議する福島県透析医療災害対策連絡協議会への継続的な参加を通じて、透析医療体制の強化に取り組んでいく。

DMATによる災害医療体制の充実

- 災害発生後直ちに被災地へ入り、トリアージや救命処置、患者の搬送に係る診察・処置、被災地

内の病院における診療支援等を行う災害派遣医療チーム（DMAT）について、県内の災害拠点病院における体制の整備・維持に取り組むとともに、各種研修や実動訓練等を通じて、DMAT隊員の知識・技能の習得、維持向上に向けた取組を促進し、災害医療体制の強化を図る。

施策に関連する数値指標	策定時	目標値
DMAT指定医療機関数	(令和7年12月)	(令和11年12月)
	16機関	17機関

DPATによる精神保健活動支援体制の充実

○災害派遣精神医療チーム（DPAT）養成のための研修計画、資機材の計画的な整備、事務局機能の充実など、関係機関との緊密な協力・連携の下、災害時における精神保健活動支援体制の充実・強化を推進する。平時より研修等で他組織との連携を深めるとともに、DPAT隊員の知識・技能の習得、維持向上に向けた取組を促進し、災害精神医療体制の強化を図る。

ドクターヘリによる救急医療体制の充実・強化

○災害拠点病院の指定要件上、ヘリポートが敷地内でない場合は、病院近接地に非常時に使用可能な離着陸場を確保することで要件を満たしているとみなされているものの敷地内へのヘリポート設置が望ましいことから、引き続き、設置に対し活用可能な補助金を周知する等、ドクターヘリによる救急医療体制の充実・強化を図る。双葉地域においては、ふたば医療センター附属病院に多目的医療用ヘリを導入し、より高度・専門的な医療機関への患者搬送や地域の医療機関への高度・専門的な医療技術を提供する医師等の派遣受入れなど、救急医療体制の充実・強化を図り、災害発生時においても、必要な救急医療を確保するための取組を推進する。

施策に関連する数値指標	策定時	目標値
病院敷地内にヘリポートを有している災害拠点病院の割合	(令和7年10月)	(令和13年3月)
	66.7%	100%

広域搬送拠点臨時医療施設（SCU）の体制整備

○東日本大震災において、患者を一時収容する広域搬送拠点臨時医療施設（SCU）が福島空港に暫定的に設置されたことを踏まえ、SCUに必要な資機材の配備やSCU設置運営訓練の実施に取り組むとともに、福島空港及び関係機関等と十分な連携を図り、SCUの体制整備を推進する。

災害医療コーディネーター体制の整備

○引き続き、災害医療コーディネーターの養成・確保に取り組むとともに、「福島県災害救急医療マニュアル」に基づく研修や訓練を通じ、災害医療コーディネーター体制の整備を推進する。

施策に関連する数値指標	策定時	目標値
災害医療コーディネーター数(累計)	(令和7年10月)	(令和13年3月)
	34名	30名

災害時医薬品等の備蓄・供給体制の維持

○災害時において県民等が必要とする医薬品や衛生材料等は、災害発生から3日間程度の初動期に確保することが困難となることから、県内を6方部に分けた備蓄供給体制を構築し、災害時における医薬品等の備蓄・供給に係る業務委託や福島県災害時医薬品等備蓄供給システムの運用に取り組んでいる。災害時に医療機関等から要請があった場合、医薬品等の迅速な供給を確保するため、定期的な状況調査による適正な在庫確保に努めるとともに、医薬品等の備蓄・供給業務の委託団体との連携・情報連絡体制の強化を推進する。

災害時医療・福祉人材の確保

○災害発生時においても必要な医療・福祉の提供を維持するため、関係団体との連携強化を促進し、訓練や研修等の機会を捉え、災害時医療救護に関する協定や福島県災害派遣福祉チームに関する協定に基づく対応を相互に確認し、災害時における医療・福祉の人材確保を図る。

医療機関における情報通信手段の確保

○災害時における医療機関の情報通信手段の確保を推進するとともに、医療機関の施設やライフラインの被害状況、患者受診状況、職員状況等を情報共有できる広域災害救急医療情報システム(EMIS)を活用した円滑な対応が展開できるよう、県内の医療機関に対するEMISの操作説明や訓練等に取り組んでいく。

災害発生時における社会福祉施設等の施設機能の維持〔再掲〕

○災害発生時における高齢者施設、障がい者施設等の施設機能の維持のため、非常用自家発電設備・給水設備の整備やブロック塀等の改修を促進し、施設の防災・減災対策を早急に進め、利用者の安全・安心を確保する。

福祉避難所の充実・確保

○市町村に対し、福祉避難所の指定状況等について定期的に調査を行い状況を把握するとともに、機会を捉えて説明会を開催するなど、制度の一層の周知や指定に向けた働き掛け等を行い、福祉避難所の充実・確保を促進する。

○未指定の双葉地方1町に対しては、個別訪問等により進捗状況や課題を整理し、住民の帰還や施設の再開状況を見ながら、福祉避難所の早期指定に向けて助言や指導を行う。

浜通り地方における医療提供体制の再構築

○避難地域の住民帰還と医療再生を確保させるとともに、災害発生時であっても必要な医療を提供

するため、医療機関等の再開・開設等支援及び医療従事者の確保に取り組み、浜通り地方における医療提供体制の再構築を推進する。

- 「ふたば医療センター附属病院」により引き続き地域の二次救急医療体制を確保するとともに、住民の更なる帰還等や増加する医療ニーズに対応するため、「双葉地域における中核的病院」の整備を進めていく。

浜通り地方における福祉・介護サービスの再構築

- 大規模自然災害時において、避難地域を含む浜通り地方の介護施設等が人材不足によって機能麻痺となる事態を回避するため、県外から浜通り地方等の介護施設等に就職予定の者に対して奨学金の貸付や住まいの確保に係る支援を行うなど、福祉・介護人材の確保に取り組み、浜通り地方における福祉・介護サービスの再構築を推進する。

施策に関連する数値指標	策定時	目標値
県外からの福祉・介護人材確保支援事業による奨学金及び支援金の利用者数(累計)	(令和7年9月)	(令和13年3月)
	750人	1,300人

感染症予防措置の推進

- 災害時において各種感染症がまん延する事態を防ぐため、感染症対策に関する各種研修へ職員を派遣して、最新の感染症への対応能力を備えた感染症予防対策のリーダーとして活躍できる人材を育成するとともに、平時から予防接種や感染症に関する情報提供、検査実施体制の整備、感染症に関する正しい知識や予防策についての普及啓発などに取り組み、感染症予防措置を推進する。

施策に関連する数値指標	策定時	目標値
麻しん・風しん予防接種率	(令和7年3月)	(令和13年3月)
	【第一期】 95.1 【第二期】 93.4	98%

災害時保健医療福祉活動に係る体制の整備

- 災害時の保健医療福祉活動にかかる体制の整備・強化に向け、保健医療福祉分野における災害対応マニュアルを適時改訂するとともに、研修・訓練等による職員の能力強化を図るなど、着実に取り組んでいく。

DHEATの構成員養成及び運営体制の強化

- 災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の設置マニュアルについては、令和元年東日本台風等の

検証結果を踏まえた改訂を行い、マニュアルに沿った研修や訓練を行うことで、チームの構成員の能力向上を図る。また、調整会議等を通じ、中核市との連携を強化する。

○DHEAT養成研修への専門職の継続的な派遣を通じ、県内のDHEAT構成員の増加を目指し、DHEATの強化を図り、他県からの要請に速やかに応じることができるよう円滑な調整を実施する。

災害時の健康危機管理拠点である保健所の機能維持

○災害時でも、地域における健康危機管理の拠点である保健所の機能を維持するために、老朽化している施設の計画的な修繕に加え、自家発電設備の整備等を進める。

病院施設・社会福祉施設の耐震化等〔再掲〕

○病院施設や社会福祉施設については、自ら避難することが困難な者も多い入院患者・入所者の安全を確保するとともに、災害時にあっても医療・福祉の提供を継続し、被災した患者の受入れや福祉避難所としての機能を確保する必要があることから、未耐震化施設について耐震化整備等の防災・減災対策を促進する。

児童福祉施設等の機能維持〔再掲〕

○災害が発生した場合でも、児童福祉施設や児童相談所の児童等の安全を確保し、サービスの提供を継続するため、児童福祉施設等の機能を維持するための修繕や建替を含めた整備を推進する。

災害時に地域の輸送等を支える道路整備

○緊急輸送道路の狭い箇所や急勾配、急カーブ等、緊急時の通行に支障となる箇所について、道路幅幅やバイパスの整備を進めていく。また、緊急輸送路自体が災害により通行止めになる可能性があることから、緊急輸送路の代替路となるべき道路について、国県道・市町村道も含め整備を進めていく。

踏切の立体交差等の整備

○踏切での交通障害を防ぐため、踏切と交差する道路の立体化など整備を進める。

東北道路啓開計画の策定・推進

○地震や津波災害、雪害時に円滑に緊急車両が通行できるよう災害発生時の活動拠点となる市町村役場等までのルート等を定めた東北道路啓開計画【福島県版 初版】に基づき、災害発生時に実施する道路啓開について、関係機関と連携を図りながら防災訓練や資機材の確保等を進め、計画の実効性を高める取組を推進する。なお、道路法改正（R7.4.16施行）により道路啓開計画が法定化されたことを受け、既存の東北道路啓開計画【福島県版 初版】について、法定記載事項を踏まえた内容に見直す。

港湾の事業継続計画（BCP）の策定・推進〔再掲〕

○港湾施設の復旧が、港湾を利用する企業の操業に大きく影響を与えたという東日本大震災の経験

を踏まえ、災害発生時においても港湾機能の迅速な回復や企業活動の早期再開を実現するため、関係行政機関及び民間事業者が連携・協力して具体的な行動計画の整備を進め、事業継続のための訓練や計画見直しなど、港湾の事業継続計画（BCP）の実効性を高める取組を推進する。

空港施設の整備等〔再掲〕

○福島空港については、東日本大震災の対応を踏まえて広域的防災機能の強化を図る空港として位置付け、災害時の緊急支援物資等の航空輸送や災害派遣医療チーム等の受入れを円滑に行う拠点施設となるとともに、隣県の空港が被災によって機能停止した場合、福島空港が代替機能を担うことも視野に入れ、継続的に空港地下道の耐震補強等による空港機能の確保に取り組む必要がある。今後も滑走路・誘導路改良や耐震対策等によって空港施設の機能強化を図るとともに、予防保全を重視した計画的な維持管理・更新等の実施により、空港の機能を適正に保持する。

港湾施設の整備等〔再掲〕

○大規模災害が発生した場合であっても、本県の重要港湾である小名浜港及び相馬港において、災害対応及び産業活動に必要な幹線貨物輸送機能を維持するため、今後も災害時の防災拠点として機能すべき港湾施設の耐災害性（地震・津波・高潮・高波・走錨・埋塞）の強化に努めるとともに、港湾施設ごとに長寿命化計画に基づく計画的な点検・施設更新等に取り組む。

道路の法面・盛土の土砂災害防止対策〔再掲〕

○山間部の道路については、地滑りや土砂崩れのおそれのある箇所のバイパスや道路拡幅の整備を行い、通行の安全・安心の確保を進める。

緊急車両等に供給する燃料の確保

○大規模自然災害等の発生時における緊急車両や施設等に必要な燃料の確保と備蓄のため、引き続き、関係機関・各種団体等との緊密な連携の下、燃料の確保等に向けた取組を推進していく。

避難行動要支援者対策の推進〔再掲〕

○避難行動要支援者名簿の作成や個別避難計画の策定を推進するため、引き続き、防災部局と福祉部局が連携し、市町村の取組を支援する。社会全体で避難行動要支援者を支える体制構築を推進するため、引き続き、関係機関及び地域住民の協力・連携による共助の取組を促進し、地域防災力の向上を図る。

施策に関連する数値指標	策定時	目標値
直近1年間において個別避難計画を作成している市町村数	(令和7年4月)	(令和13年3月)
	26市町村	59市町村

自主防災組織等の強化〔再掲〕

○地域ぐるみで避難行動要支援者を支えるなど、共助の取組を推進する体制構築を促すため、引き

続き、県総合防災訓練や防災教室、地区防災計画策定に係るワークショップの実施をはじめ、自主防災組織のリーダーとして活躍が期待される方を対象とした研修会や防災士養成講座の開催、市町村が主体となって実施する自主防災組織の活動促進、資機材整備事業への費用補助を行うなど、自主防災組織の機能強化と地域防災力の向上を図る。

施策に関連する数値指標	策定時	目標値
自主防災組織活動カバー率	(令和6年4月)	(令和13年3月)
	73.6%	90%
本県における防災士認証登録者数	(令和7年12月)	(令和13年3月)
	5,569人	8,000人

起きてはならない最悪の事態 2-3 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状況の悪化による死者の発生

避難所環境の充実

- 避難者の多様なニーズに対応するため、引き続き、関係団体との災害時応援協定や国のプッシュ型支援を活用し、物資調達体制の強化を図る。また、避難所生活による災害関連死を防ぐため、引き続き、避難所での感染症対策等に係る研修会や周知・啓発、「避難所運営マニュアル作成の手引き」の改訂などに取り組む。
- 各種感染症に対応するため、避難所における防疫体制の整備等を実施する。さらに、市町村の防災担当・保健福祉担当を対象とし、新型コロナウイルス等感染症対策を考慮した避難所対応研修を通じ、知識の普及を図る。
- また、市町村に対し、避難所におけるペット連れ避難者の受入れについて要請するとともに、ペット連れ避難者を受け入れる避難所の選定や運営に関する助言を行う。また、県民に対してもペット連れ避難に関する知識の普及啓発に取り組む。さらに、災害時に備えペット飼養管理に必要な物資を備蓄し、ペット連れ避難の支援体制を維持する。

避難行動要支援者対策の推進〔再掲〕

- 避難行動要支援者名簿の作成や個別避難計画の策定を推進するため、引き続き、防災部局と福祉部局が連携し、市町村の取組を支援する。社会全体で避難行動要支援者を支える体制構築を推進するため、引き続き、関係機関及び地域住民の協力・連携による共助の取組を促進し、地域防災力の向上を図る。

施策に関連する数値指標	策定時	目標値
直近1年間において個別避難計画を作成している市町村数	(令和7年4月)	(令和13年3月)
	26市町村	59市町村

自主防災組織等の強化〔再掲〕

○地域ぐるみで避難行動要支援者を支えるなど、共助の取組を推進する体制構築を促すため、引き続き、県総合防災訓練や防災教室、地区防災計画策定に係るワークショップの実施をはじめ、自主防災組織のリーダーとして活躍が期待される方を対象とした研修会や防災士養成講座の開催、市町村が主体となって実施する自主防災組織の活動促進、資機材整備事業への費用補助を行うなど、自主防災組織の機能強化と地域防災力の向上を図る。

施策に関連する数値指標	策定時	目標値
自主防災組織活動カバー率	(令和6年4月)	(令和13年3月)
	73.6%	90%
本県における防災士認証登録者数	(令和7年12月)	(令和13年3月)
	5,569人	8,000人

訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化〔再掲〕

○大規模災害が発生した場合であっても迅速かつ確な災害対応を実現するため、引き続き、県総合防災訓練を始め、様々な避難訓練や情報伝達訓練、災害対策本部事務局の設置運営訓練等に取り組み、より適切な災害対応に向け、必要な見直しを進める。

○地域防災力の向上のため、引き続き、国、県、市町村のほか、警察、消防、自衛隊などの防災関係機関や地元消防団、自主防災組織等との連携体制の充実を図る。

○災害対応力の強化を図るため、災害の種別ごとに各防災関係機関の防災行動を時系列で整理した防災行動計画の策定を推進する。

○県警察本部においては、災害現場を想定した救出救助訓練や、大規模災害発生時における初動対応訓練等を実施し、警察職員の災害対処能力の向上を図るほか、他機関主催の訓練、会議等に参画し、関係機関との連携強化を推進する。

施策に関連する数値指標	策定時	目標値
県総合防災訓練の実施回数	(令和7年3月)	(令和13年3月)
	(毎年)1回	(毎年)1回

DPATによる精神保健活動支援体制の充実〔再掲〕

○災害派遣精神医療チーム（DPAT）養成のための研修計画、資機材の計画的な整備、事務局機能の充実など、関係機関との緊密な協力・連携の下、災害時における精神保健活動支援体制の充実・

強化を推進する。平時より研修等で他組織との連携を深めるとともに、DPAT隊員の知識・技能の習得、維持向上に向けた取組を促進し、災害精神医療体制の強化を図る。

災害時保健医療福祉活動に係る体制の整備〔再掲〕

○災害時の保健医療福祉活動にかかる体制の整備・強化に向け、保健医療福祉分野における災害対応マニュアルを適時改訂するとともに、研修・訓練等による職員の能力強化を図るなど、着実に取り組んでいく。

DHEATの構成員養成及び運営体制の強化〔再掲〕

○災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の設置マニュアルについては、令和元年東日本台風等の検証結果を踏まえた改訂を行い、マニュアルに沿った研修や訓練を行うことで、チームの構成員の能力向上を図る。また、調整会議等を通じ、中核市との連携を強化する。

○DHEAT養成研修への専門職の継続的な派遣を通じ、県内のDHEAT構成員の増加を目指し、DHEATの強化を図り、他県からの要請に速やかに応じることができるよう円滑な調整を実施する。

災害時の健康危機管理拠点である保健所の機能維持〔再掲〕

○災害時でも、地域における健康危機管理の拠点である保健所の機能を維持するために、老朽化している施設の計画的な修繕に加え、自家発電設備の整備等を進める。

災害発生時における社会福祉施設等の施設機能の維持〔再掲〕

○災害発生時における高齢者施設、障がい者施設等の施設機能の維持のため、非常用自家発電設備・給水設備の整備やブロック塀等の改修を促進し、施設の防災・減災対策を早急に進め、利用者の安全・安心を確保する。

福祉避難所の充実・確保〔再掲〕

○市町村に対し、福祉避難所の指定状況等について定期的に調査を行い状況を把握するとともに、機会を捉えて説明会を開催するなど、制度の一層の周知や指定に向けた働き掛け等を行い、福祉避難所の充実・確保を促進する。

○未指定の双葉地方1町に対しては、個別訪問等により進捗状況や課題を整理し、住民の帰還や施設の再開状況を見ながら、福祉避難所の早期指定に向けて助言や指導を行う。

教育施設の耐震化等〔再掲〕

○学校等の教育施設は、地震等の災害発生時に児童・生徒の安全を確保するとともに、避難所等として使用が想定される建物であることから、公立の教育施設については、耐震化や学校再編等に伴う施設整備、老朽化した施設の改修や防災機能の強化等を計画的に進める。また、私立の学校施設については、学校法人が実施する学校の耐震化等を支援する。

都市公園施設の減災対策等〔再掲〕

○本県が管理する都市公園のうち、県営あづま総合体育館については、東日本大震災時に大規模避難所として多くの避難住民を受け入れた施設であるが、非構造部材の落下・転倒が懸念されることから、減災化対策を計画的に進めるとともに、今後老朽化が進む都市公園施設について、長寿命化計画に基づく施設更新と適切な維持管理に継続して取り組み、都市公園の機能保全と公園利用者の安全確保を推進する。

下水道業務継続計画（BCP）の策定・推進

○東日本大震災と同程度の大地震を想定し、下水道施設が被災した場合であっても、速やかにかつ高いレベルで下水道が果たすべき機能を維持・回復するため、「福島県下水道業務継続計画（BCP）」に基づく情報伝達訓練の実施や計画見直し等により、災害発生時の対応手順の定着と確実な実行に向けた取組を推進する。

○また、近年の猛烈な豪雨や台風による大規模水害発生で下水道施設が被災するリスクも高まっていることから、浸水被害に対する対応や、電力、燃料等の長期的、広域的な供給停止に対する対応等をBCPに位置付けるとともに、取組を推進する。

下水道施設の維持管理

○大規模自然災害等によって下水道施設の機能が損なわれた場合、疫病や感染症等がまん延するリスクがあることから、処理施設の機能を確保するため、「阿武隈川上流流域下水道耐水化計画」及び「阿武隈川上流流域下水道（4処理区）上下水道耐震化計画（下水道）」に基づき、施設の耐水化、耐震化の整備を図る。あわせて、限られた人員、予算の中で効果的に施設管理を行うため、「福島県流域下水道ストックマネジメント計画」により、下水道施設を一体的に捉えた長寿命化対策及びライフサイクルコストの低減を推進し、下水道施設の持続的な機能確保を図る。

○さらに、道路陥没事故発生時に社会的影響の大きい大口径下水道管路において、損傷等発生により緊急度の高い箇所には、速やかな対策を講じ健全性を確保していく。

県営住宅の防災・減災対策等〔再掲〕

○県営住宅は、地震等の災害発生時に入居者の安全を確保するとともに、一時提供住宅や応急仮設住宅として使用が想定される建物であることから、「福島県県営住宅等長寿命化計画」に基づき、公営住宅等ストック総合改善事業などにより、老朽化した施設の改修等を計画的に進める。

施策に関連する数値指標	策定時	目標値
老朽化した県営住宅の防災・減災対策のための改修棟数 外壁改修工事実施(棟) /長寿命化計画別冊において外壁改修をR12までに計画されている棟	(令和7年3月)	(令和13年3月)
	0棟	30棟

起きてはならない最悪の事態 2-4

被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

物資供給体制の充実・強化

- 物資供給体制の強化を図るため、引き続き、新規の災害時応援協定の締結に向けた取組を進める。
- プッシュ型物資供給体制の充実・強化支援にも円滑に対応するため、引き続き、民間倉庫を活用した物資拠点の集約及び業務の効率化に取り組む。

非常用物資の備蓄

- 生活の維持に欠かすことのできない物資の効率的な供給のため、引き続き、民間倉庫を活用し、食料・飲料水、毛布、紙おむつ、簡易トイレ等の備蓄の管理を適正に行う。

応急給水体制の整備

- 被災者の飲料水や生活維持に必要な給水を確保するため、引き続き、飲料水の調達及び輸送に係る災害時応援協定の締結や被災者用物資の備蓄に取り組む。
- 応急給水体制の整備を促進するため、引き続き、市町村及び水道事業者の連携・協力による給水対策や自衛隊への応急給水の応援要請など、応急給水に係る訓練等の実施により、関係機関及び協定締結団体との連携をより一層強化する。

自助・共助の取組促進〔再掲〕

- 地域防災力の向上により、災害被害を軽減するため、引き続き、防災教室等を実施し、地域の防災活動におけるリーダーとして活躍が期待される人材の養成などに取り組む。
- 県民一人一人が災害を「自分事」として認識し、適切な「避難行動」等が取れるよう、引き続き、様々な「体験型」「参加型」の事業や県防災アプリの周知啓発を通じて、県民の更なる自助・共助に関する理解を促進していく。

施策に関連する数値指標	策定時	目標値
災害に備えて、自分(自宅)の避難計画を作成していると答えた県民の割合	(令和7年7月)	(令和13年3月)
	7.4%	30%

訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化〔再掲〕

- 大規模災害が発生した場合であっても迅速かつ的確な災害対応を実現するため、引き続き、県総合防災訓練を始め、様々な避難訓練や情報伝達訓練、災害対策本部事務局の設置運営訓練等に取り組み、より適切な災害対応に向け、必要な見直しを進める。
- 地域防災力の向上のため、引き続き、国、県、市町村のほか、警察、消防、自衛隊などの防災関係機関や地元消防団、自主防災組織等との連携体制の充実を図る。
- 災害対応力の強化を図るため、災害の種別ごとに各防災関係機関の防災行動を時系列で整理した防災行動計画の策定を推進する。
- 県警察本部においては、災害現場を想定した救出救助訓練や、大規模災害発生時における初動対応訓練等を実施し、警察職員の災害対処能力の向上を図るほか、他機関主催の訓練、会議等に参画し、関係機関との連携強化を推進する。

施策に関連する数値指標	策定時	目標値
県総合防災訓練の実施回数	(令和7年3月)	(令和13年3月)
	(毎年)1回	(毎年)1回

緊急車両等に供給する燃料の確保〔再掲〕

- 大規模自然災害等の発生時における緊急車両や施設等に必要な燃料の確保と備蓄のため、引き続き、関係機関・各種団体等との緊密な連携の下、燃料の確保等に向けた取組を推進していく。

大規模災害時等における広域応援体制の充実・強化〔再掲〕

- 大規模災害時であっても相互に応援要請・職員派遣の円滑な対応を行うため、引き続き、各種会議や訓練等の実施を通じて各相互応援協定の実効性を確保し、広域応援体制の充実・強化を図っていく。

電力事業者等との連携強化による停電対策の推進

- 大規模自然災害等に伴い、停電が発生した場合に、必要となる電力を速やかに確保するため、引き続き、県総合防災訓練における電力供給訓練の実施や災害時応援協定の締結等により、電力事業者等との連携強化を図り、災害時における停電対策の充実を推進する。

「道の駅」防災拠点化の推進

- 広域的な防災拠点である「防災道の駅」の認定に向け、市町村と連携し道の駅の防災機能の強化を推進する。
- 地域防災計画に位置付けのある道の駅については、災害時でも業務実施可能な施設整備を促進するとともに、市町村と道路管理者の役割分担が定まったBCPの策定支援を行う。
- 新たに設置される道の駅については、あらかじめ地域の防災拠点として位置付けるなど、計画段階から防災機能を有する施設として整備を行う。

停電時における電気自動車等の活用

- 走行時の温室効果ガス排出量の削減に寄与し、災害時の電源としても有効活用できる電気自動車等（電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車）の普及促進を図る。

施策に関連する数値指標	策定時	目標値
電気自動車等の登録台数	(令和8年1月)	(令和13年3月)
	302,731台	増加を目指す

上水道施設の防災・減災対策

- 大規模自然災害が発生した場合でも、水道による給水機能を確保するため、水道事業者が将来的な水需要等を踏まえた水道施設（管路や配水池、浄水場など）の耐震化や更新、適切な維持管理を計画的に推進していくための支援・指導を継続するとともに、災害時の初動対応の確認や自治体間の相互応援協力など水道事業継続のための体制整備を促進する。

港湾施設の整備等〔再掲〕

- 大規模災害が発生した場合であっても、本県の重要港湾である小名浜港及び相馬港において、災害対応及び産業活動に必要な幹線貨物輸送機能を維持するため、今後も災害時の防災拠点として機能すべき港湾施設の耐災害性（地震・津波・高潮・高波・走錨・埋塞）の強化に努めるとともに、港湾施設ごとに長寿命化計画に基づく計画的な点検・施設更新等に取り組む。

緊急輸送道路の防災・減災対策

- 緊急輸送道路は、災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の広域的な輸送を行うため、各拠点との有機的連携を考慮して指定されている道路であることから、法面や岩盤斜面に変状が見られる落石等危険箇所や過去の豪雨で冠水した箇所の解消に向けた防災・減災対策を計画的・重点的に行い、緊急輸送ネットワークの機能強化及び通行の安全・安心の確保を推進する。

施策に関連する数値指標	策定時	目標値
災害発生時に緊急物資等を輸送する道路において、落石等の対策が必要な危険箇所の対策率	(令和7年3月)	(令和13年3月)
	94%	100%

港湾の事業継続計画（BCP）の策定・推進〔再掲〕

○港湾施設の復旧が、港湾を利用する企業の操業に大きく影響を与えたという東日本大震災の経験を踏まえ、災害発生時においても港湾機能の迅速な回復や企業活動の早期再開を実現するため、関係行政機関及び民間事業者が連携・協力して具体的な行動計画の整備を進め、事業継続のための訓練や計画見直しなど、港湾の事業継続計画（BCP）の実効性を高める取組を推進する。

漁業地域の事業継続計画（BCP）の策定・推進〔再掲〕

○大規模災害が発生しても、漁業地域一体で水産物の生産・供給機能を継続的に維持・確保するため、関係行政機関、漁業者及び市場関係者が連携・協力して、事業継続計画（BCP）の策定を推進する。

施策に関連する数値指標	策定時	目標値
漁業地域における事業継続計画（BCP）策定率	(令和7年3月)	(令和13年3月)
	50%	100%

迂回路となり得る農道・林道の整備

○農作業の利便性向上や農産物流通の効率化など、多様な目的により整備される農道は、大規模災害の発生時において、基幹交通の寸断に伴う輸送機能の停止や孤立集落の発生を回避するための代替輸送路・迂回路としての役割を期待できることから、防災・減災の観点からも計画的な農道の整備を推進する。

○防災機能の強化に向けた排水施設の整備、法面の保全等による特に重要な路線の整備・強化等を促進する。

起きてはならない最悪の事態 2－5 多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生

孤立集落発生を回避する道路整備

○中山間地の迂回路のない道路の狭隘な箇所や急勾配、急カーブ等、緊急時の通行に支障がある箇所について、国県道・市町村道も含め、道路拡幅やバイパスの整備を進めていく。

砂防関係施設の維持管理等〔再掲〕

○砂防設備及び地すべり・急傾斜地崩壊・雪崩防止施設の機能不全による二次災害の発生を回避するため、砂防関係施設の長寿命化や技術革新等に対応した更新によるコスト縮減に配慮しつつ、

既存施設の現状把握、機能・効果等の判定を行い、施設の維持管理等を計画的に進める。

雪崩対策の推進〔再掲〕

○県内には314箇所の雪崩危険箇所があり、うち196箇所において5戸以上の人家又は官公署、学校、病院、要配慮者利用施設、駅などの重要な公共建物がある。県民の安全・安心な生活環境を確保するため、雪崩危険箇所において計画的な予防対策の検討を進めるとともに、地域住民やスキー場・観光施設の利用者、要配慮者利用施設の関係者等に対する雪崩被害防止に係る啓発活動、雪崩対策の推進に取り組む。

緊急輸送道路の防災・減災対策〔再掲〕

○緊急輸送道路は、災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の広域的な輸送を行うため、各拠点との有機的連携を考慮して指定されている道路であることから、法面や岩盤斜面に変状が見られる落石等危険箇所や過去の豪雨で冠水した箇所の解消に向けた防災・減災対策を計画的・重点的に行い、緊急輸送ネットワークの機能強化及び通行の安全・安心の確保を推進する。

施策に関連する数値指標	策定時	目標値
災害発生時に緊急物資等を輸送する道路において、落石等の対策が必要な危険箇所の対策率	(令和7年3月)	(令和13年3月)
	94%	100%

消防防災ヘリによる救助活動等の推進〔再掲〕

○孤立集落等に対する救助活動や支援物資投入を迅速かつ円滑に行うため、また、消防防災ヘリの安全かつ円滑な運航を確保するため、消防防災航空隊による自隊訓練や各消防本部との合同訓練などの各種訓練に取り組むとともに、関係機関との連携強化を図る。

○消防防災ヘリへの出動要請が多数発生した場合や機体の点検・整備及び燃料補給等の事情により、本県の消防防災ヘリのみでは対応できない事態に備え、自治体間の相互応援協定や広域航空消防応援実施要綱に基づく防災ヘリの応援・連携体制の充実に向けた取組を推進する。

迂回路となり得る農道・林道の整備〔再掲〕

○農作業の利便性向上や農産物流通の効率化など、多様な目的により整備される農道は、大規模災害の発生時において、基幹交通の寸断に伴う輸送機能の停止や孤立集落の発生を回避するための代替輸送路・迂回路としての役割を期待できることから、防災・減災の観点からも計画的な農道の整備を推進する。

○防災機能の強化に向けた排水施設の整備、法面の保全等による特に重要な路線の整備・強化等を促進する。

起きてはならない最悪の事態 2 - 6 大規模な自然災害と感染症との同時発生

感染症予防措置の推進〔再掲〕

○災害時において各種感染症がまん延する事態を防ぐため、感染症対策に関する各種研修へ職員を派遣して、最新の感染症への対応能力を備えた感染症予防対策のリーダーとして活躍できる人材を育成するとともに、平時から予防接種や感染症に関する情報提供、検査実施体制の整備、感染症に関する正しい知識や予防策についての普及啓発などに取り組み、感染症予防措置を推進する。

施策に関連する数値指標	策定時	目標値
麻しん・風しん予防接種率	(令和7年3月)	(令和13年3月)
	【第一期】 95.1 【第二期】 93.4	98%

避難所環境の充実〔再掲〕

○避難者の多様なニーズに対応するため、引き続き、関係団体との災害時応援協定や国のプッシュ型支援を活用し、物資調達体制の強化を図る。また、避難所生活による災害関連死を防ぐため、引き続き、避難所での感染症対策等に係る研修会や周知・啓発、「避難所運営マニュアル作成の手引き」の改訂などに取り組む。

○各種感染症に対応するため、避難所における防疫体制の整備等を実施する。さらに、市町村の防災担当・保健福祉担当を対象とし、新型コロナウイルス等感染症対策を考慮した避難所対応研修を通じ、知識の普及を図る。

○また、市町村に対し、避難所におけるペット連れ避難者の受入れについて要請するとともに、ペット連れ避難者を受け入れる避難所の選定や運営に関する助言を行う。また、県民に対してもペット連れ避難に関する知識の普及啓発に取り組む。さらに、災害時に備えペット飼養管理に必要な物資を備蓄し、ペット連れ避難の支援体制を維持する。

下水道業務継続計画（BCP）の策定・推進〔再掲〕

○東日本大震災と同程度の大地震を想定し、下水道施設が被災した場合であっても、速やかにかつ高いレベルで下水道が果たすべき機能を維持・回復するため、「福島県下水道業務継続計画（BCP）」に基づく情報伝達訓練の実施や計画見直し等により、災害発生時の対応手順の定着と確実な実行に向けた取組を推進する。

○また、近年の猛烈な豪雨や台風による大規模水害発生で下水道施設が被災するリスクも高まって

いることから、浸水被害に対する対応や、電力、燃料等の長期的、広域的な供給停止に対する対応等をBCPに位置付けるとともに、取組を推進する。

下水道施設の維持管理〔再掲〕

○大規模自然災害等によって下水道施設の機能が損なわれた場合、疫病や感染症等がまん延するリスクがあることから、処理施設の機能を確保するため、「阿武隈川上流流域下水道耐水化計画」及び「阿武隈川上流流域下水道(4処理区)上下水道耐震化計画(下水道)」に基づき、施設の耐水化、耐震化の整備を図る。あわせて、限られた人員、予算の中で効果的に施設管理を行うため、「福島県流域下水道ストックマネジメント計画」により、下水道施設を一体的に捉えた長寿命化対策及びライフサイクルコストの低減を推進し、下水道施設の持続的な機能確保を図る。

○さらに、道路陥没事故発生時に社会的影響の大きい大口径下水道管路において、損傷等発生により緊急度の高い箇所には、速やかな対策を講じ健全性を確保していく。

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進

○多くの単独処理浄化槽が残存し、老朽化が進んでいることから、生活環境の改善や公共用水域の水質保全、感染症のまん延予防を図り、浄化槽の災害耐性を強化するため、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進する。

施策に関連する数値指標	策定時	目標値
汚水処理人口普及率	(令和7年3月)	(令和13年3月)
	87.9%	97.4%

一般廃棄物処理施設の災害対策

○大規模自然災害の発生に備え、一般廃棄物処理施設の被災防止を図るとともに、災害発生時に災害廃棄物処理を迅速に進めるため、市町村等が行う一般廃棄物処理施設の更新等の機会を捉えて、施設の耐震化や浸水対策の実施、大量に発生する災害廃棄物を想定した処理能力の確保など、施設整備に関して必要な助言等を行う。

○被災により施設が使用困難の見込みとなった場合に、日常的に発生する生活ごみやし尿の処理に支障を来さないよう、「福島県災害廃棄物処理計画」に基づき、県が広域処理するための調整を行う。

○また、計画に基づいた初動対応手順書を策定し、研修や演習等を通じて、体制の強化を図るとともに、市町村間の応援協定締結等による連携強化を支援するため、協定書のひな形提示や、連携先の調整を行う。

施策に関連する数値指標	策定時	目標値
市町村の災害廃棄物処理計画策定率	(令和7年3月)	(令和13年3月)
	69.49%	100%

事前に備えるべき目標3

必要不可欠な行政機能を確保する

起きてはならない最悪の事態3-1

被災による警察機能の大幅な低下に伴う治安の悪化、社会の混乱

交通安全施設の維持管理〔再掲〕

- 大規模地震等が発生した場合でも、交通安全施設等の倒壊を防ぐため、保守点検による不具合の早期把握のほか、信号柱や道路標識柱の更新整備を計画的に行い、交通安全施設の適正な維持管理に取り組む。

警察施設の耐災害性等〔再掲〕

- 大規模地震等の発生によって警察施設が被災し、警察機能が大きく停止・低下する事態を防ぐため、老朽化施設の建替えや非常用発電機などの設備改修を計画的に推進する。

警察の災害対応人員の確保及び災害用装備資機材の充実〔再掲〕

- 大規模災害発生時において、住民の救出救助や避難誘導、交通規制など警察の災害対応を迅速かつ的確に行うため、初動措置に係る体制整備や業務継続計画による対応人員の確保を推進するとともに、必要な災害用装備資機材の充実を図る。

警察ネットワーク環境の充実〔再掲〕

- 警察本部庁舎において危機管理対応や警察活動を最大限発揮できる環境を構築するため、県内の各警察署と警察本部庁舎間のネットワーク機器等の冗長化を図るなど、財政状況を考慮しながら県警察ネットワーク環境の充実及び機能強化を推進する。

警察による災害対応業務のための電源・通信回線の確保

- 大規模災害が発生した場合でも、各種警察活動等に必要な電源・通信回線を確保するため、各種訓練等の機会を捉え、災害時相互支援協定を締結している電力事業者及び通信事業者と、協定に基づく協力要請・対応を相互に確認するなどして連携強化し、災害時における電源・通信回線の確保を図る。

自動起動式信号機電源付加装置の整備

- 災害停電に伴う信号機の滅灯による重大な交通事故や交通渋滞の発生を回避するため、幹線道路等の主要な交差点において、停電時でも信号機に電力を供給する自動起動式信号機電源付加装置等の整備及び維持管理を進める。

施策に関連する数値指標	策定時	目標値
自動起動型信号機電源付加装置の整備数	(令和7年3月)	(令和13年3月)
	619基	624基

訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化〔再掲〕

- 大規模災害が発生した場合であっても迅速かつ確な災害対応を実現するため、引き続き、県総合防災訓練を始め、様々な避難訓練や情報伝達訓練、災害対策本部事務局の設置運営訓練等に取り組み、より適切な災害対応に向け、必要な見直しを進める。
- 地域防災力の向上のため、引き続き、国、県、市町村のほか、警察、消防、自衛隊などの防災関係機関や地元消防団、自主防災組織等との連携体制の充実を図る。
- 災害対応力の強化を図るため、災害の種別ごとに各防災関係機関の防災行動を時系列で整理した防災行動計画の策定を推進する。
- 県警察本部においては、災害現場を想定した救出救助訓練や、大規模災害発生時における初動対応訓練等を実施し、警察職員の災害対処能力の向上を図るほか、他機関主催の訓練、会議等に参画し、関係機関との連携強化を推進する。

施策に関連する数値指標	策定時	目標値
県総合防災訓練の実施回数	(令和7年3月)	(令和13年3月)
	(毎年)1回	(毎年)1回

起きてはならない最悪の事態3-2 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

市町村への人的支援

- 市町村の職員・施設等が被災することによって行政機能が大幅に低下し、被災地の復旧・復興が遅れる事態を回避するため、引き続き、関係機関との連携を密にしながら、国、県及び他の地方公共団体からの職員応援派遣の措置等を円滑に行う体制の整備を進めていく。
- 速やかに被災市町村へ職員を派遣するため、引き続き、大規模災害時における「ふくしま災害時相互応援チーム」による相互応援をはじめ、「応急対策職員派遣制度」や「復旧・復興支援技術職員派遣制度」等の派遣スキームを有効活用する。

多様な通信手段の確保

- 災害等の発生時において、被害状況や住民避難等に関する災害関連情報の伝達・収集を行うため、引き続き、県総合情報通信ネットワーク等に使用する通信機器（電話・FAX・TV会議システム）の整備やLアラート配信機能を含む総合防災情報システムの整備、衛星携帯電話の配備、市町

村へ派遣するリエゾン職員の情報通信機器の配備など、多様な通信手段の維持・確保に取り組む。

業務継続に必要な体制の整備

- 大規模災害発生時において、県の各機関が自らも被災し、人、物、情報等の資源に制約を受けた場合であっても、優先的に実施すべき業務を的確に行うため、非常時優先業務の見直しなど、業務継続計画の実効性を高める取組を継続的に推進していく。
- 県内市町村における業務継続計画の策定を支援し、災害対応等に必要不可欠な行政機能を確保するための体制整備を促進する。

施策に関連する数値指標	策定時	目標値
業務継続計画における業務継続に関する重要6要素を設定した市町村数	(令和7年4月)	(令和13年3月)
	23市町村	59市町村

緊急車両等に供給する燃料の確保〔再掲〕

- 大規模自然災害等の発生時における緊急車両や施設等に必要な燃料の確保と備蓄のため、引き続き、関係機関・各種団体等との緊密な連携の下、燃料の確保等に向けた取組を推進していく。

電力事業者等との連携強化による停電対策の推進〔再掲〕

- 大規模自然災害等に伴い、停電が発生した場合に、必要となる電力を速やかに確保するため、引き続き、県総合防災訓練における電力供給訓練の実施や災害時応援協定の締結等により、電力事業者等との連携強化を図り、災害時における停電対策の充実を推進する。

「道の駅」防災拠点化の推進〔再掲〕

- 広域的な防災拠点である「防災道の駅」の認定に向け、市町村と連携し道の駅の防災機能の強化を推進する。
- 地域防災計画に位置付けのある道の駅については、災害時でも業務実施可能な施設整備を促進するとともに、市町村と道路管理者の役割分担が定まったBCPの策定支援を行う。
- 新たに設置される道の駅については、あらかじめ地域の防災拠点として位置付けるなど、計画段階から防災機能を有する施設として整備を行う。

受援体制の整備

- 自治体単独で災害対応を行うことが困難となった場合に、他の自治体からの人的・物的支援を適切に受け入れ、迅速かつ的確な災害対応を行う体制を構築するため、引き続き、県受援計画の見直しや市町村の計画策定の支援に取り組み、県及び市町村の受援体制の整備を推進する。

施策に関連する数値指標	策定時	目標値
災害時受援計画の策定市町村数	(令和7年3月)	(令和13年3月)
	29市町村	59市町村

防災拠点施設の機能確保

○災害が発生した際には速やかに災害対策本部を立ち上げ、迅速かつ的確な初動対応を実現するため、防災拠点施設である危機管理センター及び合同庁舎等の情報通信・映像設備、消防防災設備及び非常用発電設備等の定期点検や保守管理を適切に継続し、防災拠点施設としての機能の常時確保に取り組む。

県庁舎の耐震化等〔再掲〕

○大規模災害発生時においても、必要な行政機能を維持し、迅速かつ的確な災害対応を行うため、「福島県耐震改修促進計画」に基づき、防災拠点となる庁舎等の耐震性を確保するとともに、防災拠点施設として機能を発揮できるよう庁舎等の長寿命化対策に取り組む。

情報システムの業務継続体制（ICT-BCP）の強化

○大規模災害等が発生した場合であっても、重要業務に係る情報システムを中断させず、また、中断に至ったとしてもできるだけ早く復旧させるため、「福島県ICT部門の業務継続計画」に基づき、障害発生によって甚大な影響を与える情報システム機器の冗長化、保守運用管理体制の確保及び老朽化した機器の更新又はクラウドサービス利用への移行により、情報システムによる業務継続の体制強化を推進する。

情報通信設備の耐災害性の強化

○地震や地域停電でも情報通信設備が止まらない体制の確保に向けて、庁舎内に設置されているシステムのサーバー統合や民間データセンターのハウジング委託を活用した重要ネットワーク機器の運用管理を継続し、情報通信設備の耐災害性の強化を図る。

事前に備えるべき目標 4

経済活動を機能不全に陥らせない

起きてはならない最悪の事態 4-1

サプライチェーンの寸断等による企業の生産力・経営執行力の低下、経済活動の停滞

高規格幹線道路・地域高規格道路等の整備

○地域間の連携強化に向けた高速交通体系等の整備により、災害発生時においても救援・救助に係る人員・物資等の円滑な輸送を確保するため、「広域交流を支える交通ネットワークの形成」を基本施策とし、高速自動車国道・地域高規格道路（常磐道、磐越道、会津縦貫道など）による幹線道路ネットワークの早期整備を推進する。また、浜通りと中通り・会津との東西の広域的なネットワークの強化を図るとともに、災害に強い道路ネットワーク構築を実現するため、地域連携道路等の整備を推進する。

施策に関連する数値指標	策定時	目標値
30分以内にインターチェンジにアクセスできる市町村数	(令和7年3月)	(令和13年3月)
	51市町村数	53市町村数

空港施設の整備等〔再掲〕

○福島空港については、東日本大震災の対応を踏まえて広域的防災機能の強化を図る空港として位置付け、災害時の緊急支援物資等の航空輸送や災害派遣医療チーム等の受入れを円滑に行う拠点施設となるとともに、隣県の空港が被災によって機能停止した場合、福島空港が代替機能を担うことも視野に入れ、継続的に空港地下道の耐震補強等による空港機能の確保に取り組む必要がある。今後も滑走路・誘導路改良や耐震対策等によって空港施設の機能強化を図るとともに、予防保全を重視した計画的な維持管理・更新等の実施により、空港の機能を適正に保持する。

港湾施設の整備等〔再掲〕

○大規模災害が発生した場合であっても、本県の重要港湾である小名浜港及び相馬港において、災害対応及び産業活動に必要な幹線貨物輸送機能を維持するため、今後も災害時の防災拠点として機能すべき港湾施設の耐災害性（地震・津波・高潮・高波・走錨・埋塞）の強化に努めるとともに、港湾施設ごとに長寿命化計画に基づく計画的な点検・施設更新等に取り組む。

漁港施設の整備等〔再掲〕

○県内の生産、流通、防災拠点漁港における主要陸揚げ岸壁とその前面防波堤に関して、津波・地震・波浪に対する耐性機能の安定性を確保するため、必要な施設整備を推進するとともに、県内の各漁港施設に係る機能保全計画に基づく適切な維持管理及び計画的な施設の更新等に取り組む。

む。

橋梁施設の耐震対策等〔再掲〕

○避難対策や物流輸送に必要な防災拠点・市町村役場等を結ぶ緊急輸送路において、橋梁の耐震対策を計画的に実施し、緊急輸送ネットワークの強化を図るとともに、高度経済成長期以降に集中的に整備されて老朽化した橋梁等の道路施設について、予防保全を取り入れた長寿命化対策を進め、長期的な維持管理費用の縮減と安全性の確保を図る。

施策に関連する数値指標	策定時	目標値
災害発生時に緊急物資等を輸送する道路において、大規模地震後に速やかな機能回復ができる性能を確保した橋梁の整備率	(令和7年3月)	(令和13年3月)
	48%	100%
早期に対策を講ずべき橋梁・トンネルの修繕措置率2巡目法定点検(R1～R5)で判定区分Ⅲ	(令和7年3月)	(令和11年3月)
	24%	100%

無電柱化の推進〔再掲〕

○災害発生に伴う電柱の倒壊等による被害の拡大やライフラインの供給停止のリスクを最小化するため、幹線道路や景観に優れた地域における無電柱化を推進し、都市災害に対する防災性の向上を図るとともに、安全で快適な歩行空間の確保や街並みの景観向上を図る。

施策に関連する数値指標	策定時	目標値
市街地等における無電柱化整備率	(令和7年3月)	(令和13年3月)
	50%	57%

都市部の内水による浸水対策への支援〔再掲〕

○近年、集中豪雨が頻発し、都市部の内水による浸水リスクが高まっていることから、地域の被害軽減を図るために市町村が実施する雨水対策施設整備などハード対策に加え、地域住民や企業等が日頃から内水による浸水に備えるための内水ハザードマップ作成などソフト対策についても支援をしていく。

施策に関連する数値指標	策定時	目標値
下水道雨水計画を有する市町村のうち、浸水時の住民避難を促す内水ハザードマップを作成した割合	(令和7年3月)	(令和13年3月)
	54%	100%

緊急輸送道路の防災・減災対策〔再掲〕

○緊急輸送道路は、災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の広域的な輸送を行うため、各拠点との有機的連携を考慮して指定されている道路であることから、法面や岩盤斜面に

変状が見られる落石等危険箇所や過去の豪雨で冠水した箇所の解消に向けた防災・減災対策を計画的・重点的に行い、緊急輸送ネットワークの機能強化及び通行の安全・安心の確保を推進する。

施策に関連する数値指標	策定時	目標値
災害発生時に緊急物資等を輸送する道路において、落石等の対策が必要な危険箇所の対策率	(令和7年3月)	(令和13年3月)
	94%	100%

新技術を活用した道路の維持管理の高度化

○道路施設の監視においては、AIによる画像解析を導入し、道路の異状を自動的に検知できる環境を整えることで、災害や事故発生時の迅速な対応を可能とし、安全・安心な交通を確保する。

港湾の事業継続計画（BCP）の策定・推進〔再掲〕

○港湾施設の復旧が、港湾を利用する企業の操業に大きく影響を与えたという東日本大震災の経験を踏まえ、災害発生時においても港湾機能の迅速な回復や企業活動の早期再開を実現するため、関係行政機関及び民間事業者が連携・協力して具体的な行動計画の整備を進め、事業継続のための訓練や計画見直しなど、港湾の事業継続計画（BCP）の実効性を高める取組を推進する。

漁業地域の事業継続計画（BCP）の策定・推進〔再掲〕

○大規模災害が発生しても、漁業地域一体で水産物の生産・供給機能を継続的に維持・確保するため、関係行政機関、漁業者及び市場関係者が連携・協力して、事業継続計画（BCP）の策定を推進する。

施策に関連する数値指標	策定時	目標値
漁業地域における事業継続計画（BCP）策定率	(令和7年3月)	(令和13年3月)
	50%	100%

迂回路となり得る農道・林道の整備〔再掲〕

○農作業の利便性向上や農産物流通の効率化など、多様な目的により整備される農道は、大規模災害の発生時において、基幹交通の寸断に伴う輸送機能の停止や孤立集落の発生を回避するための代替輸送路・迂回路としての役割を期待できることから、防災・減災の観点からも計画的な農道の整備を推進する。

○防災機能の強化に向けた排水施設の整備、法面の保全等による特に重要な路線の整備・強化等を促進する。

企業の事業継続計画（BCP）策定の促進

○県及び商工関係5団体で締結した「福島県事業継続計画（BCP）策定支援に関する協定」に基づき、専門チームによる県内事業者への個別訪問や県と協定団体によるBCP策定支援セミナーの開催

などを通じ、県と協定団体が緊密に連携しながら、各事業者の実態に応じた個別具体的なBCP策定支援に取り組み、企業の防災力向上を促進する。

施策に関連する数値指標	策定時	目標値
事業継続計画(BCP)の策定支援件数	(令和7年3月)	(令和13年3月)
	65件	83件

起きてはならない最悪の事態4-2 食料等の安定供給の停滞に伴う、県民生活・地域経済活動への甚大な影響

食料生産基盤の整備

○食料生産基盤である農地は、食料を生産・供給することを始め、雨水を一時的に貯留するとともに、集落等の地域排水を含め安全に流下させる働きや下流域への土壌流出を防ぐ働きなどの多面的機能を有しており、耕作放棄による農地の荒廃は、自然災害時の被害拡大のリスクを増加させることから、ほ場の区画整理による食料生産基盤の整備を促進し、安定的かつ効率的な営農を推進する。

施策に関連する数値指標	策定時	目標値
ほ場整備率	(令和7年3月)	(令和13年3月)
	76%	78%

農業集落排水施設の整備等

○東日本大震災及び令和元年東日本台風等により、被害が発生した農業集落排水処理施設の整備及び老朽化した施設の改築・更新を推進するとともに、施設の長寿命化を計画的に進めるための最適整備構想の策定に関する市町村への技術的支援の取組など、農村生活環境の改善、農業用排水の水質保全・機能維持及び公共用水域の水質保全を促進する。

農業水利施設の適正な保全管理〔再掲〕

○農業水利施設の維持管理について、災害の発生に備え、農業水利施設の多面的機能が十分に発揮されるよう、各施設管理者による適正な施設診断の実施や施設管理体制の強化を進め、防災・減災に配慮したストックマネジメントの推進及び適正な維持管理に取り組む。また、治水協定締結済みの水系におけるダムと連動して操作する必要のある農業用の河川工作物（頭首工等）や農村集落の排水を担う排水設備（機場、排水路等）の整備を推進し、安全安心な農山漁村づくりを促進する。

施策に関連する数値指標	策定時	目標値
補修・更新により安定的な用水供給機能が維持される面積	(令和7年3月)	(令和13年3月)
	28,318ha	63,356ha

迂回路となり得る農道・林道の整備〔再掲〕

- 農作業の利便性向上や農産物流通の効率化など、多様な目的により整備される農道は、大規模災害の発生時において、基幹交通の寸断に伴う輸送機能の停止や孤立集落の発生を回避するための代替輸送路・迂回路としての役割を期待できることから、防災・減災の観点からも計画的な農道の整備を推進する。
- 防災機能の強化に向けた排水施設の整備、法面の保全等による特に重要な路線の整備・強化等を促進する。

家畜伝染病対策の充実・強化

- 大規模自然災害時においても家畜伝染病の発生予防・まん延防止対策を迅速かつ的確に行うため、初動防疫に必要な資材の備蓄、防疫演習の実施、防疫対策業務に関する協定締結など、家畜伝染病対策の充実・強化に向けた取組を促進し、関係機関との緊密な連携の下、家畜防疫体制の一層の強化を図る。

空港施設の整備等〔再掲〕

- 福島空港については、東日本大震災の対応を踏まえて広域的防災機能の強化を図る空港として位置付け、災害時の緊急支援物資等の航空輸送や災害派遣医療チーム等の受入れを円滑に行う拠点施設となるとともに、隣県の空港が被災によって機能停止した場合、福島空港が代替機能を担うことも視野に入れ、継続的に空港地下道の耐震補強等による空港機能の確保に取り組む必要がある。今後も滑走路・誘導路改良や耐震対策等によって空港施設の機能強化を図るとともに、予防保全を重視した計画的な維持管理・更新等の実施により、空港の機能を適正に保持する。

港湾施設の整備等〔再掲〕

- 大規模災害が発生した場合であっても、本県の重要港湾である小名浜港及び相馬港において、災害対応及び産業活動に必要な幹線貨物輸送機能を維持するため、今後も災害時の防災拠点として機能すべき港湾施設の耐災害性（地震・津波・高潮・高波・走錨・埋塞）の強化に努めるとともに、港湾施設ごとに長寿命化計画に基づく計画的な点検・施設更新等に取り組む。

漁港施設の整備等〔再掲〕

- 県内の生産、流通、防災拠点漁港における主要陸揚げ岸壁とその前面防波堤に関して、津波・地震・波浪に対する耐性機能の安定性を確保するため、必要な施設整備を推進するとともに、県内の各漁港施設に係る機能保全計画に基づく適切な維持管理及び計画的な施設の更新等に取り組む。

緊急輸送道路の防災・減災対策〔再掲〕

- 緊急輸送道路は、災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の広域的な輸送を行うため、各拠点との有機的連携を考慮して指定されている道路であることから、法面や岩盤斜面に

変状が見られる落石等危険箇所や過去の豪雨で冠水した箇所の解消に向けた防災・減災対策を計画的・重点的に行い、緊急輸送ネットワークの機能強化及び通行の安全・安心の確保を推進する。

施策に関連する数値指標	策定時	目標値
災害発生時に緊急物資等を輸送する道路において、落石等の対策が必要な危険箇所の対策率	(令和7年3月)	(令和13年3月)
	94%	100%

新技術を活用した道路の維持管理の高度化〔再掲〕

○道路施設の監視においては、AIによる画像解析を導入し、道路の異状を自動的に検知できる環境を整えることで、災害や事故発生時の迅速な対応を可能とし、安全・安心な交通を確保する。

港湾の事業継続計画（BCP）の策定・推進〔再掲〕

○港湾施設の復旧が、港湾を利用する企業の操業に大きく影響を与えたという東日本大震災の経験を踏まえ、災害発生時においても港湾機能の迅速な回復や企業活動の早期再開を実現するため、関係行政機関及び民間事業者が連携・協力して具体的な行動計画の整備を進め、事業継続のための訓練や計画見直しなど、港湾の事業継続計画（BCP）の実効性を高める取組を推進する。

漁業地域の事業継続計画（BCP）の策定・推進〔再掲〕

○大規模災害が発生しても、漁業地域一体で水産物の生産・供給機能を継続的に維持・確保するため、関係行政機関、漁業者及び市場関係者が連携・協力して、事業継続計画（BCP）の策定を推進する。

施策に関連する数値指標	策定時	目標値
漁業地域における事業継続計画（BCP）策定率	(令和7年3月)	(令和13年3月)
	50%	100%

高規格幹線道路・地域高規格道路等の整備〔再掲〕

○地域間の連携強化に向けた高速交通体系等の整備により、災害発生時においても救援・救助に係る人員・物資等の円滑な輸送を確保するため、「広域交流を支える交通ネットワークの形成」を基本施策とし、高速自動車国道・地域高規格道路（常磐道、磐越道、会津縦貫道など）による幹線道路ネットワークの早期整備を推進する。また、浜通りと中通り・会津との東西の広域的なネットワークの強化を図るとともに、災害に強い道路ネットワーク構築を実現するため、地域連携道路等の整備を推進する。

施策に関連する数値指標	策定時	目標値
30分以内にインターチェンジにアクセスできる市町村数	(令和7年3月)	(令和13年3月)
	51市町村数	53市町村数

起きてはならない最悪の事態 4-3

異常渇水等により用水の供給の途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

渇水時における情報共有体制の確保

- 異常渇水の発生時においても県内の渇水状況を迅速に把握し、的確な初動対応を実現できるよう、渇水に関する基礎的情報の収集と渇水対策関係者による情報共有体制の強化に向けた取組を促進する。

農業用水の渇水対策

- 異常渇水の発生時又は発生するおそれがある場合においても、渇水時対策資料（非常配備体制表、用水系統図等）の準備・提供や農業用水の計画的な配水・節水などの対策を適切に実施するため、関係機関との情報共有や連携対応に係る体制の強化を図り、農業用水の渇水対策の充実にに向けた取組を推進する。

ダム管理設備の機能確保〔再掲〕

- これまで整備したダム管理設備の経年劣化が進んでおり、今後、更新時期を迎えることから、長寿命化計画に基づく計画的な更新及び、ライフサイクルコストの縮減など効率的な維持管理に取り組み、いつ発生するかわからない災害に備え、ダム管理設備の機能を常時確保する。

ダムによる洪水調節機能の強化〔再掲〕

- 一級水系の阿武隈川・阿賀野川水系と二級水系の既存ダムにおいて、大雨が予想される場合、洪水調節容量を増量するため、事前に利水容量の一部を放流し、下流河川の氾濫や浸水被害の軽減を図る取組を推進する。

全天候型ドローンを活用した被災状況の早期把握

- 土砂崩落や雪崩など人が近づいて調査することが困難な箇所の被災状況を早期に把握するため、全天候型ドローンを配備し活用する。

工業用水の渇水対策

- 異常渇水の発生時においても工業用水が給水停止となる事態を回避するため、「異常渇水時における給水制限等の取扱要領」及び「企業局いわき事業所渇水対策要領」に基づき、必要な措置を適切に講じていくとともに、関係機関や工業用水道受水企業と緊密に連携した対応を可能とする体制の強化を図りながら、渇水対策の充実にに向けた取組を推進する。

事前に備えるべき目標5

情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

起きてはならない最悪の事態5-1

テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスや通信インフラが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

情報システムの業務継続体制（ICT-BCP）の強化〔再掲〕

○大規模災害等が発生した場合であっても、重要業務に係る情報システムを中断させず、また、中断に至ったとしてもできるだけ早く復旧させるため、「福島県ICT部門の業務継続計画」に基づき、障害発生によって甚大な影響を与える情報システム機器の冗長化、保守運用管理体制の確保及び老朽化した機器の更新又はクラウドサービス利用への移行により、情報システムによる業務継続の体制強化を推進する。

情報通信設備の耐災害性の強化〔再掲〕

○地震や地域停電でも情報通信設備が止まらない体制の確保に向けて、庁舎内に設置されているシステムのサーバー統合や民間データセンターのハウジング委託を活用した重要ネットワーク機器の運用管理を継続し、情報通信設備の耐災害性の強化を図る。

防災拠点施設の機能確保〔再掲〕

○災害が発生した際には速やかに災害対策本部を立ち上げ、迅速かつ確かな初動対応を実現するため、防災拠点施設である危機管理センター及び合同庁舎等の情報通信・映像設備、消防防災設備及び非常用発電設備等の定期点検や保守管理を適切に継続し、防災拠点施設としての機能の常時確保に取り組む。

多様な通信手段の確保〔再掲〕

○災害等の発生時において、被害状況や住民避難等に関する災害関連情報の伝達・収集を行うため、引き続き、県総合情報通信ネットワーク等に使用する通信機器（電話・FAX・TV会議システム）の整備やLアラート配信機能を含む総合防災情報システムの整備、衛星携帯電話の配備、市町村へ派遣するリエゾン職員の情報通信機器の配備など、多様な通信手段の維持・確保に取り組む。

住民等への情報伝達体制の強化

○速やかな情報発信・伝達が行われるために、引き続き、災害関連情報の入手方法の周知啓発やLアラートによる情報発信の徹底を図る。

○住民等への情報伝達体制の強化を促進するために、引き続き、関係機関及び放送・通信事業者との連携を強化し、適時の情報発信と情報提供手段の多重化を図る。

放送事業者との連携強化

○災害時における広報活動の充実を図るため、引き続き、災害時における放送要請に関する協定を締結している各放送事業者との各種訓練や情報交換会等を通じて連携強化に取り組む。

発災時の情報収集及び共有

○迅速かつ的確な災害対応を行うため、引き続き、市町村へ派遣する県リエゾン職員に対する研修会の実施や県総合防災情報システムの入力作業に係る市町村職員の操作習熟を図る。

○関係機関と円滑に情報共有するため、引き続き、防災科学技術研究所が開発を進める「基盤的防災情報流通ネットワーク（SIP4D）」との連携を進める。

自助・共助の取組促進〔再掲〕

○地域防災力の向上により、災害被害を軽減するため、引き続き、防災教室等を実施し、地域の防災活動におけるリーダーとして活躍が期待される人材の養成などに取り組む。

○県民一人一人が災害を「自分事」として認識し、適切な「避難行動」等が取れるよう、引き続き、様々な「体験型」「参加型」の事業や県防災アプリの周知啓発を通じて、県民の更なる自助・共助に関する理解を促進していく。

施策に関連する数値指標	策定時	目標値
災害に備えて、自分(自宅)の避難計画を作成していると答えた県民の割合	(令和7年7月)	(令和13年3月)
	7.4%	30%

自主防災組織等の強化〔再掲〕

○地域ぐるみで避難行動要支援者を支えるなど、共助の取組を推進する体制構築を促すため、引き続き、県総合防災訓練や防災教室、地区防災計画策定に係るワークショップの実施をはじめ、自主防災組織のリーダーとして活躍が期待される方を対象とした研修会や防災士養成講座の開催、市町村が主体となって実施する自主防災組織の活動促進、資機材整備事業への費用補助を行うなど、自主防災組織の機能強化と地域防災力の向上を図る。

施策に関連する数値指標	策定時	目標値
自主防災組織活動カバー率	(令和6年4月)	(令和13年3月)
	73.6%	90%
本県における防災士認証登録者数	(令和7年12月)	(令和13年3月)
	5,569人	8,000人

マイ避難の促進〔再掲〕

○災害から大切な人の命を守るため、日頃から避難する場所や避難のタイミングなどの適切な避難行動について、あらかじめ家族や職場で考え、備えておく「マイ避難」の取組が重要であることから、引き続き、防災教室の実施や、新たに、県防災アプリの「マイ避難シート作成機能」等の活用促進により、「マイ避難」の周知啓発に取り組み、適切な避難行動に関する県民の意識の向上を図る。

施策に関連する数値指標	策定時	目標値
災害に備えて、自分(自宅)の避難計画を作成していると答えた県民の割合	(令和7年7月)	(令和13年3月)
	7.4%	30%

訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化〔再掲〕

○大規模災害が発生した場合であっても迅速かつ確な災害対応を実現するため、引き続き、県総合防災訓練を始め、様々な避難訓練や情報伝達訓練、災害対策本部事務局の設置運営訓練等に取り組み、より適切な災害対応に向け、必要な見直しを進める。

○地域防災力の向上のため、引き続き、国、県、市町村のほか、警察、消防、自衛隊などの防災関係機関や地元消防団、自主防災組織等との連携体制の充実を図る。

○災害対応力の強化を図るため、災害の種別ごとに各防災関係機関の防災行動を時系列で整理した防災行動計画の策定を推進する。

○県警察本部においては、災害現場を想定した救出救助訓練や、大規模災害発生時における初動対応訓練等を実施し、警察職員の災害対処能力の向上を図るほか、他機関主催の訓練、会議等に参画し、関係機関との連携強化を推進する。

施策に関連する数値指標	策定時	目標値
県総合防災訓練の実施回数	(令和7年3月)	(令和13年3月)
	(毎年)1回	(毎年)1回

適切な避難行動の呼びかけ〔再掲〕

○令和元年東日本台風等に係る災害対応の検証結果を踏まえ、市町村が空振りを恐れずに避難情報を早期発令するために、引き続き、気象防災ワークショップ等による市町村防災担当者の各種防災気象情報への理解度の向上を図る。

○広域的な情報発信のため、新たに、Lアラートや県防災アプリ、SNSといった多様な手段を確保し、避難行動の促進を図る。

避難行動要支援者対策の推進〔再掲〕

○避難行動要支援者名簿の作成や個別避難計画の策定を推進するため、引き続き、防災部局と福祉部局が連携し、市町村の取組を支援する。社会全体で避難行動要支援者を支える体制構築を推進するため、引き続き、関係機関及び地域住民の協力・連携による共助の取組を促進し、地域防災力の向上を図る。

施策に関連する数値指標	策定時	目標値
直近1年間において個別避難計画を作成している市町村数	(令和7年4月)	(令和13年3月)
	26市町村	59市町村

警察による災害対応業務のための電源・通信回線の確保〔再掲〕

○大規模災害が発生した場合でも、各種警察活動等に必要な電源・通信回線を確保するため、各種訓練等の機会を捉え、災害時相互支援協定を締結している電力事業者及び通信事業者と、協定に基づく協力要請・対応を相互に確認するなどして連携強化し、災害時における電源・通信回線の確保を図る。

雨量、河川水位、土砂災害危険度判定情報等の迅速な伝達

○雨量や河川水位等の情報発信について、災害対応の強化のため、福島県河川流域総合情報システムの機能向上を図る。

○土砂災害危険度判定情報等について、福島県土砂災害情報システム（土砂アラート）による情報発信により、わかりやすい情報提供を実施するとともに、土砂災害警戒情報の精度向上を図る。

道路情報提供装置等の整備

○災害発生時の住民避難や救急・救援活動においては、刻々と変化する道路状況の把握が重要となることから、道路利用者がインターネットを通じてリアルタイムの道路状況や通行止め箇所を確認できるようにするとともに、迅速な路面状況の把握により、きめ細やかな道路管理を実施し道路交通の安全確保を図る。

東日本大震災・原子力災害を踏まえた防災教育の推進

○児童・生徒が地域の自然環境、災害や防災についての知識を正しく理解し、災害発生時における危険性や状況の的確な思考・判断の下に、自らの安全を確保するための行動ができ、また、進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができる態度及び能力を育成するため、地域の実態に即した防災教育カリキュラムの構築に取り組む。

○家庭や地域社会の理解・協力を得ながら、これまで本県が経験した災害からの教訓を踏まえた地域と共に創る防災教育を推進する。

○また、危機管理部と教育庁が連携して令和7年度に開発した防災動画教材「そなえるふくしま防

「災害」を活用し、小中学校や高校の授業における防災教育を一層推進する。

施策に関連する数値指標	策定時	目標値
防災教育に係る授業(避難訓練を除く)を実施した学校の割合(公立小・中学校)	(令和7年3月)	(令和13年3月)
	100%	100%

学校災害対応マニュアルの作成支援

○災害発生時において児童・生徒の安全を確保し、適切な避難行動等を取れるよう備えるため、学校災害対応マニュアル（危険等発生時対処要領）の見直しに関する支援等に継続して取り組むとともに、学校施設・設備の点検、避難訓練や防災教育の実施、関係者による情報・連絡体制の確認等による平常時の防災活動を促進し、学校災害対応マニュアルの実効性を高めていく。

○災害発生時に学校が円滑に対応できるよう避難所に指定されている学校での避難所開設マニュアルや要配慮者対応のマニュアルの作成の支援や助言を行う。

医療機関における情報通信手段の確保〔再掲〕

○災害時における医療機関の情報通信手段の確保を推進するとともに、医療機関の施設やライフラインの被害状況、患者受診状況、職員状況等を情報共有できる広域災害救急医療情報システム（EMIS）を活用した円滑な対応が展開できるよう、県内の医療機関に対するEMISの操作説明や訓練等に取り組んでいく。

障がい者、国内外からの旅行者への情報提供

○障がいのある方に対しては、手話通訳や字幕の付与、テキストデータや音声での提供など、障がい特性に配慮した情報提供の取組を進めるとともに、引き続き障がい者施設等への速やかな情報発信に努めていく。

○国内外の旅行者が、円滑に避難行動が取れるよう、ピクトグラムサインや多言語サインの設置を促進する。また、外国人旅行者に対しては、災害や避難の概要をまとめたパンフレット等の配布を通じて、災害に対する意識向上を図る。

○旅行弱者を想定した避難訓練の実施等を通じ、観光事業者との連携体制を構築するとともに、旅行者に向けて県観光ホームページやSNSによりプッシュ型の災害情報発信アプリの登録を促す。

外国人住民に対する多言語による情報提供

○外国人住民は、言語面での障壁から災害時の要配慮者となる可能性があることから、関係機関との緊密な連携の下、外国人にも意味が伝わりやすい「やさしい日本語」の普及啓発に取り組むとともに、相談員・通訳員の配置や3者同時通話が可能な通信機器等の活用により、大規模災害が発生した場合においても多言語による正確な情報提供や相談対応を継続して行える体制を確保する。

施策に関連する数値指標	策定時	目標値
「やさしい日本語」交流事業参加者数 (累計)	(令和7年3月)	(令和13年3月)
	9,161人	10,000人

起きてはならない最悪の事態 5-2

電気供給ネットワーク（発電所、送配電設備）、ガス・石油等の燃料供給施設等の長期間にわたる供給機能の停止

県の要請に基づく避難所等へのLPガス供給

○災害時におけるLPガス等の供給協力に関する協定に基づき、災害に伴う停電発生時においても、避難所における被災者の生活支援や応急対策を行うために必要なLPガス燃料・器具等を確保するとともに、いつ起こるかわからない災害に備えて、日頃から協定に基づく協力要請や連絡体制を相互に確認し、協定締結事業者との連携強化に取り組む。

石油コンビナート防災体制の充実・強化〔再掲〕

○石油コンビナート周辺的生活・経済活動に甚大な影響を及ぼす石油コンビナート災害の発生・拡大を防止するため、石油コンビナート等特別防災区域であるいわき地区及び広野地区において、関係機関、関係企業及び地域住民等が協力・連携して石油コンビナート総合防災訓練等に取り組み、石油コンビナート防災体制の充実・強化を推進する。

緊急車両等に供給する燃料の確保〔再掲〕

○大規模自然災害等の発生時における緊急車両や施設等に必要な燃料の確保と備蓄のため、引き続き、関係機関・各種団体等との緊密な連携の下、燃料の確保等に向けた取組を推進していく。

電力事業者等との連携強化による停電対策の推進〔再掲〕

○大規模自然災害等に伴い、停電が発生した場合に、必要となる電力を速やかに確保するため、引き続き、県総合防災訓練における電力供給訓練の実施や災害時応援協定の締結等により、電力事業者等との連携強化を図り、災害時における停電対策の充実を推進する。

港湾施設の整備等〔再掲〕

○大規模災害が発生した場合であっても、本県の重要港湾である小名浜港及び相馬港において、災害対応及び産業活動に必要な幹線貨物輸送機能を維持するため、今後も災害時の防災拠点として機能すべき港湾施設の耐災害性（地震・津波・高潮・高波・走錨・埋塞）の強化に努めるとともに、港湾施設ごとに長寿命化計画に基づく計画的な点検・施設更新等に取り組む。

無電柱化の推進〔再掲〕

○災害発生に伴う電柱の倒壊等による被害の拡大やライフラインの供給停止のリスクを最小化するため、幹線道路や景観に優れた地域における無電柱化を推進し、都市災害に対する防災性の向上

を図るとともに、安全で快適な歩行空間の確保や街並みの景観向上を図る。

施策に関連する数値指標	策定時	目標値
市街地等における無電柱化整備率	(令和7年3月)	(令和13年3月)
	50%	57%

再生可能エネルギーの導入拡大

○大規模災害発生時においても、生活・経済活動に必要なエネルギーの供給を確保するため、再生可能エネルギーを始めとした自家消費型の電力創出・供給システムの導入拡大を促し、エネルギー供給源の多様化を図る。

施策に関連する数値指標	策定時	目標値
住宅用太陽光発電設備の設置件数	(令和7年3月)	(令和13年3月)
	69,935件	増加を目指す
住宅用太陽光発電設備の設置容量	(令和7年3月)	(令和13年3月)
	333,959KW	増加を目指す

停電時における電気自動車等の活用〔再掲〕

○走行時の温室効果ガス排出量の削減に寄与し、災害時の電源としても有効活用できる電気自動車等（電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車）の普及促進を図る。

施策に関連する数値指標	策定時	目標値
電気自動車等の登録台数	(令和8年1月)	(令和13年3月)
	302,731台	増加を目指す

起きてはならない最悪の事態5－3 上下水道施設の長期間にわたる機能停止

上水道施設の防災・減災対策〔再掲〕

○大規模自然災害が発生した場合でも、水道による給水機能を確保するため、水道事業者が将来的な水需要等を踏まえた水道施設（管路や配水池、浄水場など）の耐震化や更新、適切な維持管理を計画的に推進していくための支援・指導を継続するとともに、災害時の初動対応の確認や自治体間の相互応援協力など水道事業継続のための体制整備を促進する。

下水道業務継続計画（BCP）の策定・推進〔再掲〕

○東日本大震災と同程度の大地震を想定し、下水道施設が被災した場合であっても、速やかにかつ高いレベルで下水道が果たすべき機能を維持・回復するため、「福島県下水道業務継続計画

(BCP)」に基づく情報伝達訓練の実施や計画見直し等により、災害発生時の対応手順の定着と確実な実行に向けた取組を推進する。

- また、近年の猛烈な豪雨や台風による大規模水害発生で下水道施設が被災するリスクも高まっていることから、浸水被害に対する対応や、電力、燃料等の長期的、広域的な供給停止に対する対応等をBCPに位置付けるとともに、取組を推進する。

下水道施設の維持管理〔再掲〕

- 大規模自然災害等によって下水道施設の機能が損なわれた場合、疫病や感染症等がまん延するリスクがあることから、処理施設の機能を確保するため、「阿武隈川上流流域下水道耐水化計画」及び「阿武隈川上流流域下水道(4処理区)上下水道耐震化計画(下水道)」に基づき、施設の耐水化、耐震化の整備を図る。あわせて、限られた人員、予算の中で効果的に施設管理を行うため、「福島県流域下水道ストックマネジメント計画」により、下水道施設を一体的に捉えた長寿命化対策及びライフサイクルコストの低減を推進し、下水道施設の持続的な機能確保を図る。
- さらに、道路陥没事故発生時に社会的影響の大きい大口径下水道管路において、損傷等発生により緊急度の高い箇所には、速やかな対策を講じ健全性を確保していく。

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進〔再掲〕

- 多くの単独処理浄化槽が残存し、老朽化が進んでいることから、生活環境の改善や公共用水域の水質保全、感染症のまん延予防を図り、浄化槽の災害耐性を強化するため、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進する。

施策に関連する数値指標	策定時	目標値
汚水処理人口普及率	(令和7年3月)	(令和13年3月)
	87.9%	97.4%

工業用水道施設の整備等

- 工業用水道施設は、頻発化・激甚化する自然災害の被害を受けやすく、本県を支える重要な産業基盤であることから、経営基盤の安定という側面を考慮しつつ、施設の適切な維持管理と改築・更新を目標に掲げ、設備の耐震補強、管路の複線化、施設・設備の健全性を保持するための定期的な保守点検、修繕及び更新工事の実施により、工業用水の安定供給を確保する。

工業用水道の応急復旧体制の整備

- 災害発生時において、工業用水道施設の被害状況等の調査及び応急復旧対策を適切に行うため、応急復旧体制の検証・見直し、災害時相互応援協定に基づく通信連絡訓練の実施、応急復旧資機材の備蓄管理等に取り組み、工業用水道の応急復旧体制の整備を推進する。

起きてはならない最悪の事態5-4

陸上・海上・航空の基幹交通インフラ及び地域交通ネットワークの分断による物流・人流への甚大な影響

地方航空ネットワークの維持・拡充

○福島空港は、東日本大震災直後に多くの臨時旅客便や防災ヘリ等を受け入れ、被災地の救援物資や人員等を輸送する拠点空港として機能し、観光・産業に限らず防災の観点からも欠かすことのできない重要な輸送施設であることから、福島空港の更なる利用促進に取り組み、航空ネットワークを構成する航空路線（国内・国際）の維持・拡充を図る。

施策に関連する数値指標	策定時	目標値
福島空港利用者数	(令和7年3月)	(令和13年3月)
	263千人	283千人

鉄道施設の復旧・基盤強化

○会津地方と新潟県を結ぶJR只見線については、沿線住民の重要な生活交通基盤であり、災害発生時における人員・物資等の輸送基盤としての機能を有することから、運休時における代行バスの運行体制の整備を進めるとともに、引き続き、利活用促進等を図り、関係自治体と連携し路線の維持に努めていく。

○常磐線については、沿線住民の重要な生活交通基盤であり、災害発生時における人員・物資等の輸送基盤としての機能を有することから、引き続き線形改良・立体交差等の基盤強化を促進する。

○鉄道は、近年頻発する自然災害等による被害を受けていることから、他のJR路線についても基盤強化を促進するとともに、地域鉄道（阿武隈急行、福島交通飯坂線、会津鉄道、野岩鉄道）についても、橋梁・構造物等の耐震性の強化や安全性向上に資する設備の整備等に対して、国との緊密な連携の下、必要な支援に取り組み、鉄道施設の防災・減災対策を促進する。

施策に関連する数値指標	策定時	目標値
「会津川口駅～只見駅」只見線利用者数	(令和7年4月)	(令和10年3月)
	69人/日	100人/日

地域公共交通の確保

○鉄道・バス等の地域公共交通は、災害時の救援に係る物資等輸送や住民避難の輸送手段として重要であり、過疎・中山間地域の日常生活を支え、地域コミュニティを維持するために必要な生活基盤であることから、公共交通機関の利用促進・経営安定化支援、まちなか循環バスやデマンド型交通システムの導入支援など、地域公共交通の維持・確保のための取組を継続的に推進する。

○燃料価格や物価高騰の影響により、経営が厳しくなり、事業を継続できない交通事業者が多くなると、災害が起こった場合の救援に係る物資等輸送や住民避難の輸送手段がなくなり、人命の救助や復旧活動に大きな影響を及ぼすことになるため、燃料価格や物価高騰の影響を緩和することで、交通事業者の事業継続を支援する。

施策に関連する数値指標	策定時	目標値
乗合バスの年間利用者数	(令和7年4月)	(令和12年4月)
	14,950千人	16,145千人

空港施設の整備等〔再掲〕

○福島空港については、東日本大震災の対応を踏まえて広域的防災機能の強化を図る空港として位置付け、災害時の緊急支援物資等の航空輸送や災害派遣医療チーム等の受入れを円滑に行う拠点施設となるとともに、隣県の空港が被災によって機能停止した場合、福島空港が代替機能を担うことも視野に入れ、継続的に空港地下道の耐震補強等による空港機能の確保に取り組む必要がある。今後も滑走路・誘導路改良や耐震対策等によって空港施設の機能強化を図るとともに、予防保全を重視した計画的な維持管理・更新等の実施により、空港の機能を適正に保持する。

砂防関係施設の維持管理等〔再掲〕

○砂防設備及び地すべり・急傾斜地崩壊・雪崩防止施設の機能不全による二次災害の発生を回避するため、砂防関係施設の長寿命化や技術革新等に対応した更新によるコスト縮減に配慮しつつ、既存施設の現状把握、機能・効果等の判定を行い、施設の維持管理等を計画的に進める。

道路の除雪体制等の確保〔再掲〕

○暴風雪や豪雪の異常気象発生時においても安全で円滑な道路環境を整備するため、除雪体制等を充実・確保し、適時適切な道路除雪や凍結抑制剤の散布等に取り組む。また、除雪管理システム（GPS）などを活用し、除雪作業の効率化を図る。

雪崩対策の推進〔再掲〕

○県内には314箇所の雪崩危険箇所があり、うち196箇所において5戸以上の人家又は官公署、学校、病院、要配慮者利用施設、駅などの重要な公共建物がある。県民の安全・安心な生活環境を確保するため、雪崩危険箇所において計画的な予防対策の検討を進めるとともに、地域住民やスキー場・観光施設の利用者、要配慮者利用施設の関係者等に対する雪崩被害防止に係る啓発活動、雪崩対策の推進に取り組む。

道路の防雪施設の整備〔再掲〕

○人家が連続して排雪スペースが無く除雪作業が困難な区間、急勾配を有する峠部や中心市街地の歩道等において、路面凍結によるスリップ事故等を防止し、冬期交通における安全性の向上を図るため、消融雪施設や凍結抑制舗装の整備等を推進するとともに、トンネル坑口等における新し

い融雪システムの採用を積極的に検討し、より効率的かつ信頼性の高い安全対策に取り組む。また、雪崩や地吹雪などの危険箇所について、雪崩防止柵などの防護施設を計画的に整備していく。さらに、老朽化により機能が低下している防雪施設の修繕を進めることで、冬期間における道路交通対策の推進を図る。

施策に関連する数値指標	策定時	目標値
雪崩や地吹雪のおそれのある危険箇所の解消率	(令和7年3月)	(令和13年3月)
	36.0%	37%

交通安全対策等の推進

○平常時、災害時を問わない安全な道路交通を確保するため、渋滞が発生する交差点の改良、歩道の設置を含めた道路の拡充、防護柵や標識・路面表示の充実等の交通安全対策を推進する。

施策に関連する数値指標	策定時	目標値
渋滞対策実施箇所率	(令和7年3月)	(令和13年3月)
	22%	30%

道路施設の老朽化対策

○「事後保全型」の維持管理から、定期的な点検等に基づく「予防保全型」の維持管理への転換を図ることで、ライフサイクルコストの低減や持続可能な維持管理を実現する予防保全による道路メンテナンスへの移行を推進する。

緊急輸送道路の防災・減災対策〔再掲〕

○緊急輸送道路は、災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の広域的な輸送を行うため、各拠点との有機的連携を考慮して指定されている道路であることから、法面や岩盤斜面に変状が見られる落石等危険箇所や過去の豪雨で冠水した箇所の解消に向けた防災・減災対策を計画的・重点的に行い、緊急輸送ネットワークの機能強化及び通行の安全・安心の確保を推進する。

施策に関連する数値指標	策定時	目標値
災害発生時に緊急物資等を輸送する道路において、落石等の対策が必要な危険箇所の対策率	(令和7年3月)	(令和13年3月)
	94%	100%

迂回路となり得る農道・林道の整備〔再掲〕

○農作業の利便性向上や農産物流通の効率化など、多様な目的により整備される農道は、大規模災害の発生時において、基幹交通の寸断に伴う輸送機能の停止や孤立集落の発生を回避するための代替輸送路・迂回路としての役割を期待できることから、防災・減災の観点からも計画的な農道の整備を推進する。

○防災機能の強化に向けた排水施設の整備、法面の保全等による特に重要な路線の整備・強化等を促進する。

災害時に地域の輸送等を支える道路整備〔再掲〕

○緊急輸送道路の狭隘な箇所や急勾配、急カーブ等、緊急時の通行に支障となる箇所について、道路拡幅やバイパスの整備を進めていく。また、緊急輸送路自体が災害により通行止めになる可能性があることから、緊急輸送路の代替路となるべき道路について、国県道・市町村道も含め整備を進めていく。

港湾の事業継続計画（BCP）の策定・推進〔再掲〕

○港湾施設の復旧が、港湾を利用する企業の操業に大きく影響を与えたという東日本大震災の経験を踏まえ、災害発生時においても港湾機能の迅速な回復や企業活動の早期再開を実現するため、関係行政機関及び民間事業者が連携・協力して具体的な行動計画の整備を進め、事業継続のための訓練や計画見直しなど、港湾の事業継続計画（BCP）の実効性を高める取組を推進する。

漁業地域の事業継続計画（BCP）の策定・推進〔再掲〕

○大規模災害が発生しても、漁業地域一体で水産物の生産・供給機能を継続的に維持・確保するため、関係行政機関、漁業者及び市場関係者が連携・協力して、事業継続計画（BCP）の策定を推進する。

施策に関連する数値指標	策定時	目標値
漁業地域における事業継続計画(BCP)策定率	(令和7年3月)	(令和13年3月)
	50%	100%

高規格幹線道路・地域高規格道路等の整備〔再掲〕

○地域間の連携強化に向けた高速交通体系等の整備により、災害発生時においても救援・救助に係る人員・物資等の円滑な輸送を確保するため、「広域交流を支える交通ネットワークの形成」を基本施策とし、高速自動車国道・地域高規格道路（常磐道、磐越道、会津縦貫道など）による幹線道路ネットワークの早期整備を推進する。また、浜通りと中通り・会津との東西の広域的なネットワークの強化を図るとともに、災害に強い道路ネットワーク構築を実現するため、地域連携道路等の整備を推進する。

施策に関連する数値指標	策定時	目標値
30分以内にインターチェンジにアクセスできる市町村数	(令和7年3月)	(令和13年3月)
	51市町村数	53市町村数

港湾施設の整備等〔再掲〕

○大規模災害が発生した場合であっても、本県の重要港湾である小名浜港及び相馬港において、災

害対応及び産業活動に必要な幹線貨物輸送機能を維持するため、今後も災害時の防災拠点として機能すべき港湾施設の耐災害性（地震・津波・高潮・高波・走錨・埋塞）にの強化努めるとともに、港湾施設ごとに長寿命化計画に基づく計画的な点検・施設更新等に取り組む。

漁港施設の整備等〔再掲〕

○県内の生産、流通、防災拠点漁港における主要陸揚げ岸壁とその前面防波堤に関して、津波・地震・波浪に対する耐性機能の安定性を確保するため、必要な施設整備を推進するとともに、県内の各漁港施設に係る機能保全計画に基づく適切な維持管理及び計画的な施設の更新等に取り組む。

橋梁施設の耐震対策等〔再掲〕

○避難対策や物流輸送に必要な防災拠点・市町村役場等を結ぶ緊急輸送路において、橋梁の耐震対策を計画的に実施し、緊急輸送ネットワークの強化を図るとともに、高度経済成長期以降に集中的に整備されて老朽化した橋梁等の道路施設について、予防保全を取り入れた長寿命化対策を進め、長期的な維持管理費用の縮減と安全性の確保を図る。

施策に関連する数値指標	策定時	目標値
災害発生時に緊急物資等を輸送する道路において、大規模地震後に速やかな機能回復ができる性能を確保した橋梁の整備率	(令和7年3月)	(令和13年3月)
	48%	100%
早期に対策を講ずべき橋梁・トンネルの修繕措置率2巡目法定点検(R1～R5)で判定区分Ⅲ	(令和7年3月)	(令和11年3月)
	24%	100%

無電柱化の推進〔再掲〕

○災害発生に伴う電柱の倒壊等による被害の拡大やライフラインの供給停止のリスクを最小化するため、幹線道路や景観に優れた地域における無電柱化を推進し、都市災害に対する防災性の向上を図るとともに、安全で快適な歩行空間の確保や街並みの景観向上を図る。

施策に関連する数値指標	策定時	目標値
市街地等における無電柱化整備率	(令和7年3月)	(令和13年3月)
	50%	57%

海岸保全施設の点検・更新等〔再掲〕

○福島県沿岸海岸保全基本計画を踏まえた海岸保全施設の改良などの検討・整備とともに、今後老朽化していく施設に係る長寿命化計画に基づく計画的かつ効率的な維持管理を進める。

自動化・遠隔操作監視システムを有する防潮水門及び陸閘の点検・更新等〔再掲〕

○東日本大震災の経験を踏まえ、津波・高潮に対する河川港湾施設の防災・減災対策として整備された防潮水門及び陸閘について、気象警報発表時に安全かつ確実にこれらの施設を閉鎖するための自動化・遠隔操作監視システムによる閉門操作が確実に行われるよう、計画的かつ適切な維持管理及び操作訓練を行う。

河川管理施設の整備等〔再掲〕

○台風や集中豪雨などの治水対策として、河川改修等や河道掘削・伐木等に取り組むとともに、水門・樋門等の河川管理施設について、長寿命化計画に基づく計画的な補修・更新を行い、大規模自然災害が発生したとしても迅速かつ的確な初動対応を実現できるよう、河川管理施設の正常な状態を常時確保する。

○国、県、市町村が連携し、被害の軽減に向けた治水対策や、地域が連携した浸水被害軽減対策、減災に向けた更なる取組などを推進していく。

施策に関連する数値指標	策定時	目標値
過去の水害を踏まえた治水対策により浸水被害が解消する家屋数	(令和7年3月)	(令和13年3月)
	2,720戸	11,000戸

冠水発生箇所の対策

○緊急輸送道路等は、災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の広域的な輸送を行うため、各拠点との有機的連携を考慮して指定されている道路であることから、過去の豪雨で冠水した箇所の解消に向けた防災・減災対策を計画的・重点的に行い、緊急輸送ネットワークの機能強化及び通行の安全・安心の確保を推進する。

ソフト・ハードが一体となった総合的な土砂災害防止対策の整備〔再掲〕

○土砂災害から県民の生命と財産を守るため、災害発生箇所の再度災害防止対策及び地域の社会・経済活動を支える基礎的インフラの保全対策等に係る砂防施設の整備をハード対策として重点的に推進するとともに、土砂災害防止法に基づく基礎調査の実施、土砂災害警戒区域等の指定推進及び市町村が行う土砂災害ハザードマップの作成や土砂災害を想定した避難訓練などの警戒避難体制の整備に対する支援をソフト対策として強化していく。

施策に関連する数値指標	策定時	目標値
土砂災害から保全される人家戸数	(令和7年3月)	(令和13年3月)
	15,735戸	17,501戸
土砂災害警戒区域指定率	(令和7年3月)	(令和13年3月)
	95%	100%

地すべり防止施設の整備等〔再掲〕

○県内には、農地・森林の保全を図る「地すべり防止指定区域」が81か所3,161ha（うち農地41か所1,877ha、森林40か所1,284ha）あり、また、既存の地すべり防止施設において、老朽化や経年変化による機能低下が見受けられる状況にあることから、県内の地区ごとに定めた地すべり対策計画に基づき、地すべり防止施設の整備を着実に推進するとともに、既存施設について適切な維持管理に取り組む。

事前に備えるべき目標 6

制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

起きてはならない最悪の事態 6-1 有害物質の大規模拡散・流出

有害物質の拡散・流出防止対策の推進

○災害・事故発生時の化学物質による環境汚染を未然に防止するため、工場・事業場における化学物質の使用量・製造量の把握に取り組み、有害物質使用事業場を掘り起こすとともに化学物質による環境汚染となり得るリスク情報の把握に努めている。特に、令和元年東日本台風等の際の有害物質の流出事案を踏まえ、洪水浸水区域に位置する工場・事業場における管理規程の作成、施設・設備の保守点検の実施及び緊急時における迅速な応急措置等を促進する。

○また、災害発生が予想される場合は事前に注意喚起を行うことにより、有害物質使用事業場における防災・減災対策及び有害物質の拡散・流出防止対策を推進する。

アスベスト使用被災建築物の適切な管理・解体

○災害発生時においてアスベスト使用建築物が損壊・破損することに伴い、アスベストが飛散・暴露するおそれがあることから、平常時から関係部局等との連携の下、アスベスト使用建築物の所在情報を把握するとともに、災害時において迅速かつ的確な応急対策を行うため、被災家屋等からのアスベスト飛散のおそれを把握することができるようアスベストアナライザーを配置し、調査を可能とするなど体制整備を進める。

工場・事業場におけるリスクコミュニケーションの実施

○工場・事業場におけるリスクコミュニケーション実施の普及促進を図るため、事業者や学生を対象としたセミナーや講習会の開催、企業アンケート調査による取組状況の確認を継続し、工場・事業場におけるリスクコミュニケーションの底上げ及び継続実施の促進を図る。

施策に関連する数値指標	策定時	目標値
工場・事業場等におけるリスクコミュニケーションの実施事業場数	(令和7年3月)	(令和13年3月)
	68事業場	380事業場

起きてはならない最悪の事態 6-2 原子力発電所等からの放射性物質の放出及びそれに伴う被ばく

原子力発電所の安全監視

○東京電力福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所において廃炉作業が進められる中、自然災害によって新たな汚染水の流出や放射性物質の飛散が生じることのないよう、関係13市町村

と学識経験者等で構成する「廃炉安全監視協議会」や関係13市町村の住民及び各種団体の代表者等で構成する「廃炉安全確保県民会議」の開催、原子力の専門家や現地駐在職員の配置等により、廃炉に向けた取組をしっかりと監視し、国及び東京電力に万全の対策を求めていく。

施策に関連する数値指標	策定時	目標値
原子力発電所現地確認調査回数 (モニタリング指標)	(令和7年3月)	(令和13年3月)
	252回	福島第一原発 平日毎日 (※トラブル時は随時) 福島第二原発 必要に応じ 実施

原子力防災体制の充実・強化

○県地域防災計画（原子力災害対策編）や広域避難計画について、国と連携しながら、計画の実効性の向上を図るとともに、引き続き、原子力防災資機材の更新や、緊急時連絡網システムの維持管理、原子力防災業務従事者を対象とする各種研修等の取組を実施し、原子力防災体制の充実・強化を図る。

○市町村や関係機関との緊密な連携の下、住民避難訓練や災害対策本部運営訓練を含めた原子力防災訓練を実施し、緊急時における関係機関の連携確認、関係者の防災技術の習熟、地域住民の取るべき行動についての理解促進を図る。また、訓練を通じて原子力防災体制の充実・強化を図るため、関係13市町村における訓練の実施を促していく。

施策に関連する数値指標	策定時	目標値
市町村における原子力防災訓練実施回数	(令和7年3月)	(令和13年3月)
	10回	13回

放射線モニタリング体制の充実・強化

○地震、津波、台風等の自然災害等を原因として放射性物質が飛散・漏えいするリスクにも備え、原子力発電所周辺の影響監視を行うとともに、県内全域における空間線量率のモニタリングや環境試料の分析、福島県放射能測定マップを活用した情報発信等に取り組み、放射線モニタリング体制の充実・強化を図る。また、自然災害等が発生した場合でも、継続して空間線量率のモニタリングを実施できるよう、モニタリングポストの設置場所の点検・確認を行い、必要な防災対策を検討する。

警察による原子力災害対策の充実・強化

○原子力災害発生時における警察の対応について、福島県警察原子力災害警備計画に基づいて教養・周知を図るとともに、原子力災害用装備資機材の操作習熟訓練や県原子力防災訓練等他機関主催の訓練・研修会に参画し、警察職員の原子力災害対処能力の向上を図る。

原子力災害医療体制の充実・強化

- 原子力災害の教訓を踏まえ、原子力災害医療体制の充実・強化を図るため、原子力災害医療等を提供する医療機関の整備や安定ヨウ素剤の配備方針などを取りまとめた「福島県原子力災害医療行動計画」に基づき、原子力災害拠点病院及び原子力災害医療協力機関の更なる指定・登録等を進めるとともに、県原子力防災訓練において避難退域時検査や安定ヨウ素剤の住民配付等の対応について検証し、原子力災害医療体制の充実・強化を推進する。
- 福島県立医科大学において、廃炉に向けた作業中に発生する事故や県内各地の放射線事故などによる傷病者の発生に備えた緊急被ばく医療の提供に取り組むとともに、教育・研究・診療を通じた被ばく医療学分野の人材育成に努め、原子力災害医療体制の充実強化に向けた活動を推進する。

特定廃棄物の適正処理

- 特定廃棄物等を埋立処分する特定廃棄物埋立処分施設（富岡町）及びクリーンセンターふたば（大熊町）について、国、県、立地町と締結した各安全協定に基づき、適正な特定廃棄物等の輸送及び施設運営の確保のため、状況確認等を実施する。災害発生時の関係機関との連絡体制を整備し、災害発生時における適正な輸送及び施設運営並びに立入調査の体制を確保する。

中間貯蔵施設及び除去土壌等の輸送の安全確保

- 除染により発生した除去土壌等を、最終処分までの間、国が安全かつ集中的に保管する施設である中間貯蔵施設（大熊町・双葉町）について、国、県、大熊・双葉両町と締結した安全協定に基づき、適正な除去土壌等の輸送及び施設運営の確保のため、状況確認等を実施する。災害発生時の関係機関との連絡体制を整備し、災害発生時における適正な輸送及び施設運営並びに立入調査の体制を確保する。

除染により発生した除去土壌等の適切な管理

- 帰還困難区域においては、現在も除染により発生した除去土壌等が、中間貯蔵施設へ搬出するまでの間、現場又は仮置場等で遮へいした状態で保管されており、災害発生時において仮置場等で保管されている除去土壌等が飛散・流出する事態を防ぐため、国、市町村等との連携・連絡体制を強化し、各現場の状況に応じた適正管理及び対応策の明確化・充実化を図る。

放射線等に関する正しい知識の普及啓発

- 放射線による健康への影響や原子力発電所の状況に対し現在も不安を抱いている県民がいること、また、震災を経験していない世代が増えていることから、環境創造センターによる情報発信・学習支援の取組等により、放射線の種類や性質、身を守る方法などの正しい知識の普及啓発に努めている。原子力緊急事態における地域住民の不要な被ばくを回避するため、放射線に関する正しい知識の普及啓発に引き続き取り組んでいく。

施策に関連する数値指標	策定時	目標値
環境創造センター交流棟「コミュタン福島」利用者数	(令和7年3月)	(令和13年3月)
	96,484人	(毎年度)80,000人
環境創造センター交流棟「コミュタン福島」を活用して環境学習を行った県内小 学校の割合	(令和7年3月)	(令和13年3月)
	55.9%	100%

様々な教育分野と関連した放射線教育の推進

○児童・生徒が放射線等に関する基礎的な内容について理解し、自ら考え、判断し、行動できる力を育むため、農林水産物の環境放射線モニタリングや甲状腺検査、福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組など、児童・生徒の身の回りで行われている復興に向けた様々な取組に目を向けるとともに、防災、環境、食育、健康、エネルギー、人権及び道徳などの各教育分野との関連を図りながら、子どもたちの未来を拓く放射線教育を推進する。

施策に関連する数値指標	策定時	目標値
放射線教育に係る授業を実施した学校の割合(公立小・中学校)	(令和7年3月)	(令和13年3月)
	100%	100%

起きてはならない最悪の事態 6-3

農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下

災害に強い森林の整備

○原子力災害に伴う避難指示や放射性物質による汚染等の影響により、森林整備や林業生産活動が停滞し、水源かん養や山地災害防止機能等の森林が有する多面的機能の低下が懸念されている状況にあることから、森林所有者等や公的機関が主体となった事業等により、適切な森林整備を行い健全な森林へと誘導し、災害に強い森林づくりを推進する。

施策に関連する数値指標	策定時	目標値
森林整備面積	(令和7年3月)	(令和13年3月)
	4,583ha	6,100ha

地すべり防止施設の整備等〔再掲〕

○県内には、農地・森林の保全を図る「地すべり防止指定区域」が81か所3,161ha（うち農地41か所1,877ha、森林40か所1,284ha）あり、また、既存の地すべり防止施設において、老朽化や経年変化による機能低下が見受けられる状況にあることから、県内の地区ごとに定めた地すべり対策計画に基づき、地すべり防止施設の整備を着実に推進するとともに、既存施設について適切な維持管理に取り組む。

治山施設の整備等〔再掲〕

○令和元年10月の令和元年東日本台風、令和4年8月の豪雨災害等などの度重なる豪雨・長雨や東日本大震災の余震等の発生により、法面崩壊等の山地災害が県内各地で発生しており、山地災害等による被害の防止及び保安林の機能を維持・強化するため、溪流や山腹斜面を安定させるための治山施設の整備や植栽、森林の造成等による荒廃地・荒廃危険地等の復旧整備を計画的に推進する。

施策に関連する数値指標	策定時	目標値
治山事業により保全される集落数	(令和7年3月)	(令和13年3月)
	1,129集落	1,179集落

食料生産基盤の整備〔再掲〕

○食料生産基盤である農地は、食料を生産・供給することを始め、雨水を一時的に貯留するとともに、集落等の地域排水を含め安全に流下させる働きや下流域への土壌流出を防ぐ働きなどの多面的機能を有しており、耕作放棄による農地の荒廃は、自然災害時の被害拡大のリスクを増加させることから、ほ場の区画整理による食料生産基盤の整備を促進し、安定的かつ効率的な営農を推進する。

施策に関連する数値指標	策定時	目標値
ほ場整備率	(令和7年3月)	(令和13年3月)
	76%	78%

農業水利施設の適正な保全管理〔再掲〕

○農業水利施設の維持管理について、災害の発生に備え、農業水利施設の多面的機能が十分に発揮されるよう、各施設管理者による適正な施設診断の実施や施設管理体制の強化を進め、防災・減災に配慮したストックマネジメントの推進及び適正な維持管理に取り組む。また、治水協定締結済みの水系におけるダムと連動して操作する必要のある農業用の河川工作物（頭首工等）や農村集落の排水を担う排水設備（機場、排水路等）の整備を推進し、安全安心な農山漁村づくりを促進する。

施策に関連する数値指標	策定時	目標値
補修・更新により安定的な用水供給機能が維持される面積	(令和7年3月)	(令和13年3月)
	28,318ha	63,356ha

農業集落排水施設の整備等〔再掲〕

○東日本大震災及び令和元年東日本台風等により、被害が発生した農業集落排水処理施設の整備及び老朽化した施設の改築・更新を推進するとともに、施設の長寿命化を計画的に進めるための最

適整備構想の策定に関する市町村への技術的支援の取組など、農村生活環境の改善、農業用排水の水質保全・機能維持及び公共用水域の水質保全を促進する。

鳥獣被害防止対策の充実・強化

○近年、有害鳥獣の生息域が拡大傾向にある一方、対策に当たる人材が不足し、農作物等への被害増加が懸念される状況にある。鳥獣被害を一因とする耕作放棄地の発生や集落機能の低下、森林の荒廃等は、災害発生時における被害拡大のリスクを増加させる可能性もあることから、生息環境の管理、被害防除及び効果的な捕獲等を組み合わせた総合的な対策を推進するとともに、鳥獣被害防止対策を担う人材の育成に取り組み、関係機関との連携協力による鳥獣被害防止対策の充実・強化を図る。

○旧避難指示区域等については、営農再開に向けて有害鳥獣が阻害要因となっていることから、県などによる生息状況調査結果を踏まえ、緩衝帯の整備や侵入防止柵の設置及び捕獲等の総合的な鳥獣被害防止対策に取り組む市町村を支援する。

施策に関連する数値指標	策定時	目標値
野生鳥獣による農作物の被害額	(令和7年3月)	(令和13年3月)
	150,630千円	90,000千円

農業・林業の担い手確保・育成

○農業者の高齢化や農業経営体数の減少、東日本大震災及び原子力災害の影響に伴う避難、風評による営農意欲の減退等の課題が懸念される中において、農地等の荒廃に伴い災害時の被害が拡大する事態を回避するため、認定農業者・新規就農者の確保・育成や企業の農業参入を支援するとともに、農用地の利用集積や経営の規模拡大・効率化を促進し、経営基盤の強化を図ることによる営農再開や農業担い手の確保に取り組む。東日本大震災及び原子力災害の発生以降停滞している森林林業を再生し、森林が有する多面的機能の高度発揮による災害に強い森林づくりを推進するため、林業が魅力ある職場となるための対策や技術習得に係る研修制度の充実など、林業担い手の確保・育成に取り組む。

施策に関連する数値指標	策定時	目標値
認定農業者数	(令和7年3月)	(令和13年3月)
	6,685経営体	8,500経営体
新規林業就業者数	(令和6年12月)	(令和12年12月)
	111人	140人

全天候型ドローンを活用した被災状況の早期把握〔再掲〕

○土砂崩落や雪崩など人が近づいて調査することが困難な箇所の被災状況を早期に把握するため、全天候型ドローンを配備し活用する。

事前に備えるべき目標 7

社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

起きてはならない最悪の事態 7-1

自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンの欠如及び災害対応・復旧復興を支える人材等の不足等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態

災害対応ロボット等の開発・研究

○ロボット技術は、社会・産業インフラの点検や被災地での救急・医療活動への活用など、国土強靱化に資するものであり、原子力災害からの復興に不可欠な廃炉作業への活用も期待されているところである。本県の将来を支える成長産業としてロボット関連産業の集積を図るため、福島ロボットテストフィールドを核として、災害対応、インフラ点検、搬送用など様々なロボットの研究開発支援や産学官連携による技術基盤の強化、マッチング支援等に取り組んでいく。また、過酷環境ロボットの研究開発に取り組む、福島国際教育研究機構とも連携を図っていく。

罹災証明書の速やかな発行を実施するための体制強化

○市町村が、罹災証明書を速やかに発行できるようにするため、引き続き、各種研修の充実や訪問等により市町村における受援体制の整備を支援する。

○県内市町村における相互応援の確立と住家の被害認定調査手法の統一に向けた検討を進める。

災害ケースマネジメントの推進

○被災者の個別の事情に応じた生活再建の実現に向けて、県が令和6年度末に設置した「福島県災害ケースマネジメント推進ネットワーク会議」を中心に、県内での災害ケースマネジメントの普及促進と研修による人材育成を図る。

○発災時に災害ケースマネジメントの実施主体となる市町村の体制を強化するため、市町村域の体制づくりを目指す市町村に対し伴走型支援に取り組む。

大規模災害時等における広域応援体制の充実・強化〔再掲〕

○大規模災害時であっても相互に応援要請・職員派遣の円滑な対応を行うため、引き続き、各種会議や訓練等の実施を通じて各相互応援協定の実効性を確保し、広域応援体制の充実・強化を図っていく。

市町村への人的支援〔再掲〕

○市町村の職員・施設等が被災することによって行政機能が大幅に低下し、被災地の復旧・復興が遅れる事態を回避するため、引き続き、関係機関との連携を密にしながら、国、県及び他の地方

公共団体からの職員応援派遣の措置等を円滑に行う体制の整備を進めていく。

- 速やかに被災市町村へ職員を派遣するため、引き続き、大規模災害時における「ふくしま災害時相互応援チーム」による相互応援をはじめ、「応急対策職員派遣制度」や「復旧・復興支援技術職員派遣制度」等の派遣スキームを有効活用する。

災害・復興ボランティア関係団体との連携強化

- 大規模自然災害等が発生した場合であっても、ボランティアを円滑に受け入れ、ボランティアを必要とする作業内容や場所等の把握、災害ボランティアセンターの設置、ボランティアの活動調整等を適切に行うため、ボランティア受入施設等の担当者研修や災害ボランティアセンター運営講座、NPOや社会福祉協議会との連携・協働に向けた合同会議の開催など、県内のボランティア関係団体等との連携を強める取組を促進し、災害・復興ボランティア受入体制の充実を図る。

建設業の担い手の確保

- 本県の基幹産業である建設業は、社会基盤の整備に加え、日常の維持管理、昼夜を問わない除雪作業、災害時の対応などを担い、その役割は県民の安全・安心な暮らしを支えるうえで必要不可欠なものとなっている。
- 生産年齢人口の減少の進行などにより建設業における「担い手確保の取り組み」は喫緊の課題となっており、県では、令和4年3月に策定した第2次ふくしま建設業振興プランに基づき、担い手確保に向けた取組を推進する。

被災建築物等の迅速な把握のための人材確保

- 被災建築物応急危険度判定活動を円滑に実施する体制を整えるため、人材育成を推進する。

施策に関連する数値指標	策定時	目標値
応急危険度判定士の登録人数	(令和7年3月)	(令和13年3月)
	1,967人	2,000人

災害時応援協定締結者との連携強化

- 大規模災害発生時に関する協定のため、日頃活用する機会が少ないことから、応援協定を締結している建設業関係団体等との業務内容、連絡体制を構築し日頃から共有することに加え、各種訓練等を通じ機動力を確保する。

ICT活用工事の推進、建設機械の遠隔操作や自動化施工、新技術の活用等

- 被災地における速やかな災害への対応のため、少ない人員でも効率的に応急復旧等の作業を行えるよう、ICT活用工事を推進する。また、土砂崩落等により人の立入りが困難な被災現場における活動を可能とするため、建設機械の遠隔操作や自動化施工、新技術の活用等を推進するとともに、それら新技術に対応できるオペレータの養成や、防災・減災の担い手となる建設産業の担い

手の確保・育成に中長期的に取り組む。

被災地における学びの確保

- 避難生活中の学習支援や児童生徒の心のケア等、災害時の学校運営に関する専門的な知識や実践的な対応能力を備える教職員等を育成し、県内外の大規模災害時には、被災地域の学校教育の早期復旧を支援することを目的として「福島県災害時学校支援チーム（HOPE-F）」を派遣する。

起きてはならない最悪の事態 7-2

大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

災害廃棄物処理計画の策定・推進

- 被災地における応急対策や復旧・復興の円滑な実施に向け、災害により発生した廃棄物を迅速に処理するため、国の災害廃棄物対策指針や令和元年東日本台風等における課題を踏まえ、策定した県の災害廃棄物処理計画に沿って、災害廃棄物の処理体制を確保する。
- また、市町村に対しては、災害廃棄物発生量推計値など計画策定に必要なデータを提供するなど、の支援をしながら計画策定及び定期的な改定を促し、災害廃棄物処理体制の強化を推進する。

施策に関連する数値指標	策定時	目標値
市町村の災害廃棄物処理計画策定率	(令和7年3月)	(令和13年3月)
	69.49%	100%

災害廃棄物等の処理・収集運搬体制の充実・強化

- 大規模な地震や水害等の発生時には、通常どおりの廃棄物処理が困難となるとともに、大量の廃棄物が発生することが見込まれるため、災害廃棄物等の撤去、収集運搬、処理・処分に関する災害時応援協定を関係民間団体と締結している。東日本大震災や令和元年東日本台風等においては、協定書に基づき、市町村からの協力要請に対して災害廃棄物の処理等に係る支援を行うことができたことから、今後も他団体との協定締結を検討するなど、災害廃棄物等の処理・収集運搬体制の充実・強化に取り組むとともに、市町村が協定を円滑に活用できるように平時から支援していく。

海岸漂着物等の適正処理

- 災害等により流木やがれき等の海岸漂着物等が大規模に発生した場合に、円滑に処理するため、海岸管理者との連携・連絡体制を強化し、災害等廃棄物処理事業費補助金、海岸漂着物地域対策推進事業補助金といった国の補助金を海岸管理者が活用できるよう調整を行う。

一般廃棄物処理施設の災害対策〔再掲〕

- 大規模自然災害の発生に備え、一般廃棄物処理施設の被災防止を図るとともに、災害発生時に災

害廃棄物処理を迅速に進めるため、市町村等が行う一般廃棄物処理施設の更新等の機会を捉えて、施設の耐震化や浸水対策の実施、大量に発生する災害廃棄物を想定した処理能力の確保など、施設整備に関して必要な助言等を行う。

○被災により施設が使用困難の見込みとなった場合に、日常的に発生する生活ごみやし尿の処理に支障を来さないよう、「福島県災害廃棄物処理計画」に基づき、県が広域処理するための調整を行う。

○また、計画に基づいた初動対応手順書を策定し、研修や演習等を通じて、体制の強化を図るとともに、市町村間の応援協定締結等による連携強化を支援するため、協定書のひな形提示や、連携先の調整を行う。

施策に関連する数値指標	策定時	目標値
市町村の災害廃棄物処理計画策定率	(令和7年3月)	(令和13年3月)
	69.49%	100%

港湾施設の整備等〔再掲〕

○大規模災害が発生した場合であっても、本県の重要港湾である小名浜港及び相馬港において、災害対応及び産業活動に必要な幹線貨物輸送機能を維持するため、今後も災害時の防災拠点として機能すべき港湾施設の耐災害性（地震・津波・高潮・高波・走錨・埋塞）の強化に努めるとともに、港湾施設ごとに長寿命化計画に基づく計画的な点検・施設更新等に取り組む。

漁港施設の整備等〔再掲〕

○県内の生産、流通、防災拠点漁港における主要陸揚げ岸壁とその前面防波堤に関して、津波・地震・波浪に対する耐性機能の安定性を確保するため、必要な施設整備を推進するとともに、県内の各漁港施設に係る機能保全計画に基づく適切な維持管理及び計画的な施設の更新等に取り組む。

起きてはならない最悪の事態 7-3 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復旧・復興が大幅に遅れる事態

災害時における応急仮設住宅供給に係る事前把握

○災害等緊急時における応急仮設住宅の供給を迅速かつ的確に実施するため、平常時から市町村と連携し、建設型応急住宅の用地や既設公営住宅の空き家について定期的に情報を共有する。

地籍調査の推進

○本県では、災害からの迅速な復旧復興と公共事業の計画的な実施のため、「福島県地籍調査計画」で調査面積を定め、地籍調査を推進している。大震災や頻発する豪雨災害等への備えとともに

に、災害からの迅速な復旧復興と公共事業の計画的な実施には、土地の境界が明確となっていないため、地籍調査の取組を促進する。

起きてはならない最悪の事態 7-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

文化財の防災対策

- 「文化財に係る災害時の相互応援に関する協定」等に基づき、災害時に市町村等との情報伝達及び緊急対応が円滑に行える体制づくりを進める。
- 文化財防火デー等を通して所有者等の防火への意識向上を図る。また、防火設備の設置を促進する。
- 風水害による文化財への被災予防や減災のため、市町村等の協力を得て、対策マニュアルやハザードマップ等の作成に努める。
- 文化財の耐震診断を行うことを促進し、必要な場合は、適切な指導・助言等を行い、震災対策事業を促進する。
- 文化財の盗難等を防ぐため、適切な防犯設備の設置を促進する。

地域コミュニティの再生・活性化

- 避難地域12市町村における帰還に向けた生活環境等の整備等に取り組み、原子力災害によって弱体化した地域コミュニティの再生・活性化を推進する。また、移住・定住の推進により、地域の担い手を確保していくとともに、住民主体の個性と魅力にあふれる地域づくりを推進し、地域コミュニティの再生・活性化を図っていく。
- 地域コミュニティは災害時に地域の人々が互いに助け合う「共助」を担う基盤であることから、内発的な活性化（住民主体の地域づくり、次世代の人材となる住民が地域運営へ参画する仕組みづくり等）と、地域と多様な形で継続的に関わる外部人材の参画を進め、地域の担い手の育成と地域コミュニティの維持を図っていく。

施策に関連する数値指標	策定時	目標値
避難解除区域の居住人口	(令和7年7月)	(令和13年3月)
	65,179人	増加を目指す
地域おこし協力隊の定住率	(令和6年5月)	(令和12年5月)
	61.0%	71.5%

自助・共助の取組促進〔再掲〕

○地域防災力の向上により、災害被害を軽減するため、引き続き、防災教室等を実施し、地域の防災活動におけるリーダーとして活躍が期待される人材の養成などに取り組む。

○県民一人一人が災害を「自分事」として認識し、適切な「避難行動」等が取れるよう、引き続き、様々な「体験型」「参加型」の事業や県防災アプリの周知啓発を通じて、県民の更なる自助・共助に関する理解を促進していく。

施策に関連する数値指標	策定時	目標値
災害に備えて、自分(自宅)の避難計画を作成していると答えた県民の割合	(令和7年7月)	(令和13年3月)
	7.4%	30%

避難行動要支援者対策の推進〔再掲〕

○避難行動要支援者名簿の作成や個別避難計画の策定を推進するため、引き続き、防災部局と福祉部局が連携し、市町村の取組を支援する。社会全体で避難行動要支援者を支える体制構築を推進するため、引き続き、関係機関及び地域住民の協力・連携による共助の取組を促進し、地域防災力の向上を図る。

施策に関連する数値指標	策定時	目標値
直近1年間において個別避難計画を作成している市町村数	(令和7年4月)	(令和13年3月)
	26市町村	59市町村

自主防災組織等の強化〔再掲〕

○地域ぐるみで避難行動要支援者を支えるなど、共助の取組を推進する体制構築を促すため、引き続き、県総合防災訓練や防災教室、地区防災計画策定に係るワークショップの実施をはじめ、自主防災組織のリーダーとして活躍が期待される方を対象とした研修会や防災士養成講座の開催、市町村が主体となって実施する自主防災組織の活動促進、資機材整備事業への費用補助を行うなど、自主防災組織の機能強化と地域防災力の向上を図る。

施策に関連する数値指標	策定時	目標値
自主防災組織活動カバー率	(令和6年4月)	(令和13年3月)
	73.6%	90%
本県における防災士認証登録者数	(令和7年12月)	(令和13年3月)
	5,569人	8,000人

地域公共交通の確保〔再掲〕

○鉄道・バス等の地域公共交通は、災害時の救援に係る物資等輸送や住民避難の輸送手段として重要であり、過疎・中山間地域の日常生活を支え、地域コミュニティを維持するために必要な生活

基盤であることから、公共交通機関の利用促進・経営安定化支援、まちなか循環バスやデマンド型交通システムの導入支援など、地域公共交通の維持・確保のための取組を継続的に推進する。

- 燃料価格や物価高騰の影響により、経営が厳しくなり、事業を継続できない交通事業者が多くなると、災害が起こった場合の救援に係る物資等輸送や住民避難の輸送手段がなくなり、人命の救助や復旧活動に大きな影響を及ぼすことになるため、燃料価格や物価高騰の影響を緩和することで、交通事業者の事業継続を支援する。

施策に関連する数値指標	策定時	目標値
乗合バスの年間利用者数	(令和7年4月)	(令和12年4月)
	14,950千人	16,145千人

起きてはならない最悪の事態 7-5 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響

風評等の防止に向けた適切な情報発信・販売対策等

- 東日本大震災からの復興及び原子力災害の影響による風評の払拭に向けて、検査や生産管理による安全・安心の確保、観光資源や県産農林水産物等の魅力等についての情報発信、国内外からの様々な観光誘客プロモーション等に取り組んでいる。災害等の発生に伴う誤認識や消費者の過剰反応などの風評により、地域経済が甚大な影響を受けるという経験を踏まえ、正確な情報をいち早く収集し、適時適切に情報発信していくとともに、風評払拭に向けた粘り強い取組を通じて、戦略的・効果的な対策の手法等について検討を深めていく。

施策に関連する数値指標	策定時	目標値
観光客入込数	(令和6年12月)	(令和12年12月)
	57,573千人	68,700千人
県内外国人宿泊者数	(令和6年12月)	(令和12年12月)
	289,160人泊	468,000人泊

震災教訓の伝承・風化防止

- 本県が経験した未曾有の複合災害の記録や教訓について、国や世代を超えて継承・共有するとともに、今後の防災・減災対策に活かしていくため、資料の収集・保存、調査・研究、展示や研修を通じ、震災教訓の継承・風化防止を図る。

施策に関連する数値指標	策定時	目標値
東日本大震災・原子力災害伝承館の来館者数	(令和7年3月)	(令和13年3月)
	86,551人	101,000人

放射線モニタリング体制の充実・強化〔再掲〕

○地震、津波、台風等の自然災害等を原因として放射性物質が飛散・漏えいするリスクにも備え、原子力発電所周辺の影響監視を行うとともに、県内全域における空間線量率のモニタリングや環境試料の分析、福島県放射能測定マップを活用した情報発信等に取り組み、放射線モニタリング体制の充実・強化を図る。また、自然災害等が発生した場合でも、継続して空間線量率のモニタリングを実施できるよう、モニタリングポストの設置場所の点検・確認を行い、必要な防災対策を検討する。

港湾施設の整備等〔再掲〕

○大規模災害が発生した場合であっても、本県の重要港湾である小名浜港及び相馬港において、災害対応及び産業活動に必要な幹線貨物輸送機能を維持するため、今後も災害時の防災拠点として機能すべき港湾施設の耐災害性（地震・津波・高潮・高波・走錨・埋塞）の強化に努めるとともに、港湾施設ごとに長寿命化計画に基づく計画的な点検・施設更新等に取り組む。

漁港施設の整備等〔再掲〕

○県内の生産、流通、防災拠点漁港における主要陸揚げ岸壁とその前面防波堤に関して、津波・地震・波浪に対する耐性機能の安定性を確保するため、必要な施設整備を推進するとともに、県内の各漁港施設に係る機能保全計画に基づく適切な維持管理及び計画的な施設の更新等に取り組む。

家畜伝染病対策の充実・強化〔再掲〕

○大規模自然災害時においても家畜伝染病の発生予防・まん延防止対策を迅速かつ的確に行うため、初動防疫に必要な資材の備蓄、防疫演習の実施、防疫対策業務に関する協定締結など、家畜伝染病対策の充実・強化に向けた取組を促進し、関係機関との緊密な連携の下、家畜防疫体制の一層の強化を図る。

港湾の事業継続計画（BCP）の策定・推進〔再掲〕

○港湾施設の復旧が、港湾を利用する企業の操業に大きく影響を与えたという東日本大震災の経験を踏まえ、災害発生時においても港湾機能の迅速な回復や企業活動の早期再開を実現するため、関係行政機関及び民間事業者が連携・協力して具体的な行動計画の整備を進め、事業継続のための訓練や計画見直しなど、港湾の事業継続計画（BCP）の実効性を高める取組を推進する。

漁業地域の事業継続計画（BCP）の策定・推進〔再掲〕

○大規模災害が発生しても、漁業地域一体で水産物の生産・供給機能を継続的に維持・確保するため、関係行政機関、漁業者及び市場関係者が連携・協力して、事業継続計画（BCP）の策定を推進する。

施策に関連する数値指標	策定時	目標値
漁業地域における事業継続計画(BCP) 策定率	(令和7年3月)	(令和13年3月)
	50%	100%

第 6 章

計画の推進

推進体制

国土強靱化を進めるために取り組む事業

進捗管理及び見直し

市町村における計画の策定・推進

1 推進体制

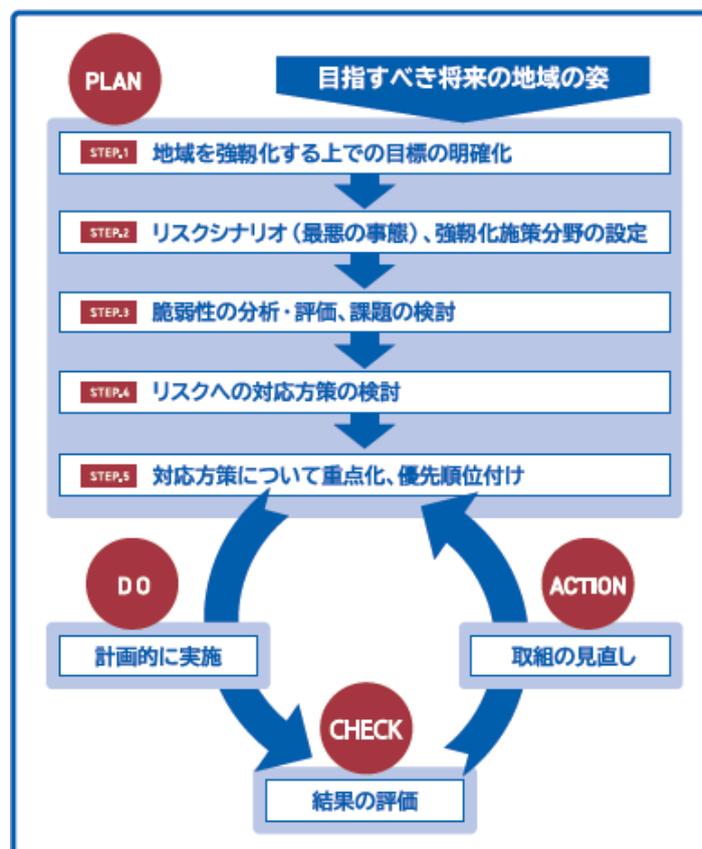
本計画の推進については、福島県国土強靱化地域計画推進連絡会議を中心とする部局横断的な体制の下、国土強靱化に関する情報を共有し、強靱化施策に係る進捗状況や課題等を踏まえた計画見直しを検討するとともに、国、市町村、関係機関、民間事業者等と緊密に連携・協力して「強くしなやかな県土づくり」に取り組む。

2 国土強靱化を進めるために取り組む事業

本計画の実効性を高めるために、毎年度、個別の事業をとりまとめ、本県における強靱化の更なる推進を図る。

3 進捗管理及び見直し

本計画に基づく強靱化施策の実効性を確保するため、数値指標等を用いて強靱化施策の進捗管理を可能な限り定量的に行い、本県を取り巻く社会経済情勢の変化や本県における各種計画等との調和を勘案しつつ、PDCAサイクルによる見直しを適宜行うものとする。



4 市町村における計画の策定・推進

本県の国土強靱化を実効あるものとするためには、国・県のみならず市町村や民間事業者を含め、関係者が総力を挙げて取り組むことが不可欠である。また、市町村が直面する大規模自然災害のリスク等を踏まえて、地域強靱化の施策を総合的かつ計画的に推進することは、市町村住民の生命と財産を守るのみならず、経済社会活動を安全に営むことができる地域づくりを通じて、市町村の経済成長にも資するものであり、極めて重要なことである。このため、県は市町村における国土強靱化地域計画（以下「市町村地域計画」という。）の策定が円滑に図られるよう、国の動向や本計画に関する情報を積極的に提供し、助言等の支援を積極的に行う。加えて、市町村地域計画と本計画の整合を図り、あらゆる主体と連携しながら、市町村の地域強靱化はもとより、本県全体の強靱化を推進していく。

別紙 1

脆弱性評価の結果

事前に備えるべき目標 1

あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

起きてはならない最悪の事態 1 - 1

大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生

住宅・建築物の耐震化等

○本県では、大地震による被害を未然に防ぎ、安全で安心な生活を守るため、「福島県耐震改修促進計画」で住宅及び耐震診断義務付け対象建築物の耐震化率の目標を定め、耐震化を推進している。住宅及び耐震診断義務付け対象建築物の倒壊等による被害を最小限度に抑えるため、市町村及び関係団体との連携を一層強化しつつ、耐震化に係る取組を促進していく必要がある。また、災害に強いまちづくりを進めるための事業を推進していく必要がある。

県営住宅の防災・減災対策等

○本県では、県営住宅等を良好な居住環境に保ち、今後も効率的・効果的に長期間にわたって活用していくため、予防保全の観点から住棟毎の活用方針に基づき修繕・改善の計画を定め、長寿命化に向けた計画的な維持管理を実現することを目的に「福島県県営住宅等長寿命化計画」を策定しており、同計画に基づき、老朽化した公営住宅の防災・減災対策を推進していく必要がある。

県庁舎の耐震化等

○免震構造である県庁北庁舎内への災害対策本部の活動拠点となる危機管理センターの整備や西庁舎の免震化（令和2年11月）・長寿命化（令和6年9月）改修など防災拠点施設となる庁舎の耐震性の確保を計画的に進めてきた。引き続き防災拠点施設として機能を発揮できるよう建物・設備の機能を維持する庁舎の長寿命化対策に取り組んでいく必要がある。

都市公園施設の減災対策等

○都市公園は、住民のレクリエーションのための活動場所や都市における環境保全・景観形成の役割を有する他、都市火災の延焼遅延や災害発生時の避難場所等としての防災機能を備えた公共施設であり、不特定多数の者が利用する施設であることを踏まえた災害への備えが必要である。本県が管理する都市公園のうち、県営あづま総合体育館については、東日本大震災当時に大規模避難所として多くの避難住民を受け入れた施設であるが、非構造部材の落下・転倒が懸念されることから、減災化対策を進める必要がある。また、今後老朽化が進む都市公園施設について、長寿命化計画に基づく施設更新と適切な維持管理に継続して取り組み、都市公園の機能保全と公園利用者の安全を確保していく必要がある。

空港施設の整備等

○福島空港については、東日本大震災の対応を踏まえて広域的防災機能の強化を図る空港として位

置付け、災害時の緊急支援物資等の航空輸送や災害派遣医療チーム等の受入れを円滑に行う拠点施設となるとともに、隣県の空港が被災によって機能停止した場合、福島空港が代替機能を担うことも視野に入れ、継続的に空港地下道の耐震補強等による空港機能の確保に取り組む必要がある。今後も滑走路・誘導路改良や耐震対策等によって空港施設の機能強化を図るとともに、予防保全を重視した計画的な維持管理・更新等の実施により、空港の機能を適正に保持していく必要がある。

港湾施設の整備等

○大規模災害が発生した場合であっても、本県の重要港湾である小名浜港及び相馬港において、災害対応及び産業活動に必要な幹線貨物輸送機能を維持する必要がある。今後も災害時の防災拠点として機能すべき港湾施設の耐災害性（地震・津波・高潮・高波・走錨・埋塞）の強化に取り組んでいくとともに、港湾施設ごとに策定した長寿命化計画に基づき、計画的な点検・施設更新等を行っていく必要がある。

漁港施設の整備等

○県内の生産、流通、防災拠点漁港における主要陸揚げ岸壁とその前面防波堤に関して、津波・地震・波浪に対する耐性機能診断を実施しており、安定性を確保できない施設については、機能強化のための施設整備を実施していくとともに、県内の各漁港施設に係る機能保全計画に基づく適切な維持管理及び計画的な施設の更新等を行っていく必要がある。

橋梁施設の耐震対策等

○避難対策や物流輸送に必要な防災拠点・市町村役場等を結ぶ緊急輸送路において、内陸直下型地震に対応した橋梁への耐震対策を計画的に実施する必要がある。また、高度経済成長期以降に集中的に整備されて老朽化した橋梁等の道路施設について、予防保全を取り入れた長寿命化対策に取り組んでいる。引き続き、緊急輸送路における橋梁の耐震対策によって緊急輸送ネットワークの強化を図るとともに、長期的な維持管理費用の縮減と安全性の確保に向けた橋梁等の道路施設の長寿命化対策を進めていく必要がある。

無電柱化の推進

○災害発生に伴う電柱の倒壊等による被害の拡大やライフラインの供給停止のリスクを最小化するため、幹線道路や景観に優れた地域について電線類を歩道の下に収納する電線共同溝の整備等に取り組んでおり、都市災害に対する防災性の向上及び安全で快適な歩行空間の確保や街並みの景観向上に向けて、今後も無電柱化の推進を図っていく必要がある。

空き家対策の推進

○適切な管理が行われていない空き家は、大規模地震時の倒壊や放火等による火災発生の危険性が高く、周辺環境における防災上の課題のほか、防犯、衛生、景観上の課題も有している。空き家の倒壊・火災等に伴う被害拡大や交通障害の発生を防止するため、引き続き、国、県、市町村及

び民間団体等が連携して総合的な空き家対策を推進していく必要がある。

教育施設の耐震化等

○学校等の教育施設は、地震等の災害発生時に児童・生徒の安全を確保するとともに、避難所等として使用が想定される建物であることから、公立の教育施設については、耐震化や学校再編等に伴う施設整備、老朽化した施設の改修や防災機能の強化等を計画的に進めていく必要がある。また、私立の学校施設については、学校法人が実施する学校の耐震化等を支援する必要がある。

病院施設・社会福祉施設の耐震化等

○病院施設や社会福祉施設については、自ら避難することが困難な者も多い入院患者・入所者の安全を確保するとともに、災害時にあっても医療・福祉の提供を継続し、被災した患者の受入や福祉避難所としての機能を確保する必要があることから、耐震化等の防災・減災対策が求められている。全ての県立病院については耐震化を完了しているが、県内のその他病院施設や社会福祉施設には耐震化されていない施設も存在することから、引き続き、未耐震化施設について耐震化整備を促進する必要がある。

児童福祉施設等の機能維持

○児童養護施設や障がい児入所施設等の児童福祉施設や児童相談所には、自ら避難をすることが困難な児童等がおり、災害時にあっても、児童等の安全を確保し、サービスの提供を継続する必要がある。そのため、児童福祉施設等の機能を維持するための修繕や建替を含めた整備を推進する必要がある。

災害発生時における社会福祉施設等の施設機能の維持

○災害による停電・断水時にも、高齢者施設、障がい者施設等の施設機能を維持できるよう、非常用自家発電設備・給水設備の整備を促進する必要がある。

○災害によるブロック塀の倒壊事故等を防ぐため、高齢者施設、障がい者施設等の安全上対策が必要なブロック塀等の改修を促進する必要がある。

保育所・認定こども園の整備等

○日常においても、災害時においても子どもが安全に過ごすことができるよう、認定こども園等の施設整備や園舎の耐震化を推進する必要がある。

交通安全施設の維持管理

○大規模地震等が発生した場合でも、交通安全施設等の倒壊を防ぐため、保守点検による不具合の早期把握のほか、信号柱や道路標識柱の更新整備を計画的に行い、交通安全施設の適正な維持管理に取り組む必要がある。

警察施設の耐災害性等

○警察施設が大規模地震等により被災し、警察機能が大きく停止・低下する事態を防ぐため、老朽化施設の建替えや設備等の改修を計画的に推進していく必要がある。

起きてはならない最悪の事態 1 - 2 大規模津波等による多数の死傷者の発生

海岸保全施設の点検・更新等

○福島県沿岸海岸保全基本計画を踏まえた海岸保全施設の改良などの検討・整備とともに、今後老朽化していく施設の計画的かつ効率的な維持管理を推進するため、長寿命化計画に基づく点検・更新等を適切に行っていく必要がある。

防災緑地・海岸防災林の整備等

○海岸防災林は、飛砂・潮害、風害防備などの災害防止機能を備えていることに加え、東日本大震災において、海岸防災林が津波被害の軽減効果を発揮したことを踏まえ、津波発生時における津波の減衰、浸水被害の軽減、避難時間の確保を図るため、防災緑地や海岸防災林の整備を進めてきた。海岸堤防の高上げ、道路、土地利用の再編など、複数の手法を組み合わせた「多重防御」による総合的な防災力を確保していくため、適切な維持管理に継続的に取り組む必要がある。

河川管理施設の整備等

○総合的な治水対策として、国、県、市町村等が連携し、被害の軽減に向けた治水対策や、地域が連携した浸水被害軽減対策、減災に向けた更なる取組などを推進していく必要がある。

○引き続き、台風や集中豪雨などの治水対策として、河川改修等や河道掘削・伐木等に取り組むとともに、水門・樋門等の河川管理施設について、長寿命化計画に基づく計画的な補修・更新を進めることで正常な状態を常時確保し、大規模自然災害が発生した際の迅速かつ的確な初動対応を行う必要がある。

港湾施設の整備等〔再掲〕

○大規模災害が発生した場合であっても、本県の重要港湾である小名浜港及び相馬港において、災害対応及び産業活動に必要な幹線貨物輸送機能を維持する必要がある。今後も災害時の防災拠点として機能すべき港湾施設の耐災害性（地震・津波・高潮・高波・走錨・埋塞）の強化に取り組んでいくとともに、港湾施設ごとに策定した長寿命化計画に基づき、計画的な点検・施設更新等を行っていく必要がある。

漁港施設の整備等〔再掲〕

○県内の生産、流通、防災拠点漁港における主要陸揚げ岸壁とその前面防波堤に関して、津波・地震・波浪に対する耐性機能診断を実施しており、安定性を確保できない施設については、機能強

化のための施設整備を実施していくとともに、県内の各漁港施設に係る機能保全計画に基づく適切な維持管理及び計画的な施設の更新等を行っていく必要がある。

自動化・遠隔操作監視システムを有する防潮水門及び陸閘の点検・更新等

○東日本大震災の経験を踏まえ気象警報発令時に安全かつ確実に防潮水門及び陸閘を閉鎖するための自動化・遠隔操作監視システムが構築されており、閉門操作が確実に行われるよう、定期点検や更新等を計画的に実施していく必要がある。

津波避難体制の整備・津波ハザードマップの作成支援

○令和4年11月25日に調査結果を公表した、地震・津波被害想定調査の結果、津波発生時に迅速な避難行動をとることで、死傷者数を低減できることが明らかとなったことから、津波避難に係る周知広報や訓練を実施している。一方、避難行動要支援者の個別避難計画策定については、支援を行い、沿岸10市町すべてで一部策定済となったが、全県的な策定には至っていないことが課題である。

○令和4年8月の津波浸水想定の見直しや令和7年3月に指定した津波災害警戒区域を踏まえ、引き続き沿岸10市町における津波ハザードマップの更新について技術的支援を行っていく必要がある。

訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化

○国、県、市町村のほか、警察、消防、自衛隊などの防災関係機関や地元消防団、自主防災組織等では、相互の連携や災害対応力の強化、地域防災力の向上を図るため、県総合防災訓練を始め、様々な避難訓練や情報伝達訓練、災害対策本部事務局の設置運営訓練等に取り組んでいる。実施した訓練を総括することにより、災害対応における課題等を把握し、必要な見直しを積み重ねていく必要がある。

○大規模災害発生に備え、自治体等関係機関と災害発生時における連絡体制の確認等危機管理体制を構築するとともに、災害現場を想定した実践的訓練や災害警備本部設置訓練等を継続実施し、災害対処能力の向上を図っていく必要がある。

適切な避難行動の呼びかけ

○令和元年東日本台風等に係る災害対応の検証では、避難情報を発令した市町村の約3割が警戒レベル3「避難準備・高齢者等避難開始」を発令しないまま、警戒レベル4の避難勧告等を発令しており、避難行動に時間を要する高齢者等に対し、安全に避難できる状況下で早めの避難行動を促すための避難情報の発令の在り方が課題とされた。

○被災世帯を対象とした住民避難行動調査では、避難情報をきっかけに避難した人よりも、雨の降り方や河川の水位などで、身に危険が迫ってきていることを感じて避難行動を起こした人が多いという結果となり、より切迫感の伝わる情報発信の必要性が確認された。

起きてはならない最悪の事態 1 - 3 大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

空き家対策の推進〔再掲〕

○適切な管理が行われていない空き家は、大規模地震時の倒壊や放火等による火災発生の危険性が高く、周辺環境における防災上の課題のほか、防犯、衛生、景観上の課題も有している。空き家の倒壊・火災等に伴う被害拡大や交通障害の発生を防止するため、引き続き、国、県、市町村及び民間団体等が連携して総合的な空き家対策を推進していく必要がある。

訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化〔再掲〕

○国、県、市町村のほか、警察、消防、自衛隊などの防災関係機関や地元消防団、自主防災組織等では、相互の連携や災害対応力の強化、地域防災力の向上を図るため、県総合防災訓練を始め、様々な避難訓練や情報伝達訓練、災害対策本部事務局の設置運営訓練等に取り組んでいる。実施した訓練を総括することにより、災害対応における課題等を把握し、必要な見直しを積み重ねていく必要がある。

○大規模災害発生に備え、自治体等関係機関と災害発生時における連絡体制の確認等危機管理体制を構築するとともに、災害現場を想定した実戦的訓練や災害警備本部設置訓練等を継続実施し、災害対処能力の向上を図っていく必要がある。

適切な避難行動の呼びかけ〔再掲〕

○令和元年東日本台風等に係る災害対応の検証では、避難情報を発令した市町村の約3割が警戒レベル3「避難準備・高齢者等避難開始」を発令しないまま、警戒レベル4の避難勧告等を発令しており、避難行動に時間を要する高齢者等に対し、安全に避難できる状況下で早めの避難行動を促すための避難情報の発令の在り方が課題とされた。

○被災世帯を対象とした住民避難行動調査では、避難情報をきっかけに避難した人よりも、雨の降り方や河川の水位などで、身に危険が迫ってきていることを感じて避難行動を起こした人が多いという結果となり、より切迫感の伝わる情報発信の必要性が確認された。

起きてはならない最悪の事態 1 - 4 突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）

海岸保全施設の点検・更新等〔再掲〕

○福島県沿岸海岸保全基本計画を踏まえた海岸保全施設の改良などの検討・整備とともに、今後老朽化していく施設の計画的かつ効率的な維持管理を推進するため、長寿命化計画に基づく点検・

更新等を適切に行っていく必要がある。

防災緑地・海岸防災林の整備等〔再掲〕

○海岸防災林は、飛砂・潮害、風害防備などの災害防止機能を備えていることに加え、東日本大震災において、海岸防災林が津波被害の軽減効果を発揮したことを踏まえ、津波発生時における津波の減衰、浸水被害の軽減、避難時間の確保を図るため、防災緑地や海岸防災林の整備を進めてきた。海岸堤防の嵩上げ、道路、土地利用の再編など、複数の手法を組み合わせた「多重防御」による総合的な防災力を確保していくため、適切な維持管理に継続的に取り組む必要がある。

河川管理施設の整備等〔再掲〕

○総合的な治水対策として、国、県、市町村等が連携し、被害の軽減に向けた治水対策や、地域が連携した浸水被害軽減対策、減災に向けた更なる取組などを推進していく必要がある。

○引き続き、台風や集中豪雨などの治水対策として、河川改修等や河道掘削・伐木等に取り組むとともに、水門・樋門等の河川管理施設について、長寿命化計画に基づく計画的な補修・更新を進めることで正常な状態を常時確保し、大規模自然災害が発生した際の迅速かつ的確な初動対応を行う必要がある。

洪水及び高潮対策体制の整備・洪水及び高潮ハザードマップの作成支援

○令和元年東日本台風等の被災世帯を対象とした住民避難行動調査では、市町村の発令する避難情報や警戒レベルをきっかけに避難を判断した人の割合が低い結果となった。台風や集中豪雨などによる洪水災害から県民等の命を守るためには、避難情報や警戒レベルに基づく住民の早期避難を促進する必要がある。

○さらに、住民の避難に資する洪水・高潮ハザードマップ作成や、市町村における避難指示等の発令基準策定に係る支援を行うなど、市町村との連携強化による洪水・高潮対策体制の整備を進め、防災・減災対策の充実を図っていく必要がある。

水害・土砂災害からの「逃げ遅れゼロ」実現のための連携体制の構築

○全国各地で洪水等の水災害が頻発・激甚化していることを踏まえ、河川管理や水防に関わる多様な関係者による連携体制を構築するため、県内8方部に水災害対策協議会を設置し、河川水位に係る情報提供や水害危険箇所の合同パトロール等を実施しているほか、要配慮者利用施設等における避難計画等の作成支援や小・中学校での出前講座の開催など、水災害対策の推進に取り組んでいる。今後も引き続き、地域が連携した減災体制の充実・強化を推進し、地域住民の防災意識の向上を図っていく必要がある。

○洪水等からの「逃げ遅れゼロ」実現に向けた要配慮者利用施設の避難体制の強化対策として、平成29年6月に「水防法」及び「土砂災害防止法」が改正されたこと並びに令和7年3月に津波災害警戒区域を指定したことに伴い、浸水想定区域や土砂災害警戒区域、津波災害警戒区域内にあ

る要配慮者利用施設の管理者等に義務付けられた避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について、周知に努めている。

○水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、市町村と連携して施設管理者等による主体的な取組の促進を図るとともに、避難体制の充実・強化を支援していく必要がある。

○水害・土砂災害からの「逃げ遅れゼロ」実現のため、土砂災害のおそれがある箇所を指定し、地域住民に土砂災害のおそれがある箇所を周知することで早期の自主避難を推進する必要がある。現在、土砂災害防止法に基づき、令和6年6月に公表した「新たな土砂災害の発生のおそれのある箇所」についても、基礎調査等を推進するとともに、現地に土砂災害警戒区域を示す標識を設置し、地域住民の早期避難を促していく必要がある。

都市部の内水による浸水対策への支援

○近年、集中豪雨が頻発し、都市部の内水による浸水リスクが高まっていることから、地域の被害軽減を図るために市町村が実施する雨水対策施設整備などハード対策に加え、地域住民や企業等が日頃から内水による浸水に備えるための内水ハザードマップ作成などソフト対策についても支援をしていく必要がある。

ソフト・ハードが一体となった総合的な土砂災害防止対策の整備

○土砂災害から県民の生命と財産を守るため、災害発生箇所の再度災害防止対策及び地域の社会・経済活動を支える基礎的インフラの保全対策等に係る砂防施設の整備をハード対策として重点的に推進するとともに、土砂災害防止法に基づく基礎調査の実施、土砂災害警戒区域等の指定推進及び市町村が行う土砂災害ハザードマップの作成や土砂災害を想定した避難訓練などの警戒避難体制の整備に対する支援をソフト対策として強化していく必要がある。

港湾の事業継続計画（BCP）の策定・推進

○港湾施設の復旧が、港湾を利用する企業の操業に大きく影響を与えたという東日本大震災の経験を踏まえ、災害発生時においても港湾機能の迅速な回復や企業活動の早期再開を実現するため、小名浜港港湾機能継続協議会及び相馬港港湾機能継続協議会を設置し、港湾の事業継続計画（BCP）を策定したが、今後も、関係する行政機関及び民間事業者が連携・協力して具体的な行動計画の整備を進め、事業継続のための訓練や計画見直しなど、港湾の事業継続計画（BCP）の実効性を高める取組を推進していく必要がある。

漁業地域の事業継続計画（BCP）の策定・推進

○大規模災害が発生しても、漁業地域一体で水産物の生産・供給機能を継続的に維持・確保するため、関係行政機関、漁業者及び市場関係者が連携・協力して、事業継続計画（BCP）の策定を推進する必要がある。

自動化・遠隔操作監視システムを有する防潮水門及び陸閘の点検・更新等〔再掲〕

○東日本大震災の経験を踏まえ気象警報発令時に安全かつ確実に防潮水門及び陸閘を閉鎖するための自動化・遠隔操作監視システムが構築されており、閉門操作が確実に行われるよう、定期点検や更新等を計画的に実施していく必要がある。

ダム管理設備の機能確保

○これまで整備したダム管理設備の経年劣化が進んでおり、今後、更新時期を迎えることから、ダム管理設備の機能確保のため、長寿命化計画に基づく計画的な更新及び、ライフサイクルコストの縮減など効率的な維持管理を図る必要がある。

ダムによる洪水調節機能の強化

○一級水系の阿武隈川・阿賀野川水系と二級水系の既存ダムにおいて、大雨が予想される場合、洪水調節容量を増量するため、事前に利水容量の一部を放流する取組により、下流河川の氾濫や浸水被害の軽減を図る必要がある。

湛水防除施設の整備等

○東日本大震災により、沿岸部の津波被災地では、地盤沈下、農地の表土流出、農業用施設の損壊等の被害が生じたことから、被災した既存の湛水防除施設の復旧に取り組んできた。引き続き、湛水被害の発生防止のために、既存施設の機能強化や必要な施設整備を行うとともに、既存施設について機能実態を調査・把握し、適時適切に維持管理を行っていく必要がある。また、令和元年東日本台風等において農地の湛水被害が生じた地域があったことを踏まえ、必要な施設整備に取り組む必要がある。

農業水利施設の適正な保全管理

○県内には約7,600の農業水利施設が存在しており、これら施設の多くは既に標準耐用年数を経過し、老朽化等による機能低下が進んでいる。また、地域農業を支える農家の減少、高齢化、農業所得の低下といった施設管理体制に弱体化の傾向があり、農業水利施設の維持管理が課題となっている。災害の発生に備え、農業水利施設の多面的機能が十分に発揮されるよう、各施設管理者による適正な施設診断の実施や施設管理体制の強化を進め、防災・減災に配慮したストックマネジメントの推進及び適正な維持管理に取り組むとともに、治水協定締結済みの水系におけるダムと連動して操作する必要のある農業用の河川工作物（頭首工等）や農村集落の排水を担う排水設備（機場、排水路等）の整備を推進し、安全安心な農山漁村づくりを進めていく必要がある。

農業用ため池の改修及びハザードマップの作成支援

○東日本大震災及び令和元年東日本台風では多くのため池で決壊等の被害が発生した教訓を踏まえ、農業用ため池の防災・減災対策として、老朽化や豪雨等により決壊のおそれのある農業用ため池の改修とともに、浸水想定区域を図示したハザードマップの作成が求められている。

- 「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」が令和2年10月1日に施行され、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の集中的かつ計画的な推進を図ることとし、令和12年度までに121箇所の防災工事に着手することとしているが、その執行を確実に行う必要がある。また、防災重点農業用ため池について、ハザードマップを作成・公表しているが、新たな指定があった場合には、早期に作成・公表を行う必要がある。

田んぼダムの取組の普及推進

- 近年、局地的な大雨の増加に伴い、災害が頻発しており総合的な流域治水対策が求められている。
- このため、水田の持つ雨水貯留機能を強化し、雨水流出を抑制する田んぼダムの取組を推進していく必要がある。

自助・共助の取組促進

- 近年の激甚化・頻発化する自然災害による被害を軽減するためには、防災に関わる機関による「公助」の取組や一人一人が自分の身を守る「自助」の取組、地域の協力・助け合いによる「共助」の取組を促進し、連携を強めることが重要となる。

訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化〔再掲〕

- 国、県、市町村のほか、警察、消防、自衛隊などの防災関係機関や地元消防団、自主防災組織等では、相互の連携や災害対応力の強化、地域防災力の向上を図るため、県総合防災訓練を始め、様々な避難訓練や情報伝達訓練、災害対策本部事務局の設置運営訓練等に取り組んでいる。実施した訓練を総括することにより、災害対応における課題等を把握し、必要な見直しを積み重ねていく必要がある。
- 大規模災害発生に備え、自治体等関係機関と災害発生時における連絡体制の確認等危機管理体制を構築するとともに、災害現場を想定した実戦的訓練や災害警備本部設置訓練等を継続実施し、災害対処能力の向上を図っていく必要がある。

適切な避難行動の呼びかけ〔再掲〕

- 令和元年東日本台風等に係る災害対応の検証では、避難情報を発令した市町村の約3割が警戒レベル3「避難準備・高齢者等避難開始」を発令しないまま、警戒レベル4の避難勧告等を発令しており、避難行動に時間を要する高齢者等に対し、安全に避難できる状況下で早めの避難行動を促すための避難情報の発令の在り方が課題とされた。
- 被災世帯を対象とした住民避難行動調査では、避難情報をきっかけに避難した人よりも、雨の降り方や河川の水位などで、身に危険が迫ってきていることを感じて避難行動を起こした人が多いという結果となり、より切迫感の伝わる情報発信の必要性が確認された。

避難行動要支援者対策の推進

○高齢者、障がい者など避難行動に支援を必要とする者は、災害情報の受理や認識、避難行動の実施、避難所における生活等の場面で困難に直面することが予想される。災害発生時、円滑に避難行動要支援者の避難誘導等を行うには、市町村において、避難行動要支援者名簿の作成や対象者一人一人の具体的な個別避難計画の策定が必要となっているが、計画策定の推進に当たり、人員不足等が課題となっている。

自主防災組織等の強化

○自主防災組織は、地域住民が「自らの命と地域は自分たちで守る」という意識の下、町内会や自治会単位で結成された防災組織であり、自主防災組織が積極的に防災活動に取り組むことにより、組織の機能が強化され、地域住民の防災意識の高揚が期待される。

○令和元年東日本台風等への対応検証では、地域ぐるみで避難行動要支援者を支える体制構築に関する指摘があったことから、引き続き、自主防災組織による防災活動を促進する必要がある。

マイ避難の促進

○令和元年東日本台風等による被災世帯を対象とした住民避難行動調査では、避難情報をきっかけに避難した人よりも、雨の降り方や河川の水位などで、身に危険が迫ってきていることを感じて避難行動を起こした人が多く、事前に具体的な計画を立てていた人ほど早めの水平避難を行っていたという結果が示されたことから、適切な避難行動に関する県民の意識の向上を図っていく必要がある。

石油コンビナート防災体制の充実・強化

○石油コンビナート周辺の生活・経済活動に甚大な影響を及ぼす石油コンビナート災害の発生・拡大を防止するため、福島県石油コンビナート等防災計画に基づき、石油コンビナート等特別防災区域であるいわき地区と広野地区において石油コンビナート総合防災訓練を実施している。引き続き、防災関係機関、コンビナート関係企業及び地域住民の連携の下、防災訓練等を実施し、石油コンビナート防災体制の充実・強化を推進する必要がある。

起きてはならない最悪の事態 1 - 5 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

水害・土砂災害からの「逃げ遅れゼロ」実現のための連携体制の構築〔再掲〕

○全国各地で洪水等の水災害が頻発・激甚化していることを踏まえ、河川管理や水防に関わる多様な関係者による連携体制を構築するため、県内 8 方部に水災害対策協議会を設置し、河川水位に係る情報提供や水害危険箇所の合同パトロール等を実施しているほか、要配慮者利用施設等における避難計画等の作成支援や小・中学校での出前講座の開催など、水災害対策の推進に取り組んでいる。今後も引き続き、地域が連携した減災体制の充実・強化を推進し、地域住民の防災意識

の向上を図っていく必要がある。

○洪水等からの「逃げ遅れゼロ」実現に向けた要配慮者利用施設の避難体制の強化対策として、平成29年6月に「水防法」及び「土砂災害防止法」が改正されたこと並びに令和7年3月に津波災害警戒区域を指定したことに伴い、浸水想定区域や土砂災害警戒区域、津波災害警戒区域内にある要配慮者利用施設の管理者等に義務付けられた避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について、周知に努めている。

○水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、市町村と連携して施設管理者等による主体的な取組の促進を図るとともに、避難体制の充実・強化を支援していく必要がある。

○水害・土砂災害からの「逃げ遅れゼロ」実現のため、土砂災害のおそれがある箇所を指定し、地域住民に土砂災害のおそれがある箇所を周知することで早期の自主避難を推進する必要がある。現在、土砂災害防止法に基づき、令和6年6月に公表した「新たな土砂災害の発生のおそれのある箇所」についても、基礎調査等を推進するとともに、現地に土砂災害警戒区域を示す標識を設置し、地域住民の早期避難を促していく必要がある。

道路の法面・盛土の土砂災害防止対策

○山間部の道路については、地滑りや土砂崩れのおそれがある箇所もあり、豪雨時などに通行止めになる可能性があることから、バイパスによる回避や道路拡幅による通行幅の確保などの必要がある。

砂防関係施設の維持管理等

○砂防設備及び地すべり・急傾斜地崩壊・雪崩防止施設の機能不全による二次災害の発生を回避するため、長寿命化計画に基づき、定期点検や修繕・改築等による各施設の機能保持に取り組んでいる。今後も、砂防関係施設の長寿命化や技術革新等に対応した更新によるコスト縮減に配慮し、既存施設の現状把握、機能・効果等の判定を行い、計画的な施設の維持管理等を実施していく必要がある。

ソフト・ハードが一体となった総合的な土砂災害防止対策の整備〔再掲〕

○土砂災害から県民の生命と財産を守るため、災害発生箇所の再度災害防止対策及び地域の社会・経済活動を支える基礎的インフラの保全対策等に係る砂防施設の整備をハード対策として重点的に推進するとともに、土砂災害防止法に基づく基礎調査の実施、土砂災害警戒区域等の指定推進及び市町村が行う土砂災害ハザードマップの作成や土砂災害を想定した避難訓練などの警戒避難体制の整備に対する支援をソフト対策として強化していく必要がある。

地すべり防止施設の整備等

○県内には、農地・森林の保全を図る「地すべり防止指定区域」が81か所3,161ha（うち農地41か所

1,877ha、森林40か所1,284ha)あり、地すべり防止施設の早期完成が求められており、また、多くの地すべり防止施設において、老朽化や経年変化による機能低下が見受けられる状況にある。県内の地区ごとに定めた地すべり対策計画に基づき、地すべり防止施設の整備を引き続き進めるとともに、既存施設の機能実態を調査・把握し、適切に維持管理を行っていく必要がある。

治山施設の整備等

○令和元年10月の令和元年東日本台風、令和4年8月の豪雨災害等などの度重なる豪雨・長雨や東日本大震災の余震等の発生により、法面崩壊等の山地災害が県内各地で発生しており、治山事業による早期の防災・減災対策が求められている。山地災害等による被害の防止及び保安林の機能を維持・強化するため、溪流や山腹斜面を安定させるための治山施設の整備や植栽、森林の造成等による荒廃地・荒廃危険地等の復旧整備を実施しているところであり、引き続き、計画的な治山施設の整備を推進する必要がある。

訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化〔再掲〕

○国、県、市町村のほか、警察、消防、自衛隊などの防災関係機関や地元消防団、自主防災組織等では、相互の連携や災害対応力の強化、地域防災力の向上を図るため、県総合防災訓練を始め、様々な避難訓練や情報伝達訓練、災害対策本部事務局の設置運営訓練等に取り組んでいる。実施した訓練を総括することにより、災害対応における課題等を把握し、必要な見直しを積み重ねていく必要がある。

○大規模災害発生に備え、自治体等関係機関と災害発生時における連絡体制の確認等危機管理体制を構築するとともに、災害現場を想定した実戦的訓練や災害警備本部設置訓練等を継続実施し、災害対処能力の向上を図っていく必要がある。

適切な避難行動の呼びかけ〔再掲〕

○令和元年東日本台風等に係る災害対応の検証では、避難情報を発令した市町村の約3割が警戒レベル3「避難準備・高齢者等避難開始」を発令しないまま、警戒レベル4の避難勧告等を発令しており、避難行動に時間を要する高齢者等に対し、安全に避難できる状況下で早めの避難行動を促すための避難情報の発令の在り方が課題とされた。

○被災世帯を対象とした住民避難行動調査では、避難情報をきっかけに避難した人よりも、雨の降り方や河川の水位などで、身に危険が迫ってきていることを感じて避難行動を起こした人が多いという結果となり、より切迫感の伝わる情報発信の必要性が確認された。

火山噴火に対する警戒避難体制の整備

○気象庁において火山活動の常時観測・監視を行っている吾妻山、安達太良山、磐梯山について、山ごとの火山防災協議会を設置し、関係機関が一体となって、地域住民や登山者・観光客の警戒避難体制を定めた避難計画を策定した。今後も火口周辺における緊急退避施設の整備や情報伝達

手段を複数系統確保すること等について検討を進めるなど、火山災害に対する安全対策を強化していく必要がある。

起きてはならない最悪の事態 1 - 6 火山噴火や火山噴出物の流出等による多数の死傷者の発生

火山噴火に対する避難経路の整備

○火山災害から登山者・観光客の安全を確保することを目的に、活火山周辺（吾妻山、安達太良山、磐梯山、燧ヶ岳）の避難経路（登山道）の整備を進めており、今後も引続き計画的に進める必要がある。

避難小屋の噴石対策

○避難小屋は、火山噴火による災害発生時に登山者・観光客の安全を確保する必要がある建物であることから、「火山活動が活発化した場合の避難計画(火口周辺区域)」に基づき、避難小屋の噴石対策を進めており、今後も引続き計画的に進める必要がある。

火山噴火に対する警戒避難体制の整備〔再掲〕

○気象庁において火山活動の常時観測・監視を行っている吾妻山、安達太良山、磐梯山について、山ごとの火山防災協議会を設置し、関係機関が一体となって、地域住民や登山者・観光客の警戒避難体制を定めた避難計画を策定した。今後も火口周辺における緊急退避施設の整備や情報伝達手段を複数系統確保すること等について検討を進めるなど、火山災害に対する安全対策を強化していく必要がある。

訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化〔再掲〕

○国、県、市町村のほか、警察、消防、自衛隊などの防災関係機関や地元消防団、自主防災組織等では、相互の連携や災害対応力の強化、地域防災力の向上を図るため、県総合防災訓練を始め、様々な避難訓練や情報伝達訓練、災害対策本部事務局の設置運営訓練等に取り組んでいる。実施した訓練を総括することにより、災害対応における課題等を把握し、必要な見直しを積み重ねていく必要がある。

○大規模災害発生に備え、自治体等関係機関と災害発生時における連絡体制の確認等危機管理体制を構築するとともに、災害現場を想定した実戦的訓練や災害警備本部設置訓練等を継続実施し、災害対処能力の向上を図っていく必要がある。

適切な避難行動の呼びかけ〔再掲〕

○令和元年東日本台風等に係る災害対応の検証では、避難情報を発令した市町村の約3割が警戒レベル3「避難準備・高齢者等避難開始」を発令しないまま、警戒レベル4の避難勧告等を発令しており、避難行動に時間を要する高齢者等に対し、安全に避難できる状況下で早めの避難行動を促すための避難情報の発令の在り方が課題とされた。

○被災世帯を対象とした住民避難行動調査では、避難情報をきっかけに避難した人よりも、雨の降り方や河川の水位などで、身に危険が迫ってきていることを感じて避難行動を起こした人が多いという結果となり、より切迫感の伝わる情報発信の必要性が確認された。

起きてはならない最悪の事態 1 - 7 暴風雪及び豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う死傷者の発生

道路の除雪体制等の確保

○令和7年2月の豪雪を踏まえ、除雪事業計画の見直しを実施し、適時適切な道路除雪や凍結抑制剤の散布等に取り組んでいる。暴風雪や豪雪の異常気象発生時においても安全で円滑な道路環境を整備するため、除雪体制等の充実・確保に引き続き取り組んでいく必要がある。

雪崩対策の推進

○県内には314箇所、雪崩危険箇所があり、うち196箇所において5戸以上の人家又は官公署、学校、病院、要配慮者利用施設、駅などの重要な公共建物がある。過去に雪崩被害のあった箇所を整備するとともに、地域住民やスキー場・観光施設の利用者、要配慮者利用施設の関係者等に対し、雪崩に関する知識の普及啓発活動を実施している。

○現在、雪崩災害が発生した場所等での対策を実施しており、引き続き雪崩危険箇所における計画的な対策事業の検討を進めるとともに、雪崩被害防止に係る啓発活動を推進し、県民の安全・安心な生活環境の確保に取り組んでいく必要がある。

道路の防雪施設の整備

○県土面積の85%が積雪寒冷地域であり、経済活動や日常生活を支える上で安全な冬期交通の確保が課題となっている。人家が連続して排雪スペースが無く除雪作業が困難な区間、急勾配を有する峠部や中心市街地の歩道等において、路面凍結によるスリップ事故等を防止するため、消融雪施設や凍結抑制舗装、日陰対策などに取り組んでおり、道路の交通量や周辺の沿道状況により緊急性の高い箇所から事業を進めている。また、既存の防雪施設の老朽化により機能が低下しているため、修繕も進めているところである。引き続き、冬期交通における安全性の向上を図るため、消融雪施設等の整備・修繕を実施し、より効率的かつ信頼性の高い安全対策に取り組んでいく必要がある。

大雪時の車両滞留の対策

○大雪時には、急勾配の道路で車両がスタックし、通行止めや渋滞を引き起こすおそれがあることから、急勾配の解消や路肩の拡幅などスタック防止やスタック発生の場合でも通行止めとならないような対策を行う必要がある。

豪雪対策関係機関との雪害防止対策に係る情報共有及び連携体制の強化

○本県は、会津地方の全域及び中通り地方の一部を含む県土面積の約半分を占める地域が豪雪地帯

対策特別措置法に基づく豪雪地帯に指定されているうえ、県内の豪雪地帯の多くは、過疎化・高齢化の進行に伴い、除排雪の担い手不足が深刻化しており、地域ぐるみの支援体制の確立が求められる。

雪害及び雪下ろし事故防止等の注意喚起

○令和7年2月には62年ぶりに災害救助法を適用する大雪となり、道路の除排雪が間に合わず、交通がマヒするなど住民生活に大きな影響が生じたことから、大雪・暴風雪による被害や交通障害の発生時に迅速かつ的確に対応する体制を整備する必要がある。

訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化〔再掲〕

○国、県、市町村のほか、警察、消防、自衛隊などの防災関係機関や地元消防団、自主防災組織等では、相互の連携や災害対応力の強化、地域防災力の向上を図るため、県総合防災訓練を始め、様々な避難訓練や情報伝達訓練、災害対策本部事務局の設置運営訓練等に取り組んでいる。実施した訓練を総括することにより、災害対応における課題等を把握し、必要な見直しを積み重ねていく必要がある。

○大規模災害発生に備え、自治体等関係機関と災害発生時における連絡体制の確認等危機管理体制を構築するとともに、災害現場を想定した実戦的訓練や災害警備本部設置訓練等を継続実施し、災害対処能力の向上を図っていく必要がある。

事前に備えるべき目標 2

救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

起きてはならない最悪の事態 2 - 1

自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

消防広域応援体制の強化

○近年頻発する林野火災を始めとした大規模災害や特殊災害の発生により、消防部隊の広域的な応援が必要となる場合に備え、福島県広域消防相互応援協定及び広域応援基本計画に基づき、県内の各消防本部による消防広域応援体制を構築している。大規模災害発生時において、消防広域応援が迅速かつ円滑に行われるよう、一層の連携強化を進めるとともに、緊急消防援助隊との連携を図るなど、消防広域応援体制の充実・強化や必要な資機材整備に取り組んでいく必要がある。

消防団の充実・強化

○消防団は、地域に密着して住民の安全・安心を守る地域防災の要となる存在であるが、就業構造の変化や過疎化、地域の連帯意識の希薄化などの影響により、消防団員の減少及び高齢化が進んでいることから、若い世代や女性の消防団加入促進に向けた取組が必要である。

○消防団の活動に対する地域や雇用者側からの理解促進に向けた取組と支援の要請に加え、市町村に対して、特定の消防団活動（日中の消火活動や災害時の後方支援等）を行う機能別団員制度の導入等を促進し、消防団の充実・強化を図る必要がある。

避難地域等における消防体制の再構築

○避難指示区域においては、消防団活動が制限され、また、避難指示が解除された地域においても住民の帰還が進まず、マンパワー不足によって消防体制が脆弱な市町村が多い状況にある。住民が安全で安心して暮らせる環境を整え、住民の帰還促進を図るため、地元常備消防や広域的応援体制の充実・強化に向けた取組を推進するとともに、今後の消防団員確保の見通しを踏まえ、避難地域等全体として消防体制の再構築を進めていく必要がある。

大規模災害時等における広域応援体制の充実・強化

○本県では、大規模自然災害等が発生し、単独では十分な応急措置が実施できない場合に備え、北海道及び東北・新潟8道県による相互応援協定、全国知事会による広域応援協定等を締結し、人的・物的支援について都道府県間の広域応援体制を構築している。

自助・共助の取組促進〔再掲〕

- 近年の激甚化・頻発化する自然災害による被害を軽減するためには、防災に関わる機関による「公助」の取組や一人一人が自分の身を守る「自助」の取組、地域の協力・助け合いによる「共助」の取組を促進し、連携を強めることが重要となる。

消防防災ヘリによる救助活動等の推進

- 大規模自然災害の発生により、孤立集落等が発生する可能性が高まっており、円滑な救助活動等の実施のため、及び消防防災ヘリの安全かつ円滑な運航を確保するため、消防防災ヘリを活用した消防防災航空隊による自隊訓練や各種防災訓練、運航時間に応じた機体の点検整備、ヘリ臨時離着陸場の現場調査等に取り組んでいる。
- また、大規模自然災害の発生時など、消防防災ヘリへの出動要請が多数発生した場合や活動の長時間化に伴う点検・整備及び燃料補給等の事情により、本県の消防防災ヘリのみでは対応できない場合もあることから、今後も自治体間の相互応援協定や広域航空消防応援実施要綱に基づく防災ヘリの応援・連携体制の充実を図る必要がある。

救急業務の充実

- 救急救命士による特定行為の処置範囲が拡大され、救急業務はより高度化している。本県では、救急業務の高度化を推進するため、除細動や気管挿管等の救急救命処置を行うことのできる救急救命士の養成に取り組む県内の消防本部に対し事業費の補助を実施し、これにより、救急救命士の数は着実に増えてきているものの、本県における救急隊員に占める救急救命士の割合は38.9%（R6.4.1）と全国平均49.8%を大きく下回っている。救急救命士が常に救急車に乗車し、県民が高度な救急救命処置を受けられる機会を確保するため、救急救命士の養成が喫緊の課題となっている。また、令和7年度より全国でマイナ救急が開始されたことから、救急搬送の更なる円滑化を図るため、マイナ救急のメリット等を県民に向け広く周知していく必要がある。

自主防災組織等の強化〔再掲〕

- 自主防災組織は、地域住民が「自らの命と地域は自分たちで守る」という意識の下、町内会や自治会単位で結成された防災組織であり、自主防災組織が積極的に防災活動に取り組むことにより、組織の機能が強化され、地域住民の防災意識の高揚が期待される。
- 令和元年東日本台風等への対応検証では、地域ぐるみで避難行動要支援者を支える体制構築に関する指摘があったことから、引き続き、自主防災組織による防災活動を促進する必要がある。

訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化〔再掲〕

- 国、県、市町村のほか、警察、消防、自衛隊などの防災関係機関や地元消防団、自主防災組織等では、相互の連携や災害対応力の強化、地域防災力の向上を図るため、県総合防災訓練を始め、様々な避難訓練や情報伝達訓練、災害対策本部事務局の設置運営訓練等に取り組んでいる。実施

した訓練を総括することにより、災害対応における課題等を把握し、必要な見直しを積み重ねていく必要がある。

- 大規模災害発生に備え、自治体等関係機関と災害発生時における連絡体制の確認等危機管理体制を構築するとともに、災害現場を想定した実戦的訓練や災害警備本部設置訓練等を継続実施し、災害対処能力の向上を図っていく必要がある。

警察の災害対応人員の確保及び災害用装備資機材の充実

- 災害時における警察機能を維持した上で、災害対応人員を確保すべく業務継続計画を策定し、非常時優先業務の点検等体制の充実・強化に取り組んでいる。
- 今後も、災害対応に係る必要な災害用装備資機材の充実を図っていく必要がある。

警察による災害対応のための連携体制の充実・強化

- 大規模災害発生時において、警察が迅速かつ的確な災害対応を行うため、公共機関や民間団体・企業との間で、緊急交通路の確保、物資の調達、情報の発信等に関する相互支援協定を締結し、関係機関との連携体制の構築に取り組んでいる。
- 平素から、訓練等の機会を通じて協定締結団体等と支援内容等について相互に確認し、連携体制の充実・強化を図る必要がある。

警察ネットワーク環境の充実

- 災害時における救助活動や治安の確保等、警察活動の中核機関となる警察本部庁舎において危機管理対応や警察活動を最大限発揮できる環境を構築するため、県内の各警察署と警察本部庁舎間のネットワーク機器等の冗長化を図るなど、県警察ネットワーク環境の充実及び機能強化を推進していく必要がある。

警察施設の耐災害性等〔再掲〕

- 警察施設が大規模地震等により被災し、警察機能が大きく停止・低下する事態を防ぐため、老朽化施設の建替えや設備等の改修を計画的に推進していく必要がある。

起きてはならない最悪の事態 2-2

医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による救助・救急活動及び医療・福祉機能の麻痺

災害拠点病院数等の拡充及び機能確保

- 発災時において、被災地内の傷病者の受入や災害派遣医療チーム（DMAT）の被災地への派遣などの医療救護活動の支援強化に向けて、災害時に中心的な役割を担う災害拠点病院の施設数を拡充する必要がある。このことから、10消防本部管内に12医療機関ある災害拠点病院を県内の12消防本部管内に1病院以上設置するよう拡充に向けて取り組む必要がある。

○災害等に多発する重篤救急患者の救命医療等を確保するため、福島県立医科大学附属病院を基幹災害拠点病院とし、7つの医療圏ごとに地域災害拠点病院を1病院以上指定している。災害に伴う停電等が発生した場合であっても、災害拠点病院における医療活動を維持するための非常用発電機、燃料の備蓄、受水槽の確保等については、県内全ての災害拠点病院においてこれらが確保されている。引き続き、災害拠点病院の現状把握に努め、災害拠点病院の機能の確保に取り組んでいく必要がある。

透析医療機関での非常時対応体制の整備

○災害等に伴う停電・断水が発生した場合であっても透析医療の継続を確保するため、人工透析医療機関における非常用電源や貯水槽の設置による非常時対応体制の整備が求められる。今後、災害時の透析医療に係る具体的な対応について福島県災害医療マニュアルの見直し検討を進めるとともに、県及び各医療機関相互の連携強化に引き続き取り組んでいく必要がある。

DMATによる災害医療体制の充実

○災害派遣医療チーム（DMAT）は、災害発生後直ちに被災地へ入り、トリアージや救命処置、患者の搬送に係る診察・処置、被災地内の病院における診療支援等を行う災害派遣医療チームであり、県内の災害拠点病院において体制整備を進めている。今後も、国及び県が主催する各種研修や実動訓練等を通じて、DMAT隊員の知識・技能の習得、維持向上に向けた取組を促進し、災害医療体制の強化を図る必要がある。

DPATによる精神保健活動支援体制の充実

○災害派遣精神医療チーム（DPAT）は、災害発生後被災地に入り、被災地域の精神保健医療機能の低下、災害ストレス等により新たに生じる精神的問題等に対する支援を行う精神科医療及び精神保健活動の専門的チームである。DPAT養成のための研修計画、資機材の計画的な整備、事務局機能の充実など、関係機関との緊密な協力・連携の下、災害時における精神保健活動支援体制の充実・強化を推進する必要があるため、平時より研修等で他組織との連携を深めるとともに、DPAT隊員の知識・技能の習得、維持向上に向けた取組を促進し、災害精神医療体制の強化を図る必要がある。

ドクターヘリによる救急医療体制の充実・強化

○ドクターヘリは、救急車による搬送等よりも救命率の向上や後遺症の軽減に寄与している。病院敷地内にヘリポートを有することを災害拠点病院に求め、必要な支援策を情報提供等に取り組んでいるが、経営的観点から導入に消極的な病院もあるのが現状であり、救急医療体制の充実・強化していく必要がある。

広域搬送拠点臨時医療施設（SCU）の体制整備

○東日本大震災において、患者を一時収容する広域搬送拠点臨時医療施設（SCU）が福島空港に暫定的に設置されたことから、現在、福島空港においてSCUに必要な資機材の配備を進め、SCUの設置

運営訓練の実施に取り組んでいる。大規模な自然災害等に備えるためには、平時からSCUに係る準備を進めておくことが重要であることから、今後も福島空港及び関係機関等と十分な連携を図り、SCUの体制整備を推進する必要がある。

災害医療コーディネート体制の整備

○東日本大震災時、全国から派遣された医療チームを受け入れるための調整機能や後方支援機能が十分ではなかったという教訓を踏まえ、災害医療コーディネーターの養成・確保に取り組んでいる。今後、災害医療コーディネーターの活動を核とした「福島県災害救急医療マニュアル」の見直しについて検討を深め、災害医療コーディネート体制の整備を推進していく必要がある。

災害時医薬品等の備蓄・供給体制の維持

○災害時において県民等が必要とする医薬品や衛生材料等は、災害発生から3日間程度の初期期に確保することが困難となることから、医療機関等から供給要請があった場合における医薬品等の迅速な供給を確保する必要がある。いつ災害が発生しても速やかに必要な医薬品等を供給できるよう、引き続き、定期的な状況調査による適正な在庫確保に努めるとともに、医薬品等の備蓄・供給業務の委託団体との連携・情報連絡体制の強化を図る必要がある。

災害時医療・福祉人材の確保

○災害発生時においても必要な医療の提供を維持するため、医療関係団体と災害時医療救護に関する協定を締結し、医療人材の確保に取り組んでいる。また、災害時における福祉人材の確保について、福島県広域災害福祉支援ネットワーク協議会を設立し、(社福)福島県社会福祉協議会、(一社)老人福祉施設協議会の会員等から福島県災害派遣福祉チームへの登録者を集い、スキルアップのための研修等を実施している。今後も、訓練や研修等の機会を捉え、関係団体との連携強化を促進し、災害時における医療・福祉の人材確保に取り組んでいく必要がある。

医療機関における情報通信手段の確保

○医療機関の施設やライフラインの被害状況、患者受診状況、職員状況等を情報共有できる広域災害救急医療情報システム(EMIS)については、県内全ての医療機関における登録を完了したことから、災害時においてEMISを活用した円滑な対応が展開できるよう、県内の医療機関に対するEMISの操作説明や訓練等に取り組んでいく必要がある。

災害発生時における社会福祉施設等の施設機能の維持〔再掲〕

- 災害による停電・断水時にも、高齢者施設、障がい者施設等の施設機能を維持できるよう、非常用自家発電設備・給水設備の整備を促進する必要がある。
- 災害によるブロック塀の倒壊事故等を防ぐため、高齢者施設、障がい者施設等の安全上対策が必要なブロック塀等の改修を促進する必要がある。

福祉避難所の充実・確保

- 災害時における要配慮者の円滑な避難行動を確保するため、県内全ての市町村において福祉避難所の指定が行われるよう、個別支援を継続するとともに、関係機関と連携して市町村の福祉避難所開設・運営訓練を支援し、福祉避難所の充実・確保を促進していく必要がある。
- 未指定の1町は双葉郡の避難地域であり、そもそも福祉避難所に指定可能な福祉施設等が整備されていない等の現状がある。

浜通り地方における医療提供体制の再構築

- 避難地域の住民帰還と医療再生を加速させるとともに、災害発生時であっても必要な医療を提供するため、医療機関等の再開・開設等に係る支援を実施し、浜通り地方における医療提供体制の再構築を推進していく必要がある。
- 住民の更なる帰還等の促進や増加する医療ニーズに対応し、災害発生時においても必要な医療が提供できるよう、「ふたば医療センター附属病院」により引き続き、二次救急医療を確保する必要がある。

浜通り地方における福祉・介護サービスの再構築

- 東日本大震災及び原子力災害の影響により、浜通り地方における福祉・介護分野の人手不足は深刻な状況にあり、避難指示の解除に伴い故郷に帰還する住民に対して十分な福祉・介護サービスを提供できる環境を整えるため、福祉・介護人材の確保に努めている。大規模自然災害時において、避難地域を含む浜通り地方の介護施設等が人材不足によって機能麻痺となる事態を回避するため、引き続き、福祉・介護人材の確保に取り組み、浜通り地方における福祉・介護サービスの再構築を推進していく必要がある。

感染症予防措置の推進

- 災害時において各種感染症がまん延する事態を防ぐためには、避難所等における手洗い・手指消毒の励行、咳エチケットの徹底、トイレやごみ保管場所等の適正な衛生管理などの感染症予防対策の実施が効果的であり、感染症対策に関する各種研修への職員派遣により、最新の感染症対応能力のある人材の育成に取り組んでいる。今後も、災害時等において感染症予防対策のリーダーとして活躍できる人材の育成を進めるとともに、平時から予防接種や感染症に関する情報提供、検査実施体制の整備、感染症に関する正しい知識や予防策についての普及啓発などに取り組み、感染症予防措置を推進していく必要がある。

災害時保健医療福祉活動に係る体制の整備

- 大規模災害等が発生した場合に、適切な保健医療福祉支援を確保し、二次的な健康被害を防ぐため、保健医療福祉に係る統括的な役割を担う保健医療福祉調整本部を設置し、対応に当たっている。

○引き続き、関係機関と連携を図り、効果的・効率的な保健・医療・福祉支援活動につなげるため、体制を整備・強化していく必要がある。

DHEATの構成員養成及び運営体制の強化

○平成30年度に災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の設置マニュアルを策定するとともに、DHEATの構成員としての派遣者に関する中核市と連携協定を締結している。

○DHEAT構成員の育成については、平成28年度開始したDHEAT養成研修に医師や保健師等の専門職を多数派遣し、受講者は年々増加している。

○令和6年能登半島地震では、初めて現地へ派遣し、活動した。

○DHEATの受け入れ実績がないため、受援体制を強化していく必要がある。

災害時の健康危機管理拠点である保健所の機能維持

○保健所は、災害時に地域の健康危機管理の拠点として、市町村への直接支援・専門職チームの派遣調整等を担う保健所職員の業務が滞りなく遂行するための機能維持が必要となる。老朽化している施設の計画的な修繕に加え、県内すべての保健所において、災害時であっても、3日間機能維持できるよう自家発電設備の整備等を進める必要がある。

病院施設・社会福祉施設の耐震化等〔再掲〕

○病院施設や社会福祉施設については、自ら避難することが困難な者も多い入院患者・入所者の安全を確保するとともに、災害時にあっても医療・福祉の提供を継続し、被災した患者の受入や福祉避難所としての機能を確保する必要があることから、耐震化等の防災・減災対策が求められている。全ての県立病院については耐震化を完了しているが、県内のその他病院施設や社会福祉施設には耐震化されていない施設も存在することから、引き続き、未耐震化施設について耐震化整備を促進する必要がある。

児童福祉施設等の機能維持〔再掲〕

○児童養護施設や障がい児入所施設等の児童福祉施設や児童相談所には、自ら避難をすることが困難な児童等がおり、災害時にあっても、児童等の安全を確保し、サービスの提供を継続する必要がある。そのため、児童福祉施設等の機能を維持するための修繕や建替を含めた整備を推進する必要がある。

災害時に地域の輸送等を支える道路整備

○緊急輸送道路は、災害応急対策の活動に必要な物資、資機材、要員等の広域的な輸送を行う道路であることから、狭隘な箇所や急勾配、急カーブ等、緊急時の通行に支障がでる箇所について解消を図る必要がある。また、緊急輸送路自体が災害により通行止めが発生する可能性があることから、緊急輸送路の代替路となるべき道路について、国県道・市町村道も含め整備し、緊急輸送

ネットワークの機能強化及び通行の安全・安心の確保を進める必要がある。

踏切の立体交差等の整備

○緊急時には踏切において渋滞の発生が想定されるほか、地震などの災害時には踏切が遮断したままになるケースがあるため、踏切と交差する道路の立体化など整備を進める必要がある。

東北道路啓開計画の策定・推進

○地震や津波災害、雪害時に円滑に緊急車両が通行できるよう災害発生時の活動拠点となる市町村役場等までのルート等を定めた東北道路啓開計画【福島県版 初版】に基づき、災害発生時に実施する道路啓開について、関係機関と連携を図りながら防災訓練や資機材の確保等を進め、計画の実効性を高める取組を推進する必要がある。なお、道路法改正（R7.4.16施行）により道路啓開計画が法定化されたことを受け、既存の東北道路啓開計画【福島県版 初版】について、法定記載事項を踏まえた内容に見直す必要がある。

港湾の事業継続計画（BCP）の策定・推進〔再掲〕

○港湾施設の復旧が、港湾を利用する企業の操業に大きく影響を与えたという東日本大震災の経験を踏まえ、災害発生時においても港湾機能の迅速な回復や企業活動の早期再開を実現するため、小名浜港港湾機能継続協議会及び相馬港港湾機能継続協議会を設置し、港湾の事業継続計画（BCP）を策定したが、今後も、関係する行政機関及び民間事業者が連携・協力して具体的な行動計画の整備を進め、事業継続のための訓練や計画見直しなど、港湾の事業継続計画（BCP）の実効性を高める取組を推進していく必要がある。

空港施設の整備等〔再掲〕

○福島空港については、東日本大震災の対応を踏まえて広域的防災機能の強化を図る空港として位置付け、災害時の緊急支援物資等の航空輸送や災害派遣医療チーム等の受入れを円滑に行う拠点施設となるとともに、隣県の空港が被災によって機能停止した場合、福島空港が代替機能を担うことも視野に入れ、継続的に空港地下道の耐震補強等による空港機能の確保に取り組む必要がある。今後も滑走路・誘導路改良や耐震対策等によって空港施設の機能強化を図るとともに、予防保全を重視した計画的な維持管理・更新等の実施により、空港の機能を適正に保持していく必要がある。

港湾施設の整備等〔再掲〕

○大規模災害が発生した場合であっても、本県の重要港湾である小名浜港及び相馬港において、災害対応及び産業活動に必要な幹線貨物輸送機能を維持する必要がある。今後も災害時の防災拠点として機能すべき港湾施設の耐災害性（地震・津波・高潮・高波・走錨・埋塞）の強化に取り組んでいくとともに、港湾施設ごとに策定した長寿命化計画に基づき、計画的な点検・施設更新等を行っていく必要がある。

道路の法面・盛土の土砂災害防止対策〔再掲〕

○山間部の道路については、地滑りや土砂崩れのおそれがある箇所もあり、豪雨時などに通行止めになる可能性があることから、バイパスによる回避や道路拡幅による通行幅の確保などの必要がある。

緊急車両等に供給する燃料の確保

○大規模自然災害等の発生時において、緊急車両や施設等で必要となる燃料の供給を確保するため、福島県石油業協同組合と燃料等の供給に関する災害時応援協定を締結し、燃料供給訓練を実施している。

○緊急車両等への優先給油を行う中核給油所や医療施設・避難施設等への燃料配送拠点となる給油所における災害用燃料の備蓄等に取り組んでおり、今後も燃料供給の体制を維持していく必要がある。

避難行動要支援者対策の推進〔再掲〕

○高齢者、障がい者など避難行動に支援を必要とする者は、災害情報の受理や認識、避難行動の実施、避難所における生活等の場面で困難に直面することが予想される。災害発生時、円滑に避難行動要支援者の避難誘導等を行うには、市町村において、避難行動要支援者名簿の作成や対象者一人一人の具体的な個別避難計画の策定が必要となっているが、計画策定の推進に当たり、人員不足等が課題となっている。

自主防災組織等の強化〔再掲〕

○自主防災組織は、地域住民が「自らの命と地域は自分たちで守る」という意識の下、町内会や自治会単位で結成された防災組織であり、自主防災組織が積極的に防災活動に取り組むことにより、組織の機能が強化され、地域住民の防災意識の高揚が期待される。

○令和元年東日本台風等への対応検証では、地域ぐるみで避難行動要支援者を支える体制構築に関する指摘があったことから、引き続き、自主防災組織による防災活動を促進する必要がある。

起きてはならない最悪の事態 2-3

劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状況の悪化による死者の発生

避難所環境の充実

○令和元年東日本台風等による被災世帯を対象とした住民避難行動調査では、乳幼児等がいる子育て世帯やペットを飼育する世帯から、避難所生活への不安や抵抗感を訴える回答があった。令和元年東日本台風等の災害対応時に感染症の拡大を防ぐことはできたが、災害発生前から避難所における更なる防疫体制の整備も課題となっている。

○避難生活の長期化に伴う避難者の多様なニーズへの対応や避難所の劣悪な生活環境による被災者の健康状態の悪化、災害関連死の防止のため、物資調達体制の強化や避難所における密集状態の回避、徹底した感染症対策に取り組み、避難所環境の充実を図っていく必要がある。

○避難者の安全や健康・プライバシー等の確保のため、スフィア基準に沿った避難所環境の形成に取り組む必要がある。

避難行動要支援者対策の推進〔再掲〕

○高齢者、障がい者など避難行動に支援を必要とする者は、災害情報の受理や認識、避難行動の実施、避難所における生活等の場面で困難に直面することが予想される。災害発生時、円滑に避難行動要支援者の避難誘導等を行うには、市町村において、避難行動要支援者名簿の作成や対象者一人一人の具体的な個別避難計画の策定が必要となっているが、計画策定の推進に当たり、人員不足等が課題となっている。

自主防災組織等の強化〔再掲〕

○自主防災組織は、地域住民が「自らの命と地域は自分たちで守る」という意識の下、町内会や自治会単位で結成された防災組織であり、自主防災組織が積極的に防災活動に取り組むことにより、組織の機能が強化され、地域住民の防災意識の高揚が期待される。

○令和元年東日本台風等への対応検証では、地域ぐるみで避難行動要支援者を支える体制構築に関する指摘があったことから、引き続き、自主防災組織による防災活動を促進する必要がある。

訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化〔再掲〕

○国、県、市町村のほか、警察、消防、自衛隊などの防災関係機関や地元消防団、自主防災組織等では、相互の連携や災害対応力の強化、地域防災力の向上を図るため、県総合防災訓練を始め、様々な避難訓練や情報伝達訓練、災害対策本部事務局の設置運営訓練等に取り組んでいる。実施した訓練を総括することにより、災害対応における課題等を把握し、必要な見直しを積み重ねていく必要がある。

○大規模災害発生に備え、自治体等関係機関と災害発生時における連絡体制の確認等危機管理体制を構築するとともに、災害現場を想定した実践的訓練や災害警備本部設置訓練等を継続実施し、災害対処能力の向上を図っていく必要がある。

DPATによる精神保健活動支援体制の充実〔再掲〕

○災害派遣精神医療チーム（DPAT）は、災害発生後被災地に入り、被災地域の精神保健医療機能の低下、災害ストレス等により新たに生じる精神的問題等に対する支援を行う精神科医療及び精神保健活動の専門的チームである。DPAT養成のための研修計画、資機材の計画的な整備、事務局機能の充実など、関係機関との緊密な協力・連携の下、災害時における精神保健活動支援体制の充実・強化を推進する必要があるため、平時より研修等で他組織との連携を深めるとともに、DPAT

隊員の知識・技能の習得、維持向上に向けた取組を促進し、災害精神医療体制の強化を図る必要がある。

災害時保健医療福祉活動に係る体制の整備〔再掲〕

- 大規模災害等が発生した場合に、適切な保健医療福祉支援を確保し、二次的な健康被害を防ぐため、保健医療福祉に係る統括的な役割を担う保健医療福祉調整本部を設置し、対応に当たっている。
- 引き続き、関係機関と連携を図り、効果的・効率的な保健・医療・福祉支援活動につなげるため、体制を整備・強化していく必要がある。

DHEATの構成員養成及び運営体制の強化〔再掲〕

- 平成30年度に災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の設置マニュアルを策定するとともに、DHEATの構成員としての派遣者に関する中核市と連携協定を締結している。
- DHEAT構成員の育成については、平成28年度開始したDHEAT養成研修に医師や保健師等の専門職を多数派遣し、受講者は年々増加している。
- 令和6年能登半島地震では、初めて現地へ派遣し、活動した。
- DHEATの受け入れ実績がないため、受援体制を強化していく必要がある。

災害時の健康危機管理拠点である保健所の機能維持〔再掲〕

- 保健所は、災害時に地域の健康危機管理の拠点として、市町村への直接支援・専門職チームの派遣調整等を担う保健所職員の業務が滞りなく遂行するための機能維持が必要となる。老朽化している施設の計画的な修繕に加え、県内すべての保健所において、災害時であっても、3日間機能維持できるよう自家発電設備の整備等を進める必要がある。

災害発生時における社会福祉施設等の施設機能の維持〔再掲〕

- 災害による停電・断水時にも、高齢者施設、障がい者施設等の施設機能を維持できるよう、非常用自家発電設備・給水設備の整備を促進する必要がある。
- 災害によるブロック塀の倒壊事故等を防ぐため、高齢者施設、障がい者施設等の安全上対策が必要なブロック塀等の改修を促進する必要がある。

福祉避難所の充実・確保〔再掲〕

- 災害時における要配慮者の円滑な避難行動を確保するため、県内全ての市町村において福祉避難所の指定が行われるよう、個別支援を継続するとともに、関係機関と連携して市町村の福祉避難所開設・運営訓練を支援し、福祉避難所の充実・確保を促進していく必要がある。
- 未指定の1町は双葉郡の避難地域であり、そもそも福祉避難所に指定可能な福祉施設等が整備さ

れていない等の現状がある。

教育施設の耐震化等〔再掲〕

○学校等の教育施設は、地震等の災害発生時に児童・生徒の安全を確保するとともに、避難所等として使用が想定される建物であることから、公立の教育施設については、耐震化や学校再編等に伴う施設整備、老朽化した施設の改修や防災機能の強化等を計画的に進めていく必要がある。また、私立の学校施設については、学校法人が実施する学校の耐震化等を支援する必要がある。

都市公園施設の減災対策等〔再掲〕

○都市公園は、住民のレクリエーションのための活動場所や都市における環境保全・景観形成の役割を有する他、都市火災の延焼遅延や災害発生時の避難場所等としての防災機能を備えた公共施設であり、不特定多数の者が利用する施設であることを踏まえた災害への備えが必要である。本県が管理する都市公園のうち、県営あづま総合体育館については、東日本大震災当時に大規模避難所として多くの避難住民を受け入れた施設であるが、非構造部材の落下・転倒が懸念されることから、減災化対策を進める必要がある。また、今後老朽化が進む都市公園施設について、長寿命化計画に基づく施設更新と適切な維持管理に継続して取り組み、都市公園の機能保全と公園利用者の安全を確保していく必要がある。

下水道業務継続計画（BCP）の策定・推進

○東日本大震災と同程度の大地震を想定し、下水道施設が被災した場合であっても、速やかにかつ高いレベルで下水道が果たすべき機能を維持・回復することを目的として、事前対策や非常時対応等について定めた「福島県下水道業務継続計画（BCP）」を策定し、情報伝達訓練等を実施している。

○一方、令和元年東日本台風等では県北浄化センターや市町村の雨水ポンプ場が被災するなど、近年の猛烈な豪雨や台風による大規模水害発生で下水道施設が被災するリスクも高まっている。

○そのため、地震・津波時だけでなく、水害も想定事象とする災害発生時の対応手順の定着と確実な実行のため、今後も下水道BCPに基づく訓練の実施や計画見直しによる対応従事者のレベルアップを図っていく必要がある。

下水道施設の維持管理

○大規模自然災害等によって下水道施設の機能が損なわれた場合、疫病や感染症等がまん延するリスクがあることから、処理施設の機能を確保するため、令和4年1月に「阿武隈川上流流域下水道耐水化計画」、令和7年1月に「阿武隈川上流流域下水道（4処理区）上下水道耐震化計画（下水道）」を作成し、施設の耐水化・耐震化整備を実施している。あわせて、限られた人員と予算の中で効果的に施設管理を行うための管理区分の設定、点検・調査頻度、改築判断基準等を定めた「福島県流域下水道ストックマネジメント計画」を平成28年12月に策定しており、下水道施設を

一体的に捉えた長寿命化対策及びライフサイクルコストの低減を推進するため、定期的な計画見直しによる精度向上を図り、下水道施設の持続的な機能確保に取り組んでいく必要がある。

○さらに、道路陥没事故発生時に社会的影響の大きい大口径下水道管路については、健全性を確保する必要がある。

県営住宅の防災・減災対策等〔再掲〕

○本県では、県営住宅等を良好な居住環境に保ち、今後も効率的・効果的に長期間にわたって活用していくため、予防保全の観点から住棟毎の活用方針に基づき修繕・改善の計画を定め、長寿命化に向けた計画的な維持管理を実現することを目的に「福島県県営住宅等長寿命化計画」を策定しており、同計画に基づき、老朽化した公営住宅の防災・減災対策を推進していく必要がある。

起きてはならない最悪の事態 2-4 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

物資供給体制の充実・強化

○大規模自然災害等の発生時において、被災地で必要となる食料やトイレ、燃料、生活必需品等の物資供給を確保するため、物資等の調達や緊急輸送に関する災害時応援協定を関係団体・事業者と締結しており、県総合防災訓練や関係会議を通じて、連絡体制の確認・強化及び協定に基づく対応に係る実効性の確保を図っている。

○令和元年東日本台風等への災害対応では、県備蓄物資の保管場所からの搬出や国からのプッシュ型支援を受け入れる物資拠点の選定に時間を要したという課題があることから、災害時における物資供給体制の充実・強化を推進していく必要がある。

非常用物資の備蓄

○災害発生時において、避難所へ避難している被災者や在宅被災者等に対し、生活の維持に欠かすことのできない食料・飲料水やトイレ、生活必需品等の供給を確保するため、民間倉庫を活用し、食料・飲料水、毛布、紙おむつ、簡易トイレ等の備蓄に取り組んでいる。

○賞味期限や使用期限を迎える物資を適切に更新していく必要がある。

応急給水体制の整備

○大規模自然災害が発生した場合であっても、被災者の飲料水や生活維持に必要な給水を確保するため、飲料水の調達及び輸送に係る災害時応援協定の締結や被災者用物資の備蓄に取り組んでいる。

○様々な情報が錯綜する災害発生時において、断水情報の共有や給水支援の要請への対応を的確に調整することが課題である。

自助・共助の取組促進〔再掲〕

- 近年の激甚化・頻発化する自然災害による被害を軽減するためには、防災に関わる機関による「公助」の取組や一人一人が自分の身を守る「自助」の取組、地域の協力・助け合いによる「共助」の取組を促進し、連携を強めることが重要となる。

訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化〔再掲〕

- 国、県、市町村のほか、警察、消防、自衛隊などの防災関係機関や地元消防団、自主防災組織等では、相互の連携や災害対応力の強化、地域防災力の向上を図るため、県総合防災訓練を始め、様々な避難訓練や情報伝達訓練、災害対策本部事務局の設置運営訓練等に取り組んでいる。実施した訓練を総括することにより、災害対応における課題等を把握し、必要な見直しを積み重ねていく必要がある。
- 大規模災害発生に備え、自治体等関係機関と災害発生時における連絡体制の確認等危機管理体制を構築するとともに、災害現場を想定した実戦的訓練や災害警備本部設置訓練等を継続実施し、災害対処能力の向上を図っていく必要がある。

緊急車両等に供給する燃料の確保〔再掲〕

- 大規模自然災害等の発生時において、緊急車両や施設等で必要となる燃料の供給を確保するため、福島県石油業協同組合と燃料等の供給に関する災害時応援協定を締結し、燃料供給訓練を実施している。
- 緊急車両等への優先給油を行う中核給油所や医療施設・避難施設等への燃料配送拠点となる給油所における災害用燃料の備蓄等に取り組んでおり、今後も燃料供給の体制を維持していく必要がある。

大規模災害時等における広域応援体制の充実・強化〔再掲〕

- 本県では、大規模自然災害等が発生し、単独では十分な応急措置が実施できない場合に備え、北海道及び東北・新潟8道県による相互応援協定、全国知事会による広域応援協定等を締結し、人的・物的支援について都道府県間の広域応援体制を構築している。

電力事業者等との連携強化による停電対策の推進

- 令和元年房総半島台風において大規模停電が長期化したことを踏まえ、国の電力レジリエンスワーキンググループにおいて停電復旧対応等に係る検証が行われ、本県においても、停電からの早期復旧が必要となる重要施設の情報共有や電源車等の活用による応急停電復旧の調整、停電応急復旧のための支障物撤去の連携など、電力事業者等との更なる連携強化が課題となっている。大規模自然災害等に伴う停電が発生した場合であっても、速やかな電力施設等の応急復旧により、防災拠点施設や避難所等において必要となる電力を確保する必要がある。

「道の駅」防災拠点化の推進

- 「道の駅」は、災害発生時に地域の一時避難所としての機能や、大規模災害時には広域的な復旧・復興拠点としての役割が期待されることから、福島「道の駅」連絡会と「道の駅防災総合利用に関する基本協定書」を締結し、連携体制を構築している。
- 本県の道の駅登録数は36駅（令和7年）であり、そのうち市町村策定の地域防災計画に位置付けのある駅は21駅（58%）にとどまっている。

停電時における電気自動車等の活用

- 走行時の温室効果ガス排出量の削減に寄与し、災害時の電源としても有効活用できる電気自動車等（電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車）の普及促進を図る必要がある。

上水道施設の防災・減災対策

- 大規模自然災害が発生した場合でも、水道による給水機能を確保するため、管路や配水池、浄水場などの水道施設の耐震化・老朽化対策事業に対する補助や水道施設の立入検査の実施により、水道の基盤強化と適正管理の確保に取り組んでいるところであり、水道事業者が将来的な水需要等を考慮して水道施設の耐震化や更新、適切な維持管理を計画的に推進していくための支援・指導を継続するとともに、災害時の初動対応や自治体間の相互応援協力など水道事業継続のための体制整備を促進する必要がある。

港湾施設の整備等〔再掲〕

- 大規模災害が発生した場合であっても、本県の重要港湾である小名浜港及び相馬港において、災害対応及び産業活動に必要な幹線貨物輸送機能を維持する必要がある。今後も災害時の防災拠点として機能すべき港湾施設の耐災害性（地震・津波・高潮・高波・走錨・埋塞）の強化に取り組んでいくとともに、港湾施設ごとに策定した長寿命化計画に基づき、計画的な点検・施設更新等を行っていく必要がある。

緊急輸送道路の防災・減災対策

- 災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の広域的な輸送を行うため、各拠点との有機的連携を考慮して指定されている緊急輸送道路において、法面や岩盤斜面に変状が見られる落石等危険箇所や豪雨による冠水箇所が発生している。平成8年度に実施した道路防災総点検の結果に基づき、大きな災害が予測される箇所について優先的に整備を行ってきたが、その他の要対策箇所についても計画的・重点的な対策を進めていく必要がある。

港湾の事業継続計画（BCP）の策定・推進〔再掲〕

- 港湾施設の復旧が、港湾を利用する企業の操業に大きく影響を与えたという東日本大震災の経験を踏まえ、災害発生時においても港湾機能の迅速な回復や企業活動の早期再開を実現するため、

小名浜港港湾機能継続協議会及び相馬港港湾機能継続協議会を設置し、港湾の事業継続計画（BCP）を策定したが、今後も、関係する行政機関及び民間事業者が連携・協力して具体的な行動計画の整備を進め、事業継続のための訓練や計画見直しなど、港湾の事業継続計画（BCP）の実効性を高める取組を推進していく必要がある。

漁業地域の事業継続計画（BCP）の策定・推進〔再掲〕

○大規模災害が発生しても、漁業地域一体で水産物の生産・供給機能を継続的に維持・確保するため、関係行政機関、漁業者及び市場関係者が連携・協力して、事業継続計画（BCP）の策定を推進する必要がある。

迂回路となり得る農道・林道の整備

○農作業の利便性向上、農産物流通の効率化、農山村の活性化及び生活環境の向上等を図るため、計画的な農道の整備に取り組んでいる。農道・林道は、大規模災害の発生時において、基幹交通の寸断に伴う輸送機能の停止や孤立集落の発生を回避するための代替輸送路・迂回路としての役割を期待できることから、引き続き、防災・減災の観点からも必要な農道・林道について計画的に整備していく必要がある。

○林業・山村地域における、災害時に備えた特に重要な路線の整備・強化等を促進する必要がある。

起きてはならない最悪の事態 2－5 多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生

孤立集落発生を回避する道路整備

○中山間地の集落については、地形条件等から集落への道路に迂回路がない箇所がある。さらに、狭隘な箇所や急勾配、急カーブ等、緊急時の通行に支障となる箇所や事故や小規模の災害でも通行止めになる可能性があることから、通行の安全・安心の確保を進める必要がある。

砂防関係施設の維持管理等〔再掲〕

○砂防設備及び地すべり・急傾斜地崩壊・雪崩防止施設の機能不全による二次災害の発生を回避するため、長寿命化計画に基づき、定期点検や修繕・改築等による各施設の機能保持に取り組んでいる。今後も、砂防関係施設の長寿命化や技術革新等に対応した更新によるコスト縮減に配慮し、既存施設の現状把握、機能・効果等の判定を行い、計画的な施設の維持管理等を実施していく必要がある。

雪崩対策の推進〔再掲〕

○県内には314箇所の雪崩危険箇所があり、うち196箇所において5戸以上の人家又は官公署、学校、病院、要配慮者利用施設、駅などの重要な公共建物がある。過去に雪崩被害のあった箇所を整備するとともに、地域住民やスキー場・観光施設の利用者、要配慮者利用施設の関係者等に対

し、雪崩に関する知識の普及啓発活動を実施している。

○現在、雪崩災害が発生した場所等での対策を実施しており、引き続き雪崩危険箇所における計画的な対策事業の検討を進めるとともに、雪崩被害防止に係る啓発活動を推進し、県民の安全・安心な生活環境の確保に取り組んでいく必要がある。

緊急輸送道路の防災・減災対策〔再掲〕

○災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の広域的な輸送を行うため、各拠点との有機的連携を考慮して指定されている緊急輸送道路において、法面や岩盤斜面に変状が見られる落石等危険箇所や豪雨による冠水箇所が発生している。平成8年度に実施した道路防災総点検の結果に基づき、大きな災害が予測される箇所について優先的に整備を行ってきたが、その他の要対策箇所についても計画的・重点的な対策を進めていく必要がある。

消防防災ヘリによる救助活動等の推進〔再掲〕

○大規模自然災害の発生により、孤立集落等が発生する可能性が高まっており、円滑な救助活動等の実施のため、及び消防防災ヘリの安全かつ円滑な運航を確保するため、消防防災ヘリを活用した消防防災航空隊による自隊訓練や各種防災訓練、運航時間に応じた機体の点検整備、ヘリ臨時離着陸場の現場調査等に取り組んでいる。

○また、大規模自然災害の発生時など、消防防災ヘリへの出動要請が多数発生した場合や活動の長時間化に伴う点検・整備及び燃料補給等の事情により、本県の消防防災ヘリのみでは対応できない場合もあることから、今後も自治体間の相互応援協定や広域航空消防応援実施要綱に基づく防災ヘリの応援・連携体制の充実を図る必要がある。

迂回路となり得る農道・林道の整備〔再掲〕

○農作業の利便性向上、農産物流通の効率化、農山村の活性化及び生活環境の向上等を図るため、計画的な農道の整備に取り組んでいる。農道・林道は、大規模災害の発生時において、基幹交通の寸断に伴う輸送機能の停止や孤立集落の発生を回避するための代替輸送路・迂回路としての役割を期待できることから、引き続き、防災・減災の観点からも必要な農道・林道について計画的に整備していく必要がある。

○林業・山村地域における、災害時に備えた特に重要な路線の整備・強化等を促進する必要がある。

起きてはならない最悪の事態 2－6 大規模な自然災害と感染症との同時発生

感染症予防措置の推進〔再掲〕

○災害時において各種感染症がまん延する事態を防ぐためには、避難所等における手洗い・手指消

毒の励行、咳エチケットの徹底、トイレやごみ保管場所等の適正な衛生管理などの感染症予防対策の実施が効果的であり、感染症対策に関する各種研修への職員派遣により、最新の感染症対応能力のある人材の育成に取り組んでいる。今後も、災害時等において感染症予防対策のリーダーとして活躍できる人材の育成を進めるとともに、平時から予防接種や感染症に関する情報提供、検査実施体制の整備、感染症に関する正しい知識や予防策についての普及啓発などに取り組み、感染症予防措置を推進していく必要がある。

避難所環境の充実〔再掲〕

- 令和元年東日本台風等による被災世帯を対象とした住民避難行動調査では、乳幼児等がいる子育て世帯やペットを飼育する世帯から、避難所生活への不安や抵抗感を訴える回答があった。令和元年東日本台風等の災害対応時に感染症の拡大を防ぐことはできたが、災害発生前から避難所における更なる防疫体制の整備も課題となっている。
- 避難生活の長期化に伴う避難者の多様なニーズへの対応や避難所の劣悪な生活環境による被災者の健康状態の悪化、災害関連死の防止のため、物資調達体制の強化や避難所における密集状態の回避、徹底した感染症対策に取り組み、避難所環境の充実を図っていく必要がある。
- 避難者の安全や健康・プライバシー等の確保のため、スフィア基準に沿った避難所環境の形成に取り組む必要がある。

下水道業務継続計画（BCP）の策定・推進〔再掲〕

- 東日本大震災と同程度の大地震を想定し、下水道施設が被災した場合であっても、速やかにかつ高いレベルで下水道が果たすべき機能を維持・回復することを目的として、事前対策や非常時対応等について定めた「福島県下水道業務継続計画（BCP）」を策定し、情報伝達訓練等を実施している。
- 一方、令和元年東日本台風等では県北浄化センターや市町村の雨水ポンプ場が被災するなど、近年の猛烈な豪雨や台風による大規模水害発生で下水道施設が被災するリスクも高まっている。
- そのため、地震・津波時だけでなく、水害も想定事象とする災害発生時の対応手順の定着と確実な実行のため、今後も下水道BCPに基づく訓練の実施や計画見直しによる対応従事者のレベルアップを図っていく必要がある。

下水道施設の維持管理〔再掲〕

- 大規模自然災害等によって下水道施設の機能が損なわれた場合、疫病や感染症等がまん延するリスクがあることから、処理施設の機能を確保するため、令和4年1月に「阿武隈川上流流域下水道耐水化計画」、令和7年1月に「阿武隈川上流流域下水道（4処理区）上下水道耐震化計画（下水道）」を作成し、施設の耐水化・耐震化整備を実施している。あわせて、限られた人員と予算の中で効果的に施設管理を行うための管理区分の設定、点検・調査頻度、改築判断基準等を定めた

「福島県流域下水道ストックマネジメント計画」を平成28年12月に策定しており、下水道施設を一体的に捉えた長寿命化対策及びライフサイクルコストの低減を推進するため、定期的な計画見直しによる精度向上を図り、下水道施設の持続的な機能確保に取り組んでいく必要がある。

○さらに、道路陥没事故発生時に社会的影響の大きい大口径下水道管路については、健全性を確保する必要がある。

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進

○し尿のみを処理する単独処理浄化槽について、平成12年の浄化槽法改正により新設が原則禁止されたが、依然として多くの単独処理浄化槽が残存し、老朽化が進んでいる。生活環境の改善や公共用水域の水質保全、感染症のまん延予防を図り、浄化槽の災害耐性を強化するためには、福島県浄化槽整備事業費補助金による補助事業を継続して行い、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進していく必要がある。

一般廃棄物処理施設の災害対策

○大規模自然災害等の発生に備え、市町村等は、一般廃棄物処理施設の被災防止を図るとともに、災害廃棄物の処理を迅速に進めるための体制を整備する必要がある。

○被災により施設が使用困難の見込みとなった場合は、速やかに当該市町村等の生活ごみやし尿を優先的に処理するための調整を行う必要があるため、「福島県災害廃棄物処理計画」において、県が対応すべき事項として定めている。

○また、施設が被災した場合を含め、災害発生後の概ね2週間以内の対応が重要であることから、初動対応に特化したマニュアルの整備や、応援協定等の締結により、平時から市町村間の連携を強化しておくことが重要である。

事前に備えるべき目標3

必要不可欠な行政機能を確保する

起きてはならない最悪の事態3-1

被災による警察機能の大幅な低下に伴う治安の悪化、社会の混乱

交通安全施設の維持管理〔再掲〕

- 大規模地震等が発生した場合でも、交通安全施設等の倒壊を防ぐため、保守点検による不具合の早期把握のほか、信号柱や道路標識柱の更新整備を計画的に行い、交通安全施設の適正な維持管理に取り組む必要がある。

警察施設の耐災害性等〔再掲〕

- 警察施設が大規模地震等により被災し、警察機能が大きく停止・低下する事態を防ぐため、老朽化施設の建替えや設備等の改修を計画的に推進していく必要がある。

警察の災害対応人員の確保及び災害用装備資機材の充実〔再掲〕

- 災害時における警察機能を維持した上で、災害対応人員を確保すべく業務継続計画を策定し、非常時優先業務の点検等体制の充実・強化に取り組んでいる。
- 今後も、災害対応に係る必要な災害用装備資機材の充実に図っていく必要がある。

警察ネットワーク環境の充実〔再掲〕

- 災害時における救助活動や治安の確保等、警察活動の中核機関となる警察本部庁舎において危機管理対応や警察活動を最大限発揮できる環境を構築するため、県内の各警察署と警察本部庁舎間のネットワーク機器等の冗長化を図るなど、県警察ネットワーク環境の充実及び機能強化を推進していく必要がある。

警察による災害対応業務のための電源・通信回線の確保

- 災害等に伴う停電が発生した場合でも、迅速かつ的確な災害対応を行うため、警察施設における非常用電源の点検・整備を実施しているほか、災害警備活動の拠点となる警察施設における電源設備及び通信回線の優先復旧等について、電力事業者及び通信事業者と災害時相互支援協定を締結している。
- 今後も各種訓練等の機会を通じて、支援内容等について相互に確認し、災害時における電源・通信回線の確保を図る必要がある。

自動起動式信号機電源付加装置の整備

- 災害時における停電による信号機の滅灯対策として、幹線道路等の主要な交差点に自動起動式信号機電源付加装置等の整備及び維持管理を進め、交通の安全と円滑を確保するとともに保守点検の

実施により適正な維持管理を実施していく必要がある。

訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化〔再掲〕

○国、県、市町村のほか、警察、消防、自衛隊などの防災関係機関や地元消防団、自主防災組織等では、相互の連携や災害対応力の強化、地域防災力の向上を図るため、県総合防災訓練を始め、様々な避難訓練や情報伝達訓練、災害対策本部事務局の設置運営訓練等に取り組んでいる。実施した訓練を総括することにより、災害対応における課題等を把握し、必要な見直しを積み重ねていく必要がある。

○大規模災害発生に備え、自治体等関係機関と災害発生時における連絡体制の確認等危機管理体制を構築するとともに、災害現場を想定した実戦的訓練や災害警備本部設置訓練等を継続実施し、災害対処能力の向上を図っていく必要がある。

起きてはならない最悪の事態 3-2

行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

市町村への人的支援

○市町村の職員・施設等が被災することによって行政機能が大幅に低下し、被災地の復旧・復興が遅れる事態を回避するため、国、県及び他の地方公共団体からの職員応援派遣の措置等を円滑に行う体制整備が求められている。現在も引き続き、東日本大震災及び原子力災害からの復旧・復興に向け、被災市町村に対する人的支援に取り組んでいるところであり、被災自治体への継続的な支援が必要である。

○また、関係機関との連携を密にし、新たに災害が発生した際には、令和5年10月に締結した「大規模災害時における「ふくしま災害時相互応援チーム」による相互応援等に関する協定」に基づき、速やかに被災市町村へ職員を派遣する等の支援を行っていく必要がある。

多様な通信手段の確保

○災害等の発生時において災害現場における被害状況や住民避難等に関する災害関連情報の伝達・収集を円滑に行うため、福島県総合情報通信ネットワークや専用回線による電話、FAX、TV会議システムを備えているほか、Lアラート配信機能を含む県総合防災情報システムにより市町村と情報共有を図ることができる通信環境を整備している。

○災害時における情報通信の途絶を回避し、情報伝達・収集を円滑に行うため、多様な通信手段の確保に取り組んでいく必要がある。

業務継続に必要な体制の整備

○大規模災害発生時に県の各機関が自らも被災し、人、物、情報等の資源に制約を受けた場合であっても、優先的に実施すべき業務を的確に行うため、業務継続計画を策定し、業務継続体制の充

実・強化に取り組んでいる。今後も、非常時優先業務の見直しなど、業務継続計画の実効性を高める取組を継続的に推進していく必要がある。

○県内市町村における業務継続計画の策定を支援し、災害対応等に必要不可欠な行政機能の確保に向けた取組を促進していく必要がある。

緊急車両等に供給する燃料の確保〔再掲〕

○大規模自然災害等の発生時において、緊急車両や施設等で必要となる燃料の供給を確保するため、福島県石油業協同組合と燃料等の供給に関する災害時応援協定を締結し、燃料供給訓練を実施している。

○緊急車両等への優先給油を行う中核給油所や医療施設・避難施設等への燃料配送拠点となる給油所における災害用燃料の備蓄等に取り組んでおり、今後も燃料供給の体制を維持していく必要がある。

電力事業者等との連携強化による停電対策の推進〔再掲〕

○令和元年房総半島台風において大規模停電が長期化したことを踏まえ、国の電力レジリエンスワーキンググループにおいて停電復旧対応等に係る検証が行われ、本県においても、停電からの早期復旧が必要となる重要施設の情報共有や電源車等の活用による応急停電復旧の調整、停電応急復旧のための支障物撤去の連携など、電力事業者等との更なる連携強化が課題となっている。大規模自然災害等に伴う停電が発生した場合であっても、速やかな電力施設等の応急復旧により、防災拠点施設や避難所等において必要となる電力を確保する必要がある。

「道の駅」防災拠点化の推進〔再掲〕

○「道の駅」は、災害発生時に地域の一時避難所としての機能や、大規模災害時には広域的な復旧・復興拠点としての役割が期待されることから、福島「道の駅」連絡会と「道の駅防災総合利用に関する基本協定書」を締結し、連携体制を構築している。

○本県の道の駅登録数は36駅（令和7年）であり、そのうち市町村策定の地域防災計画に位置付けのある駅は21駅（58%）にとどまっている。

受援体制の整備

○大規模自然災害の発生時には、行政機関が自ら被災し、人、物、情報等の資源に制約を受ける可能性があるとともに、膨大な災害応急対策業務の発生が見込まれることから、自治体単独で災害対応を行うことが困難となった場合に備え、他の自治体等からの人的・物的支援を適切に受け入れ、迅速かつ的確な災害対応を行う体制を構築することが重要である。県では平成30年4月に災害時応援受援計画を策定しているが、令和元年東日本台風等への対応では、県の受援本部が機能せず、市町村における受援体制の整備が課題として挙げられた。

防災拠点施設の機能確保

- 災害発生時、災害対応を行う庁舎等の防災拠点施設において必要な庁舎機能が確保できるよう、情報通信・映像設備、消防防災設備及び非常用発電設備等の正常な状態を維持するため、定期点検や保守管理を適切に継続していく必要がある。

県庁舎の耐震化等〔再掲〕

- 免震構造である県庁北庁舎内への災害対策本部の活動拠点となる危機管理センターの整備や西庁舎の免震化（令和2年11月）・長寿命化（令和6年9月）改修など防災拠点施設となる庁舎の耐震性の確保を計画的に進めてきた。引き続き防災拠点施設として機能を発揮できるよう建物・設備の機能を維持する庁舎の長寿命化対策に取り組んでいく必要がある。

情報システムの業務継続体制（ICT-BCP）の強化

- 大規模災害等が発生した場合であっても、重要業務に係る情報システムを中断させず、また、中断に至ったとしてもできるだけ早く復旧させるため、「福島県ICT部門の業務継続計画」を策定し、障害発生によって甚大な影響を与える情報システム機器の冗長化、保守運用管理体制の確保及び老朽化した機器の更新又はクラウドサービス利用へのシフトにより、情報通信ネットワークの安定稼働の維持に取り組んでいる。
- 今後もいつ災害等が発生しても、速やかに障害を検知し、保守対応するとともに、関係部署へ適切に連絡・報告できる体制を継続的に維持していく必要がある。

情報通信設備の耐災害性の強化

- 大規模災害等が発生した場合であっても、情報通信ネットワークシステムの稼働を継続させるため、東日本大震災でも被害の無かった民間データセンターをハウジング委託し、共有基盤サーバーや重要なネットワーク機器をデータセンターにおいて運用管理することにより、地震や地域停電でも情報通信ネットワークシステムが止まらない体制を確保している。執務室にサーバーを設置していたシステムについては、デジタル変革課が運用している仮想基盤の余剰リソースを提供し、令和7年9月現在で23システムを収容し、業務継続性の確保を図っている。

事前に備えるべき目標 4

経済活動を機能不全に陥らせない

起きてはならない最悪の事態 4-1

サプライチェーンの寸断等による企業の生産力・経営執行力の低下、経済活動の停滞

高規格幹線道路・地域高規格道路等の整備

○災害発生時において、救援・救助に係る人員・物資等の円滑な輸送を確保することが重要であり、地域間の連携強化に向けた高速交通体系等の整備を進めるため、「広域交流を支える交通ネットワークの形成」を基本施策とし、常磐道及び磐越道の4車線化や会津縦貫道などの整備に取り組んでおり、今後も、高速自動車国道、地域高規格道路などの規格の高い幹線道路ネットワークの早期整備を進めていく必要がある。また、浜通りと中通り・会津との東西の広域的なネットワークの強化を図るとともに、災害に強い道路ネットワーク構築を実現するため、地域連携道路等を整備する必要がある。

空港施設の整備等〔再掲〕

○福島空港については、東日本大震災の対応を踏まえて広域的防災機能の強化を図る空港として位置付け、災害時の緊急支援物資等の航空輸送や災害派遣医療チーム等の受入れを円滑に行う拠点施設となるとともに、隣県の空港が被災によって機能停止した場合、福島空港が代替機能を担うことも視野に入れ、継続的に空港地下道の耐震補強等による空港機能の確保に取り組む必要がある。今後も滑走路・誘導路改良や耐震対策等によって空港施設の機能強化を図るとともに、予防保全を重視した計画的な維持管理・更新等の実施により、空港の機能を適正に保持していく必要がある。

港湾施設の整備等〔再掲〕

○大規模災害が発生した場合であっても、本県の重要港湾である小名浜港及び相馬港において、災害対応及び産業活動に必要な幹線貨物輸送機能を維持する必要がある。今後も災害時の防災拠点として機能すべき港湾施設の耐災害性（地震・津波・高潮・高波・走錨・埋塞）の強化に取り組んでいくとともに、港湾施設ごとに策定した長寿命化計画に基づき、計画的な点検・施設更新等を行っていく必要がある。

漁港施設の整備等〔再掲〕

○県内の生産、流通、防災拠点漁港における主要陸揚げ岸壁とその前面防波堤に関して、津波・地震・波浪に対する耐性機能診断を実施しており、安定性を確保できない施設については、機能強化のための施設整備を実施していくとともに、県内の各漁港施設に係る機能保全計画に基づく適切な維持管理及び計画的な施設の更新等を行っていく必要がある。

橋梁施設の耐震対策等〔再掲〕

○避難対策や物流輸送に必要な防災拠点・市町村役場等を結ぶ緊急輸送路において、内陸直下型地震に対応した橋梁への耐震対策を計画的に実施する必要がある。また、高度経済成長期以降に集中的に整備されて老朽化した橋梁等の道路施設について、予防保全を取り入れた長寿命化対策に取り組んでいる。引き続き、緊急輸送路における橋梁の耐震対策によって緊急輸送ネットワークの強化を図るとともに、長期的な維持管理費用の縮減と安全性の確保に向けた橋梁等の道路施設の長寿命化対策を進めていく必要がある。

無電柱化の推進〔再掲〕

○災害発生に伴う電柱の倒壊等による被害の拡大やライフラインの供給停止のリスクを最小化するため、幹線道路や景観に優れた地域について電線類を歩道の下に収納する電線共同溝の整備等に取り組んでおり、都市災害に対する防災性の向上及び安全で快適な歩行空間の確保や街並みの景観向上に向けて、今後も無電柱化の推進を図っていく必要がある。

都市部の内水による浸水対策への支援〔再掲〕

○近年、集中豪雨が頻発し、都市部の内水による浸水リスクが高まっていることから、地域の被害軽減を図るために市町村が実施する雨水対策施設整備などハード対策に加え、地域住民や企業等が日頃から内水による浸水に備えるための内水ハザードマップ作成などソフト対策についても支援をしていく必要がある。

緊急輸送道路の防災・減災対策〔再掲〕

○災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の広域的な輸送を行うため、各拠点との有機的連携を考慮して指定されている緊急輸送道路において、法面や岩盤斜面に変状が見られる落石等危険箇所や豪雨による冠水箇所が発生している。平成8年度に実施した道路防災総点検の結果に基づき、大きな災害が予測される箇所について優先的に整備を行ってきたが、その他の要対策箇所についても計画的・重点的な対策を進めていく必要がある。

新技術を活用した道路の維持管理の高度化

○道路施設の監視においては、AIによる画像解析を導入し、道路の異状を自動的に検知できる環境を整えることで、災害や事故発生時の迅速な対応を可能とし、安全・安心な交通を確保する必要がある。

港湾の事業継続計画（BCP）の策定・推進〔再掲〕

○港湾施設の復旧が、港湾を利用する企業の操業に大きく影響を与えたという東日本大震災の経験を踏まえ、災害発生時においても港湾機能の迅速な回復や企業活動の早期再開を実現するため、小名浜港港湾機能継続協議会及び相馬港港湾機能継続協議会を設置し、港湾の事業継続計画（BCP）を策定したが、今後も、関係する行政機関及び民間事業者が連携・協力して具体的な行動計画の整備を進め、事業継続のための訓練や計画見直しなど、港湾の事業継続計画（BCP）の実効

性を高める取組を推進していく必要がある。

漁業地域の事業継続計画（BCP）の策定・推進〔再掲〕

○大規模災害が発生しても、漁業地域一体で水産物の生産・供給機能を継続的に維持・確保するため、関係行政機関、漁業者及び市場関係者が連携・協力して、事業継続計画（BCP）の策定を推進する必要がある。

迂回路となり得る農道・林道の整備〔再掲〕

○農作業の利便性向上、農産物流通の効率化、農山村の活性化及び生活環境の向上等を図るため、計画的な農道の整備に取り組んでいる。農道・林道は、大規模災害の発生時において、基幹交通の寸断に伴う輸送機能の停止や孤立集落の発生を回避するための代替輸送路・迂回路としての役割を期待できることから、引き続き、防災・減災の観点からも必要な農道・林道について計画的に整備していく必要がある。

○林業・山村地域における、災害時に備えた特に重要な路線の整備・強化等を促進する必要がある。

企業の事業継続計画（BCP）策定の促進

○県内企業の事業継続計画（BCP）策定促進に向けて、県及び商工関係5団体等で「福島県事業継続計画（BCP）策定支援に関する協定」を締結し、専門チームによる県内事業者への個別訪問や県と協定団体によるBCP策定支援セミナーの開催等により、各事業者の実態に応じた個別具体的なBCP策定支援に取り組んでいる。今後も、協定団体と緊密に連携しながら、BCPに係る広報・周知及び策定支援に努め、企業の防災力向上を促進していく必要がある。

起きてはならない最悪の事態4-2

食料等の安定供給の停滞に伴う、県民生活・地域経済活動への甚大な影響

食料生産基盤の整備

○食料生産基盤である農地は、食料を生産・供給することを始め、雨水を一時的に貯留するとともに、集落等の地域排水を含め安全に流下させる働きなどの多面的機能を有しており、耕作放棄による農地の荒廃は、自然災害時の被害拡大のリスクを増加させることから、ほ場の区画整理による食料生産基盤の整備促進が求められる。安定的かつ効率的な営農の推進に向けて、引き続き食料生産基盤の整備に取り組む必要がある。

農業集落排水施設の整備等

○東日本大震災及び令和元年東日本台風等により、農山漁村における農業集落排水施設等の生活環境や生産基盤等に被害が発生しており、県内の農村生活環境の改善、農業用排水の水質保全・機能維持を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落排水処理施設の整備及

び施設の改築・更新が求められている。施設の長寿命化を計画的に進めるため、市町村において施設の機能診断調査に基づく最適整備構想を策定し、施設の更新等を進めているが、更新時期を迎える施設が多数あること、また、人口減少に伴う処理施設の統合等の検討を要する事例が想定されることから、適時適切な事業実施に向けて市町村に対する技術的支援を引き続き進めていく必要がある。

農業水利施設の適正な保全管理〔再掲〕

○県内には約7,600の農業水利施設が存在しており、これら施設の多くは既に標準耐用年数を経過し、老朽化等による機能低下が進んでいる。また、地域農業を支える農家の減少、高齢化、農業所得の低下といった施設管理体制に弱体化の傾向があり、農業水利施設の維持管理が課題となっている。災害の発生に備え、農業水利施設の多面的機能が十分に発揮されるよう、各施設管理者による適正な施設診断の実施や施設管理体制の強化を進め、防災・減災に配慮したストックマネジメントの推進及び適正な維持管理に取り組むとともに、治水協定締結済みの水系におけるダムと連動して操作する必要のある農業用の河川工作物（頭首工等）や農村集落の排水を担う排水設備（機場、排水路等）の整備を推進し、安全安心な農山漁村づくりを進めていく必要がある。

迂回路となり得る農道・林道の整備〔再掲〕

○農作業の利便性向上、農産物流通の効率化、農山村の活性化及び生活環境の向上等を図るため、計画的な農道の整備に取り組んでいる。農道・林道は、大規模災害の発生時において、基幹交通の寸断に伴う輸送機能の停止や孤立集落の発生を回避するための代替輸送路・迂回路としての役割を期待できることから、引き続き、防災・減災の観点からも必要な農道・林道について計画的に整備していく必要がある。

○林業・山村地域における、災害時に備えた特に重要な路線の整備・強化等を促進する必要がある。

家畜伝染病対策の充実・強化

○大規模自然災害時においても家畜伝染病の発生予防・まん延防止対策を迅速かつ的確に行うため、初動防疫に必要な資材の備蓄、防疫演習の実施、防疫対策業務に関する協定締結等を実施しており、引き続き、関係機関との緊密な連携の下、家畜防疫体制の強化を図る必要がある。

空港施設の整備等〔再掲〕

○福島空港については、東日本大震災の対応を踏まえて広域的防災機能の強化を図る空港として位置付け、災害時の緊急支援物資等の航空輸送や災害派遣医療チーム等の受入れを円滑に行う拠点施設となるとともに、隣県の空港が被災によって機能停止した場合、福島空港が代替機能を担うことも視野に入れ、継続的に空港地下道の耐震補強等による空港機能の確保に取り組む必要がある。今後も滑走路・誘導路改良や耐震対策等によって空港施設の機能強化を図るとともに、予防保全を重視した計画的な維持管理・更新等の実施により、空港の機能を適正に保持していく必要

がある。

港湾施設の整備等〔再掲〕

○大規模災害が発生した場合であっても、本県の重要港湾である小名浜港及び相馬港において、災害対応及び産業活動に必要な幹線貨物輸送機能を維持する必要がある。今後も災害時の防災拠点として機能すべき港湾施設の耐災害性（地震・津波・高潮・高波・走錨・埋塞）の強化に取り組んでいくとともに、港湾施設ごとに策定した長寿命化計画に基づき、計画的な点検・施設更新等を行っていく必要がある。

漁港施設の整備等〔再掲〕

○県内の生産、流通、防災拠点漁港における主要陸揚げ岸壁とその前面防波堤に関して、津波・地震・波浪に対する耐性機能診断を実施しており、安定性を確保できない施設については、機能強化のための施設整備を実施していくとともに、県内の各漁港施設に係る機能保全計画に基づく適切な維持管理及び計画的な施設の更新等を行っていく必要がある。

緊急輸送道路の防災・減災対策〔再掲〕

○災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の広域的な輸送を行うため、各拠点との有機的連携を考慮して指定されている緊急輸送道路において、法面や岩盤斜面に変状が見られる落石等危険箇所や豪雨による冠水箇所が発生している。平成8年度に実施した道路防災総点検の結果に基づき、大きな災害が予測される箇所について優先的に整備を行ってきたが、その他の要対策箇所についても計画的・重点的な対策を進めていく必要がある。

新技術を活用した道路の維持管理の高度化〔再掲〕

○道路施設の監視においては、AIによる画像解析を導入し、道路の異状を自動的に検知できる環境を整えることで、災害や事故発生時の迅速な対応を可能とし、安全・安心な交通を確保する必要がある。

港湾の事業継続計画（BCP）の策定・推進〔再掲〕

○港湾施設の復旧が、港湾を利用する企業の操業に大きく影響を与えたという東日本大震災の経験を踏まえ、災害発生時においても港湾機能の迅速な回復や企業活動の早期再開を実現するため、小名浜港港湾機能継続協議会及び相馬港港湾機能継続協議会を設置し、港湾の事業継続計画（BCP）を策定したが、今後も、関係する行政機関及び民間事業者が連携・協力して具体的な行動計画の整備を進め、事業継続のための訓練や計画見直しなど、港湾の事業継続計画（BCP）の実効性を高める取組を推進していく必要がある。

漁業地域の事業継続計画（BCP）の策定・推進〔再掲〕

○大規模災害が発生しても、漁業地域一体で水産物の生産・供給機能を継続的に維持・確保するため、関係行政機関、漁業者及び市場関係者が連携・協力して、事業継続計画（BCP）の策定を推進

する必要がある。

高規格幹線道路・地域高規格道路等の整備〔再掲〕

○災害発生時において、救援・救助に係る人員・物資等の円滑な輸送を確保することが重要であり、地域間の連携強化に向けた高速交通体系等の整備を進めるため、「広域交流を支える交通ネットワークの形成」を基本施策とし、常磐道及び磐越道の4車線化や会津縦貫道などの整備に取り組んでおり、今後も、高速自動車国道、地域高規格道路などの規格の高い幹線道路ネットワークの早期整備を進めていく必要がある。また、浜通りと中通り・会津との東西の広域的なネットワークの強化を図るとともに、災害に強い道路ネットワーク構築を実現するため、地域連携道路等を整備する必要がある。

起きてはならない最悪の事態4-3

異常渇水等により用水の供給の途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

渇水時における情報共有体制の確保

○県内の渇水状況を把握し、適切な渇水対策の推進を図るため、気象やダム貯水状況等の情報収集するほか、渇水対策連絡会議を開催するなど、渇水の段階に応じ、渇水対策関係者間での情報共有や渇水対策協議、節水広報等を行う体制を整えている。異常渇水の発生時においても迅速かつ的確な初動対応を実現できるよう、日頃から渇水に関する基礎的情報の収集と渇水対策関係者による情報共有体制の強化に向けて取り組んでいく必要がある。

農業用水の渇水対策

○異常渇水の発生時又は発生するおそれがある場合においても、渇水時対策資料（非常配備体制表、用水系統図等）の準備・提供や農業用水の計画的な配水・節水などの対策を適切に実施するため、毎月農業用ダムの貯水状況報告を受け、状況把握と連絡体制の確認を行っている。今後も、貯水状況報告を継続し、関係機関との情報共有や連携対応に係る体制の強化を図り、農業用水の渇水対策の充実に向けて取り組んでいく必要がある。

ダム管理設備の機能確保〔再掲〕

○これまで整備したダム管理設備の経年劣化が進んでおり、今後、更新時期を迎えることから、ダム管理設備の機能確保のため、長寿命化計画に基づく計画的な更新及び、ライフサイクルコストの縮減など効率的な維持管理を図る必要がある。

ダムによる洪水調節機能の強化〔再掲〕

○一級水系の阿武隈川・阿賀野川水系と二級水系の既存ダムにおいて、大雨が予想される場合、洪水調節容量を増量するため、事前に利水容量の一部を放流する取組により、下流河川の氾濫や浸水被害の軽減を図る必要がある。

全天候型ドローンを活用した被災状況の早期把握

○土砂崩落や雪崩など2次被害の恐れがある現場においては、被災状況の確認のために現場に近づくことが困難である。また、通常のドローンは雨天時には飛行できないことから、天候の回復を待つ必要がある。

工業用水の渇水対策

○異常渇水への対策については、「異常渇水時における給水制限等の取扱要領」及び「企業局いわき事業所渇水対策要領」に基づき、必要な措置を講じている。また、渇水対策連絡会議等の設置により関係機関との連絡体制を構築している。異常渇水の発生時においても工業用水が給水停止となる事態を回避するため、今後も工業用水道受水企業との連携調整を十分に図りながら、渇水対策を推進していく必要がある。

事前に備えるべき目標5

情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

起きてはならない最悪の事態5-1

テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスや通信インフラが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

情報システムの業務継続体制（ICT-BCP）の強化〔再掲〕

- 大規模災害等が発生した場合であっても、重要業務に係る情報システムを中断させず、また、中断に至ったとしてもできるだけ早く復旧させるため、「福島県ICT部門の業務継続計画」を策定し、障害発生によって甚大な影響を与える情報システム機器の冗長化、保守運用管理体制の確保及び老朽化した機器の更新又はクラウドサービス利用へのシフトにより、情報通信ネットワークの安定稼働の維持に取り組んでいる。
- 今後もいつ災害等が発生しても、速やかに障害を検知し、保守対応するとともに、関係部署へ適切に連絡・報告できる体制を継続的に維持していく必要がある。

情報通信設備の耐災害性の強化〔再掲〕

- 大規模災害等が発生した場合であっても、情報通信ネットワークシステムの稼働を継続させるため、東日本大震災でも被害の無かった民間データセンターをハウジング委託し、共有基盤サーバーや重要なネットワーク機器をデータセンターにおいて運用管理することにより、地震や地域停電でも情報通信ネットワークシステムが止まらない体制を確保している。執務室にサーバーを設置していたシステムについては、デジタル変革課が運用している仮想基盤の余剰リソースを提供し、令和7年9月現在で23システムを収容し、業務継続性の確保を図っている。

防災拠点施設の機能確保〔再掲〕

- 災害発生時、災害対応を行う庁舎等の防災拠点施設において必要な庁舎機能が確保できるよう、情報通信・映像設備、消防防災設備及び非常用発電設備等の正常な状態を維持するため、定期点検や保守管理を適切に継続していく必要がある。

多様な通信手段の確保〔再掲〕

- 災害等の発生時において災害現場における被害状況や住民避難等に関する災害関連情報の伝達・収集を円滑に行うため、福島県総合情報通信ネットワークや専用回線による電話、FAX、TV会議システムを備えているほか、Lアラート配信機能を含む県総合防災情報システムにより市町村と情報共有を図ることができる通信環境を整備している。

○災害時における情報通信の途絶を回避し、情報伝達・収集を円滑に行うため、多様な通信手段の確保に取り組んでいく必要がある。

住民等への情報伝達体制の強化

○災害関連情報の途絶及び伝達の遅れによる被害拡大を防ぐため、携帯電話事業者との契約に基づく緊急速報メールの配信や県公式X等を活用した情報発信に加え、災害情報共有システム（Lアラート）の運用によって市町村が発表する災害関連情報をNHKデータ放送及びヤフー「天気・災害」ページで閲覧できる体制を構築している。

○令和元年東日本台風等に係る対応検証では、災害対応業務に追われる市町村において、Lアラートの配信の遅れ、データ放送の視聴方法について住民から市町村へ問い合わせがあるなど、Lアラートを通じた情報伝達に課題が見られたことから、災害関連情報の入手方法についての周知啓発や住民等への情報伝達体制の強化を推進する必要がある。

放送事業者との連携強化

○災害時において、被災地住民、県民及び県外関係者に正確かつわかりやすい情報を提供し、混乱の防止及び適切な行動を支援するためには、報道機関と連携して広報活動を展開する必要があることから、災害時における放送要請に関する協定を放送事業者と締結し、災害情報の放送に係る連携体制を構築する。

○Lアラート運用訓練や災害応援協定ネットワーク会議の開催等により、放送事業者との連携強化を図っている。今後も、各放送事業者と緊密に連携して、県民に必要な災害情報が円滑に伝達されるよう、災害広報の充実を推進していく必要がある。

発災時の情報収集及び共有

○令和元年東日本台風等への災害対応では、災害対応に追われる市町村のマンパワー不足等により、災害関連情報を十分に収集できなかった。災害発生時には、人命の救出・救助に関する情報や、建物や交通施設等の被害、停電・断水等の生活インフラに関する被害、住民避難に関する情報など、膨大な災害関連情報が発生することから、迅速かつ的確な災害対応を行うためには、多様な情報源から情報を収集・集約し、関係機関で共有することが求められる。

自助・共助の取組促進〔再掲〕

○近年の激甚化・頻発化する自然災害による被害を軽減するためには、防災に関わる機関による「公助」の取組や一人一人が自分の身を守る「自助」の取組、地域の協力・助け合いによる「共助」の取組を促進し、連携を強めることが重要となる。

自主防災組織等の強化〔再掲〕

○自主防災組織は、地域住民が「自らの命と地域は自分たちで守る」という意識の下、町内会や自治会単位で結成された防災組織であり、自主防災組織が積極的に防災活動に取り組むことによ

り、組織の機能が強化され、地域住民の防災意識の高揚が期待される。

○令和元年東日本台風等への対応検証では、地域ぐるみで避難行動要支援者を支える体制構築に関する指摘があったことから、引き続き、自主防災組織による防災活動を促進する必要がある。

マイ避難の促進〔再掲〕

○令和元年東日本台風等による被災世帯を対象とした住民避難行動調査では、避難情報をきっかけに避難した人よりも、雨の降り方や河川の水位などで、身に危険が迫ってきていることを感じて避難行動を起こした人が多く、事前に具体的な計画を立てていた人ほど早めの水平避難を行っていたという結果が示されたことから、適切な避難行動に関する県民の意識の向上を図っていく必要がある。

訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化〔再掲〕

○国、県、市町村のほか、警察、消防、自衛隊などの防災関係機関や地元消防団、自主防災組織等では、相互の連携や災害対応力の強化、地域防災力の向上を図るため、県総合防災訓練を始め、様々な避難訓練や情報伝達訓練、災害対策本部事務局の設置運営訓練等に取り組んでいる。実施した訓練を総括することにより、災害対応における課題等を把握し、必要な見直しを積み重ねていく必要がある。

○大規模災害発生に備え、自治体等関係機関と災害発生時における連絡体制の確認等危機管理体制を構築するとともに、災害現場を想定した実戦的訓練や災害警備本部設置訓練等を継続実施し、災害対処能力の向上を図っていく必要がある。

適切な避難行動の呼びかけ〔再掲〕

○令和元年東日本台風等に係る災害対応の検証では、避難情報を発令した市町村の約3割が警戒レベル3「避難準備・高齢者等避難開始」を発令しないまま、警戒レベル4の避難勧告等を発令しており、避難行動に時間を要する高齢者等に対し、安全に避難できる状況下で早めの避難行動を促すための避難情報の発令の在り方が課題とされた。

○被災世帯を対象とした住民避難行動調査では、避難情報をきっかけに避難した人よりも、雨の降り方や河川の水位などで、身に危険が迫ってきていることを感じて避難行動を起こした人が多いという結果となり、より切迫感の伝わる情報発信の必要性が確認された。

避難行動要支援者対策の推進〔再掲〕

○高齢者、障がい者など避難行動に支援を必要とする者は、災害情報の受取や認識、避難行動の実施、避難所における生活等の場面で困難に直面することが予想される。災害発生時、円滑に避難行動要支援者の避難誘導等を行うには、市町村において、避難行動要支援者名簿の作成や対象者一人一人の具体的な個別避難計画の策定が必要となっているが、計画策定の推進に当たり、人員不足等が課題となっている。

警察による災害対応業務のための電源・通信回線の確保〔再掲〕

- 災害等に伴う停電が発生した場合でも、迅速かつ的確な災害対応を行うため、警察施設における非常用電源の点検・整備を実施しているほか、災害警備活動の拠点となる警察施設における電源設備及び通信回線の優先復旧等について、電力事業者及び通信事業者と災害時相互支援協定を締結している。
- 今後も各種訓練等の機会を通じて、支援内容等について相互に確認し、災害時における電源・通信回線の確保を図る必要がある。

雨量、河川水位、土砂災害危険度判定情報等の迅速な伝達

- 雨量や河川水位等の情報発信が停滞することにより、住民の避難行動が遅れ、被害が甚大化する恐れがあるため、情報発信の強化に努める必要がある。
- 土砂災害警戒情報は福島県と福島地方気象台が共同で発表しており、発表と同時に当該市町村長へのホットライン及びホームページ等における情報提供を実施している。今後も土砂災害警戒情報の精度向上や住民へのわかりやすい情報提供を進める必要がある。

道路情報提供装置等の整備

- 刻々と変化する道路状況について、道路利用者が事前に把握できるよう、主要路線の峠部を中心に道路情報提供装置（ライブカメラ等）を整備し、インターネットを通じてリアルタイムに情報提供を行っている。
- 災害発生時には住民避難や救急・救援活動において道路状況の迅速な把握が不可欠であることから、防災・減災対策の推進と道路利用者サービスの向上を図るため、引き続き道路情報提供装置等を計画的に整備する必要がある。

東日本大震災・原子力災害を踏まえた防災教育の推進

- 児童・生徒が地域の自然環境、災害や防災についての知識を正しく理解し、災害発生時における危険性や状況の的確な思考・判断の下に、自らの安全を確保するための行動ができ、また、進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができる態度及び能力を育成する必要がある。引き続き、家庭や地域社会の理解・協力を得ながら、これまで本県が経験した災害からの教訓を踏まえた防災教育を推進していく必要がある。

学校災害対応マニュアルの作成支援

- 災害発生時における児童・生徒の安全を確保し、適切な避難行動等を取れるよう備えるための学校災害対応マニュアル（危険等発生時対処要領）の作成が100%となり、今後は必要に応じて見直しの支援を継続する必要がある。引き続き、施設・設備の点検、避難訓練や防災教育の実施、関係者による情報・連絡体制の確認等による平常時の防災活動を通じて、学校災害対応マニュアルの実効性を高めていく必要がある。

○災害発生時に学校が円滑に対応できるよう避難所に指定されている学校での避難所開設マニュアルや要配慮者対応のマニュアルの作成の必要性が高まっている。

医療機関における情報通信手段の確保〔再掲〕

○医療機関の施設やライフラインの被害状況、患者受診状況、職員状況等を情報共有できる広域災害救急医療情報システム（EMIS）については、県内全ての医療機関における登録を完了したことから、災害時においてEMISを活用した円滑な対応が展開できるよう、県内の医療機関に対するEMISの操作説明や訓練等に取り組んでいく必要がある。

障がい者、国内外からの旅行者への情報提供

○障がいのある方が災害発生時に迅速かつ確実に情報を取得するために、障がい特性に配慮した情報提供を行うなど、情報アクセシビリティの向上を図る必要がある。

○災害発生時には、十分な情報がないために、国内外を問わず、旅行者が弱者になりやすく、旅行者に対してわかりやすい情報提供を行い、円滑な避難行動を促す必要がある。

○また、旅行者に対する情報提供や避難等を行う場合には、ホテル・旅館や旅行会社等の観光事業者との連携が必要となる。

外国人住民に対する多言語による情報提供

○外国人住民は、言語面での障壁から災害時の要配慮者となる可能性があることから、大規模災害が発生した場合においても、「やさしい日本語」を含む多言語による正確な情報提供や相談対応を継続して行えるよう、関係機関と連携してその体制の確保に取り組んでいく必要がある。

起きてはならない最悪の事態 5 - 2

電気供給ネットワーク（発電所、送配電設備）、ガス・石油等の燃料供給施設等の長期間にわたる供給機能の停止

県の要請に基づく避難所等へのLPガス供給

○災害に伴う停電発生時において、避難所における被災者の生活支援や応急対策を行うため、（一社）福島県LPガス協会との「災害時におけるLPガス燃料等の供給協力に関する協定」に基づく協力要請や連絡体制を相互に確認し、協定締結事業者との連携強化を図る必要がある。

石油コンビナート防災体制の充実・強化〔再掲〕

○石油コンビナート周辺の生活・経済活動に甚大な影響を及ぼす石油コンビナート災害の発生・拡大を防止するため、福島県石油コンビナート等防災計画に基づき、石油コンビナート等特別防災区域であるいわき地区と広野地区において石油コンビナート総合防災訓練を実施している。引き続き、防災関係機関、コンビナート関係企業及び地域住民の連携の下、防災訓練等を実施し、石油コンビナート防災体制の充実・強化を推進する必要がある。

緊急車両等に供給する燃料の確保〔再掲〕

- 大規模自然災害等の発生時において、緊急車両や施設等で必要となる燃料の供給を確保するため、福島県石油業協同組合と燃料等の供給に関する災害時応援協定を締結し、燃料供給訓練を実施している。
- 緊急車両等への優先給油を行う中核給油所や医療施設・避難施設等への燃料配送拠点となる給油所における災害用燃料の備蓄等に取り組んでおり、今後も燃料供給の体制を維持していく必要がある。

電力事業者等との連携強化による停電対策の推進〔再掲〕

- 令和元年房総半島台風において大規模停電が長期化したことを踏まえ、国の電力レジリエンスワーキンググループにおいて停電復旧対応等に係る検証が行われ、本県においても、停電からの早期復旧が必要となる重要施設の情報共有や電源車等の活用による応急停電復旧の調整、停電応急復旧のための支障物撤去の連携など、電力事業者等との更なる連携強化が課題となっている。大規模自然災害等に伴う停電が発生した場合であっても、速やかな電力施設等の応急復旧により、防災拠点施設や避難所等において必要となる電力を確保する必要がある。

港湾施設の整備等〔再掲〕

- 大規模災害が発生した場合であっても、本県の重要港湾である小名浜港及び相馬港において、災害対応及び産業活動に必要な幹線貨物輸送機能を維持する必要がある。今後も災害時の防災拠点として機能すべき港湾施設の耐災害性（地震・津波・高潮・高波・走錨・埋塞）の強化に取り組んでいくとともに、港湾施設ごとに策定した長寿命化計画に基づき、計画的な点検・施設更新等を行っていく必要がある。

無電柱化の推進〔再掲〕

- 災害発生に伴う電柱の倒壊等による被害の拡大やライフラインの供給停止のリスクを最小化するため、幹線道路や景観に優れた地域について電線類を歩道の下に収納する電線共同溝の整備等に取り組んでおり、都市災害に対する防災性の向上及び安全で快適な歩行空間の確保や街並みの景観向上に向けて、今後も無電柱化の推進を図っていく必要がある。

再生可能エネルギーの導入拡大

- 大規模災害発生時においても、生活・経済活動に必要なエネルギーの供給を確保するため、再生可能エネルギーを始めとした自家消費型の電力創出・供給システムの導入を促進し、エネルギー供給源の多様化を図っていく必要がある。

停電時における電気自動車等の活用〔再掲〕

- 走行時の温室効果ガス排出量の削減に寄与し、災害時の電源としても有効活用できる電気自動車等（電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車）の普

及促進を図る必要がある。

起きてはならない最悪の事態 5-3 上下水道施設の長期間にわたる機能停止

上水道施設の防災・減災対策〔再掲〕

○大規模自然災害が発生した場合でも、水道による給水機能を確保するため、管路や配水池、浄水場などの水道施設の耐震化・老朽化対策事業に対する補助や水道施設の立入検査の実施により、水道の基盤強化と適正管理の確保に取り組んでいるところであり、水道事業者が将来的な水需要等を考慮して水道施設の耐震化や更新、適切な維持管理を計画的に推進していくための支援・指導を継続するとともに、災害時の初動対応や自治体間の相互応援協力など水道事業継続のための体制整備を促進する必要がある。

下水道業務継続計画（BCP）の策定・推進〔再掲〕

○東日本大震災と同程度の大地震を想定し、下水道施設が被災した場合であっても、速やかにかつ高いレベルで下水道が果たすべき機能を維持・回復することを目的として、事前対策や非常時対応等について定めた「福島県下水道業務継続計画（BCP）」を策定し、情報伝達訓練等を実施している。

○一方、令和元年東日本台風等では県北浄化センターや市町村の雨水ポンプ場が被災するなど、近年の猛烈な豪雨や台風による大規模水害発生で下水道施設が被災するリスクも高まっている。

○そのため、地震・津波時だけでなく、水害も想定事象とする災害発生時の対応手順の定着と確実な実行のため、今後も下水道BCPに基づく訓練の実施や計画見直しによる対応従事者のレベルアップを図っていく必要がある。

下水道施設の維持管理〔再掲〕

○大規模自然災害等によって下水道施設の機能が損なわれた場合、疫病や感染症等がまん延するリスクがあることから、処理施設の機能を確保するため、令和4年1月に「阿武隈川上流流域下水道耐水化計画」、令和7年1月に「阿武隈川上流流域下水道（4処理区）上下水道耐震化計画（下水道）」を作成し、施設の耐水化・耐震化整備を実施している。あわせて、限られた人員と予算の中で効果的に施設管理を行うための管理区分の設定、点検・調査頻度、改築判断基準等を定めた「福島県流域下水道ストックマネジメント計画」を平成28年12月に策定しており、下水道施設を一体的に捉えた長寿命化対策及びライフサイクルコストの低減を推進するため、定期的な計画見直しによる精度向上を図り、下水道施設の持続的な機能確保に取り組んでいく必要がある。

○さらに、道路陥没事故発生時に社会的影響の大きい大口径下水道管路については、健全性を確保する必要がある。

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進〔再掲〕

○し尿のみを処理する単独処理浄化槽について、平成12年の浄化槽法改正により新設が原則禁止されたが、依然として多くの単独処理浄化槽が残存し、老朽化が進んでいる。生活環境の改善や公共用水域の水質保全、感染症のまん延予防を図り、浄化槽の災害耐性を強化するためには、福島県浄化槽整備事業費補助金による補助事業を継続して行い、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進していく必要がある。

工業用水道施設の整備等

○福島県の工業用水道事業は昭和30年代から事業開始し、多くの施設が耐用年数を超過し、老朽化が進んでいる。また、近年多発する自然災害により被害を受けることも少なくなく耐震・耐水対策が必要とされている。工業用水の安定供給のため、施設の適切な維持管理と改築・更新を目標に掲げ、設備の耐震補強、管路の複線化、施設・設備の健全性を保持するための定期的な保守点検、修繕及び更新工事を実施している。今後も引き続き計画的な施設の整備・維持管理を進めていく必要がある。

工業用水道の応急復旧体制の整備

○災害発生時において、工業用水道施設の被害状況等の調査及び応急復旧対策を適切に行うため、「企業局施設災害等対策実施要領」により危機管理対応体制を定めている。また、大規模自然災害の被災によって独力では緊急の復旧対応が困難な場合に備えた応急対策業務の支援に係る相互応援協定の締結や、応急復旧資機材の備蓄等に取り組んでおり、今後も応急復旧体制の検証・見直し、災害応援協定に基づく通信連絡訓練の実施、応急復旧資機材の備蓄管理等を進めていく必要がある。

起きてはならない最悪の事態5－4

陸上・海上・航空の基幹交通インフラ及び地域交通ネットワークの分断による物流・人流への甚大な影響

地方航空ネットワークの維持・拡充

○福島空港は、東日本大震災直後に多くの臨時旅客便や防災ヘリ等を受け入れ、被災地の救援物資や人員等を輸送する拠点空港として機能し、観光・産業に限らず防災の観点からも欠かすことのできない重要な輸送施設であることから、福島空港の更なる利用促進に取り組み、航空ネットワークを構成する航空路線（国内・国際）の維持・拡充を図っていく必要がある。

鉄道施設の復旧・基盤強化

○会津地方と新潟県を結ぶJR只見線については、沿線住民の重要な生活交通基盤であり、災害発生時における人員・物資等の輸送基盤としての機能を有することから、運休時における代行バスの運行体制の整備を進めるとともに、引き続き、利活用促進等を図り、関係自治体と連携し路線を維持していく必要がある。

○常磐線については、災害発生時における人員・物資等の輸送基盤としての機能を有することから、引き続き線形改良・立体交差等の基盤強化を図る必要がある。

○鉄道は、近年頻発する自然災害等による被害を受けていることから、他のJR路線についても基盤強化を促進するとともに、地域鉄道（阿武隈急行、福島交通飯坂線、会津鉄道、野岩鉄道）についても、橋梁・構造物等の耐震性の強化や安全性向上に資する設備の整備等に対して、国との緊密な連携の下、必要な支援に取り組み、鉄道施設の防災・減災対策を促進する必要がある。

地域公共交通の確保

○地域住民の通勤、通学、通院、買い物など、日常生活に必要な生活交通を維持・確保するため、公共交通機関の利用促進・経営安定化支援、まちなか循環バスやデマンド型交通システムの導入支援等に取り組んでいる。鉄道・バス等の地域公共交通は、災害時の救援に係る物資等輸送や住民避難の輸送手段として重要であるとともに、過疎・中山間地域の生活を支え、地域コミュニティを維持するために必要な生活基盤であることから、引き続き、地域公共交通の維持・確保のための取組を推進していく必要がある。

○燃料価格や物価高騰の影響により、経営が厳しくなり、事業を継続できない事業者が多くなると、災害が起こった場合の救援に係る物資等輸送や住民避難の輸送手段がなくなり、人命の救助や復旧活動に大きな影響を及ぼすことになる。

空港施設の整備等〔再掲〕

○福島空港については、東日本大震災の対応を踏まえて広域的防災機能の強化を図る空港として位置付け、災害時の緊急支援物資等の航空輸送や災害派遣医療チーム等の受入れを円滑に行う拠点施設となるとともに、隣県の空港が被災によって機能停止した場合、福島空港が代替機能を担うことも視野に入れ、継続的に空港地下道の耐震補強等による空港機能の確保に取り組む必要がある。今後も滑走路・誘導路改良や耐震対策等によって空港施設の機能強化を図るとともに、予防保全を重視した計画的な維持管理・更新等の実施により、空港の機能を適正に保持していく必要がある。

砂防関係施設の維持管理等〔再掲〕

○砂防設備及び地すべり・急傾斜地崩壊・雪崩防止施設の機能不全による二次災害の発生を回避するため、長寿命化計画に基づき、定期点検や修繕・改築等による各施設の機能保持に取り組んでいる。今後も、砂防関係施設の長寿命化や技術革新等に対応した更新によるコスト縮減に配慮し、既存施設の現状把握、機能・効果等の判定を行い、計画的な施設の維持管理等を実施していく必要がある。

道路の除雪体制等の確保〔再掲〕

○令和7年2月の豪雪を踏まえ、除雪事業計画の見直しを実施し、適時適切な道路除雪や凍結抑制

剤の散布等に取り組んでいる。暴風雪や豪雪の異常気象発生時においても安全で円滑な道路環境を整備するため、除雪体制等の充実・確保に引き続き取り組んでいく必要がある。

雪崩対策の推進〔再掲〕

○県内には314箇所の雪崩危険箇所があり、うち196箇所において5戸以上の人家又は官公署、学校、病院、要配慮者利用施設、駅などの重要な公共建物がある。過去に雪崩被害のあった箇所を整備するとともに、地域住民やスキー場・観光施設の利用者、要配慮者利用施設の関係者等に対し、雪崩に関する知識の普及啓発活動を実施している。

○現在、雪崩災害が発生した場所等での対策を実施しており、引き続き雪崩危険箇所における計画的な対策事業の検討を進めるとともに、雪崩被害防止に係る啓発活動を推進し、県民の安全・安心な生活環境の確保に取り組んでいく必要がある。

道路の防雪施設の整備〔再掲〕

○県土面積の85%が積雪寒冷地域であり、経済活動や日常生活を支える上で安全な冬期交通の確保が課題となっている。人家が連続して排雪スペースが無く除雪作業が困難な区間、急勾配を有する峠部や中心市街地の歩道等において、路面凍結によるスリップ事故等を防止するため、消融雪施設や凍結抑制舗装、日陰対策などに取り組んでおり、道路の交通量や周辺の沿道状況により緊急性の高い箇所から事業を進めている。また、既存の防雪施設の老朽化により機能が低下しているため、修繕も進めているところである。引き続き、冬期交通における安全性の向上を図るため、消融雪施設等の整備・修繕を実施し、より効率的かつ信頼性の高い安全対策に取り組んでいく必要がある。

交通安全対策等の推進

○渋滞が発生する交差点や歩道が整備されていない通学路など、災害時に避難路として利用される道路において、交差点改良や歩道設置等の交通安全施設の整備を行い、交通の安全・安心を確保する必要がある。

道路施設の老朽化対策

○ライフサイクルコストの低減や、持続可能な維持管理を実現する予防保全による道路メンテナンスへ早期に移行するため、定期点検等により確認された修繕が必要な道路施設(舗装、道路附属物等)の対策を進める必要がある。

緊急輸送道路の防災・減災対策〔再掲〕

○災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の広域的な輸送を行うため、各拠点との有機的連携を考慮して指定されている緊急輸送道路において、法面や岩盤斜面に変状が見られる落石等危険箇所や豪雨による冠水箇所が発生している。平成8年度に実施した道路防災総点検の結果に基づき、大きな災害が予測される箇所について優先的に整備を行ってきたが、その他の要

対策箇所についても計画的・重点的な対策を進めていく必要がある。

迂回路となり得る農道・林道の整備〔再掲〕

○農作業の利便性向上、農産物流通の効率化、農山村の活性化及び生活環境の向上等を図るため、計画的な農道の整備に取り組んでいる。農道・林道は、大規模災害の発生時において、基幹交通の寸断に伴う輸送機能の停止や孤立集落の発生を回避するための代替輸送路・迂回路としての役割を期待できることから、引き続き、防災・減災の観点からも必要な農道・林道について計画的に整備していく必要がある。

○林業・山村地域における、災害時に備えた特に重要な路線の整備・強化等を促進する必要がある。

災害時に地域の輸送等を支える道路整備〔再掲〕

○緊急輸送道路は、災害応急対策の活動に必要な物資、資機材、要員等の広域的な輸送を行う道路であることから、狭隘な箇所や急勾配、急カーブ等、緊急時の通行に支障がでる箇所について解消を図る必要がある。また、緊急輸送路自体が災害により通行止めが発生する可能性があることから、緊急輸送路の代替路となるべき道路について、国県道・市町村道も含め整備し、緊急輸送ネットワークの機能強化及び通行の安全・安心の確保を進める必要がある。

港湾の事業継続計画（BCP）の策定・推進〔再掲〕

○港湾施設の復旧が、港湾を利用する企業の操業に大きく影響を与えたという東日本大震災の経験を踏まえ、災害発生時においても港湾機能の迅速な回復や企業活動の早期再開を実現するため、小名浜港港湾機能継続協議会及び相馬港港湾機能継続協議会を設置し、港湾の事業継続計画（BCP）を策定したが、今後も、関係する行政機関及び民間事業者が連携・協力して具体的な行動計画の整備を進め、事業継続のための訓練や計画見直しなど、港湾の事業継続計画（BCP）の実効性を高める取組を推進していく必要がある。

漁業地域の事業継続計画（BCP）の策定・推進〔再掲〕

○大規模災害が発生しても、漁業地域一体で水産物の生産・供給機能を継続的に維持・確保するため、関係行政機関、漁業者及び市場関係者が連携・協力して、事業継続計画（BCP）の策定を推進する必要がある。

高規格幹線道路・地域高規格道路等の整備〔再掲〕

○災害発生時において、救援・救助に係る人員・物資等の円滑な輸送を確保することが重要であり、地域間の連携強化に向けた高速交通体系等の整備を進めるため、「広域交流を支える交通ネットワークの形成」を基本施策とし、常磐道及び磐越道の4車線化や会津縦貫道などの整備に取り組んでおり、今後も、高速自動車国道、地域高規格道路などの規格の高い幹線道路ネットワークの早期整備を進めていく必要がある。また、浜通りと中通り・会津との東西の広域的なネット

ワークの強化を図るとともに、災害に強い道路ネットワーク構築を実現するため、地域連携道路等を整備する必要がある。

港湾施設の整備等〔再掲〕

○大規模災害が発生した場合であっても、本県の重要港湾である小名浜港及び相馬港において、災害対応及び産業活動に必要な幹線貨物輸送機能を維持する必要がある。今後も災害時の防災拠点として機能すべき港湾施設の耐災害性（地震・津波・高潮・高波・走錨・埋塞）の強化に取り組んでいくとともに、港湾施設ごとに策定した長寿命化計画に基づき、計画的な点検・施設更新等を行っていく必要がある。

漁港施設の整備等〔再掲〕

○県内の生産、流通、防災拠点漁港における主要陸揚げ岸壁とその前面防波堤に関して、津波・地震・波浪に対する耐性機能診断を実施しており、安定性を確保できない施設については、機能強化のための施設整備を実施していくとともに、県内の各漁港施設に係る機能保全計画に基づく適切な維持管理及び計画的な施設の更新等を行っていく必要がある。

橋梁施設の耐震対策等〔再掲〕

○避難対策や物流輸送に必要な防災拠点・市町村役場等を結ぶ緊急輸送路において、内陸直下型地震に対応した橋梁への耐震対策を計画的に実施する必要がある。また、高度経済成長期以降に集中的に整備されて老朽化した橋梁等の道路施設について、予防保全を取り入れた長寿命化対策に取り組んでいる。引き続き、緊急輸送路における橋梁の耐震対策によって緊急輸送ネットワークの強化を図るとともに、長期的な維持管理費用の縮減と安全性の確保に向けた橋梁等の道路施設の長寿命化対策を進めていく必要がある。

無電柱化の推進〔再掲〕

○災害発生に伴う電柱の倒壊等による被害の拡大やライフラインの供給停止のリスクを最小化するため、幹線道路や景観に優れた地域について電線類を歩道の下に収納する電線共同溝の整備等に取り組んでおり、都市災害に対する防災性の向上及び安全で快適な歩行空間の確保や街並みの景観向上に向けて、今後も無電柱化の推進を図っていく必要がある。

海岸保全施設の点検・更新等〔再掲〕

○福島県沿岸海岸保全基本計画を踏まえた海岸保全施設の改良などの検討・整備とともに、今後老朽化していく施設の計画的かつ効率的な維持管理を推進するため、長寿命化計画に基づく点検・更新等を適切に行っていく必要がある。

自動化・遠隔操作監視システムを有する防潮水門及び陸閘の点検・更新等〔再掲〕

○東日本大震災の経験を踏まえ気象警報発令時に安全かつ確実に防潮水門及び陸閘を閉鎖するための自動化・遠隔操作監視システムが構築されており、閉門操作が確実に行われるよう、定期点検

や更新等を計画的に実施していく必要がある。

河川管理施設の整備等〔再掲〕

○総合的な治水対策として、国、県、市町村等が連携し、被害の軽減に向けた治水対策や、地域が連携した浸水被害軽減対策、減災に向けた更なる取組などを推進していく必要がある。

○引き続き、台風や集中豪雨などの治水対策として、河川改修等や河道掘削・伐木等に取り組むとともに、水門・樋門等の河川管理施設について、長寿命化計画に基づく計画的な補修・更新を進めることで正常な状態を常時確保し、大規模自然災害が発生した際の迅速かつ的確な初動対応を行う必要がある。

冠水発生箇所の対策

○過去の豪雨で冠水した箇所の解消に向けた防災・減災対策を計画的・重点的に行い、緊急輸送ネットワークの機能強化及び通行の安全・安心の確保を図るため整備が必要である。

ソフト・ハードが一体となった総合的な土砂災害防止対策の整備〔再掲〕

○土砂災害から県民の生命と財産を守るため、災害発生箇所の再度災害防止対策及び地域の社会・経済活動を支える基礎的インフラの保全対策等に係る砂防施設の整備をハード対策として重点的に推進するとともに、土砂災害防止法に基づく基礎調査の実施、土砂災害警戒区域等の指定推進及び市町村が行う土砂災害ハザードマップの作成や土砂災害を想定した避難訓練などの警戒避難体制の整備に対する支援をソフト対策として強化していく必要がある。

地すべり防止施設の整備等〔再掲〕

○県内には、農地・森林の保全を図る「地すべり防止指定区域」が81か所3,161ha（うち農地41か所1,877ha、森林40か所1,284ha）あり、地すべり防止施設の早期完成が求められており、また、多くの地すべり防止施設において、老朽化や経年変化による機能低下が見受けられる状況にある。県内の地区ごとに定めた地すべり対策計画に基づき、地すべり防止施設の整備を引き続き進めるとともに、既存施設の機能実態を調査・把握し、適切に維持管理を行っていく必要がある。

事前に備えるべき目標 6

制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

起きてはならない最悪の事態 6-1 有害物質の大規模拡散・流出

有害物質の拡散・流出防止対策の推進

○災害・事故発生時の化学物質による環境汚染を未然に防止するため、工場・事業場における化学物質の使用量・製造量の把握に取り組み、有害物質使用事業場を掘り起こすとともに化学物質による環境汚染となり得るリスク情報の把握に努めている。特に、令和元年東日本台風等の際の有害物質の流出事案を踏まえ、洪水浸水区域に位置する工場・事業場における管理規程の作成、施設・設備の保守点検の実施及び緊急時における迅速な応急措置等を促進する必要がある。

○また、災害発生が予想される場合は事前に注意喚起を行うことにより、有害物質使用事業場における防災・減災対策及び有害物質の拡散・流出防止対策を推進する必要がある。

アスベスト使用被災建築物の適切な管理・解体

○災害発生時においてアスベスト使用建築物が損壊・破損することに伴い、アスベストが飛散・暴露するおそれがあるため、平常時から関係部局等との連携の下、アスベスト使用建築物の所在情報を把握するとともに、災害時において迅速かつ的確な応急対策を行うための準備を進めておく必要がある。

工場・事業場におけるリスクコミュニケーションの実施

○工場・事業場におけるリスクコミュニケーションについて、中小企業においてはリスクコミュニケーション未実施の傾向があり、リスクコミュニケーションに取り組んでいる企業においても、予算的・人的事情からリスクコミュニケーションの実施継続が課題となっている。このため、中小企業に対するリスクコミュニケーションの底上げを図るとともに、継続実施の促進に向けた事業の取組が必要である。

起きてはならない最悪の事態 6-2 原子力発電所等からの放射性物質の放出及びそれに伴う被ばく

原子力発電所の安全監視

○東京電力福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の廃炉に向けた取組やトラブルの状況等を随時確認するため、関係13市町村と学識経験者等で構成する「廃炉安全監視協議会」や関係13市町村の住民及び各種団体の代表者等で構成する「廃炉安全確保県民会議」の開催、原子力の専門家や現地駐在職員の配置等により監視体制を整えている。ALPS処理水の海洋放出や燃料デブリ及び使用済燃料の取り出し作業等が進められる中、自然災害によって新たな汚染水の流出

や放射性物質の飛散が生じることのないよう、引き続き廃炉に向けた取組をしっかりと監視し、国及び東京電力に万全の対策を求めていく必要がある。

原子力防災体制の充実・強化

○原子力災害の教訓を踏まえ、県地域防災計画（原子力災害対策編）及び広域避難計画の見直しを進めるとともに、原子力発電所において緊急事象が発生した場合に備え、毎年度、原子力防災訓練を実施している。原子力防災体制の充実・強化に向けて、引き続き、原子力防災資機材の更新や、緊急時連絡網システムの維持管理、原子力防災業務従事者を対象とする各種研修等の取組を実施していく必要がある。また、緊急時における関係機関の連携確認、関係者の防災技術の習熟、地域住民の取るべき行動についての理解促進のため、市町村や関係機関と連携した原子力防災訓練を今後も実施していく必要がある。

放射線モニタリング体制の充実・強化

○現在、原子力発電所周辺の影響監視を行うとともに、県内全域において空間線量率のモニタリングや環境試料の分析を幅広く実施し、福島県放射能測定マップ等を活用して県内外に情報を発信している。地震、津波、台風等の自然災害等を原因として放射性物質が飛散・漏えいするリスクにも備え、引き続き放射線モニタリング体制を確保していくとともに、自然災害等が発生した場合でも、継続して空間線量率のモニタリングを実施できるよう、モニタリングポストの防災対策が必要である。

警察による原子力災害対策の充実・強化

○東日本大震災及び原子力災害の教訓を踏まえ、「福島県警察原子力災害警備計画」を策定し、原子力災害発生時における警察の対応についての教養や原子力災害用装備資機材の操作習熟訓練等に取り組んでいる。

○今後も県原子力防災訓練や各種研修へ参画し、関係機関と連携強化を図りながら、原子力災害への対処能力向上を図っていく必要がある。

原子力災害医療体制の充実・強化

○原子力災害の教訓を踏まえ、原子力災害医療体制の充実・強化を図るため、原子力災害医療等を提供する医療機関の整備や安定ヨウ素剤の配備方針などを取りまとめた「福島県原子力災害医療行動計画」を策定した。今後、当該行動計画に基づき、原子力災害拠点病院及び原子力災害医療協力機関の更なる指定・登録等を進めるとともに、県原子力防災訓練において避難退域時検査や安定ヨウ素剤の住民配付等の対応について検証し、原子力災害医療体制の充実・強化を推進していく必要がある。

特定廃棄物の適正処理

○特定廃棄物等を埋立処分する特定廃棄物埋立処分施設（富岡町）及びクリーンセンターふたば

(大熊町)では、災害発生時においても特定廃棄物等が適正に処理される体制を確保するため、災害発生時の関係機関との連絡体制を整備する必要がある。

中間貯蔵施設及び除去土壌等の輸送の安全確保

○除去土壌等を安全かつ集中的に保管する施設である中間貯蔵施設では、災害発生時においても除去土壌等が適正に保管される体制を確保するため、災害発生時の関係機関との連絡体制を整備する必要がある。

除染により発生した除去土壌等の適切な管理

○災害発生時においても、仮置場等で保管する除去土壌等を適正に管理するため、国、県、市町村などの関係機関が連携し、災害発生時の連絡体制の確認や仮置場の管理・点検、保管状況の把握、保管物の流失防止対策等に取り組む必要がある。

放射線等に関する正しい知識の普及啓発

○放射線による健康への影響や原子力発電所の状況に対し現在も不安を抱いている県民がいること、また、震災を経験していない世代が増えていることから、環境創造センターによる情報発信・学習支援の取組等により、放射線の種類や性質、身を守る方法などの正しい知識の普及啓発に努めている。原子力緊急事態における地域住民の不要な被ばくを回避するため、放射線に関する正しい知識の普及啓発に引き続き取り組んでいく必要がある。

様々な教育分野と関連した放射線教育の推進

○農林水産物の環境放射線モニタリングや甲状腺検査、福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組など、児童・生徒の身の回りで行われている復興に向けた様々な取組に目を向ける機会を通じて、児童・生徒が放射線等に関する基礎的な内容について理解し、自ら考え、判断し、行動できる力を育てている。今後も、防災、環境、食育、健康、エネルギー、人権及び道徳などの各教育分野との関連を図りながら、子どもたちの未来を拓く放射線教育を推進していく必要がある。

起きてはならない最悪の事態 6-3

農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下

災害に強い森林の整備

○原子力災害に伴う避難指示や放射性物質による汚染等の影響により、森林整備や林業生産活動が停滞し、水源かん養や山地災害防止機能等の森林が有する多面的機能の低下が懸念されている状況にあることから、森林所有者等や公的機関が主体となった事業等により、適切な森林整備を行い健全な森林へと誘導し、災害に強い森林づくりを推進する必要がある。

地すべり防止施設の整備等〔再掲〕

○県内には、農地・森林の保全を図る「地すべり防止指定区域」が81か所3,161ha（うち農地41か所1,877ha、森林40か所1,284ha）あり、地すべり防止施設の早期完成が求められており、また、多くの地すべり防止施設において、老朽化や経年変化による機能低下が見受けられる状況にある。県内の地区ごとに定めた地すべり対策計画に基づき、地すべり防止施設の整備を引き続き進めるとともに、既存施設の機能実態を調査・把握し、適切に維持管理を行っていく必要がある。

治山施設の整備等〔再掲〕

○令和元年10月の令和元年東日本台風、令和4年8月の豪雨災害等などの度重なる豪雨・長雨や東日本大震災の余震等の発生により、法面崩壊等の山地災害が県内各地で発生しており、治山事業による早期の防災・減災対策が求められている。山地災害等による被害の防止及び保安林の機能を維持・強化するため、渓流や山腹斜面を安定させるための治山施設の整備や植栽、森林の造成等による荒廃地・荒廃危険地等の復旧整備を実施しているところであり、引き続き、計画的な治山施設の整備を推進する必要がある。

食料生産基盤の整備〔再掲〕

○食料生産基盤である農地は、食料を生産・供給することを始め、雨水を一時的に貯留するとともに、集落等の地域排水を含め安全に流下させる働きなどの多面的機能を有しており、耕作放棄による農地の荒廃は、自然災害時の被害拡大のリスクを増加させることから、ほ場の区画整理による食料生産基盤の整備促進が求められる。安定的かつ効率的な営農の推進に向けて、引き続き食料生産基盤の整備に取り組む必要がある。

農業水利施設の適正な保全管理〔再掲〕

○県内には約7,600の農業水利施設が存在しており、これら施設の多くは既に標準耐用年数を経過し、老朽化等による機能低下が進んでいる。また、地域農業を支える農家の減少、高齢化、農業所得の低下といった施設管理体制に弱体化の傾向があり、農業水利施設の維持管理が課題となっている。災害の発生に備え、農業水利施設の多面的機能が十分に発揮されるよう、各施設管理者による適正な施設診断の実施や施設管理体制の強化を進め、防災・減災に配慮したストックマネジメントの推進及び適正な維持管理に取り組むとともに、治水協定締結済みの水系におけるダムと連動して操作する必要のある農業用の河川工作物（頭首工等）や農村集落の排水を担う排水設備（機場、排水路等）の整備を推進し、安全安心な農山漁村づくりを進めていく必要がある。

農業集落排水施設の整備等〔再掲〕

○東日本大震災及び令和元年東日本台風等により、農山漁村における農業集落排水施設等の生活環境や生産基盤等に被害が発生しており、県内の農村生活環境の改善、農業用排水の水質保全・機能維持を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落排水処理施設の整備及び施設の改築・更新が求められている。施設の長寿命化を計画的に進めるため、市町村において

施設の機能診断調査に基づく最適整備構想を策定し、施設の更新等を進めているが、更新時期を迎える施設が多数あること、また、人口減少に伴う処理施設の統合等の検討を要する事例が想定されることから、適時適切な事業実施に向けて市町村に対する技術的支援を引き続き進めていく必要がある。

鳥獣被害防止対策の充実・強化

○近年、有害鳥獣の生息域が拡大傾向にある一方、対策に当たる人材が不足し、農作物等への被害増加が懸念される状況にある。鳥獣被害を一因とする耕作放棄地の発生や集落機能の低下、森林の荒廃等は、災害発生時における被害拡大のリスクを増加させる可能性もあることから、生息環境の管理、被害防除及び効果的な捕獲等を組み合わせた総合的な対策を推進するとともに、鳥獣被害防止対策を担う人材の育成に取り組み、関係機関との連携協力による鳥獣被害防止対策の充実・強化を図る必要がある。

農業・林業の担い手確保・育成

○農業担い手へのソフト・ハード面での支援や県内外における就農に向けた相談会・セミナー開催等の取組により、新規就農者は増加傾向にあるものの、依然として農業者の高齢化や農業経営体数の減少により認定農業者は減少傾向にあり、東日本大震災及び原子力災害の影響に伴う避難、風評による営農意欲の減退等の課題が懸念されている。また、自然災害の発生に備え、農地の多面的機能が十分に発揮されるよう、今後も引き続き、認定農業者・新規就農者の確保・育成や企業の農業参入を支援するとともに、農用地の利用集積や経営の規模拡大・効率化を促進し、経営基盤の強化を図ることが必要である。林業分野への新規就業者の確保や林業労働者の定着を促進するため、現地見学会や各種研修会の実施等に取り組んでいるものの、林業所得の不安定さや技術習得の難しさを背景として、新たな林業担い手の確保・育成が進まず、林業労働者の減少と高齢化が課題となっている。東日本大震災及び原子力災害の発生以降停滞している森林林業を再生し、森林が有する多面的機能の高度発揮による災害に強い森林づくりを推進するため、林業が魅力ある職場となるための対策や技術習得に係る研修制度の充実などに引き続き取り組み、林業担い手の確保・育成を推進する必要がある。

全天候型ドローンを活用した被災状況の早期把握〔再掲〕

○土砂崩落や雪崩など2次被害の恐れがある現場においては、被災状況の確認のために現場に近づくことが困難である。また、通常のドローンは雨天時には飛行できないことから、天候の回復を待つ必要がある。

事前に備えるべき目標 7

社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

起きてはならない最悪の事態 7-1

自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンの欠如及び災害対応・復旧復興を支える人材等の不足等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態

災害対応ロボット等の開発・研究

○陸・海・空のフィールドロボットの一大研究開発拠点として、令和2年3月に福島ロボットテストフィールドを全面開所した。同施設を核として災害対応ロボットを始め、様々な研究開発の加速化が期待されるところであり、開発プロジェクトや実証試験の誘致に努めている。また、同施設は試験用トンネルや水没市街地などを活用した高度な訓練が常時可能であることから、引き続き防災訓練等の場としての利活用も促進していく必要がある。

罹災証明書の速やかな発行を実施するための体制強化

○災害による住家の被害程度の証明となる罹災証明書は、災害救助法に基づく住宅支援や義援金の配分、災害援護資金等の融資、税金・保険料の減免など、各種被災者支援制度の適用にあたっての判断材料となるものである。市町村における速やかな罹災証明書の発行に向けて、被災した住家の被害認定調査に係る研修会の開催等に取り組んできたが、令和元年東日本台風への対応検証では、住家の被害認定調査や罹災証明書の発行業務について他自治体からの応援を円滑に受け入れる体制が整っていないなどの課題が明らかとなった。

災害ケースマネジメントの推進

○被災市町村におけるこれまでの申請主義を前提とした被災者支援では、支援の提供漏れが生じたり、必ずしも被災者に合った支援が提供されない恐れが発生しており、被災者一人一人の事情に応じた生活再建が実現できていない。これを解決するには、災害ケースマネジメントの実施が不可欠である。

大規模災害時等における広域応援体制の充実・強化〔再掲〕

○本県では、大規模自然災害等が発生し、単独では十分な応急措置が実施できない場合に備え、北海道及び東北・新潟8道県による相互応援協定、全国知事会による広域応援協定等を締結し、人的・物的支援について都道府県間の広域応援体制を構築している。

市町村への人的支援〔再掲〕

○市町村の職員・施設等が被災することによって行政機能が大幅に低下し、被災地の復旧・復興が遅れる事態を回避するため、国、県及び他の地方公共団体からの職員応援派遣の措置等を円滑に

行う体制整備が求められている。現在も引き続き、東日本大震災及び原子力災害からの復旧・復興に向け、被災市町村に対する人的支援に取り組んでいるところであり、被災自治体への継続的な支援が必要である。

○また、関係機関との連携を密にし、新たに災害が発生した際には、令和5年10月に締結した「大規模災害時における「ふくしま災害時相互応援チーム」による相互応援等に関する協定」に基づき、速やかに被災市町村へ職員を派遣する等の支援を行っていく必要がある。

災害・復興ボランティア関係団体との連携強化

○自然災害等が発生した場合に、ボランティアを円滑に受け入れるため、県内のボランティア関係団体等との連携を強化し、災害・復興ボランティア受入体制の充実を図っていく必要がある。

建設業の担い手の確保

○本県の基幹産業である建設業は、社会基盤の整備に加え、日常の維持管理、昼夜を問わない除雪作業、災害時の対応などを担い、その役割は県民の安全・安心な暮らしを支えるうえで必要不可欠なものとなっている。

○生産年齢人口の減少の進行などにより建設業における「担い手確保の取り組み」は喫緊の課題となっており、県では、令和4年3月に策定した第2次ふくしま建設業振興プランに基づき、担い手確保に向けた取組を推進する必要がある。

被災建築物等の迅速な把握のための人材確保

○大規模地震発生時において、被災建築物の倒壊等から生ずる二次災害を防止する被災建築物応急危険度判定が速やかに行えるよう、判定士の確保や技術力の維持・向上が必要である。

災害時応援協定締結者との連携強化

○災害が激甚化しており、日常の維持管理体制では応急対策を迅速にできないことが想定される。このため、建設業関係団体等との災害時応援協定による初動体制等の強化に取り組む必要がある。

ICT活用工事の推進、建設機械の遠隔操作や自動化施工、新技術の活用等

○災害発生時には速やかな応急復旧活動を必要とするが、一度に多くの被災があると、現場技術者や作業員などが不足し、復旧作業に支障をきたす恐れがある。また、土砂崩落等の人の立ち入りが困難な被災現場においては、建設機械の遠隔操作により土砂撤去等の復旧活動を行っているが、遠隔操作対応の重機が無く、国土交通省より都度、借用しているのが現状である。さらに、オペレータで遠隔操作の講習会を受講している経験者も少ないことから、普及に向けた取組を図る必要がある。

被災地における学びの確保

○避難生活中の学習支援や児童生徒の心のケア等、災害時の学校運営に関する専門的な知識や実践的な対応能力を備える教職員等を育成し、県内外の大規模災害時には、被災地域の学校教育の早期復旧を支援することを目的として「福島県災害時学校支援チーム（HOPE-F）」を派遣する必要がある。

起きてはならない最悪の事態 7-2 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

災害廃棄物処理計画の策定・推進

○東日本大震災の経験を踏まえ、平成26年4月に国は従来の指針に代わる新たな「災害廃棄物対策指針」を策定したが、現在、国の新指針に基づく災害廃棄物処理計画の策定には至っていない市町村がある。被災地における応急対策や復旧・復興の円滑な実施に向け、災害により発生した廃棄物を迅速に処理するため、国の新指針や令和元年東日本台風等における課題を踏まえ、県では、災害廃棄物処理計画を策定し、市町村に対しても計画策定を促し、国、市町村及び関係団体等との連携を強化する取組等により、災害廃棄物処理体制の推進を図る必要がある。

災害廃棄物等の処理・収集運搬体制の充実・強化

○大規模な地震や水害等の発生時には、通常どおりの廃棄物処理が困難となるとともに、大量の廃棄物が発生することが見込まれるため、災害廃棄物等の撤去、収集運搬、処理・処分に関する災害時応援協定を関係団体と締結し、大規模災害発生時において災害廃棄物等を迅速に処理するための体制整備に取り組んでいる。東日本大震災や令和元年東日本台風等においては、協定書に基づき、市町村からの協力要請に対して災害廃棄物の処理等に係る支援を行うことができたことから、今後も他団体との協定締結を検討するなど、災害廃棄物等の処理・収集運搬体制の充実・強化に努めていくとともに、市町村が協定を円滑に活用できるように支援していく必要がある。

海岸漂着物等の適正処理

○災害等により大規模に発生した流木やがれき等の海岸漂着物等は、海上交通や漁業に影響を及ぼすおそれがあり、関係機関と連携しながら円滑に処理する必要がある。

一般廃棄物処理施設の災害対策〔再掲〕

○大規模自然災害等の発生に備え、市町村等は、一般廃棄物処理施設の被災防止を図るとともに、災害廃棄物の処理を迅速に進めるための体制を整備する必要がある。

○被災により施設が使用困難の見込みとなった場合は、速やかに当該市町村等の生活ごみやし尿を優先的に処理するための調整を行う必要があるため、「福島県災害廃棄物処理計画」において、県が対応すべき事項として定めている。

○また、施設が被災した場合を含め、災害発生後の概ね2週間以内の対応が重要であることから、初動対応に特化したマニュアルの整備や、応援協定等の締結により、平時から市町村間の連携を強化しておくことが重要である。

港湾施設の整備等〔再掲〕

○大規模災害が発生した場合であっても、本県の重要港湾である小名浜港及び相馬港において、災害対応及び産業活動に必要な幹線貨物輸送機能を維持する必要がある。今後も災害時の防災拠点として機能すべき港湾施設の耐災害性（地震・津波・高潮・高波・走錨・埋塞）の強化に取り組んでいくとともに、港湾施設ごとに策定した長寿命化計画に基づき、計画的な点検・施設更新等を行っていく必要がある。

漁港施設の整備等〔再掲〕

○県内の生産、流通、防災拠点漁港における主要陸揚げ岸壁とその前面防波堤に関して、津波・地震・波浪に対する耐性機能診断を実施しており、安定性を確保できない施設については、機能強化のための施設整備を実施していくとともに、県内の各漁港施設に係る機能保全計画に基づく適切な維持管理及び計画的な施設の更新等を行っていく必要がある。

起きてはならない最悪の事態 7-3

事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復旧・復興が大幅に遅れる事態

災害時における応急仮設住宅供給に係る事前把握

○災害等緊急時における応急仮設住宅の供給について、迅速かつ的確な対応を図るため、平常時から建設型応急住宅の用地や既設公営住宅の空き家を把握する必要がある。

地籍調査の推進

○本県の地籍調査進捗率は60%と全国平均53%を上回っているが、会津地方の地籍調査進捗率は約20%と全国平均を大きく下回っている。また、本県の高齢化率は、全国平均29.3%を4.5%上回る33.8%であり、特に会津地方は40%以上の市町村が多く、土地の境界確認に必要な人証や物証が失われつつあるため、早急に地籍調査を進める必要がある。

起きてはならない最悪の事態 7-4

貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

文化財の防災対策

○自然災害が激甚化・頻発化しており、貴重な文化財の喪失が危惧されることから、文化財の防災対策を強化する必要がある。

地域コミュニティの再生・活性化

○避難地域12市町村においては、避難指示の解除等により徐々に居住人口が増加している一方で、担い手不足等の影響により震災前に活動していた地域コミュニティが機能していない地域もあり、地域コミュニティの再生・活性化が求められている。

○また、県内の過疎・中山間地域では、少子高齢化・人口減少の進行に歯止めがかかっておらず、地域を支える人材の更なる流出が進めば地域コミュニティの衰退を招き、集落の維持が困難となることが懸念されるため、地域の担い手の育成と地域コミュニティの維持を図っていく必要がある。

自助・共助の取組促進〔再掲〕

○近年の激甚化・頻発化する自然災害による被害を軽減するためには、防災に関わる機関による「公助」の取組や一人一人が自分の身を守る「自助」の取組、地域の協力・助け合いによる「共助」の取組を促進し、連携を強めることが重要となる。

避難行動要支援者対策の推進〔再掲〕

○高齢者、障がい者など避難行動に支援を必要とする者は、災害情報の受取や認識、避難行動の実施、避難所における生活等の場面で困難に直面することが予想される。災害発生時、円滑に避難行動要支援者の避難誘導等を行うには、市町村において、避難行動要支援者名簿の作成や対象者一人一人の具体的な個別避難計画の策定が必要となっているが、計画策定の推進に当たり、人員不足等が課題となっている。

自主防災組織等の強化〔再掲〕

○自主防災組織は、地域住民が「自らの命と地域は自分たちで守る」という意識の下、町内会や自治会単位で結成された防災組織であり、自主防災組織が積極的に防災活動に取り組むことにより、組織の機能が強化され、地域住民の防災意識の高揚が期待される。

○令和元年東日本台風等への対応検証では、地域ぐるみで避難行動要支援者を支える体制構築に関する指摘があったことから、引き続き、自主防災組織による防災活動を促進する必要がある。

地域公共交通の確保〔再掲〕

○地域住民の通勤、通学、通院、買い物など、日常生活に必要な生活交通を維持・確保するため、公共交通機関の利用促進・経営安定化支援、まちなか循環バスやデマンド型交通システムの導入支援等に取り組んでいる。鉄道・バス等の地域公共交通は、災害時の救援に係る物資等輸送や住民避難の輸送手段として重要であるとともに、過疎・中山間地域の生活を支え、地域コミュニティを維持するために必要な生活基盤であることから、引き続き、地域公共交通の維持・確保のための取組を推進していく必要がある。

○燃料価格や物価高騰の影響により、経営が厳しくなり、事業を継続できない事業者が多くなる

と、災害が起こった場合の救援に係る物資等輸送や住民避難の輸送手段がなくなり、人命の救助や復旧活動に大きな影響を及ぼすことになる。

起きてはならない最悪の事態 7-5

風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響

風評等の防止に向けた適切な情報発信・販売対策等

○東日本大震災からの復興及び原子力災害の影響による風評の払拭に向けて、検査や生産管理による安全・安心の確保、観光資源や県産農林水産物等の魅力等についての情報発信、国内外からの様々な観光誘客プロモーション等に取り組んでいる。災害等の発生に伴う誤認識や消費者の過剰反応などの風評により、地域経済が甚大な影響を受けるという経験を踏まえ、正確な情報をいち早く収集し、適時適切に情報発信していくとともに、風評払拭に向けた粘り強い取組を通じて、戦略的・効果的な対策の手法等について検討を深めていく必要がある。

震災教訓の伝承・風化防止

○東日本大震災及び原子力災害は、人類がこれまで経験したことのない未曾有の複合災害であり、その記録と教訓、復興への取組を国や世代を超えて継承・共有していくため、東日本大震災・原子力災害伝承館（情報発信拠点）を整備した。本県にしかない経験と教訓を今後の防災・減災対策に活かすとともに、想像を超える災害が起こりうるという危機意識を喚起し、経験を忘れずに災害に備えることの大切さを伝えることにより、自助・共助の取組を促し、地域防災力の向上を図るとともに、震災教訓の継承・風化防止に取り組んでいく必要がある。

放射線モニタリング体制の充実・強化〔再掲〕

○現在、原子力発電所周辺の影響監視を行うとともに、県内全域において空間線量率のモニタリングや環境試料の分析を幅広く実施し、福島県放射能測定マップ等を活用して県内外に情報を発信している。地震、津波、台風等の自然災害等を原因として放射性物質が飛散・漏えいするリスクにも備え、引き続き放射線モニタリング体制を確保していくとともに、自然災害等が発生した場合でも、継続して空間線量率のモニタリングを実施できるよう、モニタリングポストの防災対策が必要である。

港湾施設の整備等〔再掲〕

○大規模災害が発生した場合であっても、本県の重要港湾である小名浜港及び相馬港において、災害対応及び産業活動に必要な幹線貨物輸送機能を維持する必要がある。今後も災害時の防災拠点として機能すべき港湾施設の耐災害性（地震・津波・高潮・高波・走錨・埋塞）の強化に取り組んでいくとともに、港湾施設ごとに策定した長寿命化計画に基づき、計画的な点検・施設更新等を行っていく必要がある。

漁港施設の整備等〔再掲〕

○県内の生産、流通、防災拠点漁港における主要陸揚げ岸壁とその前面防波堤に関して、津波・地震・波浪に対する耐性機能診断を実施しており、安定性を確保できない施設については、機能強化のための施設整備を実施していくとともに、県内の各漁港施設に係る機能保全計画に基づく適切な維持管理及び計画的な施設の更新等を行っていく必要がある。

家畜伝染病対策の充実・強化〔再掲〕

○大規模自然災害時においても家畜伝染病の発生予防・まん延防止対策を迅速かつ的確に行うため、初動防疫に必要な資材の備蓄、防疫演習の実施、防疫対策業務に関する協定締結等を実施しており、引き続き、関係機関との緊密な連携の下、家畜防疫体制の強化を図る必要がある。

港湾の事業継続計画（BCP）の策定・推進〔再掲〕

○港湾施設の復旧が、港湾を利用する企業の操業に大きく影響を与えたという東日本大震災の経験を踏まえ、災害発生時においても港湾機能の迅速な回復や企業活動の早期再開を実現するため、小名浜港港湾機能継続協議会及び相馬港港湾機能継続協議会を設置し、港湾の事業継続計画（BCP）を策定したが、今後も、関係する行政機関及び民間事業者が連携・協力して具体的な行動計画の整備を進め、事業継続のための訓練や計画見直しなど、港湾の事業継続計画（BCP）の実効性を高める取組を推進していく必要がある。

漁業地域の事業継続計画（BCP）の策定・推進〔再掲〕

○大規模災害が発生しても、漁業地域一体で水産物の生産・供給機能を継続的に維持・確保するため、関係行政機関、漁業者及び市場関係者が連携・協力して、事業継続計画（BCP）の策定を推進する必要がある。

別紙 2

推進方針の施策分野対応表

強靱化の推進方針	行政機能	警察・消防	住宅・都市	保健医療・福祉	エネルギー・情報通信	経済・産業	交通・物流	農林水産	環境・気候変動	県土保全・土地利用	リスクコミュニケーション	長寿命化対策	デジタル活用
1-1 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生													
住宅・建築物の耐震化等			○										
県営住宅の防災・減災対策等			○									○	
県庁舎の耐震化等	○											○	
都市公園施設の減災対策等			○									○	
空港施設の整備等							○					○	
港湾施設の整備等					○	○	○		○			○	
漁港施設の整備等								○	○			○	
橋梁施設の耐震対策等							○					○	
無電柱化の推進			○										
空き家対策の推進			○										
教育施設の耐震化等	○												
病院施設・社会福祉施設の耐震化等				○									
児童福祉施設等の機能維持	○			○								○	
災害発生時における社会福祉施設等の施設機能の維持				○									
保育所・認定こども園の整備等				○								○	
交通安全施設の維持管理		○										○	
警察施設の耐災害性等		○										○	
1-2 大規模津波等による多数の死傷者の発生													
海岸保全施設の点検・更新等								○	○			○	
防災緑地・海岸防災林の整備等								○	○				
河川管理施設の整備等									○	○		○	
港湾施設の整備等〔再掲〕					○	○	○		○			○	
漁港施設の整備等〔再掲〕								○	○			○	
自動化・遠隔操作監視システムを有する防潮水門及び陸閘の点検・更新等									○	○			○
津波避難体制の整備・津波ハザードマップの作成支援	○								○		○		
訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化	○	○									○		
適切な避難行動の呼びかけ	○				○				○		○		
1-3 大規模火災の発生による多数の死傷者の発生													
空き家対策の推進〔再掲〕			○										

強靱化の推進方針	行政機能	警察・消防	住宅・都市	保健医療・福祉	エネルギー・情報通信	経済・産業	交通・物流	農林水産	環境・気候変動	県土保全・土地利用	リスクコミュニケーション	長寿命化対策	デジタル活用
訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化〔再掲〕	○	○									○		
適切な避難行動の呼びかけ〔再掲〕	○				○				○		○		
1-4 突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生(ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む)													
海岸保全施設の点検・更新等〔再掲〕								○	○			○	
防災緑地・海岸防災林の整備等〔再掲〕								○	○				
河川管理施設の整備等〔再掲〕									○	○		○	
洪水及び高潮対策体制の整備・洪水及び高潮ハザードマップの作成支援	○								○		○		
水害・土砂災害からの「逃げ遅れゼロ」実現のための連携体制の構築									○		○		
都市部の内水による浸水対策への支援	○								○				
ソフト・ハードが一体となった総合的な土砂災害防止対策の整備									○	○			
港湾の事業継続計画(BCP)の策定・推進					○	○	○		○				
漁業地域の事業継続計画(BCP)の策定・推進							○	○	○				
自動化・遠隔操作監視システムを有する防潮水門及び陸門の点検・更新等〔再掲〕									○	○			○
ダム管理設備の機能確保									○	○		○	
ダムによる洪水調節機能の強化									○	○			
湛水防除施設の整備等								○	○				
農業水利施設の適正な保安全管理								○	○			○	
農業用ため池の改修及びハザードマップの作成支援								○	○				
田んぼダムの取組の普及推進								○	○				
自助・共助の取組促進									○		○		
訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化〔再掲〕	○	○									○		
適切な避難行動の呼びかけ〔再掲〕	○				○				○		○		
避難行動要支援者対策の推進	○			○					○				
自主防災組織等の強化									○		○		
マイ避難の促進									○		○		
石油コンビナート防災体制の充実・強化					○								
1-5 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生													
水害・土砂災害からの「逃げ遅れゼロ」実現のための連携体制の構築〔再掲〕									○		○		
道路の法面・盛土の土砂災害防止対策							○		○				
砂防関係施設の維持管理等									○	○		○	

強朝化の推進方針	行政機能	警察・消防	住宅・都市	保健医療・福祉	エネルギー・情報通信	経済・産業	交通・物流	農林水産	環境・気候変動	県土保全・土地利用	リスクコミュニケーション	長寿命化対策	デジタル活用
ソフト・ハードが一体となった総合的な土砂災害防止対策の整備〔再掲〕									○	○			
地すべり防止施設の整備等								○	○	○		○	
治山施設の整備等								○	○	○		○	
訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化〔再掲〕	○	○									○		
適切な避難行動の呼びかけ〔再掲〕	○				○				○		○		
火山噴火に対する警戒避難体制の整備	○										○		
1-6 火山噴火や火山噴出物の流出等による多数の死傷者の発生													
火山噴火に対する避難経路の整備							○		○				
避難小屋の噴石対策	○												
火山噴火に対する警戒避難体制の整備〔再掲〕	○										○		
訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化〔再掲〕	○	○									○		
適切な避難行動の呼びかけ〔再掲〕	○				○				○		○		
1-7 暴風雪及び豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う死傷者の発生													
道路の除雪体制等の確保							○		○				
雪崩対策の推進									○	○			
道路の防雪施設の整備							○		○				
大雪時の車両滞留の対策							○		○				
豪雪対策関係機関との雪害防止対策に係る情報共有及び連携体制の強化	○								○		○		
雪害及び雪下ろし事故防止等の注意喚起									○		○		
訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化〔再掲〕	○	○									○		
2-1 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足													
消防広域応援体制の強化		○											
消防団の充実・強化		○											
避難地域等における消防体制の再構築		○											
大規模災害時における広域応援体制の充実・強化	○												
自助・共助の取組促進〔再掲〕									○		○		
消防防災ヘリによる救助活動等の推進		○											
救急業務の充実		○											
自主防災組織等の強化〔再掲〕									○		○		
訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化〔再掲〕	○	○									○		

強靱化の推進方針	行政機能	警察・消防	住宅・都市	保健医療・福祉	エネルギー・情報通信	経済・産業	交通・物流	農林水産	環境・気候変動	県土保全・土地利用	リスクコミュニケーション	長寿命化対策	デジタル活用
警察の災害対応人員の確保及び災害用装備資機材の充実		○											
警察による災害対応のための連携体制の充実・強化		○											
警察ネットワーク環境の充実		○			○								○
警察施設の耐災害性等〔再掲〕		○										○	
2-2 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による救助・救急活動及び医療・福祉機能の麻痺													
災害拠点病院数等の拡充及び機能確保				○									
透析医療機関での非常時対応体制の整備				○									
DMATによる災害医療体制の充実				○									
DPATによる精神保健活動支援体制の充実				○									
ドクターヘリによる救急医療体制の充実・強化				○									
広域搬送拠点臨時医療施設(SCU)の体制整備				○									
災害医療コーディネート体制の整備				○									
災害時医薬品等の備蓄・供給体制の維持				○									
災害時医療・福祉人材の確保				○									
医療機関における情報通信手段の確保				○									○
災害発生時における社会福祉施設等の施設機能の維持〔再掲〕				○									
福祉避難所の充実・確保				○									
浜通り地方における医療提供体制の再構築				○									
浜通り地方における福祉・介護サービスの再構築				○									
感染症予防措置の推進				○					○				
災害時保健医療福祉活動に係る体制の整備				○									
DHEATの構成員養成及び運営体制の強化				○									
災害時の健康危機管理拠点である保健所の機能維持				○									
病院施設・社会福祉施設の耐震化等〔再掲〕				○									
児童福祉施設等の機能維持〔再掲〕	○			○								○	
災害時に地域の輸送等を支える道路整備							○						
踏切の立体交差等の整備							○						
東北道路啓開計画の策定・推進		○			○		○						
港湾の事業継続計画(BCP)の策定・推進〔再掲〕					○	○	○		○				
空港施設の整備等〔再掲〕							○					○	

強靱化の推進方針	行政機能	警察・消防	住宅・都市	保健医療・福祉	エネルギー・情報通信	経済・産業	交通・物流	農林水産	環境・気候変動	県土保全・土地利用	リスクコミュニケーション	長寿命化対策	デジタル活用
港湾施設の整備等〔再掲〕					○	○	○		○			○	
道路の法面・盛土の土砂災害防止対策〔再掲〕							○		○				
緊急車両等に供給する燃料の確保					○								
避難行動要支援者対策の推進〔再掲〕	○			○					○				
自主防災組織等の強化〔再掲〕									○		○		
2-3 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状況の悪化による死者の発生													
避難所環境の充実	○			○									
避難行動要支援者対策の推進〔再掲〕	○			○					○				
自主防災組織等の強化〔再掲〕									○		○		
訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化〔再掲〕	○	○									○		
DPATによる精神保健活動支援体制の充実〔再掲〕				○									
災害時保健医療福祉活動に係る体制の整備〔再掲〕				○									
DHEATの構成員養成及び運営体制の強化〔再掲〕				○									
災害時の健康危機管理拠点である保健所の機能維持〔再掲〕				○									
災害発生時における社会福祉施設等の施設機能の維持〔再掲〕				○									
福祉避難所の充実・確保〔再掲〕				○									
教育施設の耐震化等〔再掲〕	○												
都市公園施設の減災対策等〔再掲〕			○									○	
下水道業務継続計画(BCP)の策定・推進					○				○				
下水道施設の維持管理					○				○			○	
県営住宅の防災・減災対策等〔再掲〕			○									○	
2-4 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止													
物資供給体制の充実・強化	○												
非常用物資の備蓄	○												
応急給水体制の整備					○								
自助・共助の取組促進〔再掲〕									○		○		
訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化〔再掲〕	○	○									○		
緊急車両等に供給する燃料の確保〔再掲〕					○								
大規模災害時等における広域応援体制の充実・強化〔再掲〕	○												
電力事業者等との連携強化による停電対策の推進	○				○								

強朝化の推進方針	行政機能	警察・消防	住宅・都市	保健医療・福祉	エネルギー・情報通信	経済・産業	交通・物流	農林水産	環境・気候変動	県土保全・土地利用	リスクコミュニケーション	長寿命化対策	デジタル活用
「道の駅」防災拠点化の推進	○						○						
停電時における電気自動車等の活用					○								
上水道施設の防災・減災対策					○				○				
港湾施設の整備等〔再掲〕					○	○	○		○			○	
緊急輸送道路の防災・減災対策							○		○				
港湾の事業継続計画(BCP)の策定・推進〔再掲〕					○	○	○		○				
漁業地域の事業継続計画(BCP)の策定・推進〔再掲〕							○	○	○				
迂回路となり得る農道・林道の整備							○	○	○			○	
2-5 多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生													
孤立集落発生を回避する道路整備							○						
砂防関係施設の維持管理等〔再掲〕									○	○		○	
雪崩対策の推進〔再掲〕									○	○			
緊急輸送道路の防災・減災対策〔再掲〕							○		○				
消防防災ヘリによる救助活動等の推進〔再掲〕		○											
迂回路となり得る農道・林道の整備〔再掲〕							○	○	○			○	
2-6 大規模な自然災害と感染症との同時発生													
感染症予防措置の推進〔再掲〕				○					○				
避難所環境の充実〔再掲〕	○			○									
下水道業務継続計画(BCP)の策定・推進〔再掲〕					○				○				
下水道施設の維持管理〔再掲〕					○				○			○	
単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進					○				○				
一般廃棄物処理施設の災害対策					○				○				
3-1 被災による警察機能の大幅な低下に伴う治安の悪化、社会の混乱													
交通安全施設の維持管理〔再掲〕		○										○	
警察施設の耐災害性等〔再掲〕		○										○	
警察の災害対応人員の確保及び災害用装備資機材の充実〔再掲〕		○											
警察ネットワーク環境の充実〔再掲〕		○			○								○
警察による災害対応業務のための電源・通信回線の確保		○											
自動起動式信号機電源付加装置の整備		○											
訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化〔再掲〕	○	○									○		

強靱化の推進方針	行政機能	警察・消防	住宅・都市	保健医療・福祉	エネルギー・情報通信	経済・産業	交通・物流	農林水産	環境・気候変動	県土保全・土地利用	リスクコミュニケーション	長寿命化対策	デジタル活用
3-2 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下													
市町村への人的支援	○								○				
多様な通信手段の確保	○				○								○
業務継続に必要な体制の整備	○												
緊急車両等に供給する燃料の確保〔再掲〕					○								
電力事業者等との連携強化による停電対策の推進〔再掲〕	○				○								
「道の駅」防災拠点化の推進〔再掲〕	○						○						
受援体制の整備	○												
防災拠点施設の機能確保	○												○
県庁舎の耐震化等〔再掲〕	○											○	
情報システムの業務継続体制(ICT-BCP)の強化					○				○				○
情報通信設備の耐災害性の強化					○				○				○
4-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力・経営執行力の低下、経済活動の停滞													
高規格幹線道路・地域高規格道路等の整備							○		○				
空港施設の整備等〔再掲〕							○					○	
港湾施設の整備等〔再掲〕					○	○	○		○			○	
漁港施設の整備等〔再掲〕								○	○			○	
橋梁施設の耐震対策等〔再掲〕							○					○	
無電柱化の推進〔再掲〕			○										
都市部の内水による浸水対策への支援〔再掲〕	○								○				
緊急輸送道路の防災・減災対策〔再掲〕							○		○				
新技術を活用した道路の維持管理の高度化							○					○	○
港湾の事業継続計画(BCP)の策定・推進〔再掲〕					○	○	○		○				
漁業地域の事業継続計画(BCP)の策定・推進〔再掲〕							○	○	○				
迂回路となり得る農道・林道の整備〔再掲〕							○	○	○			○	
企業の事業継続計画(BCP)策定の促進						○			○				
4-2 食料等の安定供給の停滞に伴う、県民生活・地域経済活動への基大な影響													
食料生産基盤の整備								○	○				
農業集落排水施設の整備等								○	○			○	
農業水利施設の適正な保全管理〔再掲〕								○	○			○	

強靱化の推進方針	行政機能	警察・消防	住宅・都市	保健医療・福祉	エネルギー・情報通信	経済・産業	交通・物流	農林水産	環境・気候変動	県土保全・土地利用	リスクコミュニケーション	長寿命化対策	デジタル活用
迂回路となり得る農道・林道の整備〔再掲〕							○	○	○			○	
家畜伝染病対策の充実・強化								○					
空港施設の整備等〔再掲〕							○					○	
港湾施設の整備等〔再掲〕					○	○	○		○			○	
漁港施設の整備等〔再掲〕								○	○			○	
緊急輸送道路の防災・減災対策〔再掲〕							○		○				
新技術を活用した道路の維持管理の高度化〔再掲〕							○					○	○
港湾の事業継続計画(BCP)の策定・推進〔再掲〕					○	○	○		○				
漁業地域の事業継続計画(BCP)の策定・推進〔再掲〕							○	○	○				
高規格幹線道路・地域高規格道路等の整備〔再掲〕							○		○				
4-3 異常渇水等により用水の供給の途絶に伴う、生産活動への甚大な影響													
渇水時における情報共有体制の確保					○				○				
農業用水の渇水対策								○	○				
ダム管理設備の機能確保〔再掲〕									○	○		○	
ダムによる洪水調節機能の強化〔再掲〕									○	○			
全天候型ドローンを活用した被災状況の早期把握	○												○
工業用水の渇水対策						○			○				
5-1 テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスや通信インフラが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態													
情報システムの業務継続体制(ICT-BCP)の強化〔再掲〕					○				○				○
情報通信設備の耐災害性の強化〔再掲〕					○				○				○
防災拠点施設の機能確保〔再掲〕	○												○
多様な通信手段の確保〔再掲〕	○				○								○
住民等への情報伝達体制の強化	○				○				○				○
放送事業者との連携強化	○				○								
発災時の情報収集及び共有	○				○								○
自助・共助の取組促進〔再掲〕									○		○		
自主防災組織等の強化〔再掲〕									○		○		
マイ避難の促進〔再掲〕									○		○		
訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化〔再掲〕	○	○									○		
適切な避難行動の呼びかけ〔再掲〕	○				○				○		○		

強硬化の推進方針	行政機能	警察・消防	住宅・都市	保健医療・福祉	エネルギー・情報通信	経済・産業	交通・物流	農林水産	環境・気候変動	県土保全・土地利用	リスクコミュニケーション	長寿命化対策	デジタル活用
避難行動要支援者対策の推進〔再掲〕	○			○					○				
警察による災害対応業務のための電源・通信回線の確保〔再掲〕		○											
雨量、河川水位、土砂災害危険度判定情報等の迅速な伝達					○				○		○		○
道路情報提供装置等の整備							○		○				
東日本大震災・原子力災害を踏まえた防災教育の推進									○		○		
学校災害対応マニュアルの作成支援											○		
医療機関における情報通信手段の確保〔再掲〕				○									○
障がい者、国内外からの旅行者への情報提供											○		
外国人住民に対する多言語による情報提供											○		
5-2 電気供給ネットワーク(発電電所、送配電設備)、ガス・石油等の燃料供給施設等の長期間にわたる供給機能の停止													
県の要請に基づく避難所等へのLPガス供給					○								
石油コンビナート防災体制の充実・強化〔再掲〕					○								
緊急車両等に供給する燃料の確保〔再掲〕					○								
電力事業者等との連携強化による停電対策の推進〔再掲〕	○				○								
港湾施設の整備等〔再掲〕					○	○	○		○			○	
無電柱化の推進〔再掲〕			○										
再生可能エネルギーの導入拡大					○								
停電時における電気自動車等の活用〔再掲〕					○								
5-3 上下水道施設の長期間にわたる機能停止													
上水道施設の防災・減災対策〔再掲〕					○				○				
下水道業務継続計画(BCP)の策定・推進〔再掲〕					○				○				
下水道施設の維持管理〔再掲〕					○				○			○	
単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進〔再掲〕					○				○				
工業用水道施設の整備等						○			○				
工業用水道の応急復旧体制の整備						○			○				
5-4 陸上・海上・航空の基幹交通インフラ及び地域交通ネットワークの分断による物流・人流への甚大な影響													
地方航空ネットワークの維持・拡充							○						
鉄道施設の復旧・基盤強化							○						
地域公共交通の確保							○						
空港施設の整備等〔再掲〕							○					○	

強硬化の推進方針	行政機能	警察・消防	住宅・都市	保健医療・福祉	エネルギー・情報通信	経済・産業	交通・物流	農林水産	環境・気候変動	県土保全・土地利用	リスクコミュニケーション	長寿命化対策	デジタル活用
砂防関係施設の維持管理等〔再掲〕									○	○		○	
道路の除雪体制等の確保〔再掲〕							○		○				
雪崩対策の推進〔再掲〕									○	○			
道路の防雪施設の整備〔再掲〕							○		○				
交通安全対策等の推進							○						
道路施設の老朽化対策							○					○	
緊急輸送道路の防災・減災対策〔再掲〕							○		○				
迂回路となり得る農道・林道の整備〔再掲〕							○	○	○			○	
災害時に地域の輸送等を支える道路整備〔再掲〕							○						
港湾の事業継続計画(BCP)の策定・推進〔再掲〕					○	○	○		○				
漁業地域の事業継続計画(BCP)の策定・推進〔再掲〕							○	○	○				
高規格幹線道路・地域高規格道路等の整備〔再掲〕							○		○				
港湾施設の整備等〔再掲〕					○	○	○		○			○	
漁港施設の整備等〔再掲〕								○	○			○	
橋梁施設の耐震対策等〔再掲〕							○					○	
無電柱化の推進〔再掲〕			○										
海岸保全施設の点検・更新等〔再掲〕								○	○			○	
自動化・遠隔操作監視システムを有する防潮水門及び陸閘の点検・更新等〔再掲〕									○	○			○
河川管理施設の整備等〔再掲〕									○	○		○	
冠水発生箇所の対策							○		○				
ソフト・ハードが一体となった総合的な土砂災害防止対策の整備〔再掲〕									○	○			
地すべり防止施設の整備等〔再掲〕								○	○	○		○	
6-1 有害物質の大規模拡散・流出													
有害物質の拡散・流出防止対策の推進									○				
アスベスト使用被災建築物の適切な管理・解体									○				
工場・事業所におけるリスクコミュニケーションの実施											○		
6-2 原子力発電所等からの放射性物質の放出及びそれに伴う被ばく													
原子力発電所の安全監視									○				
原子力防災体制の充実・強化	○								○				
放射線モニタリング体制の充実・強化									○				

強朝化の推進方針	行政機能	警察・消防	住宅・都市	保健医療・福祉	エネルギー・情報通信	経済・産業	交通・物流	農林水産	環境・気候変動	県土保全・土地利用	リスクコミュニケーション	長寿命化対策	デジタル活用
警察による原子力災害対策の充実・強化		○											
原子力災害医療体制の充実・強化			○										
特定廃棄物の適正処理									○				
中間貯蔵施設及び除去土壌等の輸送の安全確保									○				
除染により発生した除去土壌等の適切な管理									○				
放射線等に関する正しい知識の普及啓発											○		
様々な教育分野と関連した放射線教育の推進											○		
6-3 農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下													
災害に強い森林の整備								○	○	○			
地すべり防止施設の整備等〔再掲〕								○	○	○		○	
治山施設の整備等〔再掲〕								○	○	○		○	
食料生産基盤の整備〔再掲〕								○	○				
農業水利施設の適正な保安全管理〔再掲〕								○	○			○	
農業集落排水施設の整備等〔再掲〕								○	○			○	
鳥獣被害防止対策の充実・強化								○	○				
農業・林業の担い手確保・育成								○					
全天候型ドローンを活用した被災状況の早期把握〔再掲〕	○												○
7-1 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンの欠如及び災害対応・復旧復興を支える人材等の不足等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態													
災害対応ロボット等の開発・研究						○							○
罹災証明書の速やかな発行を実施するための体制強化	○												
災害ケースマネジメントの推進	○												
大規模災害時等における広域応援体制の充実・強化〔再掲〕	○												
市町村への人的支援〔再掲〕	○								○				
災害・復興ボランティア関係団体との連携強化				○					○				
建設業の担い手の確保						○							
被災建築物等の迅速な把握のための人材確保						○							
災害時応援協定締結者との連携強化						○			○				
ICT活用工事の推進、建設機械の遠隔操作や自動化施工、新技術の活用等					○	○							○
被災地における学びの確保	○												
7-2 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態													

強朝化の推進方針	行政機能	警察・消防	住宅・都市	保健医療・福祉	エネルギー・情報通信	経済・産業	交通・物流	農林水産	環境・気候変動	県土保全・土地利用	リスクコミュニケーション	長寿命化対策	デジタル活用
災害廃棄物処理計画の策定・推進									○				
災害廃棄物等の処理・収集運搬体制の充実・強化									○				
海岸漂着物等の適正処理									○				
一般廃棄物処理施設の災害対策〔再掲〕					○				○				
港湾施設の整備等〔再掲〕					○	○	○		○			○	
漁港施設の整備等〔再掲〕								○	○			○	
7-3 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復旧・復興が大幅に遅れる事態													
災害時における応急仮設住宅供給に係る事前把握			○										
地籍調査の推進			○						○				
7-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失													
文化財の防災対策			○						○				
地域コミュニティの再生・活性化			○										
自助・共助の取組促進〔再掲〕									○		○		
避難行動要支援者対策の推進〔再掲〕	○			○					○				
自主防災組織等の強化〔再掲〕									○		○		
地域公共交通の確保〔再掲〕							○						
7-5 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響													
風評等の防止に向けた適切な情報発信・販売対策等						○		○					
震災教訓の伝承・風化防止											○		
放射線モニタリング体制の充実・強化〔再掲〕									○				
港湾施設の整備等〔再掲〕					○	○	○		○			○	
漁港施設の整備等〔再掲〕								○	○			○	
家畜伝染病対策の充実・強化〔再掲〕								○					
港湾の事業継続計画(BCP)の策定・推進〔再掲〕					○	○	○		○				
漁業地域の事業継続計画(BCP)の策定・推進〔再掲〕							○	○	○				

福 島 県 国 土 強 靱 化 地 域 計 画

令 和 8 年 3 月

○発行・編集 福島県 危機管理部 危機管理課

〒960-8670

福島県福島市杉妻町2番16号

電話 024-521-8651

FAX 024-521-7993

E-mail kikikanri@pref.fukushima.lg.jp